

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

監 査 公 表

監査公表第4号

平成28年6月7日

高知県監査委員 三石 文隆
同 坂本 孝幸
同 坂田 和子
同 田中 克典

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人松本隆之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成27年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

平成27年度

包括外部監査結果報告書

私債権管理の適正化及び効率化について

平成28年3月

高知県包括外部監査人

松本隆之

目 次

第1 監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 監査テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 監査の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

5 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

6 監査テーマを選定した理由・・・・・・・・・・・・・・ 3

7 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 包括外部監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3 包括外部監査の結果及び意見（総論）・・・・・・・・ 4

1 平成20年度に実施された包括外部監査の概要・・・・ 4

2 平成20年度包括外部監査結果に対する県の対応・・・・ 5

3 平成26年度現在の組織体制及び債権管理手順等・・・・ 7

4 平成20年度以降の債権及び回収金額の推移・・・・14

5 債権管理条例の他県等の例・・・・・・・・・・・・16

6 債権放棄の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・34

7 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

第4 包括外部監査の結果及び意見（各論）・・・・・・・・ 36

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・・・・・・・・・・36

2 中小企業高度化資金・・・・・・・・・・・・・・・・・39

3 産業パワーアップ融資・・・・・・・・・・・・・・・・・42

4 中小企業設備近代化資金・・・・・・・・・・・・・・・・・44

5 農業改良資金貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・46

6 県営住宅使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・48

7 高等学校等奨学金貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・52

8 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金・・・・・・ 54

第5 意見・提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

1 税外未収金につき管理の徹底を図るための体制構築すべきであること・ 57

2 私債権の回収実績及び管理の効率を上げるために、業務の外部委託を進めること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

3 管理を徹底し、債権回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること・・・・・・・・・・・・・・ 59

添付資料

1 高知県財産規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

2 高知県財産規則の施行について（依命通達）・・・・ 90

3 管理マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

4 税外未収金の整理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・178

5 県が保有する債権の放棄に関する条例（兵庫県）・・・・ 178

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査テーマ

私債権管理の適正化及び効率化について

3 監査対象期間

平成21年度ないし平成26年度。ただし、必要に応じて過年度及び平成27度についても対象とした。

4 監査の体制

包括外部監査人 松本隆之（弁護士）

外部監査人補助者 山口剛史（弁護士）

外部監査人補助者 紫藤秀久（弁護士）

5 利害関係

外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で利害関係はない。

6 監査テーマを選定した理由

県が有する私債権の額は平成26年度末時点で約50億円にのぼる。県には、厳しい財政状況の中、これら債権を法令等にしながら適正に管理し確実に回収していくことはもちろんのこと、債務者に対する扱いの公平性を確保しつつ、管理・回収業務の効率化を図ることが求められている。高知県財産規則（以下「財産規則」という。添付資料1）113条が「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。」と規定するもの、まさにかかる趣旨であると思われる。

平成20年度包括外部監査は、「貸付金等について」をテーマにして実施され、県の有する貸付金債権の管理・回収に関して改善すべき重要な点が指摘された。県では、同指摘を受け、債権管理適正化プロジェクトチームを設置し、債権管理及び回収の適正化に関する検討を行った。同プロジェクトチームでは、債権管理の基本的な考え方や取組方針を示す「債権管理・回収の適正化に係る検討会」報告書を取りまとめ、また、同プロジェクトチームを中心として適正な債権管理を徹底するための管理マニュアルを作成するなどの対策を実施してきた。

これら対策により、県職員の債権回収に関する理解や手続としての適正化の面では一定の前進があったものと思われる。しかしながら、債権額そのものは、一部の大型債権の欠損処理によるものを除けば大きな削減効果は見られず、対策の効果は十分でないように思われる。とすれば、更なる債権の管理・回収の実効的な手段やいわゆる不良債権整理のための効率的な仕組み作りが求められているものと思われる。

そこで、今年度の包括外部監査では、平成21年度以降に県が行った施策を含めて実際に遵守されているか否か、そして回収の実績や適正・効率的な債権管理・回収・整理の実務につながっているかを調査し、仮に十分な結果が出ていないとすればどのような原因によるものか、結果につなげるために何が必要なのか検討することとした。

7 監査の着眼点

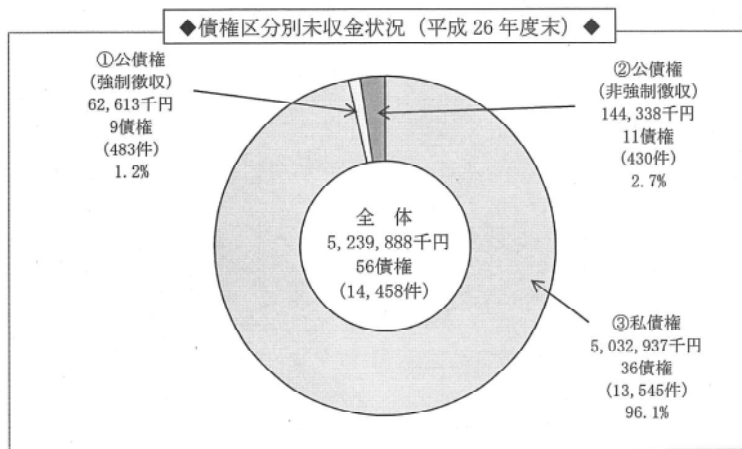
県が有する債権約52億円（平成26年度末時点）のうち、その大部分である約50億円（96.1%）を構成する私債権につき、平成20年度包括外部監査以降の管理・回収に関する取組等及び実績につき各所管課から関係書類の提出を受けるとともに必要に応じて関係者へのヒアリングを実施し、以下の点を中心に監査した。

- (1) 概要
- (2) 根拠法令
- (3) 各債権の債権管理手順
- (4) 未収金の概要
- (5) 債権管理手順の遵守状況
- (6) その他自主的取組
- (7) 債権管理の向上につながったか
- (8) さらなる改善には何が必要か

第2 包括外部監査の対象

1 私債権について

- (1) 県が有する債権には大きく分けて公債権と私債権がある。公債権には、地方税に代表される強制徴収可能な債権と生活保護費返還請求権のように強制徴収が認められない債権がある。これに対し、私債権とは民法等によって規律される契約等により発生した債権であり、例えば、契約に基づく貸付金や不動産の賃貸料などである。
- (2) 本監査では税外未収金のうちの大部分を占める私債権のうち、未収金額や未収債権数の多いもの、管理・回収体制に改善すべき点があると思われるものを対象として監査を行った。
- (3) 私債権は、強制的に徴収するには裁判所を介した手続が必要な点及び財産調査が任意でしか認められない点で強制徴収可能な公債権と異なり、債務者による時効（時効中断がない限り一定年数の経過により請求権が消滅すること）の援用によって時効消滅の効果が生じる点で全ての公債権と異なるという特徴を有する。



第3 包括外部監査の結果及び意見（総論）

1 平成20年度に実施された包括外部監査の概要

- (1) 監査のテーマ 貸付金等について
- (2) 監査の対象 財産に関する調書における債権の中から、金額的に重要性があり、かつ、滞納額が多額な貸付金等を対象（実質が貸付金としての性質を有する賛助金も含む）として実施された。具体的には、中小企業近代化資金貸付金、農業改良資金貸付金、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金、高知県高等学校等奨学金貸付金等である。
- (3) 監査の要点
 - ア 法令等に対する合规性
 - イ 財務事務手続等の合理性
 - ウ 対象の歳入歳出状況
 - エ 対象の管理運営の効率性
 - オ 財産に関する調書に記載された貸付金が適切に管理・評価されているか
 - カ 県が所管する貸付金が網羅的に財産に関する調書に記載されているか
- (4) 同監査による指摘及び改善提案等は概ね以下のとおり。
 - ア 貸付台帳や帳票の整備等を行うべきである
 - イ 種別ごとの貸付金残高や収入未済額等を随時に集計・照合することができない貸付金があり、一部には、決算文書の中にある財産に関する調書と一致していない貸付金もあった。
 - ウ 滞納債権が発生した場合に債務者ごとに作成している個票に滞納者への対応状況などの記録が十分に記録されていない。
 - エ 形骸化した貸付審査を改善すべきである
貸すことに重点が置かれ、回収可能性に関する意識が低いと思われるケースが少なくない。
 - オ 滞納債権の回収を強化すべきである
 - カ 債権管理・回収業務に関する職員の法律等の知識の不足、貸付業務に比べて低い回収業務に対する意識、人員体制の弱さ、庁内組織間の連携不足など職員や組織体制の問題から、債権回収が十分に行われていない。
 - キ 債権ごとの回収可能性の判断がなされないまま、漫然と督促や催告等の手続が行われている。
 - ク 滞納発生時における連帯保証人への対応、資産があるにもかかわらず返済しないなどの悪質な滞納者に対する財産の差押えなど、本来行われるべき債権回収努力がほとんど行われていない。
 - ケ 違約金の取扱いが規定に沿って行われていないケースや債務者等の資力等から見ると高額・高率に過ぎるのではないと思われるケースがあ

る。

エ 回収困難債権の整理をはかるべきである

明らかに回収見込みがない滞納債権についても、ほとんど不納欠損の措置をとっておらず、回収コストだけがかかっている。

2 平成20年度包括外部監査結果に対する県の対応

(1) 平成20年度包括外部監査の結果を受けて、県は個別の各債権について以下の措置をとることとなった。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ア 貸付目的達成の事後的検証のために、就学支度資金、技能取得資金、修業資金等の一時的に貸付を行う資金について使途状況の調査を行う。そのために、申請時に「使途状況調査同意書」を交付し、貸付金交付後には、領収書を添付した「調査票」を提出することとしている。

イ 滞納管理について、利害関係者の把握、抽出を行った後、一覧表を作成する。違約金については、母子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領に基づき適正な執行を行う。

ウ 年度末に貸付台帳の残高と財産に関する調書の突合を行う。

(3) 産業パワーアップ融資

滞納者の状況について債務者、連帯保証人の現状を再確認し、償還計画表を作成する。なお、債務者等が現実的に支払うことのできる期間を設定することは困難であり、債務者等の生活状況等を把握しながら、不納欠損処理を検討する。

(4) 中小企業設備近代化資金

ア 債務者の事業が破綻している場合

連帯保証人やその相続人の現状を再確認し、債権回収の可能性について整理、判断の上、回収可能なものについては債務者とも協議して償還計画表を作成し、計画償還させる。ただし、返済額は収入により変動する可能性があるとともに、現実的に支払うことができる期間の設定は困難であることから、できる限り債権を回収することに努める。

また、行方不明、生活困窮等により債権の回収が困難であると考えられるものについては、サービサー^{*1}に債務者の資産状況等の調査委託等を行いながら、不納欠損処理を検討する。

イ 債務者の事業が継続している場合

事業の状況について、ヒアリング等により適宜把握して、その都度、償還額を見直し、償還計画を再作成して債権の回収に努める。

(5) 農業改良資金貸付金

ア 貸付審査について

平成14年12月以降、県の直接貸付は行わず、融資機関経由の転貸では、借入申請書は融資機関（主に農協）の審査及び農業振興センター（又は家畜保健衛生所）の審査を経た上で提出され、審査は厳格化している。

また、直貸時の貸付にあっても、償還期限を30日過ぎてなお履行されない場合は、農協及び農業振興センターから延滞原因、指導経過等の報告を受ける。

イ 現地確認について

建設を伴う事業等の場合は、融資機関と連携して、適宜、事業実施期間中に現地確認を行うことを検討する。

ウ 変更後の事業計画の入手について

借受者からは毎年、指導機関に決算書を提出させることを義務付けており、経営状況が悪化している場合には、関係機関が連携して経営改善支援を行う。また、必要に応じて事業計画見直しの支援を行い、変更後の事業計画を提出してもらう。

債権保全上著しい支障があると認められる場合には、一時償還を検討する。

エ 滞納管理

滞納管理の手順については、貸付規則、事務取扱要領、「関係指導所における農業改良資金の取扱方法」により定めている。今後、直貸当時の貸付の新たな延滞発生は少ないと考えられ、新たに所管課独自のマニュアルを作成することは予定されていないが、債権管理・回収の適正化に係る検討プロジェクトチームで作成する予定の管理マニュアルを参考に業務を行っていく。

延滞農家に対しては、督促状の発送のほか、電話や面談による督促を行っている。

オ 滞納管理台帳の作成

交渉経過の記録は、その都度上席者まで回覧している。事後の対応について上司の意見がある場合には、回覧時に意見を記載する。回覧時には過去の交渉経過の概要をまとめた資料を添付している。この資料を滞納管理台帳として整理することとし、毎年1回は更新することとしている。

また、対応が困難な案件にあつては、上席者を交えて、対策を検討している。

*1サービサーとは、金融機関や一般会社の債権を譲り受けたり、委託を受けて回収・管理をしたりする専門会社。

カ 連帯保証人への督促等

借受者のみでの償還が困難な場合には、連帯保証人に対しても誓約書の提出を求めるケースもあるが、提出されない場合が多い。借受者の営農継続による償還を基本としており、連帯保証人に誓約書の提出を拒否されたことのみをもって法的措置を行うことはしていないが、必要な場合は法的措置を行うこととする。

また、法的措置を行うに当たっては、連帯保証人に十分な財産があることが前提になる。

連帯保証人が死亡したという情報を得た場合には、数か月後に相続放棄の調査を行い、相続放棄していない者に対しては、債務状況通知を行っている。

キ 回収不能債権の処理

少額でも定期的に償還を続けている借受者等がいる場合、不納欠損処分は行っていない。困難な中でも償還を続けている借受者とのバランスを考慮すると、費用対効果の観点のみをもって不納欠損処理を行うことは適当でないという考えからであるが、なお、債権管理等プロジェクトチームで作成予定の管理マニュアルも参考に対応していく。

ク 違約金の徴収

元金先充当の対象者には、制度の説明を行っている。

違約金の免除等については、国に対して改善策を要望したが、農業改良資金助成法で徴収が義務付けられており、見直しの考えはないとの回答を得ている。今後も、柔軟な対応ができるよう、他県と協力しながら要望していく。

(6) 高等学校等奨学金貸付金

ア 返還猶予者の要件継続確認について

大学等の教育施設に在籍しているために返還を猶予している者は年々増加しており、約250名の猶予者がいる状況である。奨学金業務は、貸与者・返還者の増加に併せて年々業務量も増大していることから、業務全体のことを考えながら対応が可能かどうか、今後、検討を行っていく。

イ 滞納者管理について

初回滞納者への対応時期について、現在の人員体制では対応が困難であることから、来年度以降、徴収体制を強化することにより取り組むようにしたいと考えている。

ウ 連帯保証人への対応

同上

エ 財産に関する調書等との整合性について

20年度決算から、財産に関する調書等を正確に作成するよう対応済みである。

(7) 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金

ア 返還開始までの期間について

対象者が多数であることなどから周知方法の検討や貸与台帳システムの改修による事務の省力化、事務手続時期の順次繰上げ等を行っている。

イ 一部債権の貸与台帳への未登録について

旧地域改善対策特別措置法による地域改善対策奨励資金（旧法の制度）について債権額の不一致については、保存書類で確認しているが特定には至っていない。また、貸与総額、免除総額ともに既存の集計資料によるものであるため再確認作業が必要である。貸与台帳システム改修のためのデータ整理と併せて確認等作業を行うこととしている。

また、不納欠損等については、債権管理等プロジェクトチームでの意見等を踏まえて検討を行う。

ウ 延滞利子について

監査報告書の改善提案である「貸付目的に応じた統一的な取扱」、「返済スケジュール変更時の取扱」を踏まえて検討を行う。

エ 滞納管理について

まず、滞納管理台帳について、貸与主体のシステムを部分改修してきたが、債権管理に関する機能が乏しいので、収納状況等一覧、集計機能や事務省力に重点を置いたシステム改修を行う。

次に、過年度滞納者への対応について、前記システムの改修には日時を要するため、これに先立って過年度滞納者への対応のため、財務会計システムの未収金データの集計用登録を行っており、順次督促等の作業を行う。

また、個別債権に関する問題については、データ等の整理作業と合わせて、債権管理等プロジェクトチームでの検討を行いながら対応する。

さらに、借受者本人への対応について保護者を経由した督促、直接本人への督促など取扱基準の明文化や運用などを検討する。

オ 財産に関する調書等との整合性について

財産に関する調書等の照合については、貸与台帳（債権管理システム）の機能等が不十分であることから、システムの改修等の作業を行っていく。今後は、貸与台帳と財産に関する調書等との整合性を図る。

カ 不納欠損について

延滞債権への対応については、債権管理等プロジェクトチームでの意見等を踏まえて検討を行う。

(8) さらに、県は、平成21年度に個別債権のみならず債権管理全体の手順の在

り方を見据えて債権管理プロジェクトチームを設置し、平成20年度包括外部監査において指摘された課題に対してさらに検討を行ってきた。

ア そして、検討の方向性が、債権管理適正化プロジェクトチーム作成にかかる「債権管理・回収の適正化に係る検討会」報告書（平成22年2月）において示されることとなった。かかる報告書によれば、課題への対応として主に3つの面からの取組が必要であるとしている。すなわち、

- i 債権管理方法について改善
- ii 債権回収強化
- iii 回収困難債権の整理促進

である。

まず、i 債権管理方法については主に事務手続を簡素化するとともに、電算システムの改善を進めていくものとした。

次に、ii 債権回収の強化については、職員の意識、能力の向上のために管理マニュアルの作成、研修の充実に取り組みつつ、メリハリを付けた債権回収を行うために債務者区分の導入、強制執行の積極的実行、分割納付の在り方の改善、外部委託を有効的活用、税と税外未収金の一元管理、回収専門部署の設置などを検討していくものとした。

さらに、iii 回収困難債権については整理の促進を図り、債権放棄による整理を検討していく必要があるものとした。

イ かかる方向性を受けて、i 債権管理方法については電磁的記録での保存を認めるなどの一定の簡素化が図られ、ii 債権回収強化においても管理マニュアルの作成、研修の実施、債務者区分の導入（管理マニュアル4）等へと結実してメリハリを付けた債権回収を指向する取組が行われた。外部委託についても一定の債権について活用され、債権管理体制上の工夫も一定の取組が行われてきた。

3 平成26年度現在の組織体制及び債権管理手順等

(1) 以上のとおり、平成20年度包括外部監査を受けて、県は各種規則等を改正するとともに管理マニュアル等を定めるなどして積極的に債権管理の課題に取り組んできた。

そこで、現時点における債権管理手順と組織体制をまずは整理した上でさらに改善すべき点を指摘していくこととする。

まず、債権管理を一般的に規律するものとして地方自治法（以下「自治法」という。）、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）、財産規則、高知県財産規則の施行について（以下「依命通達」という。添付資料2）、管理マニュアル（添付資料3）、税外未収金の整理方針（以下「整理方針」とい

う。添付資料4。以下、自治法、自治令、財産規則、依命通達、管理マニュアル及び整理方針を併せて「法令等」という。）が存し、債権管理を個別的に規律するものとして各私債権の根拠法令、条例、規則その他要綱等が存する。

そこで、①不良債権発生防止局面、②不良債権の回収局面、③不良債権の整理局面、④債権管理体制の整備の各局面において、法令等による債権管理の一般的な手順をまずは確認し、個別の法令、条例、同規則その他要綱等の定める個別的な債権管理手順については各論にて検討を加えることとする。

(2) ①不良債権発生防止局面

ア かかる局面については、

- i 債権発生時の審査の適切性
- ii 適時の請求
- iii 必要十分な記録整備
- iv 債権発生後の状況把握
- v 状況変化への対応

のそれぞれが適切に行われることによって不良債権の発生を防止することが肝要となる。

この点に関する法令等による一般的な定めは以下のとおりである。

イ i 債権発生時の審査

財産規則は債権発生時等に債権管理者^{*1}をして一定事項の調査確認を課している（財産規則114条・依命通達第4. 3（2））ため、私債権についても債権管理者は適切に調査確認を行わなければならない。

さらに、貸付審査時点で申請者の財務状況や資金の必要性等を厳格に審査しなければならず（管理マニュアル3（3）①）、連帯保証人等へ責任内容を書面等により理解させ、職員の前で署名押印させることが望ましく（同②）、適切な物的担保を確保することも求めている（同③）。

ウ ii 適時の請求

(7) 調定^{*2}（自治法231条、会計規則22条1項、管理マニュアル5（1））

- | | |
|------|---|
| a 主体 | 歳入徴収者（債権管理者） |
| b 内容 | 法令又は契約に基づいて債権が発生し、徴収すべき歳入の金額が確定されたときは、調査決定（調定）を行わなければならない。調定が遅延して納付期限 |

^{*1}債権管理者とは、会計規則2条3号に規定する歳入徴収者をいう（財産規則107条2項）。

^{*2}調定とは、徴収すべき歳入の内容を調査、決定する内部意思決定の行為であり、歳入が法令・契約に違反していないか、納入すべき金額等について調査を行うものである。

までが短期間とならないように注意することとされている。

(イ) 納入通知（自治法231条、会計規則27条、管理マニュアル5（2））

- a 主体 歳入徴収者（債権管理者）
 b 内容 債権者から債権を徴収しようとする際には、調定を行い、直ちに納入通知書を作成して納入者に送付することにより納入の通知をしなければならない。

エ iii 必要十分な記録整備

債権については原則として一定の書類が記録として整備すべきこととされている（電磁的記録で足りるとの例外も存する）。以下の資料は債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟になった場合には重要な証拠資料となることから、確実に記録整備し管理しなければならない。

その具体的な内容は以下のとおりである。

(ア) 債権発生通知書（財産規則116条・依命通達第4.3（4））

- a 主体 財産規則116条各号に定める者
 b 内容 債権管理者に対して債権発生通知書にて通知
 c 趣旨 債権管理者に所掌する私債権を完全に把握させる

(イ) 債権確認書（財産規則114条・依命通達第4.3（2））

- a 主体 債権管理者
 b 内容 一定事項の調査確認を行う
 c 趣旨 債権の内容を具体的かつ簡明に現すことで債権の内容を明らかにする
 d 整理方法 4つの分類によって整理（財産規則115条・依命通達第4.3（3））

(ウ) 債権差引簿（財産規則117条・依命通達第4.3（5））

- a 主体 債権管理者
 b 内容 債権確認書にて調査確認を行った債権について債権の現在額を明らかにしておかなければならない。
 c 趣旨 債権の発生と消滅の経過を残すことによって現在額を明らかにする
 d 整理方法 電磁的記録に保存されているときは不要

(エ) 歳入金債権管理簿（財産規則118、156条・依命通達第4.3（6））

- a 主体 債権管理者
 b 内容 歳入金として調定された債権（以下、「歳入金債権」という。）を歳入金債権管理簿にて管理しなければならない。

c 整理方法 電磁的記録に保存されているときは不要
 (ハ) 繰越歳入金債権管理簿（財産規則119条・依命通達第4.3（6））

- a 主体 債権管理者
 b 内容 滞納の発生した歳入金債権を繰越歳入金債権管理簿にて整理しなければならない。

c 整理方法 電磁的記録に保存されているときは不要

(カ) 歳入金債権整理票（財産規則120、156条・依命通達第4.3（7）・管理マニュアル3（4）①）

- a 主体 債権管理者
 b 内容 督促状の納付指定期限までに消滅しない債権については、歳入金債権整理票を作成して、督促、催告、納付状況、交渉経過等を記録し、債権管理の状況を明らかにしなければならない。この整備は必要不可欠である。

c 趣旨 整理の状況、具体的には交渉経過等を記入することをおして処理経過の詳細を明らかにする。

d 整理方法 電磁的記録に保存されているときは不要

(キ) その他

担保物管理簿（財産規則133条）、徴収停止調書（財産規則138条2項）、徴収停止債権簿（同）、消滅債権整理簿（財産規則157条2項）、不納欠損処分調書（財産規則159条1項）、不納欠損処分通知書（同条2項）、債権現在額報告書（財産規則165条）、督促状（納付書）発付簿（管理マニュアル6（5））等も作成が義務づけられている。

(ク) 保管方法

債権確認書、歳入金債権整理票は債権者ごとに整理し、債権差引簿、（繰越）歳入金債権管理簿は帳簿として整理しなければならない（管理マニュアル3（4））。

なお、金銭消費貸借契約書などの契約書（財産規則107、113条）、各種変更届、保証書並びに保証意思確認書類（財産規則130条4項）については、いつでも最新の届出内容を確認できるように債権者ごとに整理、保管することとされている（保存期間については高知県公文書規定による）。

オ iv 債権発生後の状況把握

債権管理者は常に債権者の資産状況に注意しなければならない（財産規則129条1項柱書）。

特に、債権が高額なものなどについては、債権の安全性を判断するため

に、年に1回は、登記簿謄本や財務諸表、税務申告書の写し（附属明細書、勘定科目明細書を含む）等の提出を債務者に求めるなど、情報の収集を行うべきである（管理マニュアル3（5）①）。

カ v 状態変化への対応

債務者の経済的破綻、担保の毀損等債務者の経済状況について信用不安を生じさせる事象が発生したとき、これを放置すれば不良債権化する可能性が極めて高く、状態の変化の在り方に応じて対応する義務がある。

(7) 履行期限の繰上げ（自治令171条の3・財産規則128条・依命通達第4.3（13）、管理マニュアル17）

- a 主体 債権管理者
- b 内容 財産規則128条1項各号のいずれかの事由が生じたときは、遅滞なく、履行期限の繰上及び理由を記した書類と納付書を債務者に送付して履行期限を繰り上げて一括納付を求める。
- c その他 法的措置を申し立てるときは予め履行期限を繰り上げて全ての未納分を請求債権とする。そのため、契約書等に予め期限の利益の喪失について明記しておくことが必要である。

(4) 債権の申出等（自治令171条の4第1項、財産規則128条、依命通達第4.3（13）、管理マニュアル18）

- a 主体 債権管理者
- b 内容 財産規則129条1項各号のいずれかの事由が生じたときは配当の要求その他債権の申出を行わなければならない。
- c その他 時期を失することがないように注意しなければならない。

(7) 債権の保全

- a 増担保要求（自治令171条の4第2項、財産規則130～133条、依命通達第4.3（14）、管理マニュアル3（5）②）
- (a) 主体 債権管理者
- (b) 内容 債権を保全するため必要があると認めるときは、担保の提供又は仮差押等必要な措置をとらなければならない。
- 担保適格性のあるものは原則として財産規則130条1項各号の定めるものに限られ、その担保価値は財産規則131条にて規定されたとおりに評価されな

なければならない。

担保物等の保存義務も存する。

b 民事保全（自治令171条の4第2項、財産規則134条、依命通達第4.3（14）、管理マニュアル3（5）②）

- (a) 主体 債権管理者
- もつとも、法務課に措置をとることを依頼することとされている。
- (b) 内容 債務者がその所有財産につき、濫費、廉売、隠匿等の行為をして財産の状況が不良となるおそれがある場合又は債務者が逃亡のおそれがあり、若しくは頻繁に居所を替え住所不明となるおそれがある場合その他債権管理上必要があると認めるときは、仮差押え又は仮処分の手続をとらなければならない。

c 債権者代位・債権者取消（自治令171条の4第2項、財産規則135、136条、依命通達第4.3（15）、管理マニュアル3（5）②）

- (a) 主体 債権管理者
- もつとも、裁判上債権者代位権を行使するとき、債権者取消権を行使するときは法務課に措置を依頼することとされている。
- (b) 内容 債務者が権利を行使しないため、その責任財産が減少し、債権の確保が期せられないおそれがある場合に、県が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位してその権利を行使しなければならない。

債務者がその所有にかかる財産につき、贈与、債務免除等の行為をなし、これにより当該財産が減少し、債権の確保が期せられないおそれがある場合において、県が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、当該詐害行為の取消しについて必要な措置をとらなければならない。

d 時効中断措置（自治令171条の4第2項、財産規則137条、依命通達第4.3（16）、管理マニュアル3（5）②・16、整理方針2（6））

- (a) 主体 債権管理者
- (b) 内容 債権が時効により消滅するおそれのあるときは、時効中断のため必要な措置をとらなければならない。その際には法務課に依頼することとされている。

必要となる措置は民法の定めるところによる。
債務承認及び分割納付誓約書、若しくは履行延期申請書の提出によっても消滅時効を中断する。

(3) ②不良債権の回収局面

ア 督促^{*1}（自治法231条の3第1項、自治令171条、財産規則124条、依命通達第4.3(11)、管理マニュアル6(1)）

(ア) 主体 債権管理者
(イ) 内容 全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは納付期限経過後30日以内に督促状を発行し、その督促状発布の日から起算して20日以内に納期限を指定して発布しなければならない。

時効中断効を有する（自治法236条4項）ことから事跡を明確にしておかなければならない。

(ウ) 書式 財産規則第21号様式その1
なお、摘要欄には延滞金、弁済充当の順位等を記載することとされている。

(エ) その他 督促状が返戻された場合、直ちに所在調査を行って判明した転居先に改めて送付する。

督促状を発行した場合は、発行年月日、納付又は納入期限、送付相手、返戻の有無等を歳入金債権整理票等に記載する。

(オ) 整理 督促状（納付書）発付簿を作成して保存

イ 催告（管理マニュアル7・整理方針2(1)）

(ア) 主体 債権管理者
(イ) 内容 督促状を発付して期限までに納付がないときは早期に催告を行うことで納付を促す。

(ウ) 文書による催告 一定の様式の文書にて送付し、債務者から反応がないときは電話や訪問による催告へと移行する。

(エ) 電話による催告 原則として債務者本人と交渉し、勤務先などの連絡先の確認、未納原因の聴取を行うことが重要である。また、在宅率の高い日時に催告を行うことも効果的と指摘されている。

(オ) 訪問による催告 電話による催告が奏効しないときは自宅等へ訪問

*1督促とは、納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に期限を指定してその履行を催告する行為をいう。

催告して原則として債務者本人と交渉する。勤務先、未納原因の聴取に務め、訪問による場合は相手の生活状況、営業実態の把握も可能である。また、在宅率の高い日時に催告を行うことも効果的と指摘されている。

訪問に先立ち、住民票、商業登記時効証明書及び住宅地図等により交通手段等を確認する。

(カ) 保証人への催告 滞納が発生したときは、主債務者と連帯保証人のどちらに対して請求してもよい。

(キ) 記録整理 催告を行った場合は、催告年月日、催告方法、催告相手、催告結果、内容を歳入金債権整理票等に記載する。

(ク) 留意点 長期滞納者とする滞納整理が困難となることが多いことから、早期の対応が債権回収の大切なポイントであり、早期対応で完納させるよう心がけるべきとされている。

ウ 交渉（管理マニュアル8）

(ア) 主体 債権管理者
(イ) 内容 交渉の手順（本人確認→債務額確認→納付要求→困難なときは理由聴取して返済計画立案→連絡先確認）に沿って納期限経過後は早急に催告交渉する。滞納後3か月以内の取組が大切と留意点を明らかにしている。

(ウ) 記録整理 交渉経過を歳入金債権整理票等に記載する。

エ 所在調査（管理マニュアル10、整理方針2(2)）

(ア) 主体 債権管理者
(イ) 内容 債務者の所在が不明となったときは、早期に住民票の交付等を申請するなど所在調査を行う。

住民票の交付等によっても所在が判明しないときは居住地の現地調査を行うことも検討する。

現地調査の際は、住居の状況（持ち家・賃貸、広狭、新古）、電気、ガスメーター（回転状況）、ポストの滞留郵便物、自動車（ナンバー）、営業状況（店構え、客の出入り）、マンション名等（部屋番号、氏名表示）に留意する。

(ウ) 記録整理 所在調査を行ったときは調査年月日、調査方法、

<p>(エ) その他 結果を歳入金債権整理票等に記載する。 私債権については公債権と異なり強制手段がないために限界が存する。</p> <p>オ 財産調査 (管理マニュアル11、整理方針2 (2))</p> <p>(ア) 主体 債権管理者</p> <p>(イ) 内容 督促状の送付、催告によっても支払いがなく、努力しても債務者の財産状況が不明であるときは、財産の調査を行う。 債務者が資料の提出に非協力的なときは調査同意書の提出を求める。 預貯金 (金融機関への取引状況の照会)、不動産 (不動産登記事項証明書の申請)、住民税・固定資産税の照会</p> <p>(ウ) 記録整理 財産調査を行ったときは調査年月日、調査方法、結果を歳入金債権整理票等に記載する。</p> <p>カ 担保実行若しくは保証人へ請求 (自治令171条の2第1号、財産規則126、127条、依命通達第4. 3 (12)、管理マニュアル12)</p> <p>(ア) 主体 債権管理者 もつとも、裁判所を利用した担保権実行に際しては法務課に措置を依頼する。</p> <p>(イ) 内容 督促したにもかかわらず相当期間経過後になお履行されないときは、督促状指定期限後1年以内に、原則として担保付債権 (保証人含む) については担保権の実行手続を、若しくは保証人への履行を請求しなければならない。債務承認及び分納誓約書を提出しながら、分納が2回以上不履行となった者が対象となる。 ただし、徴収停止措置又は履行延期措置をとる場合、時効完成債権、債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権はその限りでない。</p> <p>(ウ) その他 法的措置を予告する最終催告書の送付</p> <p>キ 強制執行 (自治令171条の2第2号、財産規則126条、依命通達第4. 3 (12)、管理マニュアル12、整理方針2 (4))</p> <p>(ア) 主体 債権管理者 もつとも、強制執行に際しては法務課に措置を依頼する。</p>	<p>(イ) 内容 督促したにもかかわらず相当期間経過後になお履行されないときで、債務者に支払能力があると予想されるときは、督促状指定期限後1年以内に、原則として、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない。債務承認及び分納誓約書を提出しながら、分納が2回以上不履行となった者が対象となる。 ただし、徴収停止措置又は履行延期措置をとる場合、時効完成債権、債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権はその限りでない。</p> <p>(ウ) その他 法的措置を予告する最終催告書の送付</p> <p>ク 訴訟等 (自治令171条の2第3号、財産規則126条、依命通達第4. 3 (12)、管理マニュアル12、整理方針2 (4))</p> <p>(ア) 主体 債権管理者 もつとも、強制執行に際しては法務課に措置を依頼する。</p> <p>(イ) 内容 督促したにもかかわらず相当期間経過後になお履行されないで、債務者に支払能力があると予想されるときは、督促状指定期限後1年以内に、非担保付債権であり、かつ、債務名義のない債権については、訴訟手続等をとらなければならない。債務承認及び分納誓約書を提出しながら、分納が2回以上不履行となった者が対象となる。 ただし、徴収停止措置又は履行延期措置をとる場合、時効完成債権、債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権はその限りでない。 分納交渉の際は、財産状況が分かる資料を提出させる。</p> <p>(ウ) その他 訴訟には議会の議決が必要である (自治法96条1項12号)。支払督促申立には議会の議決は不要であるが、債務者より督促異議の申立があると訴訟に移行するため議会の議決が必要となる。議会の議決を得る余裕がないときは専決処分を行い、次の議会にて専決処分報告を行う。 法的措置を予告する最終催告書の送付</p> <p>ケ 外部委託 (自治令158条) 貸付金の元利償還金については、住民の便益の増進に寄与すると認めら</p>
--	---

れるときは、私人に徴収又は収納の事務を委託することができることとされている。

コ 以上のとおり、債権回収のための手続を順次とって債権回収に万全の措置をとることが要請されている。

なお、県は、滞納発生後の対応が早ければ早いほど効果があるとされていることから、できるだけ早期に債務者等との交渉や財産調査を行い、滞納原因、支払能力、給付意思等を明らかにした上で適切な対応をとる必要があるとし、具体的には以下の区分に沿って回収等に取り組むこととしている。

滞納期間	債務者の状況	主 な 対 応
滞納3箇月以内		督促状送付、 債務者の状態把握（電話、訪問）
滞納3箇月超 1年以内	支払能力あり （無資力又はこれに近い状態以外）	催告（文書、電話、訪問）、 連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 （無資力又はこれに近い状態）	連帯保証人への請求、履行延期、 徴収停止
滞納1年超	支払能力あり （無資力又はこれに近い状態以外）	催告の継続、時効中断措置、 連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 （無資力又はこれに近い状態）	連帯保証人への請求等、履行延期、 徴収停止、消滅時効、債権放棄
回収困難	破産、行方不明、死亡等	連帯保証人への請求、徴収停止、 消滅時効、債権放棄

(4) ③不良債権の整理局面

以上の手続をとってもなお回収されない債権も発生しうるところ、かかる債権についていつまでも管理し続けることとしては、かえって県の人的財務的負担を増大させてしまい「県の利益」に反する事態となりかねない。

そこで、債権回収を適正に行った後も回収が進まない債権については、不良債権として整理することを見据えた手続をとっていく必要がある。

具体的には以下の手続である。

ア 徴収停止（自治法240条3項、自治令171条の5、財産規則138条、依命通達第4.3(17)）

- (7) 主体 債権管理者
- (4) 内容 履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、自治令171条の5各

号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

事業の休止状況等財産規則138条1項列挙事由については特に厳密適正に調査、確認しなければならないものの、徴収停止の活用は積極的に検討する必要がある。

- (7) 記録整理 徴収停止調書、（繰越）歳入金債権管理簿、歳入金債権整理票に徴収停止処分を表示し、徴収停止債権簿に転記しなければならない。
- (5) 処分後の措置 消滅時効完成まで、機会あるごとに債務者を調査し、徴収停止条件が欠けたときは直ちに処分を取り消さなければならない。自主的な納付を受領することはできる。
- (6) その他 履行期限経過後概ね6か月程度は原則として徴収停止処分を行わないこととされている。

イ 相殺（財産規則140条、依命通達第4.3(18)）

- (7) 主体 債権管理者・支出命令者
- (4) 内容 債権管理者は、所掌に属する債権について、当該債権と相殺することができる県の債務があることを知ったときは、直ちに当該債務にかかる支出命令者に対し、相殺すべきことを請求しなければならない。支出命令者は、その所掌に属する支払金にかかる債務について、前項の請求があったときその他法令の規定により当該債務を相殺することができる県の債権があることを知ったときは、遅滞なくその措置をとらなければならない。
もともと、公益上著しい支障を及ぼすおそれのあるときは除く。

ウ 履行延期・分割納付（自治法240条3項、自治令171条の6、財産規則142～151条、依命通達第4.4(1)ないし(3)、管理マニュアル9、整理方針2(5)）

- (7) 主体 債権管理者
- (4) 内容 債権について、無資力等自治令171条の6第1項各号のいずれかに該当する場合、その履行期限を延長する特約又は処分（分割納付）をすることができ

る。

履行延期の特約（分割納付）等を行う場合には、債務者に履行延期申請書（分納誓約書）を提出させ、債権管理者は履行延期承認通知書を送付しなければならない。

財産規則150条1項各号列挙事由に該当する場合を除き、年2.9%の延滞利息を徴しなければならない。

履行延期（分割納付）を認めるかどうかの判断材料として源泉徴収票、給与明細書、税申告書、決算資料、課税証明書、借入金資料、調査同意書等の提出を求める。

履行延期の期間は原則として5年以内で定めなければならない、1年以内を基本とする。

履行延期を行う場合には、原則として、財産調査応諾等の一定の条件を付し、担保を提供させ、債務名義を取得し、債務証書を提出させなければならない。

履行を監視し、納付が滞ったときは直ちに催告等を行う、履行延期を認めた理由が欠けたときは直ちに取り消す。

分納約束を反故にする不誠実な債務者に対しては早期に法的措置を含めた対応を行う。

(ウ) 書式

財産規則別記25号・26号・管理マニュアル様式5

なお、分割納付が2回以上不履行となった場合は、期限の利益を喪失し、法的措置を受けても異議はないことを約束させる文面とする。

(エ) その他

延滞利息、遅延損害金及び延滞金の内容の説明をしておくこと。

分納誓約書の提出は時効中断事由に該当する。

エ 債務の免除（自治法240条3項、自治令171条の7、財産規則152～154条、依命通達第4.4(4)）

(ア) 主体

債権管理者

(イ) 権限の内容

自治法171条の6の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を

(ウ) 内容

経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれにかかる損害賠償金を免除することができる。

原則として債務者に債権免除申請書を提出させて行わなければならない。ただし、債権免除申請書を提出させることのできないやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

(エ) その他

議会の議決は不要である。

(オ) 書式

財産規則別記27号様式

オ 債権のみなし消滅（財産規則157条）

(ア) 義務の対象

債権管理者

(イ) 内容

その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたときは、そのことの経過を明らかにした書類を作成して、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理する。

(ウ) その他

法的には消滅していないが、経済価値が消滅していると認められる債権について消滅したものとみなしてみなし消滅債権整理簿に記録し、債権差引簿の額を抹消するものとされている。

カ 権利の放棄（管理マニュアル33）

(ア) 概要

債権放棄には議会の議決が原則として必要であり、議会の議決なく債権放棄を認める旨の条例があるときはこの限りではない（自治法96条1項10号）。もともと、高知県においてはかかる条例は存しないため、債権放棄に際しては議会の議決が必要である。

(イ) 要件

①相当程度の徴収努力が行われたこと

督促、催告、交渉、調査を行い、その記録があるか、又は、債務者が行方不明であるなどしても、可能な限り所在調査を行い、その記録があること

②他法令等により債権の消滅等に至ることがないこと

③消滅時効期間の経過

④援用の見込み

⑤債務者からの援用の確認が得られないこと
債務者の行方不明、法人等の実体の不存在などであるが、保証人から納付を受ける可能性があるときは放棄できない。

キ 以上のとおり、不良債権の整理局面では上記の手續を順次とることが義務づけられ、若しくは認められているのである（なお、遅延損害金については管理マニュアル19参照）。

(5) ④債権管理体制の整備（財産規則108条以降、依命通達第4. 2）

債権管理に関する事務については、本来、当該債権の発生の基因となった事務又は事業を所掌する部局の長が補助執行するものであるが、債権管理者には債権に関する事務の権限を委任するものとされている。

しかし、平成20年度包括外部監査を受け、全庁的に滞納債権の回収・整理に取り組むための庁内連絡会の一環として税外未収金対策幹事会がもたれることとなった。同幹事会の会長を総務部副部長が、副会長を税務課長及び管財課長が務め、幹事として児童家庭課長、経営支援課長、協同組合指導課長、住宅課長、高等学校課長（平成26年10月から）、人権教育課長が参加する体制のものである。

さらに、税外債権について専門部署による債権回収と指導助言を実施する目的で税務課税外未収金対策チームが設置された。同チームの主な業務内容は、i 各債権所管課より依頼を受けて引受案件の債務者（保証人等含む）に電話、文書、訪問等により催告を行うこと、ii 必要に応じて、債務承認書、分納誓約書、調査同意書の徴収を行い、所在や財産等の調査を行うこと（債権の調定自体は原課から移管されておらず、納付書の発行や収納は原課で行う）、iii 税外未収金対策幹事会の開催、iv 税外未収金対策にかかる研修会の実施、v 各債権所管課における税外未収金の管理・回収状況の把握及び指導である。同チームの平成26年度の体制は企画監1名（平成27年1月から）、主任2名である。

同チームの平成26年度の共同管理（前項 i 及び ii の業務）の実績は6課の9種類の債権（看護師等養成奨学金、介護福祉士等修学資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返納金、訴訟費用、農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金、高等学校等奨学金、過誤納支出入金）に及び、その合計件数は108件、合計額は37,271千円である。

他方、同チームが平成26年度に行った税外未収金の管理・回収にかかる指導・助言（前々項 v の業務）は、30課の58種類の債権（警察本部所管の未収金、企業局にかかる未収金及び県税加算金、延滞金を除く全ての税外未収金）

に対して行われ、その合計件数は13,904件、合計額は約52億2000万円である。

4 平成20年度以降の債権及び回収金額の推移

- (1) 以上のとおり、平成20年度包括外部監査を受けて債権回収への取組を強化した結果として、現在の債権回収の手順が組み立てられている。かかる債権回収の体制整備、債権回収の手順が奏効したかどうかをみるための債権回収にかかる結果を確認すれば、その内容は以下のとおりである。

税外未収金 収入未済額一覧表 (H19~26決算比較)

課 名	債権の名称	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H19	
児童家庭課	母子寡婦福祉資金 貸付金	収入未済額 (千円)	44,083	41,977	45,274	42,388	39,966	37,107	36,307	34,933	-9,150	
		件数	473	454	483	469	462	417	402	503	30	
		1件当たり金額 (千円)	93	92	94	90	87	89	90	69		
経営支援課	中小企業高度化資金	収入未済額 (千円)	3,488,060	3,475,546	3,472,575	2,864,288	2,829,285	2,820,794	2,782,578	2,783,329	-704,731	
		件数	14	15	14	12	12	11	11	10	-4	
		1件当たり金額 (千円)	249,147	231,703	248,041	238,691	235,774	256,436	252,962	278,333		
	産業パワーアップ融資	収入未済額 (千円)	1,180,330	1,180,200	1,180,130	1,180,110	1,180,090	1,180,059	1,179,999	1,179,939	-391	
		件数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
		1件当たり金額 (千円)	1,180,330	1,180,200	1,180,130	1,180,110	1,180,090	1,180,059	1,179,999	1,179,939		
	中小企業設備近代化 資金	収入未済額 (千円)	23,976	22,792	20,387	16,928	14,782	10,519	10,047	9,535	-14,441	
		件数	8	8	7	6	5	4	4	4	-4	
		1件当たり金額 (千円)	2,997	2,849	2,912	2,821	2,956	2,630	2,512	2,384		
	協同組合指導課	農業改良資金貸付金	収入未済額 (千円)	96,736	110,200	114,204	117,673	112,676	106,912	102,224	99,192	2,456
			件数	32	38	40	36	29	26	26	26	-6
			1件当たり金額 (千円)	3,023	2,900	2,855	3,269	3,885	4,112	3,932	3,815	
住宅課	県営住宅使用料 (家賃・駐車場使用料)	収入未済額 (千円)	225,031	235,807	240,383	238,226	236,787	239,126	241,774	250,987	25,956	
		件数	677	708	720	689	707	726	810	854	177	
		1件当たり金額 (千円)	332	333	334	346	335	329	298	294		
高等学校課	高知県高等学校等 奨学金	収入未済額 (千円)	12,229	23,744	39,635	57,770	75,828	84,609	92,358	93,206	80,977	
		件数	190	326	484	648	773	789	802	810	620	
		1件当たり金額 (千円)	64	73	82	89	98	107	115	115		
人権教育課	高知県地域改善対策 奨励資金貸付金	収入未済額 (千円)	330,474	384,267	429,195	475,493	474,743	476,726	477,522	493,929	163,454	
		件数	7,953	9,032	10,155	11,401	11,213	11,124	11,028	11,177	3,224	
		1件当たり金額 (千円)	42	43	42	42	42	43	43	44		
合 計	※上記以外の債権も含 んだ合計	収入未済額 (千円)	5,697,803	5,779,674	5,844,461	5,280,467	5,244,415	5,248,506	5,221,258	5,239,888	-457,915	
		件数	10,459	11,856	13,063	14,310	14,081	13,950	13,904	14,458	3,999	
		1件当たり金額 (千円)	545	487	447	369	372	376	376	362		

なお、これは本監査の対象債権に限定したものである。

時効期間が経過する債権の年度別発生件数及び額に関する調査

(単位:件、円)

債権名	H26年度完成		H25年度完成		H24年度完成		H23年度完成	
	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
老人福祉資金貸付金、老人居室 整備資金貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0
心身障害者扶養共済制度掛金	4	723,600	1	94,000	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	990,000	0	0	0	0	1	23,200
応用訓練収入(自動車板金部分差 控)	0	0	0	0	0	0	0	0
林業・木材産業改善資金貸付金	0	0	1	5,431,900	0	0	0	0
沿岸漁業改善資金貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0
返納利息	1	123,163	0	0	0	0	0	0
県営住宅使用料	10	3,015,016	12	5,213,770	22	10,432,070	14	13,109,270
高等学校等奨学金貸付金	2	43,000	0	0	0	0	0	0
定時制課程及び通信制課程修学 奨励資金貸付金	0	0	1	9,000	0	0	0	0
高知県地域改善対策奨励資 金貸付金	384	17,277,498	326	14,345,011	284	11,372,121	254	10,065,005
全 体	402	22,172,277	341	25,093,681	306	21,804,191	269	23,197,475

H22年度完成		H21年度完成		H20年度完成		H19年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1	2,000	0	0	0	0	1	973,248
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
13	11,791,770	14	9,331,808	10	2,567,700	11	5,447,280
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
202	7,802,577	162	6,074,196	113	4,399,692	84	2,857,308
216	19,596,347	176	15,406,004	123	6,967,392	96	9,277,836

H18年度以前		合計	
件数	額	件数	額
17	4,396,606	17	4,396,606
0	0	5	817,600
6	1,144,731	10	3,133,179
3	199,867	3	199,867
0	0	1	5,431,900
3	3,548,000	3	3,548,000
0	0	1	123,163
151	72,807,741	257	133,716,425
0	0	2	43,000
0	0	1	9,000
1,059	24,775,720	2,868	98,969,128
1,239	106,872,665	3,168	250,387,868

(H27.11.18)

滞納事案の処理状況調査(平成26年度決算時点)			56債権	課室名	税務課	件数%	金額%
			件数	実人数	金額(円)		
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	14	14	3,623,766	0.10%	0.07%
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの	1	1	160,000	0.01%	0.00%
		③債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの	110	35	14,466,454	0.79%	0.28%
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの(破産手続き中のものを含む)	1,773	733	350,510,859	12.69%	6.69%
		⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの	5,973	1,365	399,728,717	42.74%	7.63%
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが少額分納で全額回収の見込みのないもの	254	146	3,960,835,909	1.82%	75.59%
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの	2,600	1,476	251,695,111	18.60%	4.80%
小 計			10,725	3,770	4,981,020,816	76.74%	95.06%
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	586	272	34,798,257	4.19%	0.66%
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの	60	58	34,889,601	0.43%	0.67%
		⑩債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの	25	23	15,966,677	0.18%	0.30%
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの	733	234	39,754,697	5.24%	0.76%
		⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの	1,847	484	133,438,172	13.22%	2.55%
小 計			3,251	1,071	258,847,404	23.26%	4.94%
合 計			13,976	4,841	5,239,868,220	100.00%	100.00%

(2) 回収実績 — 平成19年度決算後の推移

母子父子寡婦福祉資金貸付金については収入未済額が一時的に増加しているものの、全体としては減少傾向にあり、①不良債権の発生防止、②不良債権の回収、③不良債権の整理促進の各局面で適切な対応がとられてきた結果といえる。

他方、中小企業高度化資金、産業パワーアップ融資、中小企業設備近代化資金のそれぞれについても収入未済額は減少しているが、これも③不良債権の整理を促進した結果といえる。

これに対し、農業改良資金貸付金、県営住宅使用料、高等学校等奨学金貸付金、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金については収入未済額が増加傾向を示している。高等学校等奨学金貸付金制度は、制度発足からさほど時間が経過していないために今までが少なかったにすぎない。県営住宅使用料はそもそも低所得世帯を対象として発生する債権である以上、ある程度の回収困難債権が発生しうることが当初より想定すべきものであることからすれば、現在の債権管理手順においても、②不良債権の回収局面の強化と③不良債権の整理促進局面での対応がまだ不十分であることを示唆している。高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の新規貸付は終了しており、現在は債権回収業務に特化している。そのため、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金についても②不良債権の回収局面の強化と③不良債権の整理促進局面での対応が不十分であることを示唆している。

また、平成20年以降も消滅時効期間を経過した債権が多数存在していることは、極めて問題であると言わざるを得ない。

5 債権管理条例の他県等の例

(1) 以上に述べたとおり、②不良債権の回収局面の強化と③不良債権の整理促進局面の整備が必要であるが、かかる課題は高知県だけのものではないはずであり、他県においても同様の課題を抱えているはずである。

かかる課題への制度的対応として他県においては債権管理条例を定めている例が存することから、監査人にて、債権管理条例を制定済みの8都道府県債権管理条例(東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、京都府、三重県、岡山県、山口県)に加え、高知市の債権管理条例の各内容を調査した。結果として、都市圏、中規模圏域、地方圏域と偏りない調査となったのではないと思われる(県が保有する債権の放棄に関する条例(兵庫県)については巻末資料(添付資料5)で取り上げた)。

それぞれの条例の内容を一覧表としたものが以下の表である。

	埼玉	東京	神奈川	三重	京都	大阪	岡山	山口	高知市
目的(趣旨)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定義	0	0	0	0	0		0	0	0
債権管理の原則	0			0			0		
知事等の責務	0	0	0		0			0	0
強制執行等	0	0	0	0			0	0	0
情報の利用	0		0	0					
放棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会への報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の法令等との関係	0	0	0	0	0	0	0		0
管理体制の整備		0		0			0		
督促		0	0	0			0	0	0
履行期限の繰り上げ		0		0				0	0
債権の申し出		0		0			0		0
徴収停止		0		0			0	0	0
履行延期の特約等		0		0	0		0	0	0
免除		0		0			0	0	0
遅延損害金				0					
委任		0		0	0	0	0	0	
債務者の資力等に応じた措置					0				
債権回収・整理計画の策定等						0			
債権の回収及び整理に関して講ずべき措置						0			
和解							0		
台帳の整備					0				0
滞納処分等									0

以上の各項目の具体的な条項は以下のとおりである。なお、条文上の漢数字はアラビア数字で表記した。

(2) 目的規定

ア 東京都債権管理条例

第1条 この条例は、東京都（以下「都」という。）が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資する

- ことを目的とする。
- イ 神奈川県債権管理条例

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。
 - ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。
 - エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

第1条 この条例は、府が行う債権の回収（債権を保全し、又は債権を取り立てることをいう。以下同じ。）及び債権の整理（債権の内容を変更し、又は債権を消滅させることをいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとする。
 - オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。
 - カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第1条 この条例は、県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。
 - キ 岡山県債権管理条例

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。
 - ク 山口県債権管理条例

第1条 この条例は、県が有する債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。
 - ケ 高知市債権管理条例

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。
 - コ 概観

債権管理においては適正化の要請を基本としつつも、効率性の観点から

人的財務的資源を選択的に、集中的に投下することで、公正かつ円滑な行財政運営を図ろうとするものであることを明らかにしたものと理解できる。

(3) 定義規定

ア 東京都債権管理条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都の債権 金銭の給付を目的とする都の権利をいう。
- (2) 都の私債権 都の債権のうち、公債権（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権をいう。）以外のものをいう。
- (3) 条例等 条例並びに東京都規則、法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）をいう。

イ 神奈川県債権管理条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する県の歳入に係る債権（以下「公債権」という。）のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の場合により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (4) 私債権 県の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の債権 県が有する金銭の給付を目的とする権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 県の債権のうち、地方税法（昭和25年法律

第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の場合により処分することができるものをいう。

- (3) 非強制徴収債権 県の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 非強制徴収債権のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第2項の規定の適用を受けないものをいう。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする権利をいう。
- (2) 私債権 消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権以外の債権をいう。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 私債権 債権のうち、公債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権であって、法第236条第2項に規定する時効による消滅について、時効の援用を要しないものをいう。）以外のものをいう。
- (3) 規則等 規則、法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。

キ 岡山県債権管理条例

第2条 この条例において「県の債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利をいう。

- 2 この条例において「非強制徴収債権」とは、県の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権、同法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号

の地方団体の徴収金に係る債権を除いたものをいう。

ク 山口県債権管理条例

第2条 この条例において「債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。

2 この条例において「非強制徴収債権」とは、債権のうち、地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。

ケ 高知市債権管理条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。

(2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

コ 概観

定義はそれぞれの債権管理条例の対象とする債権の対象にもかかわるものであり、公債権をも含めた債権管理条例においては公債権についての定義も設けられている例も多い傾向が見受けられる。

(4) 他の法令等との関係（債権管理の原則）

ア 東京都債権管理条例

第3条 都の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

イ 神奈川県債権管理条例

第3条 県の債権の管理については、法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第3条 県の債権の管理については、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第5条において「令」という。）その他の法

令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条第1項において同じ。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

第2条 債権の回収及び整理に関する事務は、法令、この条例及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も府の利益に適合するよう処理しなければならない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第1条 府の債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第3条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第4条 債権の管理に関する事務は、法令、条例又は規則等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するよう処理しなければならない。

キ 岡山県債権管理条例

第3条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

コ 概観

当然の規定であろう。

(5) 知事等の責務

ア 東京都債権管理条例

第4条 知事及び公営企業管理者は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等を行わなければならない。

2 知事は、都の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えとともに、当該事務の処

理について必要な調整を行うものとする。

イ 神奈川県債権管理条例

第4条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例及び規則に基づき、適切かつ効率的に県の債権を管理するものとする。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第4条 知事、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例及び規則に基づき、適切かつ効率的に県の債権を管理するものとする。

2 知事等は、県の債権の管理の適正化を図るため、県の債権の管理についての手続を整えとともに、県の債権の管理に関する事務の処理について必要な調整を行うものとする。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第3条 知事は、法令及び条例の定めるところにより、適正かつ効率的に債権の徴収を行わなければならない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第5条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、規則等で定めるところにより、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（2項以下、略）

キ 岡山県債権管理条例

第4条 知事及び岡山県公営企業条例（昭和41年岡山県条例第64号）第4条第1項の規定により置かれる管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に債権の管理を行わなければならない。

2 知事等は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、市の債権の管理に関する事務について、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等で定めるところにより、これを適正に処理しなけれ

ばならない。

コ 概観

知事等の責務を定めるものであり、内容としては当然のことを規定しているものであるが、各条例の定める債権管理の方向性を明らかにするものとして機能している。

(6) 管理体制の整備

ア 東京都債権管理条例

第5条 知事及び公営企業管理者は、都の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、都の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第5条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の処理の状況を的確に把握するとともに、規則等で定めるところにより、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

キ 岡山県債権管理条例

第4条 （1項略）

2 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、当該事務の処理について必要な手続及び体制を整備するものとする。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

当該条令に規定はない。

コ 概観

債権の適正かつ効率的な管理を行うために体制整備を求めるものであり、内容としては当然のものである。なお、条例ではなく、条例を受けた施行規則にて定めている例もある。

(7) 台帳の整備

ア 東京都債権管理条例

当該条令に規定はない。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第3条（1項、2項略）

3 知事は、滞納者があるときは、収納、催告等の状況を記載した滞納を整理するための台帳を作成する等債権を適正に管理しなければならない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

当該条令に規定はない。

キ 岡山県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するために必要なものとして、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

コ 概観

債権管理という性質上、当然の規定である。

(8) 履行期限の繰上げ

ア 東京都債権管理条例

第8条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。た

だし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第9条 知事等は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由であつて規則等で定めるものが生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

キ 岡山県債権管理条例

第7条 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

ク 山口県債権管理条例

第6条 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

ケ 高知市債権管理条例

第9条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

コ 概観

自治令171条の3の規定を踏まえた内容のものとなっており、概ね同様

の内容となっている。

(9) 債権の申し出

ア 東京都債権管理条例

第9条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により都が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事及び公営企業管理者は、都の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第10条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他私債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置を採らなければならない。

キ 岡山県債権管理条例

第8条 知事等は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

第10条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

（2項略）

コ 概観

自治令171条の4の規定を踏まえた内容のものとなっており、概ね同様の内容となっている。

(10) 督促

ア 東京都債権管理条例

第6条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権（法第240条第4項に掲げる債権に該当するものを除く。次条から第12条までにおいて同じ。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。

イ 神奈川県債権管理条例

第5条 知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、速やかに督促を行うものとする。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第6条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

キ 岡山県債権管理条例

第5条 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

ク 山口県債権管理条例

第4条 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

ケ 高知市債権管理条例

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例等で定めるところにより、これを督促しなければならない。

コ 概観

自治令171条を踏まえた内容のものとなっており、概ね、同様の内容となっている。

(11) 強制執行等

ア 東京都債権管理条例

第7条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている都の私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある都の私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前二号に該当しない都の私債権（第一号に該当する都の私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

イ 神奈川県債権管理条例

第5条 （1項略）

2 知事等は、前項の督促をしてもなお履行されないときは、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、担保権の実行の手続若しくは保証人に対する履行の請求、強制執行の手続又は訴訟手続による履行の請求を行うものとする。

3 知事等は、前項の訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第5条 知事等は、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、令第171条の2第1号の規定による担保権の実行の手続等、同条第2号の規定による強制執行の手続又は同条第3号の規定による訴訟手続を行うものとする。

2 知事等は、令第171条の2第3号に規定する債権については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立て（次項において単に「支払督促の申立て」という。）を積極的に行うものとする。

3 知事等は、令第171条の2本文に規定する場合において、一の債務者につき県の債権が複数存在するときは、できる限り一括して支払督促の申立てを行うものとする。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第8条 知事等は、私債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第11条の規定による措置を採る場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある私債権（次号の規定による措置により債務名

義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

- (3) 前二号に該当しない私債権(第一号に該当する私債権で同号の規定による措置を採ってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

キ 岡山県債権管理条例

第6条 知事等は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第9条の規定により徴収停止をする場合又は第10条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号に掲げる措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当するもので同号に掲げる措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

ク 山口県債権管理条例

第5条 知事等は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第7条の措置をとる場合又は第8条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

ケ 高知市債権管理条例

第8条 市長等は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

コ 概観

自治令171条の2を踏まえた内容のものとなっており、概ね同様の内容となっている。

(12) 徴収停止

ア 東京都債権管理条例

第10条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第11条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

キ 岡山県債権管理条例

第9条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

ク 山口県債権管理条例

第7条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

ケ 高知市債権管理条例

第11条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

コ 概観

自治令171条の5を踏まえた内容のものとなっており、概ね同様の内容となっている。

(13) 履行延期の特約等

ア 東京都債権管理条例

第11条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る都の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る都の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事及び公営企業管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る都の私債権は、徴収すべきものとする。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第4条 知事は、前条第1項の規定の適用に当たっては、当該徴収する債権の債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。

2 知事は、債務者から資力の状況等を証明する書類等の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、債権の履行期限を延期する特約又は処分をすることができる。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第12条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則等で定めるところにより、履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（次条第1項及び第14条において「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

キ 岡山県債権管理条例

第10条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

ク 山口県債権管理条例

第8条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）は、徴収すべきものとする。

ケ 高知市債権管理条例

第12条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条及び第14条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

コ 概観

多少の相違はあるものの、基本的には自治令171条の6を踏襲する内容のものとなっており、各条例の内容もほぼ同一である。

(14) 免除

ア 東京都債権管理条例

第12条 知事及び公営企業管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした都の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る都の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

当該条令に規定はない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第13条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした私債権について、当初の履行期限（前条第2項の規定により当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除する

ことができる

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

キ 岡山県債権管理条例

第11条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前2項の規定により免除をする場合については、議会の議決を要しない。

ク 山口県債権管理条例

第9条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行

延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

ケ 高知市債権管理条例

第13条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

コ 概観

自治令171条の7を踏まえた内容のものとなっており、規定の内容もほぼ同一である。

(15) 放棄

ア 東京都債権管理条例

第13条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

イ 神奈川県債権管理条例

第6条 知事等は、私債権のうち消滅時効が完成したものについて、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合において、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）の額の合計額が500万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者の所在が不明であるとき。
- (2) 債務者である法人の実体が不明（当該法人が登記された本店及

び支店の所在場所に存在せず、かつ、当該法人の代表者の所在が判明しない状況をいう。）であるとき又は法人の実体がない（会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項本文その他の規定による解散の登記が行われた場合をいう。）とき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定により債権の保全及び取立てをしないこととしたとき。

(4) 債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。

2 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合において、当該債権及び損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者である法人について破産法（平成16年法律第75号）第216条又は第217条の規定により破産手続廃止の決定が確定したとき。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 破産法第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第7条 知事等は、私債権の消滅時効が完成し、かつ、当該私債権に係る債務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びその履行に係る遅延利息、違約金その他の損害金を徴収する権利を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をした場合に、生活が著しく窮迫するおそれがあるとき。

(3) 所在が不明であるとき。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

第6条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定によりその保全及び取立てをしないこととした債権であって、消滅時効の期間が経過していないものについて、同条各号のいずれかに該当する事由が3年間継続しているとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると

見込まれる特別の事由があるときを除く。)は、当該債権の放棄に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものとする。

2 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(当事者がその援用をしていないものに限る。次項において同じ。)であって、債権金額が1万円を超えるものについて、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、当該債権の放棄に係る地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものとする。

- (1) 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき。
- (3) 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
- (4) 債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるとき。
- (5) 債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いとき。

3 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したものであって、債権金額が1万円以下のものについて、当該債権を放棄することができる。

なお、大阪府債権の回収及び整理に関する条例施行規則には以下の規定があり、その放棄の要件を明確にしている。

第4条 条例第6条第2項第4号に規定する債権の回収に要する費用は、人件費、旅費、通信運搬費、裁判所に納める費用その他債権の保全及び取立てに特に必要と認められる費用とする。

2 条例第6条第2項第5号に規定する債務者が消滅時効を援用する蓋然性が高いときは、次に掲げるときとする。

- (1) 通常行われるべき文書、電話又は訪問による催告を行った場合で、当該催告に対して債務者が債務を履行する意思を示さないとき。
- (2) 債務者の配偶者、子又は父母以外の者が相続により当該債務を承継したとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により債務者が消滅時効を援用する蓋然性が高いとき。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第5条 知事は、私債権の消滅に係る時効が完成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該私債権及びその履行の遅滞に係る遅延利息、違約金その他の損害金を徴収する権利(第2号に掲げる場合において、特定相続人(債務者が死亡した場合において、当該債務者の府に対する私債権に係る債務を相続する権利を有する者をいう。以下同じ。)の一部を確知することができなかつたときにあっては、当該確知することができなかつた特定相続人の相続分に係る権利)を放棄することができる。

- (1) 債務者の住所及び居所(法人その他の団体にあっては、その事務所及び事業所の所在地)が不明である場合
- (2) 特定相続人の全部又は一部を確知することができなかつた場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準じるものとして規則で定める場合

なお、京都府債権の管理に関する条例施行規則には以下の規定があり、放棄の要件を明確にしている。

第1条 京都府債権の管理に関する条例(平成23年京都府条例第28号。以下「条例」という。)第5条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合
- (2) 面会、文書の送付その他の方法により債務者に接触することができないことにより、債務者が条例第5条第1項第1号に規定する状態に準じた状態にあると認められる場合
- (3) 債務者である法人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第14条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 第11条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)
- (2) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並び

に当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第240条第4項第1号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

キ 岡山県債権管理条例

第12条 知事等は、非強制徴収債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権（時効による消滅について時効の援用を要するものに限る。）について、時効の期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続が開始された場合であって、限定承認があったとき又は相続人が不存在のときにおける相続財産の価額が、強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の有する金銭の給付を目的とする権利の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 次のイからハまでのいずれかに該当し、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

イ 第9条の規定により徴収停止をし、その日から相当の期間を経過していること。

ロ 第6条各号に掲げる強制執行等の措置をとってなお完全に履行されていないこと。

ハ 担保の付されている非強制徴収債権について、担保権を執行するよりも徴収上有利であると認められる処分を債務者が自ら行うことにより履行してなお完全に履行されていないこ

と。

ク 山口県債権管理条例

第10条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 第7条の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてなお同条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 強制執行の手続をとってなお完全に履行されない非強制徴収債権について、当該強制執行の手続が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、当該放棄のあった日の属する年度の翌年度において、これを県議会に報告しなければならない。

ケ 高知市債権管理条例

第14条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該非強制徴収債権について第8条第2号の規定による強制執行又は第10条第1項の規定による債権の申出の手続をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 当該非強制徴収債権について第11条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当な期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権（当該非強制徴収債権の消滅時効につ

いて、時効の援用を要するものに限る。)について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

(5) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

コ 概観

放棄については自治法96条1項10号において議会の議決事項とされている。

もつとも、「条例に特別の定めがある場合」(同号)はこの限りでなく、上記債権放棄の条項はまさに「条例に特別の定めがある場合」に該当する。そして、債権放棄の要件については自治令にも規定を欠くことから、各地方公共団体において債権放棄の要件に細々とした相違が生じている。この点については項を改めて述べることとする。

(16) 議会への報告

ア 東京都債権管理条例

第14条 知事は、前項の規定により都の私債権を放棄したときは、これを東京都議会に報告しなければならない。

イ 神奈川県債権管理条例

第7条 知事は、知事等が前条の規定により債権を放棄したときは、その内容を次の議会に報告しなければならない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第8条 知事は、知事等が前条の規定により私債権を放棄したときは、当該年度に放棄した私債権の種類、件数及び額について、翌年度の議会に報告するものとする。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

第6条 (1ないし3項は略)

4 知事は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第5条 (1項は略)

2 知事は、前項の規定により権利を放棄したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第15条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

キ 岡山県債権管理条例

第14条 知事は、毎年度、第12条の規定による非強制徴収債権の放棄及び前条の和解で定められた義務の履行の状況を取りまとめ、議会に報告しなければならない。

ク 山口県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ケ 高知市債権管理条例

第15条 市長は、市長等が前条の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

コ 概観

当然の規定である。

(17) 委任

ア 東京都債権管理条例

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

イ 神奈川県債権管理条例

当該条令に規定はない。

ウ 埼玉県債権の適正な管理に関する条例

当該条令に規定はない。

エ 大阪府債権の回収および整理に関する条例

当該条令に規定はない。

オ 京都府債権の管理に関する条例

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

カ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は規則等で定める。

キ 岡山県債権管理条例

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は地方公営企業法第10条の企業管理規程で定める。

ク 山口県債権管理条例

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

ケ 高知市債権管理条例

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

コ 概観

当然の規定である。

(18) その他

ア 滞納処分

高知市債権管理条例には、滞納処分に関する以下の規定が存する。

第7条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令又は条例の規定によりこれを行わなければならない。

イ 情報の利用

神奈川県債権管理条例、埼玉県債権の適正な管理に関する条例及び高知市債権管理条例には、情報の利用に関する以下の規定が存する。

神奈川県債権管理条例

第8条 知事等は、強制徴収公債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の県の債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

2 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

埼玉県債権の適正な管理に関する条例

第6条 知事等は、強制徴収公債権について、履行期限までに履行されない場合には、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の県の債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

2 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行されない場合には、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

高知市債権管理条例

第16条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。次項において「債務者情報」という。）を、他の実施機関（高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）から収集し、又は目的外に実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。

2 市長等は、前項の規定に基づき債務者情報を収集し、又は目的外に利用し、若しくは提供するときは、市の債権の管理に関する事務の遂行以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

ウ 遅延損害金

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例には、遅延損害金に関する以下の規定が存する。

第7条 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったときは、履行の遅滞に係る損害賠償金（以下この条及び第12条第2項において「遅延損害金」という。）を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りでない（次項から第5項までにおいて同じ。）。

3 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に1000円未満の端数があるとき、又はその金額が2000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 第2項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合にお

いては、第1項の遅延損害金を減免することができる。

エ 債権回収・整理計画の策定等

大阪府債権の回収および整理に関する条例には、債権回収・整理計画の策定等に関する以下の規定が存する。

第3条 知事は、規則で定めるところにより、毎年、債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画（次項、第5条及び附則第2項において「債権回収・整理計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、債権回収・整理計画を策定したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第5条 知事は、規則で定めるところにより、債権回収・整理計画の進捗状況を公表しなければならない。

オ 債権の回収及び整理に関して講ずべき措置

大阪府債権の回収および整理に関する条例には、債権の回収及び整理に関して講ずべき措置につき、以下の規定が存する。

第4条 知事は、債権の回収及び整理に関する目標を達成するため、法令、この条例及び規則の定めるところに従い、債務者の資力の状況その他の事情に応じた適切な措置を講じなければならない。

カ 和解

岡山県債権管理条例には、和解について以下の規定が存する。

第13条 知事は、非強制徴収債権について、債務者が有する全ての財産について第6条各号に掲げる強制執行等の措置をとるよりも徴収上有利であると認められる処分を当該債務者が自ら行うことにより履行してなお完全に履行されないと見込まれる場合であって、当該履行後に当該債務者が無資力又はこれに近い状態となり、かつ、資力の回復が困難となると見込まれるときは、当該履行を条件として当該非強制徴収債権のうち履行されないと見込まれる部分について放棄する旨の民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条又は第275条第1項の和解をすることができる。

キ 保全措置

京都府債権の管理に関する条例、高知市債権管理条例には、保全措置について以下の規定が存する。

京都府債権の管理に関する条例

第3条 （1項略）

2 知事は、債権を保全するため必要があると認めるときは、担保の提供を求める等必要な措置をとらなければならない。

高知市債権管理条例

第10条 （1項略）

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

ク 情報提供

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例には、未納債権について以下の規定が存する。

第16条 知事等は、未納となっている債権の状況に関し、規則等で定めるところにより、必要な情報の提供に努めなければならない。

ケ 概観

各地方公共団体が抱える課題に応じて個別的な規定も設けられている。

6 債権放棄の検討

先に各債権管理条例における債権放棄の基準を見てきたが、かかる債権放棄は③不良債権の整理促進局面で問題となるものであることから、不良債権の整理を現実に促進しうる内容のものでなければならない。

そこで、実際に不良債権の整理がどの程度進んだのかについて調査を試みたところ、京都府、岡山県及び山口県より資料の提供を受けることができた。しかしながら、山口県は平成27年度に債権管理条例が施行されたために実績が集計されておらず、参照しうるのは岡山県と京都府のデータであった。

その内容は概ね以下のとおりである。

岡山県	単位	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末 債権管理条例 施行→	H26年度末
税外未収債権の総額	千円	2,534,336	2,456,404	2,254,639	2,176,214	2,012,721	1,843,592
税外未収債権の減少額 (前年度比)		-	-77,932	-201,765	-78,425	-163,493	-169,129
税外未収債権の減少割合 (前年度比)	%	-	-3.1	-8.2	-3.5	-7.5	-8.4
債権放棄実績	千円	-	-	-	-	不明	21,374
税外未収債権減少額に占 める債権放棄の割合	%	-	-	-	-	不明	12.6
債権放棄件数		-	-	-	-	不明	36
放棄債権の平均額	千円	-	-	-	-	不明	594

京都府	単位	H21年度末	H22年度末	H23年度末 債権管理条例 施行→	H24年度末	H25年度末	H26年度末
税外未収債権の総額	千円	10,852,444	10,317,860	9,786,807	9,031,098	8,899,721	8,133,081
税外未収債権の減少額 (前年度比)		-	-534,584	-531,053	-755,709	-131,377	-766,640
税外未収債権の減少割合 (前年度比)	%	-	-4.9	-5.1	-7.7	-1.5	-8.6
債権放棄実績	千円	-	-	不明	不明	4,178	5,130
税外未収債権減少額に占 める債権放棄の割合	%	-	-	不明	不明	3.2	0.7
債権放棄件数		-	-	不明	不明	不明	9
放棄債権の平均額	千円	-	-	不明	不明	不明	570

データが必ずしも十分ではないため、かかるデータから確度の高い結論を推定することには慎重でなければならぬものの、平成26年度末の比較では、税外未収債権の前年度比減少額の内に占める債権放棄の割合は岡山県で12.6%、京都府で0.7%と岡山県の方が圧倒的に高い数値となっている。京都府が平成23・24年度にまとめて放棄したという可能性を考えたとしても、現時点での不良債権の整理を十分には促進できていないように思われる。

このような違いは債権放棄の要件が不良債権の整理を促進させるための実態に沿ったものとなっているか否かを図る試金石と言えるところ、岡山県の債権放棄と京都府の債権放棄の要件を比較すれば、消滅時効期間を経過した債権の放棄の要件が異なっている。京都府の要件では消滅時効期間が経過しているにもかかわらず、全ての消滅時効期間経過債権について、それぞれ債務者の意思の確認が必要となっている。かかる要件面での違いが違いを生み出している可能性は高い。

7 問題点

(1) 審査の不十分

事実上回収不能状態となった高額債権が多数見受けられた。不良債権の発

生防止局面での取組が不十分であった結果であると思われる。債権は課すことよりも回収することが難しく、しかも県民の財産を運用して貸し付けるものなのであるから、適切な担保を取得しないままに貸付を行ったという点で問題があったと言わざるを得ない。

もちろん、債権（例えば奨学金）によっては公益性から厳格な担保取得を求めることが難しい局面もありえようが、高額債権について適切な担保評価を行うことなく貸し付けることが許されるはずもない。物的担保のみならず、人的担保を活用し、しかもその財産状況の変化を適切に把握する体制を構築することができていなかったと言わざるを得ない。特に、債権額が大きいケースでは、債務者のみならず、連帯保証人についても年に1度は財務諸表や確定申告書の写し等の提出を求めるべきであったといえる。

(2) 債権記録の整備の不十分

平成26年度決算時点における滞納事案の処理状況調査結果によれば、①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないものの、②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納処理が実施できないものが多数見受けられた。

債権記録が整備されていなければ、訴訟等の法的手続きをとりうる可能性が大きく減じられるのであり、債権管理手順を遵守することができなくなる。これはやはり大きな問題であると言わざるを得ない。

(3) 状態変化への対応の不十分

高額債権について、債権発生から履行期までの状態変化への対応には甘さがあったことは否定できない。必要に応じて、増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえる。また、一部の私債権において期限の利益の喪失条項が導入されておらず、保証人への保証債務の履行請求等速やかに債権回収に移行する際の足かせとなっている。

(4) 人的体制の不十分

速やかに債権回収に移行できる体制を構築するためには、現行の税務課と各債権所管課との困難案件の共同管理体制では不十分であると思料される。税務課税外未収金対策チームは2名しかおらず、この2名で合計件数108件、合計額37,271千円の共同管理案件を担当しているばかりか、さらにその他の業務も担っている。同チームはもちろんのこと、原所管課職員も通常業務を抱えながら、その上で不良債権の回収業務に従事していることに加え、人事異動もありうることを前提とすれば、知識と経験が集中的に蓄積されることが難しい体制にあると言わざるを得ない。これは余りに不経済である。

(5) 外部専門職の活用の不十分

債権の回収容易性の区分に適切に対応しうる管理体制を構築することがで

きていない。回収困難な債権についても前記専門組織がないために県庁専門組織が担当することとなっておらず、さらに回収困難な債権（一部債権を除く）についても外部専門職の知見を駆使して債権回収にあたりうる体制とはなっていない。回収に必要な調査や回収可能性の判断、裁判所を通じた法的措置など経験を要する業務に県職員が通じるには限界がある。

すなわち、債権の回収の容易性に応じた債権管理体制を組むことができていないと言わざるを得ない。

(6) 債権整理の促進

平成26年度決算時点での滞納事案の処理状況調査によれば、時効期間が経過している私債権が3168件、2億5038万7868円存するとされている。消滅時効の援用がないために債権が消滅せず、管理を継続し続けているものである。

しかしながら、消滅時効期間を経過したということ自体、債権管理手順の点からして極めて問題であるというほかない。

とはいえ、消滅時効期間を経過するまで支払いのない債権は基本的には支払いが困難な経済状況にあると一定の蓋然性をもって推測されるのであり、現在の債権管理手順を前提として消滅時効期間経過債権の管理を継続し続けることは人的・財務的浪費というほかない。

今後は消滅時効期間経過債権の発生をなくす必要があることに加えて、回収不能とという債権の管理に要する人的財務的負担を軽減する必要がある。他県の債権管理条例を先に見てきたように、債権の整理促進局面での不備は問題であると指摘せざるを得ない。

第4 包括外部監査の結果及び意見（各論）

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や子の育成を支援するための貸付制度である。事業のための資金、資格・技能を習得するための資金、子の進学・修学のための資金、医療や介護を受けるための資金、生活のための資金、転居のための資金等12種類の貸付金が用意されているが、貸付実績が多いのは、修学資金、生活資金、就学支度資金、技能習得資金等である。

連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合には年1.5%の利息（就学関連資金においては保証人がいなくても無利子）で、半年～1年間の据え置き期間後、3年～15年で償還する。返済が遅れた場合の違約金は年5%である。

福祉資金という性格上、1件あたりの貸付額は比較的少額である反面、件数が多く、一定割合で返済が困難になるものの発生も予測されるため、債権管理上の負担は大きくなりがちであるという特徴がある。

(2) 根拠法令

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「母子等福祉法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下、「母子等福祉施行令」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下、「高知県母子等施行細則」という。）

(3) 債権管理手順

母子父子寡婦福祉資金貸付金については債権管理手順に上記根拠法令に基づく特則が存する。

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査

貸付が可能な資金のメニューが法定されている（母子等福祉法13条、母子等福祉法政令3条等）ため、資金メニューに応じた書類の提出が義務づけられている（高知県母子等施行細則2条）。

また、滞納がない旨の納税証明書の提出が義務づけられている（高知県母子等施行細則2条）。

保証人の資力は所得証明書等で確認をしている。

(4) ii 必要十分な記録整備

貸付台帳（電子計算機による等のときは不要・高知県母子等施行細則

13条)、借受者指導表(同14条)の整備が求められている。

イ ③不良債権の整理局面

母子等福祉法15条1項は貸付を受けた者が死亡したとき等々には議会の議決を経て償還未済額の償還を免除することができることと定め、同条2項は母子等福祉法施行令3条各号に掲げる資金の貸付を受けた者が、所得の状況等により償還することができなくなったと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができることと定めている。母子等福祉法にいう償還の免除は他の私債権でいう債務免除と同意である。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済金額及び件数の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	44,083	41,977	45,274	42,388	39,966	37,107	36,307	34,933	-9,150
件数	473	454	483	469	462	417	402	503	30
1件当たり金額 (千円)	93	92	94	90	87	89	90	69	

未収金額も件数も減少傾向にある。しかしながら、平成26年度に件数だけが増加しているのは数え方を変更したためで、従来の方法で数えると408件となり、前年同等となることである。未収金が減少しているのは所管課の努力によるところもあるが、貸付審査に1か月～2か月の時間がかかること、他の貸付との併用が出来ず利便性に問題があり、貸付自体が減少していることも原因と思われる。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

時効期間が経過する債権の年度別発生件数及び額に関する調査 (単位:件、円)

H26年度完成		H25年度完成		H24年度完成		H23年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
1	990,000					1	23,200

H22年度完成		H21年度完成		H20年度完成		H19年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
1	2,000					1	973,248

H18年度以前		合計	
件数	額	件数	額
6	1,144,731	10	3,133,179

消滅時効期間は10年である。

平成20年度包括外部監査を経た上で、平成22年度、23年度及び26年度に消滅時効期間を経過した債権が発生している。平成22年度及び23年度発生分は同じ借主に対する債権であるが、借主が死亡した上、居所不明の連帯借主を探し当てたのは時効期間経過で、時効の援用を受けたという事案である。また平成26年度発生分は、借主が破産し、保証人も破産手続中であつたため請求できなかった債権である。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の処理状況調査(平成26年度決算時点)			債権名称	母子父子寡婦福祉資金 貸付金	課室名	児童家庭課	件数%	金額%
			件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)		
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	貸付資金簿				0.00%	0.00%
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの		8	5	3,411,384	3.21%	9.77%
		⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの		3	2	1,033,846	1.20%	2.96%
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが少額分納で全額回収の見込みのないもの		30	20	16,608,034	12.05%	47.54%
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの		198	126	10,746,161	79.52%	30.76%
小 計			239	153	31,799,425	85.98%	91.03%	
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	2	1	70,700	0.80%	0.20%	
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの	3	1	457,500	1.20%	1.31%	
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの	3	2	998,448	1.20%	2.86%	
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの	1	1	616,531	0.40%	1.76%	
		⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの	1	1	990,000	0.40%	2.83%	
小 計			10	6	3,133,179	4.02%	8.97%	
■ 計			249	159	34,932,604	100.00%	100.00%	

記録は整備されており、滞納整理できない債権は存しない。他方、消滅時効期間を経過している債権が件数にして全体の約4%、金額にして約9%を占めている。

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査の適切性

この点は、平成20年度包括外部監査においても問題がないものとして指摘を受けていない。要件の審査は必要書類提出の上で、必要に応じて面談等の方法によりなされている。

(4) ii 必要十分な記録整備

平成13年度に導入された電算システムにて記録が処理されている。現在は適切に記録が整備されている。

とはいえ、個々の滞納債務者につき時効期間経過が近づいたことを自

動的に知らせるまでの機能は備わっておらず、滞納に陥った債務者のリストに基づいて担当者が滞納期間を調査し、徒に時効期間を経過させることのないよう個別に（マニュアル）管理しているとのことである。

それでもなお、消滅時効期間経過債権を発生させていることは後述するとおり問題である。

(7) iii 債権発生後の状況把握

平成26年度の債務者総数1899名である。前述の電算システムにより滞納に陥った債務者を把握し、個別に滞納状況を確認の上、対応するという扱いになっている。年に1回、債務者に対する文書の送付及び電話連絡を実施し、債務者の滞納状況によっては個別の対応も行っている。

(5) iv 状況変化への対応

民事保全、債権者代位等の手続はとれていないとのことであるが、責任財産に乏しいものが多く、人的・財務的側面からやむを得ないというる。

イ ②不良債権の回収局面

督促状の発送、保証人への請求については適切に対応している。しかしながら、強制執行、債務名義の取得、配当要求には対応しきれていない。

福祉的側面のある資金であるとしても、借入金である以上返済しなくてよい理由はないのであるから、不良債権の回収のための手続を適切にとるべきである。特に、平成20年以降も消滅時効期間を経過した債権が存在する事自体が問題である。

ウ ③不良債権の整理局面

平成26年度において減免は0件、履行延期は13件、徴収停止・償還免除は0件である。

エ ④債権管理体制の整備

債権回収に従事する児童家庭課職員は3名、人役数は2.5人である。債権回収に従事する出先職員数は5名、人役数は1人である。

(6) その他自主的な取組

違約金事務取扱要領

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

不明

イ 外部委託費用

なし。管理する件数が多いため、検討の余地はあるのではないかと。

ウ 裁判費用

なし。しかしながら検討の余地はあるのではないかと。

エ 工夫例

「償還が始まってから初めて3か月以上滞納した」という条件に該当する滞納者を「初回滞納指導該当者」として、市福祉事務所及び県福祉保健所の担当者と共に、電話連絡や訪問等早期の対応を行っている（初回滞納指導）。

滞納初期の対応が債権回収には肝要であるところ、かかる基本を踏まえた対応を行うことができているということであり、この点は評価に値する。

(8) さらに改善には何が必要か（意見）

ア 自主的に規則を定めていること、一定の滞納発生時に初期対応が取られていること、未収金自体が減少している点は債権管理の基本に忠実な対応として高く評価すべきものである。

イ しかしながら、不良債権の回収局面における手立てがほぼとられていない点は問題である。福祉的側面のある資金であるということは債務者の義務を免除する理由とは何らならないのであるから、債権の回収局面における手立てについてはさらに積極的に活用すべきである。

ウ また、消滅時効期間が経過した債権が存在するという事は極めて問題である。債権の整理促進は債権の整理促進のための法定の手続を経た上で行われるべきものであって、当該貸付金の場合、借主側の破産や死亡、連帯借主の居所不明などの事情があり、回収努力を怠っていたわけではないが、消滅時効期間を経過させたことはやはり問題というべきである。滞納債権については訴訟を含めた消滅時効中断措置をとり、その上で、債務者の困窮した生活状態に変化がない場合には、このような債権をいつまでも管理し続けることは限りある人的・財務的資源の浪費というべきであるから、償還免除若しくは債権放棄等によって整理を行うべきなのである。

とはいえ、現在の債権の放棄の手続的負担が大きいことは否定し得ないことから、債権管理条例を整備することをおして整理促進を促進すべきである。債権管理条例が整備された後は、消滅時効経過債権が存在することなどあってはならないことである。

2 中小企業高度化資金

(1) 中小企業高度化資金の概要

中小企業が協働して行う経営体質の改善及び環境変化への対応を図るための事業並びに第三セクター等がこれらへの対応などを支援する事業に対して、無利子又は長期低利子で直接貸し付けを行う制度である。モード社に対する闇融資事件をきっかけに平成16年度より休止しており、以降は回収業務のみが行われている。

(2) 根拠法令

中小企業事業団法、高知県中小企業高度化資金貸付規則（以下、「高知県高度化規則」という。）、高知県中小企業高度化資金貸付要綱（以下、「高知県高度化要綱」という。）

平成16年度よりかかる貸付は休止している。

(3) 債権管理手順

中小企業高度化資金については債権管理手順に上記根拠法令に基づく特則が存する。

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査

貸し付ける対象事業等は限定されている（中小企業事業団法、高知県高度化規則4条等）上、貸付希望調書へ納税証明書等の必要資料の添付が義務づけられていた（高知県高度化要綱15条等）。

貸付を行うには、中小企業高度化事業検討会議による予備調査を経て、中小企業高度化資金貸付審査会に諮られることが必要である等事業計画の診断等が必要であった（高知県高度化要綱3条、9条）。

貸付金の交付の際は、公正証書の作成が原則として必要であった（高知県高度化規則11条）。

(4) v 状況変化への対応

一定の場合に、期限前の償還を求めることができるものとされていた（高知県高度化規則14条）。

借主は毎年直近の決算書を添付して報告する他、知事は経理状況その他必要事項の報告を求め、調査することができるものとされていた（高知県高度化規則20条）。

イ ③不良債権の整理局面

履行延期の際の収納利息の特則が存する（高知県高度化規則22条）。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	3,488,060	3,475,546	3,472,575	2,864,288	2,829,285	2,820,794	2,782,578	2,783,329	-704,731
件数	14	15	14	12	12	11	11	10	-4
1件当たり金額 (千円)	249,147	231,703	248,041	238,691	235,774	256,436	252,962	278,333	

平成17年度、平成19年度、平成22年度と議会の議決を得て債権の放棄が行われている。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

該当債権は存しない

なお、消滅時効期間は5年である（商法522条）。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の地理状況調査(平成26年度決算時点)		債権名称	中小企業高度化資金	課室名	経営支援課	件数%	金額%
		件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)		
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの	1	1	169,401,000	7.69%	6.09%
		⑤所在は分かかっており催告しているが特に理由なく支払いができないもの				0.00%	0.00%
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが少額分納で金額回収の見込みのないもの	9	7	2,612,294,830	69.23%	93.88%
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの	3	3	1,632,913	23.08%	0.06%
小 計		13	11	2,783,328,743	100.00%	100.00%	
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの				0.00%	0.00%
		⑫所在は分かかっており催告しているが特に理由なく支払いができないもの				0.00%	0.00%
小 計		0	0	0	0.00%	0.00%	
合 計		13	11	2,783,328,743	100.00%	100.00%	

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(ア) i 債権発生時の審査

規定に則った書類の提出を受け、審査は適正に行われている。
しかしながら、結果論とはいえ、高額の未収額を生み出したものであり、貸付時の審査に問題がなかったということとはできない。

(イ) ii 必要十分な記録整備

債権管理の資料は整備されている。電算システムを導入しており、電算システムによって管理されるべき記録は整備されている。

(ウ) iii 債権発生後の状況把握

決算書は毎年提出されている。

(エ) iv 状態変化への対応

債務者総数は36名であり、文書の送付は年に2回行っており、年に1回訪問を行っている。

- イ ②不良債権の回収局面
保証人に対する履行請求、強制執行、担保権実行、債務名義取得、配当要求を行っている。徴収停止には対応していない。
- ウ ③不良債権の整理局面
減免、徴収停止は0件、履行延期は1件である。
- エ ④債権管理体制の整備
中小企業高度化資金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金にかかる債権回収に従事する職員は2名、人役数は1.2名である。

(6) その他自主的な取組
中小企業近代化資金助成事業における不納欠損処分基準

(7) 債権管理の向上につながったか

- ア システム導入費用
中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金の管理システムを導入(平成14年度に4200千円)
- イ 外部委託費用
平成19年度～平成26年度にはなし
- ウ 裁判費用
関連費用が多く、また、他の債権と合同の費用もあり、本債権の裁判費用として区別し、集計することは困難

(8) さらなる改善には何が必要か(意見)

- ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。
- イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられたといえ、この点は評価すべきものである。また、回収不能債権については議会の議決を得て債権放棄を行っているものであり、回収可能性のある債権に注力するという側面からも評価すべき取組といえる。
- ウ しかしながら、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかなく(一部の債務者をめぐっては一部刑事事件化もしている)、債権発生後の状況把握も不十分であったと思われる。また、債権額の高額さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数ヶ月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべ

きであったといえる。

債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあったというべきである。

エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとはいいがたい。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいと言わざるを得ない。

3 産業パワーアップ融資

(1) 産業パワーアップ融資の概要

相当数の従業員を雇用し、県産業のリーディング企業として振興・発展が期待され、中長期的な発展が見込まれる県内の企業又は県内では他に類するものない事業を行っている県内の企業を対象として、経営の合理化や体質強化を行うために必要な資金を貸し付ける制度。

(2) 根拠法令

産業パワーアップ融資制度要綱

(3) 債権管理手順

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査の適切性

融資対象者は限定されている（産業パワーアップ融資制度要綱3条）上、貸付申込書の提出が義務づけられていた（同7条）。

貸付に際しては、債務相当額の物的担保を設定し、これがないときは保証人を準備し、さらに役員全員及び関連会社から物件保証と人的保証を徴するものとされていた（同6条）。

(4) v 姿勢変化への対応

借主は実績報告書の提出が義務づけられていた（同12条）他、知事は必要資料の提出を求め、実地に調査することができるものとされていた（同11条）。

イ ③不良債権の整理局面

履行延期の際の収納利息の特則が存する（高知県高度化規則22条）。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	1,180,330	1,180,200	1,180,130	1,180,110	1,180,090	1,180,059	1,179,999	1,179,939	-391
件数	1	1	1	1	1	1	1	1	0
1件当たり金額 (千円)	1,180,330	1,180,200	1,180,130	1,180,110	1,180,090	1,180,059	1,179,999	1,179,939	

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

存しない。

なお、消滅時効期間は5年である。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

	債権名称	産業パワーアップ融資		課室名	経営支援課	金額(円)	件数%	金額%	
		件数	実人数						
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの						0.00%	0.00%
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの						0.00%	0.00%
		⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの						0.00%	0.00%
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが全額分納で全額回収の見込みのないもの	1	1		1,179,939,239	100.00%	100.00%	
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの						0.00%	0.00%
小 計		1	1		1,179,939,239	100.00%	100.00%		
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの						0.00%	0.00%
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの						0.00%	0.00%
		⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの						0.00%	0.00%
小 計		0	0		0	0.00%	0.00%		
■ 計		1	1		1,179,939,239	100.00%	100.00%		

滞納債権の件数は1件であり、消滅時効期間を経過した債権は存しない。もつとも、当該債権の金額は高額である。

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査の適切性

規定に則った書類の提出を受け、審査は適正に行われている。

しかしながら、結果論とはいえ、高額の未収額を生み出したものであり、貸付時の審査に問題がなかったということではできない。

(4) ii 必要十分な記録整備

債権管理の資料は整備されている。

- (ウ) iii 債権発生後の状況把握
貸付先が事業を行っている間は毎年決算書の提出を受けていた。
- (エ) iv 状況変化への対応
債務者総数は2名であり、文書の送付は年に2回行っており、年に1回訪問を行っている。
- イ ②不良債権の回収局面
保証人に対する履行請求、強制執行、担保権実行、債務名義取得を行っている。徴収停止、配当要求には対応していない。
- ウ ③不良債権の整理局面
減免、履行延期、徴収停止は0件である。
- エ ④債権管理体制の整備
中小企業高度化資金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金にかかる債権回収に従事する職員は2名、人役数は1.2名である。

(6) その他自主的な取組
なし

(7) 債権管理の向上につながったか

- ア システム導入費用
なし
- イ 外部委託費用
平成19年度～平成26年度にはなし
- ウ 裁判費用
関連費用が多く、また、他の債権と合同の費用もあり、本債権の裁判費用として区別し、集計することは困難

(8) さらなる改善には何が必要か(意見)

- ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。
- イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられたといえ、この点は評価すべきものである。
- ウ しかしながら、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかなく(刑事事件化もしている)、債権発生後の状況把握にも甘さがあったと思われる。また、債権額の高額さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努め

るべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数か月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべきであったといえる。

債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあつたというべきである。

エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとは言い難い。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいと言わざるを得ない。

4 中小企業設備近代化資金

(1) 中小企業設備近代化資金の概要

信用力や担保力に弱い中小企業が、設備の近代化を行うに際し、必要な資金を無利子で貸し付け、中小企業に生産性の向上と経営の安定を図ることを目的とする制度。平成13年度で終了し、以降は回収業務が行われている。

(2) 根拠法令

中小企業近代化資金等助成法、高知県中小企業設備近代化資金貸付規則（以下、「高知県近代化資金規則」という。）、高知県中小企業設備近代化資金貸付要綱（以下、「高知県近代化資金要綱」という。）

平成13年度より貸付を休止し、平成26年度に法令が廃止された。

(3) 債権管理手順

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査

貸付対象等は限定されている（高知県近代化資金規則4等）上、必要資料の添付が義務づけられていた（高知県近代化資金要綱15条等）。なお、代表者の納税証明書は不要とされている。

貸付を行うには、貸付予備診断を経て、設備近代化資金貸付審査会に諮られることが必要である等事業計画の診断等が必要であった（高知県近代化資金要綱2～4条）。

貸付金の交付の際は、公正証書の作成が原則として必要であった（高知県近代化資金規則11条）。

(7) v 状況変化への対応

連帯保証人が保証能力を失ったときなどには別の連帯保証人を建てるのが義務づけられていた（高知県近代化資金規則6条）。

一定の場合に、期限前の償還を求めることができるものとされていた（高知県近代化資金規則14条）。

借主は毎年直近の決算書を添付して報告する他、知事は経理状況その他必要事項の報告を求め、調査することができるものとされていた（高知県近代化資金規則20条）。

(7) 担保の評価

担保について一定の定めが存する（高知県近代化資金要綱11～15条）。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	23,976	22,792	20,387	16,928	14,782	10,519	10,047	9,535	-14,441
件数	8	8	7	6	5	4	4	4	-4
1件当たり金額 (千円)	2,997	2,849	2,912	2,821	2,956	2,630	2,512	2,384	

平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成18年度及び平成22年度に議会の議決を得て債権放棄を行っている。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額
存しない。

なお、消滅時効期間は5年である。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の整理状況調査(平成26年度決算時点)			債権名称	中小企業設備近代化資金	課室名	経営支援課	件数%	金額%	
			件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)			
滞効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの						0.00%	0.00%
		⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの						0.00%	0.00%
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが少額分納で全額回収の見込みのないもの	3	3	8,954,791	75.00%	93.92%		
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの	1	1	580,000	25.00%	6.08%		
小 計			4	4	9,534,791	100.00%	100.00%		
滞効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%	
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの						0.00%	0.00%
		⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの						0.00%	0.00%
小 計			0	0	0	0.00%	0.00%		
合 計			4	4	9,534,791	100.00%	100.00%		

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(ア) i 債権発生時の審査

規定に則った書類の提出を受け、審査は適正に行われている。
 しかしながら、結果論とはいえ、高額な未収額を生み出したものであり、貸付時の審査に問題がなかったということとはできない。

(イ) ii 必要十分な記録整備

債権管理の資料は整備されている。電算システムを導入しており、電算システムによって管理されるべき記録は整備されている。

(ウ) iii 債権発生後の状況把握

貸付先が事業を行っている間は毎年決算書の提出を受けていた。

(エ) iv 状況変化への対応

債務者総数は8名であり、文書の送付は年に2回行っており、年に1回訪問を行っている。

イ ②不良債権の回収局面

保証人に対する履行請求、強制執行、担保権実行、債務名義取得を行っている。徴収停止、配当要求には対応していない。

ウ ③不良債権の整理局面

減免、履行延期、徴収停止は0件である。

エ ④債権管理体制の整備

中小企業高度化資金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金にかかる債権回収に従事する職員は2名、人役数は1.2名である。

(6) その他自主的な取組

なし

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金の管理システムを導入(平成14年度に4200千円)

イ 外部委託費用

平成19年度～平成26年度にはなし

ウ 裁判費用

なし

(8) さらなる改善には何が必要か(意見)

ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。

イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられたといえ、この点は評価すべきものである。また、回収不能債権については議会の議決を得て債権放棄を行っているのであり、回収可能性のある債権に注力するという側面からも評価すべき取組といえる。

ウ しかし、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかなく、債権発生後の状況把握にも甘さがあったと思われる。また、債権額の高額さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数か月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべきであったといえる。

債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあ

ったというべきである。

エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとはいいがたい。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいと言わざるを得ない。

5 農業改良資金貸付金

(1) 農業改良貸付金の概要

農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を生かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジしたりすることを支援するための貸付金。

貸付限度額は、個人の場合5000万円、法人・団体の場合は1億5000万円。金利は無利子であり、償還期間は、3年～5年の据置期間を含めて12年以内。

時効期間は、債務者が有限会社等の場合は5年、個人や農業組合法人の場合は10年である。

県からの直接貸付は平成14年度中に終了し、以降は平成22年度途中まで農業協同組合を通じた転貸という形をとり、以降は貸付主体が日本政策金融公庫に代わり、県の関与する事業ではなくなった。

事業資金という性格上、1件当たりの貸付額が高額であり、回収不能となった場合、県としての損害も大きくなりがちである。

(2) 根拠法令

農業改良資金助成法、農業改良資金助成法施行令、農業改良資金助成法施行規則、農業改良資金制度運用基本要綱、高知県農業改良資金貸付規則、高知県農業改良資金事務取扱要領、高知県農業経営改善関係資金基本要綱

(3) 債権管理手順

貸付方法に大きな変化があるため、債権管理手順の特則のうち、重要と思われる部分についてのみ言及する。

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査

貸し付けうる対象事業等は限定されている（農業改良資金助成法4条、7条2項、高知県農業改良資金貸付規則2条、10条等）上、経営改善資金計画書等の提出が義務づけられていた（高知県農業経営改善関係資金基本要綱第3等）。

貸付を受けるためには、農業者等に対する貸付においては貸付資格の認定を受ける必要がある（農業改良資金助成法7条、高知県農業改良資金貸付規則2条、農業改良資金制度運用基本要綱第2等）、公正証書の作成も義務づけられていた（高知県農業改良資金貸付規則9条等）。

貸付に際しては担保の提供又は連帯保証人が必要である（農業改良資金助成法6条）ものの、経営者保障に関するガイドラインを踏まえ、現在は経営者以外の第三者の個人連帯保証を徴求しないことが原則とされ

ている（高知県農業経営改善関係資金基本要綱）。

(i) v 状勢変化への対応

一定の場合には、期限前の償還を求めることができるものとされている（農業改良資金助成法9条、高知県農業改良資金事務取扱要領第2第7項（3）等）。

災害等のときは、償還金の支払いを猶予することができるものとされている（農業改良資金助成法10条、高知県農業改良資金事務取扱要領第2第8項等）。

直接貸付時は、貸付を受けたものに事業実施報告書の提出義務が存し（高知県農業改良資金事務取扱要領第5）。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	96,736	110,200	114,204	117,673	112,676	106,912	102,224	99,192	2,456
件数	32	38	40	36	29	26	26	26	-6
1件当たり金額 (千円)	3,023	2,900	2,855	3,269	3,885	4,112	3,932	3,815	

平成22年度を境に、収入未済額、収入未済件数ともに減少傾向へと転じている。前述のとおり、県の直貸付は平成14年度までであり、その後、農協を通じた転貸期間の未収金は発生しておらず、平成22年度途中からは県の関与はなくなっている。すなわち、新たな未収金の発生はなく、平成14年度までの貸付分の未収金が徐々に減少しているという状況である。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

存しない。

なお、時効期間は有限会社等の場合が5年、個人や農業組合法人の場合は10年である。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の地理状況調査(平成26年度決算時点)		債権名称	農業改良資金貸付金	課室名	協同組合指導課	件数%	金額%	
		件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)			
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困難・病気が理由で支払えないもの					0.00%	0.00%
		⑤所在は分かかっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの	1	1	4,233,508	3.85%	4.27%	
	(3) 支払われているもの	⑥分納が継続しているが少額分納で金額回収の見込みのないもの	16	12	82,296,369	61.54%	82.97%	
		⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの	9	8	12,661,799	34.62%	12.76%	
小 計		26	21	99,191,676	100.00%	100.00%		
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困難・病気が理由で支払えないもの					0.00%	0.00%
		⑫所在は分かかっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの					0.00%	0.00%
小 計		0	0	0	0.00%	0.00%		
合 計		26	21	99,191,676	100.00%	100.00%		

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(ア) i 債権発生時の審査

審査は適切に行われている。

(イ) ii 必要十分な記録整備

債権管理の資料は整備されている。

イ ②不良債権の回収局面

督促状を送付する点、保証人への請求の点については規定どおりの対応ができています。

しかしながら、強制執行、担保権実行、徴収停止、債務名義取得、配当要求等には対応していないとのことである。

ウ ③不良債権の整理局面

消滅時効期間が経過している債権がないという点では適切に管理が図られているということが出来る。もっとも、少額の返済が続いている以上は

債権の回収に今後とも傾注すべきである。

エ ④債権管理体制の整備

債権回収に従事する職員は2名、人役数は1.2名である。

収入未済債権の件数は平成26年度で26件とさほどの件数ではないことから、外部委託の利用はない。

(6) その他自主的な取組

特別なマニュアル等は作成していない。

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

なし

イ 外部委託費用

平成19年度～平成26年度はなし

ウ 裁判費用

なし

(8) さらなる改善には何が必要か(意見)

借受者、連帯保証人に返済の意識がない者が存在している、返済できるほどの資産がない、返済しているものの少額であるため多額な未済が減少しない等の問題があるとのことである。

まず、返済の意識がない者に対しては規定どおりの対応を淡々ととっていくしかないものであり、法的措置をとるべきである。返済できるほどの資産が現時点ではないとしても、将来的には資産が増加する可能性もあるのであるから、消滅時効の中断という意味では法的措置をとらない理由とはならないと思われる(なお、現時点では時効完成債権が存しないが、かかる債権を発生させてはならないのであって、訴訟提起を含めた時効中断措置を適切にとっていく必要がある)。

なお、高額債権については当然のことであるとしても、高額債権ではないとしても返済が少額とて続いている以上は、今後とも債権の管理を継続すべきである。かかる債権についても簡易な債権放棄手続を許容しえないものと思われる。県の事業としては終了しているため、管理・回収面で、退職した所管課OBの活用も考え得るのではないかと。

6 県営住宅使用料

(1) 県営住宅使用料の概要

県営住宅使用料の概要住宅に困窮する県民の居住の場として県が設置・管理する県営住宅を貸付た場合の住宅の使用料。

(2) 根拠法令

公営住宅法、同法施行令、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下、「高知県公営住宅条例」という)、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(以下、「高知県公営住宅施行規則」という。)、高知県営住宅等の家賃等滞納対策事務処理要領(以下、「高知県公営住宅処理要領」という。)、明渡請求及び訴訟対象者選定基準(以下、「訴訟選定基準」という。)、法的措置者等への対応方針及び強制執行等の措置方針(以下、「強制執行措置方針」という。)、退去滞納者及びその連帯保証人への措置方針(以下、「滞納者措置方針」という。)、県営住宅家賃等の不能欠損処理基準

(3) 債権管理手順

ア ①不良債権の発生防止局面

公営住宅という特性から貸付対象等は限定されており(高知県公営住宅条例6条、高知県公営住宅施行規則3の2等)、また、入居者には所定の様式にて毎年収入の申告義務がある(高知県公営住宅条例14条、高知県公営住宅施行規則9条)ため、適切に審査が為されなければならない。

イ ②不良債権の回収局面

(ア) 債務者区分を設定し、債務者区分に応じた督促を行わなければならない(高知県公営住宅処理要領4、5条)。滞納者等には納付指導を行わなければならない(同6条)。

(イ) 一定の要件を満たしたものに対しては明渡請求を行い、その上で訴訟に着手する(訴訟選定基準)。

(ウ) その上でさらに一定の要件をみたしたものに対しては強制執行等手続の申立を行う(強制執行措置方針)。

(エ) 退去後も退去滞納者及び連帯保証人に対しては区分に応じて督促状を送付するなどの措置をとる(滞納者措置方針)。

ウ ③不良債権の整理局面

不納欠損処理基準にしたがって不納欠損処分が為される。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額 (千円)	225,031	235,807	240,383	238,226	236,787	239,126	241,774	250,987	25,956
件数	677	708	720	689	707	726	810	854	177
1件当たり金額 (千円)	332	333	334	346	335	329	298	294	

未収金は全体として増加傾向にあり、平成19年度と比較して収入未済額は約10%増加し、収入未済件数も約25%増加している。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

時効期間が経過する債権の年度別発生件数及び額に関する調査 (単位: 件、円)

H26年度完成		H25年度完成		H24年度完成		H23年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
10	3,015,016	12	5,213,770	22	10,432,070	14	13,109,270

H22年度完成		H21年度完成		H20年度完成		H19年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
13	11,791,770	14	9,331,808	10	2,567,700	11	5,447,280

H18年度以前		合計	
件数	額	件数	額
151	72,807,741	257	133,716,425

時効期間経過債権については、件数自体は大きな増減は見られないものの、消滅時効が完成する債権が存在すること、それ自体が問題である。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の地理状況調査(平成26年度決算時点)			債権名称	県営住宅使用料		課室名	住宅課	件数%	金額%
			件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)			
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	平成26年度収入未済繰越金額 854件 250,987,040円 (37年 322件 26,693,315円) (26年 532件 223,997,725円) ※37年、26年ともにそれぞれの滞納者数を併数としています。 そのため、37年と26年に滞納がある者については、重複して数えています。	14	14	3,623,766	1.64%	1.44%	
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの		0	0	0	0.00%	0.00%	
		③債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの		3	3	4,315,850	0.35%	1.72%	
	(2) 支払いがされていないもの	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの		0	0	0	0.00%	0.00%	
		⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの		102	100	57,676,647	11.94%	22.98%	
		⑥分納が継続しているが少額分納で金額回収の見込みのないもの		0	0	0	0.00%	0.00%	
	(3) 支払われているもの	⑦分納が継続しており金額回収見込みのあるもの		478	386	51,654,352	55.97%	20.58%	
小 計		597	503	117,270,615	69.91%	46.72%			
実人数→760名 入居滞納者 370名 46,836,652円 退去滞納者 390名 204,150,388円		81	81	26,197,007	9.48%	10.44%			
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	49	49	32,770,871	5.74%	13.08%		
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの	15	15	12,512,190	1.76%	4.99%		
		⑩債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの	0	0	0	0.00%	0.00%		
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの	112	112	62,236,357	13.11%	24.80%		
⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払いがないもの	257	257	133,716,425	30.09%	53.28%				
小 計	854	760	250,987,040	100.00%	100.00%				

平成26年決算時点での未収金の概要は上記のとおりである。

時効期間が経過していないにもかかわらず、記録が散逸したために滞納整理を実施できない案件(①区分)が14件存するという事はやはり問題と言わざるを得ず、今後はこのような事態が生じないよう記録の保存を確実に行うことが必要である。

また、未収金の内、件数でいえば約30%、金額でいえば約53%の債権について消滅時効期間が経過しているとのことであり、時効管理が不十分であったこともまた問題であると指摘せざるを得ない。

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査の適切性

入居審査の際は、入居予定者に対して所得証明書等の必要書類の提出を求めており、入居審査は適切に行われている。

(4) ii 必要十分な記録整備

古い債権になれば記録が十分に整備されておらず、証拠書類、交渉の経過も判然としない債権が多々存している。先に述べたとおり、件数で約30%に及んでいる。過去の債権にかかる記録整備には問題があったと指摘せざるを得ない。

なお、現在は電算システムにて報告・管理が適切に行われている。

(4) iii 債権発生後の状況把握

平成19年度と比較して平成26年度は、債務者総数が307名より695名と倍以上に増加しているが、文書は毎月1回送付する他、訪問回数も増やしており、債権発生後の状況把握への取組は評価に値する。

(4) iv 状況変化への対応

古い債権になれば十分な債権保全措置がとられていない。

イ ②不良債権の回収局面

督促状の発送手続は適切に対応されている。歳入金債権整理票への記載も為されているようである。もともと、交渉記録は電算システムへの入力ができないためにエクセル及びワードにて交渉記録をまとめている。

保証人に対する履行請求、強制執行、債務名義の取得、配当要求には適切に対応されているが、担保権実行、徴収停止には対応していない。担保権の設定された貸付金が基本的には存しないこと、徴収停止を行うまでまだ実績がないためである。

なお、強制執行に際しては動産執行の申立も行うとのことであるが、滞納者のほとんどは低所得者であるために差し押さえることができる動産がない場合が多いとのことである。

ウ ③不良債権の整理局面

個別条例において、家賃減免制度が設けられており、平成26年度は減免措置が828件とられており、制度は十分に活用されている。債権回収の効率性の観点からは望ましい取組といえる。

エ ④債権管理体制の整備

住宅課職員数5名、人役数2.2名、出先（外部委託）職員数4名、出先（外部委託）人役数3.5名で回収にあたっている。

(6) その他自主的な取組

高知県営住宅等の家賃等滞納対策事務処理要領、明渡請求及び訴訟対象者選定基準、法的措置者等への対応方針及び強制執行等の措置方針、退去滞納者及びその連帯保証人への措置方針、県営住宅家賃等の不納欠損処理基準特に、滞納者への督促、連帯保証人への働きかけ、訴訟提起、強制執行等

を詳細に規定しており、債権回収に積極的に取り組んでいるといえる。

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

平成13年度に992万2000円を掛けて導入した。

システム自体の問題として、データ抽出・加工が困難であること、交渉経過についてはシステム外で個別に管理を行う必要があって、情報の一元管理を実現できておらず、事務処理の簡素化にはまだ改善の余地がある。

イ 外部委託費用

平成21年度～平成24年度までは弁護士法人へ委託

平成21年度	委託料 271千円	回収額 861千円
平成22年度	委託料1095千円	回収額3477千円
平成23年度	委託料 937千円	回収額2668千円
平成24年度	委託料 629千円	回収額1698千円

平成26年度より債権回収会社へ委託

平成26年度	委託料680千円	回収額1574千円
--------	----------	-----------

債権回収会社は紛争案件に関与できないという限界があることを考えると割高感はない。

ウ 裁判費用等

平成19年度	裁判費用4760千円	強制執行費用 900千円
平成20年度	裁判費用 840千円	強制執行費用1800千円
平成21年度	裁判費用2800千円	強制執行費用2100千円
平成22年度	裁判費用2772千円	強制執行費用 360千円
平成23年度	裁判費用5600千円	強制執行費用2100千円
平成24年度	裁判費用2806千円	強制執行費用 573千円
平成25年度	裁判費用2718千円	強制執行費用 448千円
平成26年度	裁判費用2412千円	強制執行費用 0千円

消滅時効の中断のためにも裁判手続が必要となる局面は多々存するのであり、裁判手続を一定数利用していることは望ましいものである。

エ 工夫例

県営住宅の入居者は、低所得者が多く、生活に困窮している場合もあるため、滞納者と交渉する際は、生活保護等の福祉制度の活用を提案している。生活保護受給者の家賃については、入居者に代わって、福祉事務所から直接、県に入金してもらっている（代理納付）。

早期の滞納解消のため、滞納発生時から家賃徴収員が訪問し、催告をしている。

これらの工夫は評価に値するものである。

(8) さらに改善には何が必要か(意見)

ア いわゆる貧困世帯への賃貸であるために債権発生時の審査を適切に行ったとしても一定割合で回収困難債権が発生しうるとは想定せざるを得ないという特殊性を踏まえる必要がある。

その上で、自主的に規則を定め、回収現場における工夫も加えているのであって、これらは評価に値するものである。特に滞納発生時に家賃徴収員が訪問していることは初期対応が肝要であるという債権管理の基本に忠実な対応として高く評価すべきものである。

イ しかしながら、未収金そのものは増加傾向にあり、債権管理の観点からはさらなる改善が必要であると言わざるを得ない。

まず、現在の徴収員は3名にすぎず、入居滞納者の対応に追われて、すべての滞納者に対応することができていないという人的側面からの限界が存する。債権の8割が退去滞納者の債権であるところ、退去滞納者及び連帯保証人には所在が不明な者や既に死亡している者も多数存するとのことであって、これらの者の所在調査・相続人調査のための住民票・戸籍等の取得にまで手が回らないようである。そうであるならば、債権回収体制(内部・外部共に)をさらに充実させることが要請されているというべきである。内部ではさらに債権回収への知識と経験を集積させつつ、外部委託も積極的に活用することが必要である。特に、債権回収会社は紛争性のある案件には関与できないという限界が存することから、紛争性のある案件へも関与しうる専門職への委託を更に活用する必要があるように思われる。

ウ また、県営住宅は、低所得者向けの住居であるため、滞納者のほとんどが資産もなく、法的手続等を行っても、滞納解消に結びつかないという側面も否定し得ない(平成22年以降、強制執行費用が減少しているのはかかる傾向が明らかになったからともいえる)。かかる債務者属性は法的措置によっても如何ともしがたいものである。このような債権をいつまでも管理し続けることは限りある人的・財務的資源の浪費というべきであり、一定期間適切に債権管理を行った後は放棄する等によって整理を行い、債権回収の可能性の高い債権へと注力しうる道筋を整備する必要がある。

特に、一番古い債権は昭和50年に発生しているところ、古い債権になればなるほど証拠書類が残っておらず、法的措置には適さないところがある。

また、適切に債権保全措置がとられていなかったために、退去滞納者のうちおよそ6割半においては消滅時効期間が経過しているものであり、かかる債権を今後とも管理し続けるということは債権回収としての効果を期待

しがたいところもある。

その点で債権管理条例を設けることによって、債権の整理をより促進することが必要であると思われる。

7 高等学校等奨学金貸付金

(1) 高等学校等奨学金貸付金の概要

高等学校、高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的理由で修学が困難な場合、奨学金を無利子で貸与することにより、教育の機会均等をはかることを目的とする制度。平成14年度より開始。返済は貸与が終了(すなわち卒業又は退学)、6か月経過後から開始する。

(2) 根拠法令

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(以下、「高知県奨学金条例」という。)、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(以下、「高知県奨学金施行規則」という。)、高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領(以下、「高知県奨学金事務要領」という。)

(3) 債権管理手順

ア ①不良債権の発生防止局面

制度目的から貸付対象等は限定されている(高知県奨学金条例2条、高知県奨学金規則2条、高知県奨学金事務要領)ため、書式にて申し込みが為され(高知県奨学金規則3条)、適切に審査が為されなければならない。

イ ③不良債権の整理局面

(7) 経済的な理由からの返還困難等、一定の要件に該当するときは、教育委員会は奨学金の返還を猶予することができる(高知県奨学金条例8条、高知県奨学金規則17条)。

(4) 貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときは奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる(高知県奨学金条例9条、高知県奨学金規則18条)。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H19
収入未済額 (千円)	12,229	23,744	39,635	57,770	75,828	84,609	92,358	93,206	80,977
件数	190	326	484	648	773	789	802	810	620
1件当たり金額 (千円)	64	73	82	89	98	107	115	115	

本制度は平成14年度より開始したものであるため、現在の状況のみをもって即断することができないものであるが、増加傾向にあるとはいえる。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

時効期間が経過する債権の年度別発生件数及び額に関する調査 (単位:件、円)

H26年度完成		H25年度完成		H24年度完成		H23年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
2	43,000						

H22年度完成		H21年度完成		H20年度完成		H19年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額

H18年度以前		合計	
件数	額	件数	額
		2	43,000

消滅時効期間は10年である。

平成14年度に始まった事業であるにもかかわらず、既に消滅時効期間を経過した債権が存することは債権管理が十分に行われなかったと言わざるを得ず、問題と言わざるを得ない。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の処理状況調査(平成26年度決算時点)			債権名称	高等学校等奨学金貸付金	課室名	高等学校課	件数%	金額%
			件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)		
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの	貸付者の実人数。ただし、2度貸与者は、ダブルカウント				0.00%	0.00%
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%
		③債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%
	④生活困窮・病気が理由で支払えないもの	72		72	19,756,000	8.89%	21.20%	
	⑤所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払がないもの	105		105	15,742,000	12.96%	16.89%	
	⑥分納が継続しているが少額分納で全額回収の見込みのないもの	22		22	7,498,500	2.72%	8.05%	
	⑦分納が継続しており全額回収見込みのあるもの	609		609	50,166,875	75.19%	53.82%	
小 計				808	808	93,163,375	99.75%	99.95%
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
		⑩債務者・保証人とも所在不明のため滞納整理が実施できないもの				0.00%	0.00%	
	(5) 支払いがされていないもの	⑪生活困窮・病気が理由で支払えないもの	2	2	43,000	0.25%	0.05%	
		⑫所在は分かっており催告しているが特に理由なく支払がないもの				0.00%	0.00%	
小 計				2	2	43,000	0.25%	0.05%
■ 計				810	810	93,206,375	100.00%	100.00%

消滅時効期間を経過した債権は生活困窮のために回収が困難であった債権とのことである。しかしながら、現時点では困窮していても未来永劫に困窮し続けるわけでもないことからすれば、将来の回収可能性の向上に備え、時効中断措置はとっておくことが望ましかったといえる。時効中断措置を怠ったという点で問題があると言わざるを得ない。

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

(7) i 債権発生時の審査の適切性

貸付要件の充足の問題ではないが、連帯保証人の収入調査等をしていない（そのための担保としての実効性に疑義のある貸付が存し、担保としての実効性調査に問題がある。）。

(4) ii 必要十分な記録整備

記録整備は概ね適切に行われている。

もともと、連帯保証人が返還している場合に債務者ではなく連帯保証人に督促状を発しているとのことである。これでは主債務についての時効中断効が生じないことから、主債務についても督促状を発送することが望ましい。

- (7) iii 債権発生後の状況把握・iv 状況変化への対応
現時点での対応例はないようである。

イ ②不良債権の回収局面

保証人に対しては履行請求を積極的に行っているとのことであり、この点は評価しうる。

これに対し、訴訟、強制執行等の法的措置については対応できていない。これは、奨学金については滞納者について履行期限の到来していない債権が存在するために、一部債権のみで法的措置をとることに躊躇してしまうとのことである。

かかる理由は首肯できるものであるが、これは期限の利益の喪失条項を導入していない点に問題があるというべきであり、この点の改善は必要である。

また、調査にかかる法的権限がないために債務者の情報に乏しいことが問題であると担当課よりの指摘がある。

(6) その他自主的な取組

高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

平成20年度に1958万5000円

イ 外部委託費用

該当なし

ウ 裁判費用

なし

エ 工夫例

電話や文書、臨戸訪問に反応がない滞納者については、出頭要請の文書を送付するという工夫を行っている（反応がよいとのことである）。また、平成19年度にはなかった自宅等訪問が現在は年に3～4回程度行われている。

(8) さらなる改善には何が必要か（意見）

本文中に指摘したとおり、不良債権の発生防止局面での取組を強化することが必要である。今後は消滅時効が完成する債権などが発生することがないよう、この点でも取組が必要である。

8 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金

(1) 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の概要

高等学校や大学等への進学する能力を持ちながら、経済的な理由により進学後修学が困難な、県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟に対し、奨学金を無利子で貸与することにより、社会において有為な人材の育成を図り、もって対象地域における住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする制度。

平成13年度に募集を終了し、平成14年度～18年度は経過措置として貸し付けを行った後、事業は終了している。

(2) 根拠法令

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（以下、「高知県改善奨学資金条例」という。）、高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則（以下、「高知県改善奨学資金規則」という。）、高知県地域改善対策奨学資金事務取扱要綱（以下、「高知県改善奨学資金事務要綱」という。）、高知県地域改善対策奨学資金債権管理事務取扱要綱（以下、「高知県改善奨学資金債権要綱」という。）

(3) 債権管理手順

ア ①不良債権の発生防止局面

制度目的から貸付対象等は限定されている（高知県改善奨学資金条例2条、高知県改善奨学資金規則2条）ため、所定の書式にて申し込みが為され（高知県奨学資金規則3条）、適切に審査が為されなければならない。

債権管理簿（高知県改善奨学資金債権要綱5）、対応記録簿（同7）の備え付けが義務づけられている。

イ ②不良債権の回収局面

一定の滞納者への督促状の内容及び発送等を定めている（高知県改善奨学資金債権要綱7）。また、相談員の訪問等も行うものとしている（同8）。

ウ ③不良債権の整理局面

(7) 返還の著しい困難等、一定の要件に該当するときは、教育委員会は奨学金の返還を猶予することができる（高知県改善奨学資金条例8条、高知県改善奨学資金規則15条、高知県奨学資金事務要綱5条）。

(4) 貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたとき等のときは奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる（高

知県改善奨学資金条例9条、高知県改善奨学資金規則16条、高知県奨学資金事務要綱6、7条)。

(4) 未収金の概要

ア 収入未済額の平成19年度決算よりの推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26 - H19
収入未済額(千円)	330,474	384,267	429,195	475,493	474,743	476,726	477,522	493,929	163,454
件数	7,953	9,032	10,155	11,401	11,213	11,124	11,028	11,177	3,224
1件当たり金額(千円)	42	43	42	42	42	43	43	44	

収入未済額、件数共に増加傾向にある。

イ 時効期間経過債権の年度別発生件数及び額

時効期間が経過する債権の年度別発生件数及び額に関する調査 (単位:件、円)

H26年度完成		H25年度完成		H24年度完成		H23年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
384	17,277,498	326	14,345,011	284	11,372,121	254	10,065,005

H22年度完成		H21年度完成		H20年度完成		H19年度完成	
件数	額	件数	額	件数	額	件数	額
202	7,802,577	162	6,074,196	113	4,399,692	84	2,857,308

H18年度以前		合計	
件数	額	件数	額
1,059	24,775,720	2,868	98,969,128

消滅時効期間は10年である。

消滅時効期間経過債権の件数、額共に増加の一途を辿っている。

ウ 平成26年決算時点での未収金の区分整理

滞納事業の処理状況調査(平成26年度決算時点)			債権名称	高知県地域改善対策奨学奨励資金貸付金	担当者	人権教育課	件数%	金額%		
			件数カウント方法	件数	実人数	金額(円)				
時効期間が経過していないもの	(1) 滞納整理できないもの	①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%		
		②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%		
		③債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの					89	14	3,392,361	0.80%
	④生活困難・病気が理由で支払えないもの	1,371					346	57,248,000	12.27%	11.59%
(2) 支払いがされていないもの	⑤所在は分かっているが報告しているが特に理由なく支払っていないもの	5,638	1,035	268,548,320	50.44%	54.37%				
	⑥分納が継続しているが分納分納で金額回収の見込みのないもの	1,111	15	8,142,350	0.99%	1.65%				
	⑦分納が継続しており金額回収見込みのあるもの	1,100	143	57,628,590	9.84%	11.67%				
小計			8,309	1,553	394,959,621	74.34%	79.96%			
時効期間が経過しているもの	(4) 滞納整理できないもの	⑧債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの					4.50%	1.73%		
		⑨過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%		
		⑩債務者・保証人も所在不明のため滞納整理が実施できないもの					0.00%	0.00%		
	⑪生活困難・病気が理由で支払えないもの	657					158	28,946,855	5.88%	5.86%
(5) 支払いがされていないもの	⑫所在は分かっているが報告しているが特に理由なく支払っていないもの	1,708	345	61,491,723	15.26%	12.45%				
	小計	2,868	693	98,969,128	25.66%	20.04%				
★ 計			11,177	2,246	493,928,749	100.00%	100.00%			

まず、消滅時効期間が経過した債権の件数は全体の約25%、額で約20%であり、過去の債権管理がずさんであったと指摘せざるを得ない。この他の点についても平成20年度包括外部監査において多々指摘されているところであり、ここでは再言しない。

(5) 債権管理手順の遵守状況

ア ①不良債権発生防止局面

平成14年に貸付は終了していることから現時点ではこの点は問題とならない。

もっとも、記録自体は電算システムで管理されることとなっているが、財産規則様式の項目が網羅されておらず、また、以前は交渉記録がバラバラに保管されていたとのことであり、記録の整備はずさんな点があったと指摘せざるを得ない。

イ ②不良債権の回収局面

債権回収を図ろうにも資料が十分には確保されていないために訴訟等の
手続に適さないという問題も存する。

ウ ③不良債権の整理局面

多数の少額未納債権が発生することから、分割納付や免除申請の指導を
行っているとのことである。不良債権の整理の促進を図るといふ点からは
望ましい対応といえる。

(6) その他自主的な取組

高知県地域改善対策奨学資金事務取扱要綱、高知県地域改善対策奨学資金
債権管理事務取扱要綱

(7) 債権管理の向上につながったか

ア システム導入費用

平成24年度改修費として498万5000円

残念ながら、回収実績の向上にはつながっていない。

イ 外部委託費用

平成19年度より平成21年度は3名に年396万円

平成22年度より平成26年度は5名に年660万円

平成19年度より平成21年度の外部委託による回収額は年に4700万円を毎
年上回っている。平成22年度よりは年に6400万円を上回っている。地域の
実情に通じた市町村OB職員等に委託している点で回収実績の向上につな
がっているように思われる。但し、外部委託の内容は、償還指導、免除申
請の指導であり、回収自体は行っていない。

なお、委託の効果としての回収額を切り分けることができないため上記
回収額は、債権全体の回収額である。

ウ 裁判費用

なし

エ 工夫例

不良債権の整理の促進を図っている。

(8) さらなる改善には何が必要か(意見)

当該債権については過去に発生した債権の整理促進が問題となっている。

特に消滅時効期間を経過した債権のほとんどは少額、多数の債権であると思
われることから、債権を放棄して処理する方策が講じられるべきである。

もともと、債権放棄には議会の議決を要するところ、1件1件債権放棄を
行う理由を説明することは当該債権の性質からしてプライバシーの観点から

必ずしも望ましいものではない。

そこで、少額な債権については効率的な債権放棄の手段を認めるべきであ
り、債権管理条例を設けて債権放棄を認め、債権の整理を促進することが望
ましい。

第5 意見・提言

1 税外未収金につき、管理の徹底を図るための体制構築すべきであること

(1) 適切な審査の実施

債権回収を見据えた適切な審査の実施及び債務者と保証人に対する制度周知の徹底を図るべく、債権が発生していない段階において、債権ごとの性質を把握するとともに債務者及び保証人情報を適切に把握する体制を構築する必要がある。

具体的には、①貸付時の審査の厳格化を実現し（納税証明書、所得証明書に加えて、債務者及び保証人の所得・資産・負債状況を把握できる書類の提出を促す等）、②契約書を締結し、履行期、利息、遅延損害金、期限の利益喪失約款、裁判管轄に加えて、債務不履行となった場合には保証人に対しても請求をすることなどを書面で周知徹底することが考えられる。

(2) 債権記録の整備

高知県の平成26年度決算時点における滞納事案の処理状況調査結果によれば①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの、②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納処理が実施できないものが多数見受けられた。これは、誠に遺憾ながら、過去に記録の整備に不備があったために、現在も当時の債権がそのまま残存しているものである。

しかしながら、債権記録の整備は、債権管理の基本中の基本である。

債権者ごとに、債権の種類に応じた管理台帳を整備し、債務者の氏名、債権金額等基本事項はもとより、納付状況等を適時記載していくとともに、滞納債権については督促等の処理内容を記録し、担当者が変更となっても直ちに最新の情報が把握できるようにしておく必要がある。

特に、債権の時効の管理の観点から債権記録を整備しておくことは必要不可欠というべきである。

(3) 債務者状況の把握

債権が発生してから履行期までに一定の期間がある債権については、破産等のリスクを事前に把握するべく、今後は、定期的に債務者の収支状況等の把握に努めるべきである。特に、100万円以上など債権額が大きいケースでは、年に1度は財務諸表や確定申告書の写し等の提出を求めることも必要となる。

(4) 状況変化への対応

債権発生から履行期までの状況変化に対応するためには、今後新規に貸し付ける債権については、必要に応じて、増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきである。また、破産等債務者に期限の利益喪失事由が発生した場合には、期限の繰り上げ手続をとることは当然のこと、

破産法に則った債権届出や保証人への保証債務の履行請求等速やかに債権回収に移行できる体制を構築すべきである。

(5) 債権管理回収専門組織の新設等を検討すべきであること

速やかに債権回収に移行できる体制を構築するためには、現行の税務課と各債権所管課との困難案件の共同管理体制では不十分であると思料される。

すなわち、より管理回収を効率的なものとするために、管理部門と回収部門は明確に分ける必要がある。

具体的には、上記（1）～（3）までは、主に各債権所管課の担当職員が行うものとし、（4）の段階に至り債務者の状況に変化が生じた場合には、岡山県のように副知事をトップとした推進体制を構築するなどして対応する方法もあるが、新たに債権管理回収専門組織を新設し、専門研修を受けた専門職員らで債権回収の方法を検討し、事案に応じて速やかに弁護士への外部委託が可能となるような体制を構築することが望ましい。

さらに、各債権所管課が、自らの債権管理が疎かになることがないよう、債権管理強化月間を設けるなどして、定期的に、債権記録の整備、債務者状況の把握、状況変化への対応ができていないのかを担当者に意識させるような全庁的に債権管理を強化する取組なども必要となろう。

高知県では、平成20年度の包括外部監査の結果を受けて、平成22年2月には「管理マニュアル」を策定し（平成24年5月には改訂）、債権管理体制の強化に取り組んでいるが、各債権所管課の担当者は、自らの業務に占める債権管理業務の割合が低いにもかかわらず、定期的なヒアリングや研修に出席しなければならない労力や研修等を実施する税務課や管財課の負担を考えると、費用対効果の点も含めて、これまでの体制の抜本的な見直しまでには至っていないと言わざるを得ない。

2 私債権の回収実績及び管理の効率を上げるために、業務の外部委託を進めること

(1) 問題のある債権の管理・回収における県の課題

ア 高知県の平成26年度決算時点における滞納事案の処理状況調査結果によれば、滞納のある事案のうち「特に理由なく支払いがないもの」（分類⑤及び⑩）は7820件、金額にして5.3億円にも上る（但し公債権も含んだ調査結果。公債権の割合が小さいため、本項では便宜上そのまま引用した。）。支払の意思が希薄な債務者や保証人から回収の実を上げるには、専門知識や専門的手段が不可欠であるが、県職員がそれらを習得するには一定の時間と労力を伴う。

イ また、同調査によれば、「生活困窮・病気が理由で支払えない」④⑪と分

類されているものが2506件、約4億円ある。私債権は、同意なしに債務者の財産調査を行うことができないため、管理・回収にあたる職員が債務者の支払能力を的確に判断することが困難であることが原因である。

ウ さらに、「発生から長期間経過した債権で、証拠書類が散逸・不明となり、滞納整理ができないもの」①②⑧⑨が661件、約7300万円ある。意見1で指摘したように今後絶対にこのような事態を招かない管理体制を構築することは必須であるが、現状、証拠もなく管理もされていない債権を漫然と未整理のままにしておくのは問題である。

エ 県の管理マニュアル(平成24年5月改訂版P39)には「督促後、催告交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、支払い能力があると予想される者は、原則として法的措置の対象者とする」とされている。私債権の場合、資産を持ちながら支払おとしない債務者から強制的に回収するためには、裁判所を通じて行う法的措置が必要となる。ここにいう法的措置とは判決や和解などの債務名義を前提とする競売など強制執行のことであるが、県の行った調査によれば、強制執行の対象となり得る私債権47件のうち、実際に強制執行を行ったものは4債権にすぎず、およそ原則的対応がとれていない状況にある。その主な原因の一つは、そもそも県職員が法的措置に関する十分な知識や経験を持っていないことにある。法的措置が必要になってから知識を習得し始めたのでは迅速で的確な対処は望めないが、必ずしも頻繁とはいえない場面に備えて県職員全員が法的措置に関する知識をあらかじめ習得するというのも非効率にすぎるとはならない。

オ 上記課題を解決するには、意見1でも同趣旨の指摘があるように、①比較的回収の容易な債権は各債権の所管課が確実に回収し、②問題のある債権については債権管理回収専門組織が担当することとし、これによっても回収困難な事案については、外部の専門家も交え、③法的措置も含めた専門的知識を駆使して回収の実を上げ、④回収不能な債権については一定の根拠に基づいて整理を行うこと(主に次項で指摘する)が重要である。

私債権の管理回収業務は、県の重要な業務である一方、県職員が担当する業務の一部にすぎないため、一部の専門組織担当者を除いて、全ての職員に深い知識の習得まで求めるのは行政効率の面で問題が大きい。また、専門的研修を受けて知識のみ習得したとしても、回収に必要な調査や回収可能性の判断、裁判所を通じた法的措置など経験を要する業務も多く、県職員が回収困難な未収金を解消するには限界がある。

したがって、③における回収実務及び④における整理に適するか否かの判断については②の専門組織と外部の専門家が協働して担当することと

し、その他の県職員は①の業務に集中すべきである。

(2) 外部委託先について

現在県では県管住宅退去滞納者に対する使用料滞納情報の提供(文書の送付や電話による入金案内)及び所在調査を県外のサービサーに外部委託している。H26年度の委託件数は233件、債権額は8580万1927円、回収額は157.4万円、委託料は68万円であった。次に述べるようにサービサーの業務範囲の制限により、遅延損害金の回収及び債権に関して争い(意見の相違)のあるものの委託ができないため、委託すべき退去滞納者のかなりの部分(滞納件数396件 滞納金額2億503万8360円の内、委託できなかった件数163件 債権額1億1923万6433円)の委託ができないという所管課の悩みがある。

また、弁護士に対し、個別案件について法的な相談をしたり、法的措置を依頼したりすることもあるが、件数が少なく、十分機能しているとは言い難い。

サービサーの業務範囲はサービサー法^{*1}による制限を受け、県として委託できるのは貸付金の元利償還金の回収、集金・事務等の業務代行及び特定金銭債権の納付請求に限られる。

また、司法書士はサービサーのような回収等の代行はできず、一部の認定を受けたものが、請求額140万円以下の民事訴訟、強制執行等の簡易裁判所における法的措置を代理することができる。

この点弁護士は、サービサーの業務範囲及び司法書士の業務範囲に加えて、請求額140万円を超える民事訴訟や強制執行等の法的措置を行うことができ、もっとも広い範囲で県の債権管理回収業務を代理することが可能である。民事事件に関する知識、手段に精通した弁護士にとっては、債権回収は日常業務そのものであり、未収金回収に不可欠な債務者の所在調査や財産調査の手段も有している。

弁護士に委任しても回収できない債権は、いわゆる不良債権というべきであり、その管理・回収に更なる労力を費やすべきではない。速やかに弁護士の意見等を専門的見解として付した上で債権放棄等の手続に回すべきである。また、証拠書類等が不明な債権の有効性等については、弁護士の意見を聞いた上で回収すべきものと整理を行うべきものに分類した上で対応を決めれば、一律の対応をするよりもはるかに効率的である。

以上のように、弁護士に、債権の有効性等の判断や回収困難な未収金の回

*1サービサー法(債権管理回収業に関する特別措置法)とは、不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの。

収の外部委託を進めることにより、県職員は滞納直後の債権など比較的扱いの容易な債権に集中することができ、未収金全体の回収効率を上げることができる。

3 管理を徹底し、債権回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること

債権管理の流れは本論にて述べてきたところであるが、法令等に定める一定の要件に該当する場合は、徴収停止、履行延期の特約などの手続を適切に行って債権の管理・回収の実をあげることが望まれる。ここで、新しい債権回収のチャンネルを設けるべきことを提言したところであるが、それでもなお、債務者の経済情勢の変化によって回収しえない私債権は当然残りうることとなる。

そこで、徴収停止（施行令171条の5）、履行期限の延期（同171条の6）を行うことによって請求を行わないこととして管理の負担を一定程度減少させる方途は存在するものの、徴収の停止、履行期限の延期共に法令上の要件が余りに厳格であるために調査の負担が重い上、債権そのものは残り続けることから債権管理の負担もまた残り続けてしまうという限界もあり、債権の整理を促進する機能を十分には果たせていない現状にある。

また、債務の免除（同171条の7）という手法も存するものの、これもまた極めて厳格な要件を課されているために調査の負担が重く、債権の整理を促進する機能を十分には果たせていない。

債権の整理促進の最終的な手段は債権放棄であるが、現在の高知県の条例整備状況では、債権の全てについて放棄には議会の議決が必要とされる。そのため、議会への説明準備が必要とされ、その負担が大きいこと、債権の内容によっては債務者の個人情報に関係もあって議会の議事にかけることが必ずしも適切とはいえない場合もありうることから、議決を経るというハードルを越えられない債権が大量に残っている（私債権で時効期間を経過しているものは、3168件、2億5038万7868円）。

もちろん、前記のとおり、私債権も高知県民の貴重な財産であるから、安易な債権放棄は債権管理の公正さに疑義を生じさせかねないために許されないが、現在、大量に残っている回収可能性もない私債権の管理の負担が今後とものかかり続けては、かえって貴重な県費を無駄に費消し続けることを許容することともなりかねない。基準は厳格に定められなければならないものの、債権回収の効率性への配慮もする必要がある。

そこで、高知県においても、他県の債権管理条例の規定を踏まえつつ、高知県の実情に応じた債権管理条例を設けて、債権の簡易な放棄を認める手続を整

備することが妥当である。具体的には、私債権⑧ないし⑫については（消滅時効の援用がない以上は）私債権は消滅してはいないものの、現実的には回収困難と言うほかない。私債権①ないし③についても、場合によっては債権の放棄を認める必要も生じうる。

そこで、消滅時効の期間を満了しているか否かを一つの柱として設定し、適正な債権管理を行った上で、なお消滅時効期間を満了するということは、一般には生活状況の苦しさ为背景にある可能性が高いことから、消滅時効期間の満了をもって債権放棄を認める債権管理条例を制定することが必要ではないかと考える。

もつとも、前記1及び2の債権管理・回収を踏まえた運用が実現されたときは、消滅時効期間が満了する債権は基本的には発生しないこととなるであろうから、今後発生しうる回収困難債権の債権放棄については、債権回収が困難である旨の弁護士からの報告書の提出を受けるなどして客観性を担保した上で行うことが妥当なのではないかと考える。

他の地方公共団体において制定された債権管理条例をそれぞれ検討してみれば、その内容には共通する部分が多い。特に共通する傾向が見られたのは、目的規定、定義規定、知事等の責務に関する規定、履行期限の繰上げに関する規定、債権の申し出に関する規定、督促に関する規定、強制執行等に関する規定、徴収停止に関する規定、履行延期の特約等に関する規定、免除に関する規定、放棄に関する規定、議会への報告に関する規定、他の法令等との関係に関する規定、委任に関する規定であった。

債権放棄に関する規定を除けば、既に同様の趣旨の規定は一部存在するものの、全ての私債権について債権管理の適正化を明確にするという趣旨でこれらを重ねて規定することにも意味がある。

また、一定の債権における記録整備のずさんさに鑑みれば、台帳の整備に関する規定をも重ねて規定することが望ましいと思われる。

高知県において何より必要であるのは、不良債権の整理促進局面における規定であり、特に放棄に関する規定である。回収の見込みもない、消滅時効期間を経過してしまった大量の債権であっても、債権放棄を行うことが事実上困難であるために管理を続けなければならないことが不良債権の整理を、ひいては、高知県の人的・財政的資源の効率的運用を阻害している。

そして、他県の債権放棄の要件を比較すれば、消滅時効期間の経過に加えて、債務者の意思確認を要件として課すことは管理の負担を増加させるのみである。そこで、消滅時効期間の経過にて基本的には債権放棄の要件を充足するものと構成しつつ、時効の援用を債務者の意思にかからしめて債務者の意思を尊

重しようとした消滅時効制度の要請とを合理的に調和するべく、時効の援用をしない特別の理由を債務者が明らかにしたときのみ、債権放棄することができないというかたちで整理することが望ましいように思われる。消滅時効期間を経過するまで弁済をすることがなかった債務者には消滅時効期間経過後にも弁済の意思はない蓋然性が高いといえようから、債務者自身が支払う意思を明確に示す等債務者が積極的に時効を援用しない特別の理由を明らかにしたときのみ債権放棄を控えれば足りるように思われる（債務者がかかる意思を明示しなかったときは債権放棄が認められる。）。

なお、当然のことではあるが、先に述べたとおり、今後は外部委託を利用するなどして消滅時効期間を経過した債権が発生することがないようにそもそも管理すべきであって、今後発生する債権について消滅時効期間が経過した債権が漫然と管理され続けるような事態が発生することは到底許容されないものである。

以上は、消滅時効期間経過後の債権についてであるが、消滅時効期間経過前であっても、徴収停止の要件に合致し、相当な期間（例えば3年前後が一つの目安か）が経過してもなお状況に変化が見られないときは、債権管理の効率性の観点から、債権放棄を許容する条項を入れることも必要ではないかと思われる。

【巻末資料】

資料1

高知県財産規則をここに公布する。

○高知県財産規則

(昭和39年4月1日規則第19号)

改正	昭和41年4月1日規則第22号	昭和42年4月1日規則第14号	昭和44年12月12日規則第67号
	昭和45年12月28日規則第69号	昭和47年8月15日規則第54号	昭和50年4月1日規則第29号
	昭和63年4月1日規則第22号	平成2年4月1日規則第17号	平成3年3月30日規則第32号
	平成4年3月31日規則第15号	平成4年5月6日規則第32号	平成6年3月31日規則第23号
	平成7年3月31日規則第28号	平成9年4月1日規則第49号	平成11年12月10日規則第133号
	平成12年4月1日規則第99号	平成13年3月27日規則第35号	平成15年3月28日規則第25号
	平成15年4月1日規則第62号	平成16年4月1日規則第53号	平成16年10月22日規則第108号
	平成16年12月24日規則第118号	平成16年12月28日規則第127号	平成17年1月4日規則第1号
	平成17年3月11日規則第27号	平成17年4月1日規則第63号	平成18年7月18日規則第87号
	平成18年7月28日規則第94号	平成18年9月8日規則第95号	平成19年3月6日規則第14号
	平成19年3月30日規則第36号	平成19年4月1日規則第50号	平成19年9月28日規則第103号
	平成19年11月16日規則第127号	平成20年4月1日規則第41号	平成21年3月23日規則第13号
	平成22年2月23日規則第3号	平成22年4月1日規則第28号	平成22年7月16日規則第58号
	平成23年1月11日規則第1号	平成25年3月26日規則第8号	平成26年3月26日規則第20号

高知県財産規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公有財産

第1節 通則(第3条・第4条)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第5条―第9条)

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第10条―第16条)

第2款 取得(第17条―第26条)

第3款 移築及び改築等(第27条・第28条)

第4款 管理(第29条―第43条)

第5款 処分(第44条―第48条)

第6款 雑則(第49条―第51条)

第4節 公有財産台帳及び報告書(第52条―第61条)

第3章 物品

第1節 通則(第62条―第64条の2)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第65条―第69条)

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第70条―第76条)

第2款 取得(第77条―第82条)

第3款 管理(第83条―第89条)

第4款 処分(第90条―第95条)

第5款 雑則(第96条―第98条)

第4節 重要物品台帳及び報告書(第99条―第106条)

第4章 債権

第1節 通則(第107条)

第2節 管理の機構(第108条―第112条)

第3節 管理の準則(第113条―第141条)

第4節 内容の変更免除等(第142条―第159条)

第5節 債権に関する契約等の内容(第160条―第163条)

第6節 雑則(第164条・第165条)

第5章 基金(第166条―第173条)

第6章 雑則(第174条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の法令で定めるもののほか、県の公有財産、物品、債権及び基金(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき公営企業管理者の管理する財産を除く。以下「県の財産」という。)に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

一部改正〔昭和42年規則14号〕

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 高知県部設置条例(昭和31年高知県条例第41号)に規定する部及び高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第8条に規定する会計管理局並びに議事事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び警察本部をいう。

一部改正〔平成19年規則50号〕

(2) 課 部局(教育委員会を含む。)の課(これに準ずるものを含む。)をいう。

一部改正〔平成20年規則41号〕

(3) 総括 県の財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、県の財産に関する制度を整え、その取得、管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその取得、管理及び処分について必要な助言、指導及び調整をすることをいう。

一部改正〔平成26年規則20号〕

一部改正〔昭和63年規則22号・平成2年17号・16年53号・118号・19年50号・20年41号・26年20号〕

第2章 公有財産

第1節 通則

(公有財産の所管換え、所属替え及び分属の意義)

第3条 この章において「公有財産の所管換え」とは、知事、公営企業管理者若しくは教育委員会の間又は各部局の長(行政財産の取得及び学校その他の教育機関の用に供する公有財産(以下「教育財産」という。))以外の財産の管理並びに普通財産の取得、管理及び処分の補助機関としての教育長を含む。以下同じ。)の間において公有財産の所管を移すことをいう。

2 この章において「公有財産の所属替え」とは、同一所管内の課の間において公有財産の所属を移すことをいう。

一部改正〔平成20年規則41号〕

3 この章において「公有財産の分属」とは、所属の公有財産を当該課の出先機関(高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。))第2条第2号に規定する出先機関をいう。)に配属することをいう。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成4年規則15号・9年49号・20年41号〕

(適用除外)

第4条 この章の規定は、公園、広場、植物園、図書館、博物館、体育館、宿泊

所、待合所その他知事が別に定める公共の用に供する公有財産以外の公共の用に供する公有財産に係るものについては、これを適用しない。

第2節 取得、管理及び処分の補助機関

(公有財産の総括の補助機関)

第5条 公有財産を総括する補助機関は、総務部長とする。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、各部局の長及び教育委員会に対し、その所管に属する公有財産について、自ら又は関係職員をしてその状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は知事の承認を得て、用途の変更、用途の廃止、所管換えその他必要な措置を求めることができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号〕

(行政財産の取得及び管理の補助機関)

第6条 行政財産の取得及び管理(教育財産の管理を除く。)の補助機関は、次に定める者とする。

(1) 高知県部設置条例に規定する部の用に供するものにあつては、当該部長
一部改正〔平成19年規則50号〕

(2) 議会の用に供するものにあつては、議会事務局長

(3) 教育委員会の用に供するものにあつては、教育長

(4) 警察の用に供するものにあつては、警察本部長

(5) 前各号に掲げる以外の用に供するものにあつては、総務部長

一部改正〔平成19年規則50号〕

2 前項の規定により一の行政財産について2以上の部局の長が取得及び管理の補助機関となることとなる場合は、知事が当該部局の長のうちから指定する。

3 知事は、必要があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に行政財産の取得及び管理の補助機関となるべき部局の長を指定することができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年14号・50年29号・平成9年49号・19年50号〕

(普通財産の取得、管理及び処分の補助機関)

第7条 普通財産の取得、管理及び処分の補助機関は、総務部長とする。ただし、次に掲げるものについては、当該部局の長をそれぞれの補助機関とする。

(1) 部局の長の所管する事務に関連する普通財産の取得

(2) 部局の長の所管する特別会計に属する普通財産の管理及び処分

(3) 当該部局又は教育委員会の用に供する行政財産を取得するため交換に供する当該部局の長又は教育委員会の所管する行政財産を普通財産としたものの管理及び処分

(4) 当該部局の長又は教育委員会の所管する予定価格50万円未満の行政財産を処分するため普通財産としたものの管理及び処分

2 知事は、必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、別に普通財産の取得、管理及び処分の補助機関となるべき部局の長を指定することができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年14号・50年29号・平成9年49号〕

(公有財産の事務の分掌)

第8条 課の長は、その所属する公有財産について当該部局の長の事務を分掌するものとする。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 出先機関の長は、その分属する公有財産について当該課の長の事務を分掌するものとする。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成20年規則41号〕

(公有財産管理主任)

第9条 課を置かない部局の長及び課の長の公有財産に関する事務を補助するため、当該部局及び課にそれぞれ公有財産管理主任を置く。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 公有財産管理主任は、当該部局の長を補佐する職にある者及び当該課の長の庶務に関する事務を補佐する職にある者(課の長の庶務に関する事務を補佐する職を置かない課にあつては、当該部局の長が指定する職にある者)をもって充てる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

3 出先機関の長は、必要があると認めるときは、公有財産に関する事務を補助させるため、当該部局の長の承認を得て、公有財産管理主任を置くことができる。

4 出先機関の長は、公有財産管理主任を指名したときは、遅滞なくその職名及び氏名並びに指名年月日を当該部局の長に報告しなければならない。公有財産管理主任を変更したときも、また同様とする。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・20年41号〕

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則

(総括の事務の基本)

第10条 総務部長は、公有財産について、その取得、管理及び処分の適正を期するため、常にその状況に留意し、各部長の長をしてこれを良好な状態において管理させ、かつ、効率的に運用させるとともに、県施策の総合的見地において、公平適正な処理を図るように公有財産の総括の事務を行わなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号〕

(引継ぎ)

第11条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、部局の長又は教育委員会は、次に掲げる事項を記載した引継書とともに、直ちにこれを総務部長に引き継がなければならない。ただし、第7条第1項ただし書及び第2項の規定により当該部局の長が管理又は処分の補助機関とされたものについては、この限りでない。

(1) 当該財産の台帳記載事項

(2) 当該財産の用途廃止又は取得の事由

(3) 当該財産に関する事務を分掌する課の長

一部改正〔平成20年規則41号〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 前項の引継ぎは、なるべく実地立会のうえ、これをしなければならない。

3 総務部長は、公有財産の引継ぎを完了したときは、受領証を当該部局の長又は教育委員会に送付しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・20年41号〕

(所管換え)

第12条 部局の長、公営企業管理者又は教育委員会が公有財産の所管換えをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に、必要な図面及び関係書類並びに有償の場合においては、評価調書を添付して、当該財産の所管換えを受けようとする部局の長、公営企業管理者又は教育委員会及び総務部長に協議しなければならない。この場合において、当該所管換えが知事、公営企業管理者又は教育

委員会の間においてなされるものであるときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項(有償の場合は、実測数量を付記すること。)
- (2) 所管換えをしようとする事由
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 有償の場合においては、その予算額及び経費の支出科目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項の協議が整った場合又は知事の承認を受けた場合は、当該財産を所管する部局の長、公営企業管理者又は教育委員会は、新たに当該財産を所管することとなる者との間であるべく実地立会のうえ、速やかにこれを授受しなければならない。

3 部局の長、公営企業管理者又は教育委員会は、前2項の規定により公有財産の所管換えを受けたときは、受領証を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、機構改革による所管換えについては、適宜軽易な方法によることができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・11年133号〕

(所属替え)

第13条 課の長が公有財産の所属替えをしようとするときは、前条第1項の規定に準じ、当該財産の所属替えを受けようとする課の長に協議したうえで、当該部局の長の承認を受けなければならない。ただし、機構改革による所属替えについては、適宜軽易な方法によることができる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 前条第2項及び第3項の規定は、公有財産の所属替えについてこれを準用する。

一部改正〔平成11年規則133号・20年41号〕

(分属)

第14条 課の長は、出先機関の長にその所属の公有財産を分属させようとするとき又は分属を替えようとするときは、当該部局の長の承認を受けなければならない。ただし、機構改革による分属又は分属替えについては、適宜軽易な方法によることができる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 第12条第2項及び第3項の規定は、公有財産の分属についてこれを準用する。

一部改正〔平成16年規則53号・20年41号〕

(異なる会計間の所管換え等)

第15条 公有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換え若しくは所属替えをし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、知事において特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和42年規則14号〕

(取得、管理及び処分協議)

第16条 次に掲げる場合においては、部局の長又は教育委員会は、総務部長に協議しなければならない。ただし、第1号、第3号、第4号、第7号及び第9号に掲げる場合のうち、軽微なもので知事が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 公有財産を取得しようとするとき。
- (2) 普通財産を行政財産にしようとするとき。

- (3) 行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするとき。
- (4) 普通財産を取り壊そうとするとき。
- (5) 行政財産を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項の規定に基づき貸し付け、又は私権を設定しようとするとき。

一部改正〔平成19年規則14号〕

(6) 行政財産である土地を法第238条の4第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき貸し付けようとするとき。

追加〔平成19年規則14号〕

(7) 行政財産を法第238条の4第7項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において使用させようとするとき。ただし、第31条第3項ただし書に規定する短期間の使用を除く。

一部改正〔平成19年規則14号〕

(8) 行政財産を他の部局の長、公営企業管理者又は教育委員会に有償又は1月以上の期間にわたり使用させようとするとき。ただし、使用期間満了の場合において、引き続き使用させるときを除く。

一部改正〔平成19年規則14号〕

(9) 普通財産を法第238条の5第1項の規定に基づき貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定しようとするとき。

一部改正〔平成19年規則14号〕

(10) 公有財産に係る所有権の保存、移転及び抹消について登記又は登録をしようとするとき。

一部改正〔平成19年規則14号〕

一部改正〔平成19年規則14号〕

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・13年35号・19年14号〕

第2款 取得

(土地又は建物の購入)

第17条 部局の長は、土地又は建物を購入しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 土地又は建物の所在地名及び地番
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 購入しようとする物件の明細(土地の地目及び面積又は建物の構造、種目及び面積を記載すること。)
- (5) 価格評定調書
- (6) 購入価格及びその単価
- (7) 相手方の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名。以下同じ。)
- (8) 予算額及び経費の支出科目
- (9) 建物購入の場合にあっては、その収容人員
- (10) 契約書案
- (11) 土地台帳又は家屋台帳及び登記事項証明書(建物の新築年月を付記すること。)
- (12) 建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びにその土地の使用承諾書
- (13) 土地の場合にあっては別記第1号標準に基づいて調製した土地図及び公図

の写し、建物の場合にあつては別記第1号標準に基づいて調製した配置図及び案内図並びに別記第2号標準に基づいて調製した建物図

- (14) 相手方の承諾書
(15) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号・17年27号〕

(土地又は建物の交換)

第18条 部局の長は、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき土地若しくは土地の定着物又は建物を交換しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする物件の所在地名及び地番
(2) 交換しようとする事由
(3) 用途及び利用計画
(4) 交換しようとする物件の明細(土地の地目及び面積又は建物の構造、種目及び面積、建物以外の土地の定着物がある場合は、その種目及び数量を記載すること。)
(5) 交換に供する公有財産の台帳記載事項
(6) 価格評定調書
(7) 相手方の住所及び氏名
(8) 交換の条件
(9) 交換差金がある場合は、それについてとるべき措置並びに予算額及び経費の支出科目
(10) 相手方の交換仮承諾書又は申請書の写し
(11) 前条第11号から第13号までに掲げる事項
(12) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(土地又は建物の寄附の受納)

第19条 部局の長は、土地又は建物の寄附を受納しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 土地又は建物の所在地名及び地番
(2) 寄附を受納しようとする事由
(3) 用途及び利用計画
(4) 寄附を受納しようとする物件の明細(土地の地目及び面積又は建物の構造、種目及び面積を記載すること。)
(5) 価格評定調書
(6) 寄附者の住所及び氏名
(7) 寄附者の申出書の写し
(8) 寄附の条件
(9) 第17条第11号から第13号までに掲げる事項
(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(公有水面の埋立て)

第20条 部局の長は、公有水面の埋立てによって土地を取得しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 埋立てをする公有水面の所在

- (2) 埋立てをしようとする事由
(3) 用途及び利用計画
(4) 造成する土地の明細(土地の予定地目及び面積を記載すること。)
(5) 造成に要する予定経費
(6) 第17条第8号及び第13号に掲げる事項
(7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(建物の新築及び増築)

第21条 部局の長は、建物の新築又は増築をしようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 建築敷地の所在地名及び地番
(2) 新築又は増築をしようとする理由
(3) 用途及び利用計画
(4) 建築しようとする建物の明細(建物の構造、種目及び面積を記載すること。)
(5) 予定価格
(6) 収容人員
(7) 第17条第8号、第12号及び第13号に掲げる事項
(8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(土地及び建物以外の公有財産の取得)

第22条 第17条から前条までの規定は、土地及び建物以外の公有財産の取得についてこれを準用する。

(購入、交換又は寄附受納前の処置)

第23条 公有財産の購入、交換又は寄附の受納をしようとする場合において、当該物件に対し質権、抵当権、貸借権その他物上負担があるときは、あらかじめこれを消滅させた後でなければ取得してはならない。ただし、知事が特に消滅させる必要がないと認めた場合及びやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(登記又は登録)

第24条 部局の長は、公有財産を取得した場合において登記又は登録を要するものについては、遅滞なく登記又は登録の手続をしなければならない。ただし、県有の土地の上に建物を取得する場合は、この限りでない。

(地番の整理等の手続)

第25条 部局の長は、取得した土地の小字に2以上の地番を有するものがある場合は、その地番のうち首位にあるものをもって該地の地番とするため、必要な登記の手続をしなければならない。

(取得代金の支払)

第26条 取得した公有財産の代金は、登記又は登録を要するものについては登記又は登録をした後、その他のものについては引渡しを受けた後でなければ支払をしてはならない。ただし、知事において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第3款 移築及び改築等

(移築及び改築)

第27条 部局の長は、建物を移築又は改築をしようとする場合は、次に掲げる事項

を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
 - (2) 移築又は改築をしようとする事由
 - (3) 用途及び利用計画
 - (4) 移築先の所在地名及び地番
 - (5) 移築後又は改築後の物件の明細(移築後又は改築後の構造、種目及び面積を記載すること。)
 - (6) 収容人員
 - (7) 第17条第8号に掲げる事項(移築しようとする場合は、同条第12号に掲げる事項を含む。)
 - (8) 移築後又は改築後の別記第1号標準に基づいて調製した配置図及び案内図並びに別記第2号標準に基づいて調製した建物図
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕
- (移設及び改造)

第28条 前条の規定は、建物以外の公有財産の移設又は改造についてこれを準用する。

第4款 管理

(現状の調査)

第29条 部局の長は、随時その所掌する公有財産の現状を調査して、次に掲げる事項を注意しなければならない。

- (1) 公有財産の使用目的及び使用状況の適否
- (2) 公有財産の維持及び保存の適否
- (3) 公有財産の貸付け又は使用許可の適否
- (4) 土地の境界
- (5) 公有財産の増減と証拠書類との符合
- (6) 公有財産と台帳及びその附属図面との符合
- (7) 公有財産の台帳記載事項の当否
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公有財産の管理上必要な事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(職員の居住禁止)

第30条 公務員宿舎以外の建物には、職員又はその他の者を居住させてはならない。ただし、駐在所、詰所等で宿舎を兼ねている場合及び次条第1項第1号に規定する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(一般の使用)

第31条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、県以外の者に使用(以下「一般の使用」という。)を許可することができる。

- (1) 公有財産の管理上若しくは取締り上又は在勤地における職員の住宅難のため真にやむを得ないと認めて監守人若しくは職員及び主としてその者の収入により生計を維持している者を居住させるとき。
- (2) 職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店及びその他の厚生施設並びに当該厚生施設を運営するための附帯施設の用に供するとき。
一部改正〔平成19年規則36号〕

- (3) 国又は県の施策の普及宣伝その他の公共目的のため、講演会又は研究会の用に短期間供するとき。
 - (4) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。
 - (5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
 - (6) 県の事務若しくは事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認めるとき。
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (7) 国又は公共団体若しくは公共的団体の事務又は事業の遂行上真に必要なやむを得ないと認めるとき。
 - (8) 県に勤務する職員の組織する組合の事務所、会議室及び駐車場の用に供するとき。
一部改正〔平成19年規則36号〕
 - (9) 県の指定金融機関の用に供することが県の事務の遂行上便利であると認めるとき。
 - (10) 学校の運動場、体育館等を極めて短期間使用させるとき。
一部改正〔平成19年規則36号・22年3号〕
- 2 一般の使用の期間は、特別の事情がある場合のほか、1年を超えることができない。
- 3 部局の長又は教育委員会は、一般の使用を許可しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受け、又は知事に協議しなければならない。ただし、会議室、講堂、運動場等の短期間の一般の使用の許可については、当該課若しくは出先機関の長又は教育委員会において処理することができる。
- (1) 当該財産の台帳記載事項及び一般の使用をさせようとする部分の数量
 - (2) 一般の使用を許可しようとする相手方及び事由
 - (3) 一般の使用の期間及び条件
 - (4) 一般の使用に伴う使用料又は対価の算定調書
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (5) 相手方の申請書
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (6) 許可書案
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成22年規則3号〕
一部改正〔平成20年規則41号・22年3号〕
- 4 前項第6号の許可書案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 相手方の住所及び氏名
 - (2) 申請書の日付
 - (3) 当該財産の台帳記載事項及び一般の使用の許可数量
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (4) 一般の使用の目的及び期間
一部改正〔平成22年規則3号〕
 - (5) 一般の使用に伴う使用料
全部改正〔平成22年規則3号〕
 - (6) 一般の使用の許可の条件(当該許可の条件に違反したときの処分の条件を含む。)

一部改正〔平成22年規則3号〕

(7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成22年規則3号〕

5 第3項ただし書の規定による一般の使用の許可については、同項第6号の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。この場合においては、同項第5号の規定にかかわらず、口頭による申請をさせることができる。

一部改正〔平成22年規則3号〕

一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号・19年36号・20年41号・22年3号〕

(部局等間の使用)

第32条 部局の長は、行政財産を他の部局又は教育委員会若しくは公営企業局(以下この項において「他の部局等」という。)の使用に供しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、総務部長に協議の上、これを使用させることができる。ただし、無償で使用させる場合でその期間が1月に満たないときは、この限りでない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項及び使用させようとする部分の数量
- (2) 使用させようとする相手方及び事由
- (3) 使用させようとする期間及び条件
- (4) 有償の場合は、使用料算定調査、予算額及び経費の支出科目
- (5) 第17条第13号に掲げる事項(使用させようとする区域を記載すること。)
- (6) 他の部局等からの協議書類
- (7) 使用させようとする他の部局等に当該財産を所管換えしない理由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成19年規則50号〕

2 使用期間の満了の場合において、引き続き使用させる場合は、当該部局の長において処理することができる。この場合において、当該部局の長は、総務部長にあらかじめその旨を通知しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・19年50号〕

(課間の使用)

第33条 課所属の行政財産を同一部局の他の課に使用させようとする場合は、当該部局の長において処理することができる。この場合において、有償で使用させる場合は、前条第1項本文の規定を準用する。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 前項前段の場合において、無償で使用させる期間が1月に満たない場合は、同項の規定にかかわらず、当該課の長において処理することができる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成20年規則41号〕

(普通財産の貸付け)

第34条 部局の長は、普通財産の貸付けをしようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項及び貸付けをしようとする部分の数量
- (2) 貸付けをしようとする相手方及び事由
- (3) 無償貸付け又は減額貸付けをする場合及び指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由及び根拠
- (4) 貸付期間及び条件
- (5) 貸付料及び対価の算定調査
- (6) 第17条第13号に掲げる事項

(7) 相手方の申請書

(8) 契約書案

(9) 貸付契約の更新又は貸付契約の条項の変更の場合は、現在の契約条項

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項第8号の契約書案には、当該普通財産の使用又は収益を目的とする権利の譲渡又は転貸の禁止をする旨を規定しておかななければならない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号〕

(部局等間の貸付け)

第35条 第32条及び第33条の規定は、普通財産を他の部局若しくは教育委員会若しくは公営企業局又は同一部局の他の課に貸し付ける場合について準用する。

一部改正〔昭和41年規則22号・平成9年49号・19年50号・20年41号〕

(貸付期間)

第36条 普通財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。次号において同じ。)を貸し付ける場合は、60年
- (2) 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、30年
- (3) 建物その他の普通財産を貸し付ける場合は、10年

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(貸付料)

第37条 普通財産の貸付料は、知事が別に定めるところにより算定した額とする。
追加〔平成23年規則1号〕

2 前項の貸付料は、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、年度、二半期又は四半期ごとに分割して前納させることができる。

一部改正〔平成23年規則1号〕

3 知事は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、納期を別に定めることができる。

一部改正〔平成23年規則1号〕

一部改正〔昭和41年規則22号・平成23年1号〕

(出資)

第38条 部局の長は、普通財産を出資の目的としようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 出資の目的としようとする事由
- (3) 出資を受けようとする者の事業計画
- (4) 出資により受けることのできる利益
- (5) 出資の条件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

一部改正〔平成9年規則49号〕

(私権の設定)

第39条 部局の長は、普通財産に地上権、地役権その他の私権を設定しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項

- (2) 私権の種類又は性質
- (3) 私権を設定しようとする事由
- (4) 私権を設定する者の住所及び氏名
- (5) 私権を設定する期間及び対価並びに条件
- (6) 第17条第13号に掲げる事項
- (7) 契約書案

- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号〕

(行政財産の貸付け及び私権の設定)

第39条の2 第34条、第36条及び第37条の規定は法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産を貸し付け、又は法第238条の4第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき行政財産である土地を貸し付ける場合に、前条の規定は法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産に私権を設定する場合に準用する。

追加〔昭和50年規則29号〕、一部改正〔平成9年規則49号・19年14号〕

(用途変更)

第40条 部局の長又は教育委員会は、行政財産の用途を変更しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受け、又は知事に協議しなければならない。ただし、教育財産については、その範囲内で用途を変更する場合は、この限りでない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 用途を変更しようとする事由
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 第17条第13号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(用途廃止)

第41条 部局の長において、行政財産の用途を廃止しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 用途を廃止しようとする事由
- (3) 第17条第13号に掲げる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(建物の修繕等)

第42条 部局の長は、建物の修繕又は模様替えをしようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 修繕又は模様替えの内容
- (3) 第17条第8号に掲げる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号・13年35号〕

(建物以外の公有財産の修繕等)

第43条 前条の規定は、建物以外の公有財産の修繕若しくは修築又は模様替えについてこれを準用する。

第5款 処分

(取壊し)

第44条 部局の長は、普通財産を取り壊そうとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 取り壊そうとする事由
- (3) 取壊し材料等の利用計画又は換価見込額
- (4) 第17条第13号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・13年35号〕

(譲与)

第45条 部局の長は、普通財産を譲与しようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 当該財産の価格評定調査
- (3) 譲与しようとする事由及び根拠
- (4) 相手方の住所及び氏名
- (5) 相手方の利用計画又は事業計画
- (6) 譲与に附帯する条件を定める場合は、その条件
- (7) 契約書案
- (8) 第17条第13号に掲げる事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
一部改正〔平成9年規則49号〕

(売払い)

第46条 部局の長は、普通財産の売払いをしようとする場合は、次に掲げる事項を具して、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 売払いをしようとする事由及び価格を低減して売払いをしようとする場合は、その根拠
- (3) 売払い予定価額
- (4) 当該財産の価格評定調査及び売払い価格の評定調査
- (5) 売払い代金の納入時期及び納入方法並びに延納の特約をしようとする場合は、延納期限、担保、利率及び一時に支払うことを困難とする理由
- (6) 指名競争に付し、又は随意契約によるうとするときは、その事由及び根拠
- (7) 随意契約によるうとするときは、相手方の住所及び氏名並びに相手方の利用計画又は事業計画(資金計画を含む。)
- (8) 契約書案
- (9) 第17条第13号に掲げる事項
- (10) 予算額及び収入科目
- (11) 売払いに附帯して条件を定める場合は、その条件
- (12) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 一定の用途に供させる目的をもって普通財産の売払いをする場合の前項第8号の契約書案には、次に掲げる事項を規定しておかなければならない。

- (1) 当該財産の買受人に対し、用途並びにその用途に供しなければならない期

日及び期間を指定すること。

- (2) 当該財産の買受人に対し、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、契約を解除すること。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・13年35号〕

(延納の基準)

第47条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第169条の7第2項本文の規定に基づき普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をしようとする場合には、次の表に定める基準により、延納期限及び毎期の納付金額を定めなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

1件の売払代金又は交換差金	延納期限	即納金額	延納期限内の納付方法
60万円を超え200万円未満	1年以内	30万円以上	各納期につき元金の均等若しくは連減又は元利の均等
200万円以上400万円未満	2年以内	売払代金又は交換差金の2割以上	〃
400万円以上800万円未満	3年以内	〃	〃
800万円以上1,600万円未満	4年以内	〃	〃
1,600万円以上	5年以内	〃	〃

一部改正〔平成25年規則8号〕

- 2 延納期限内の納付方法を定める場合においては、年賦を原則とする。ただし、知事は、買受人の資産及び所得の状況を参酌し、半年賦、四半期年賦、月賦等の分割払の方法を認めることができる。

一部改正〔平成25年規則8号〕

- 3 政令第169条の7第2項ただし書の規定に基づき、5年を超えて普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をしようとする場合の即納金額は、売払代金又は交換差金を延納期限の年数で除して得た金額以上の額としなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成25年規則8号〕

- 4 前項の規定により普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合の即納金額を定める場合において、延納期限の年数に1年未満の端数があるときは、当該年度を1年として計算する。

一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号・16年53号・25年8号〕

(延納利率)

第48条 政令第169条の7第2項の規定に基づき普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合においては、次に掲げる延納利率によらなければならない。

- (1) 当該財産の譲渡を受ける者が、当該財産を営利の目的とせず、又は利益を挙げない用途に供する場合にあつては、年1.9パーセント

一部改正〔平成25年規則8号・26年20号〕

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、年2.9パーセント

一部改正〔平成25年規則8号・26年20号〕

一部改正〔平成25年規則8号〕

- 2 知事は、特に必要があると認める場合は、前項の延納利率を年1.0パーセントま

で低減することができる。

一部改正〔平成25年規則8号〕

一部改正〔昭和45年規則69号・50年29号・平成9年49号・16年53号・25年8号・26年20号〕

第6款 雑則

(価格の評定)

第49条 公有財産の評定価格は、適正な時価でなければならない。

(被害報告等)

第50条 部局の長又は教育委員会は、天災その他の事故により、公有財産を滅失し、又は損傷した場合においては、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 滅失又は損傷の原因及び事故発生の日時
- (3) 被害物件の明細(当該財産の区分、種目、数量及び被害の程度を記載すること。)
- (4) 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額
- (5) 損傷した財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 部局の長は、公有財産の滅失又は損傷が県以外の者の故意又は過失に基づくものと認めるときは、知事の承認を得て損害賠償の請求等について必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号〕

(災害共済の委託等)

第51条 部局の長及び教育委員会は、その所管に属する公有財産について、災害共済の委託又は損害保険に付する(以下「災害共済の委託等」という。)必要があると認めるときは毎年4月1日(船舶にあつては、別に定める日)を始期として災害共済の委託等についてその年の3月10日(船舶にあつては、損害保険に付すべき日の20日前)までに、建物の新築、増築等のため随時に災害共済の委託等をする必要が生じたときはそのつど、それぞれ総務部長の指示する要請書を総務部長に提出しなければならない。

2 部局の長は、災害共済の委託等を行った物件について、取壊し又は改築等を行うこととなる場合は、当該取壊し又は改築等が終了する20日前までに総務部長の指示する災害共済の委託等の変更又は取消し要請書を総務部長に提出しなければならない。

3 部局の長は、災害共済の委託等を行った物件について、災害その他の事由により滅失又は損傷が生じた場合は、遅滞なく前項の手續を行わなければならない。

4 部局の長及び教育委員会は、災害共済の委託等を行った物件について、当該共済又は保険の対象となる損害を受けたときは、遅滞なくその旨を総務部長に通知し、必要な指示を受けなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号〕

第4節 公有財産台帳及び報告書

一部改正〔平成9年規則49号〕

(公有財産台帳)

第52条 総務部長は、公有財産について、別記第1号様式から別記第1号様式の17までによる公有財産台帳(以下「公有財産台帳」という。)を備えなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 部局の長は、その所管に属する公有財産について、課及び出先機関ごとに公有財産台帳の副本を備えなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号〕

3 教育委員会は、その管理に属する教育財産について、公有財産台帳の副本を備えなければならない。

4 部局の長及び教育委員会は、公有財産台帳及びその副本に登録される土地、建物及び地上権について、別記第1号標準及び第2号標準に基づいて調製した図面を整備しなければならない。

5 部局の長及び教育委員会は、公有財産台帳及びその副本に登録される公有財産について、前項に規定するもののほか、必要と認める図面、契約書の写しその他の書類を整備しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年14号・50年29号・平成9年49号・11年133号・15年25号・20年41号〕

(公有財産に係る異動報告及び公有財産台帳への登録)

第53条 部局の長及び教育委員会は、公有財産の取得、所管換え、所属替え、分属、移築、改築、処分、価格改定、登記、登録等によりその所管に係る公有財産について、新たに公有財産台帳に登録すべき事項を生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合は、図面その他の書類を整備するとともに、当該公有財産台帳の異動等を当該異動等があった日から30日以内に、当該登録事項の図面その他の書類を添付して総務部長に報告しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による報告があった場合は、遅滞なく当該公有財産について、公有財産台帳を調製し、又は整理しなければならない。

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・15年25号・22年58号〕

(台帳価格)

第54条 公有財産を新たに公有財産台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、購入価格
- (2) 交換に係るものは、交換当時における評定価格
- (3) 収用に係るものは、補償金額
- (4) 代物弁済に係るものは、当該物件により弁済を受けた債権の額
- (5) 前各号に掲げる以外の方法により取得したものについては、次に掲げる価格

ア 土地については、類地の時価を考慮して算定した金額

イ 建物、工作物、船舶その他の動産については、建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることの困難なものは、見積価格

ウ 立木については、その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格

エ 法第238条第1項第4号又は第5号に掲げる権利については、取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものは、見積価格

オ 法第238条第1項第6号に掲げる財産のうち株式については発行価額(発行価額がない場合にあっては、当該株式会社の本資本金の額及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額に株数を乗じて算出した金額)、その他のものについては額面金額

一部改正〔平成18年規則87号〕

カ 出資による権利については、出資金額

一部改正〔平成18年規則87号〕

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・15年25号・18年87号〕

(台帳価格の改定)

第55条 部局の長及び教育委員会は、その所管に属する公有財産につき、5年ごとにその年の3月31日の現況において知事が別に定めるところによりこれを評価し、その評価額により公有財産台帳の価格を改定しなければならない。ただし、法第238条第1項第6号及び第7号に掲げるもの、その他価格を改定することが適当でないものとして知事が別に指定するものについては、この限りでない。

2 公有財産台帳の価格の改定は、前項に規定する場合のほか、数量の増減又は改築、損壊その他当該財産の価格について著しい増減を伴う理由を生じた場合は、知事が別に定めるところによりそのつどこれを行うものとする。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号〕

(端数計算)

第56条 公有財産台帳に登録すべき価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(公有財産修理簿)

第57条 部局の長及び教育委員会は、別記第2号様式による公有財産修理簿を備え、公有財産の修繕又は模様替えをした場合は、公有財産台帳に登載するものを除き、これにその状況を記録しなければならない。

(庁舎等管理簿)

第58条 部局の長及び教育委員会は、別記第3号様式による庁舎等管理簿を備え、公有財産を第31条(第1項第1号を除く。)から第35条までに規定する使用をさせ、又は貸付けをした場合は、これにその状況を記録しなければならない。

(監守人等居住台帳)

第59条 部局の長及び教育委員会は、別記第4号様式による監守人等居住台帳を備え、第30条ただし書の規定により監守人その他の職員を居住させた場合は、これにその状況を記録しなければならない。

(行政財産目的外使用許可状況報告書)

第60条 部局の長及び教育委員会は、その所管に属する行政財産の一般の使用につき、毎会計年度間における使用状況について、別記第5号様式による行政財産目的外使用許可状況報告書により、翌年度4月30日までに総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成15年25号〕

(公有財産増減及び現在額報告書)

第61条 部局の長及び教育委員会は、その所管に属する公有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額について、別記第6号様式から別記第6号様式の8までによる公有財産増減及び現在額報告書により、翌年度5月31日までに総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成15年25号〕

第3章 物品

第1節 通則

(物品の所属替え及び分属の意義)

第62条 この章において「物品の所属替え」とは、知事若しくは公営企業管理者の

間又は各部局の長の間若しくは同一部局内の課の間において物品の所属を移すことをいう。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 この章において「物品の分属」とは、所属の物品を当該課の出先機関に配属することをいう。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成20年規則41号〕

(物品の整理区分)

第63条 物品は、適正な供用及び処分を図るため、次の区分により整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 消耗品
- (3) 動物
- (4) 生産品及び収穫物
- (5) 原材料品
- (6) 郵便切手類
- (7) 占有動産
- (8) その他の物品

2 前項第1号に掲げる物品(次条に規定する重要物品を除く。)及び同項第2号に掲げる物品の分類は、知事が別に定める。

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔平成9年規則49号・22年58号〕

(重要物品)

第64条 この章において「重要物品」とは、前条第1項第1号に掲げる物品であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車をいう。)
- (2) 船舶(総トン数20トン未満の船舶であつて、調達した価格が1隻につき100万円以上のものに限る。)
- (3) 美術工芸品(調達した価格が1個又は1組につき100万円以上のものに限る。)
- (4) 機械器具(次のいずれかの物品であつて、調達した価格が1個又は1組につき100万円以上のものに限る。)

ア 電気通信機械器具

イ 建設機械器具

ウ 試験及び測定機械器具

エ 産業機械器具

オ 医療機械器具

カ 事務用機械器具

キ その他の機械及び器具

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔昭和45年規則69号・平成3年32号・7年28号・22年58号〕

(適用除外)

第64条の2 この章の規定は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項及

び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)附則第59条の規定により県に帰属した文化財に係るものについては、これを適用しない。

追加〔平成12年規則99号〕、一部改正〔平成18年規則94号〕

第2節 取得、管理及び処分の補助機関

(物品の総括の補助機関)

第65条 物品を総括する補助機関は、会計管理局長とする。

一部改正〔平成19年規則50号〕

2 会計管理局長は、必要があると認めるときは、各部局の長に対し、その所属する物品について、自ら又は関係職員をしてその状況に関する資料又は報告を求め、実地監査をし、所属替えその他必要な措置を求めることができる。

一部改正〔平成19年規則50号〕

一部改正〔平成15年規則62号・16年127号・17年63号・19年50号〕

(物品の取得、管理及び処分の補助機関)

第66条 物品の取得、管理及び処分の補助機関は、次に定める者とする。

- (1) 高知県部設置条例に規定する部又は高知県行政組織規則第8条に規定する会計管理局の用に供するものにあつては、当該部長又は会計管理局長
- (2) 議会の用に供するものにあつては、議会議事局長
- (3) 教育委員会の用に供するものにあつては、教育長
- (4) 人事委員会、労働委員会又は監査委員の用に供するものにあつては、当該委員会又は委員の事務局長
- (5) 警察の用に供するもの及び遺失物法(平成18年法律第73号)第37条第1項第1号の規定により県に帰属したのものにあつては、警察本部長

一部改正〔平成19年規則127号〕

一部改正〔平成19年規則50号・127号〕

2 前項の規定により一の物品について2以上の部局の長が取得、管理又は処分の補助機関となることとなる場合は、知事が当該部局の長のうちから指定する。

3 知事は、必要があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に物品の取得、管理及び処分の補助機関となるべき部局の長を指定することができる。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・11年133号・16年118号・19年50号・127号〕

(物品の事務の分掌)

第67条 課の長は、その所属する物品について当該部局の長の事務を分掌するものとする。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 出先機関の長は、その所属する物品について当該課の長の事務を分掌するものとする。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成20年規則41号〕

(物品管理主任)

第68条 課を置かない部局の長並びに課の長及び出先機関の長の物品に関する事務を補助するため、当該部局並びに課及び出先機関にそれぞれ物品管理主任を置く。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 物品管理主任は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 課を置かない部局にあつては、当該部局の長を補佐する職にある者

- 一部改正〔平成20年規則41号〕
- (2) 課にあっては、当該課の長が指定する職にある者
一部改正〔平成20年規則41号〕
- (3) 出先機関にあっては、当該出先機関の長が指定する職にある者
一部改正〔平成20年規則41号・22年58号〕
- 3 物品管理主任は、これを複数置くことができる。この場合において、それぞれの物品管理主任が所掌する範囲は、課を置かない部局の長又は課の長若しくは出先機関の長が定める。
追加〔平成22年規則58号〕
一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・15年62号・20年41号・22年58号〕
- (物品の使用職員)
- 第69条 物品を使用する職員は、1人の職員が専ら使用する物品については、その職員とし、2人以上の職員がともに使用する物品については、これらの職員の主任者とする。
- 第3節 取得、管理及び処分
第1款 通則
(総括の事務の基本)
- 第70条 会計管理局長は、物品について、その取得、管理及び処分の適正を期するため、常にその状況に留意し、各部局の長をしてこれを良好な状態において管理させ、かつ、効率的に運用させるように物品の総括の事務を行わなければならない。
一部改正〔平成15年規則62号・16年127号・17年63号・19年50号〕
- (重要物品の所属替え)
- 第71条 第12条の規定は、知事及び公営企業管理者の間又は各部局の長の間における重要物品の所属替えについてこれを準用する。この場合において、同条第1項中「総務部長」とあるのは、「会計管理局長」と読み替えるものとする。
一部改正〔平成19年規則50号〕
- 2 第13条の規定は、同一部局内の課の間における重要物品の所属替えについてこれを準用する。
一部改正〔平成20年規則41号〕
一部改正〔昭和42年規則14号・50年29号・平成15年62号・16年127号・17年63号・19年50号・20年41号〕
- (普通物品の所属替え)
- 第72条 課の長が重要物品以外の物品(以下「普通物品」という。)の所属替えをしようとするときは、別記第7号様式による物品所属替え協議書・分属決議書により所属替えを受けようとする課の長(課を置かない部局の長を含む。以下この条において同じ。)に協議しなければならない。ただし、消耗品及び郵便切手類の所属替え並びに機構改革による所属替えについては、適宜軽易な方法によることができる。
一部改正〔平成18年規則95号・20年41号〕
- 2 前項の協議が整った場合は、当該普通物品を管理する課の長は、別記第8号様式による物品所属替え・分属書により、新たに当該普通物品を管理することとなる課の長に通知するとともに、なるべく実地立会のうえ、速やかにこれを授受しなければならない。
一部改正〔平成20年規則41号〕
- 3 前2項の規定により普通物品の所属替えを受けた課の長は、別記第9号様式によ

る所属替え・分属物品受領書を交付しなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号〕

- 4 知事と公営企業管理者との間において行う普通物品の所属替えについては、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「総務部長」とあるのは、「会計管理局長」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成19年規則50号〕

一部改正〔平成9年規則49号・11年133号・15年62号・16年127号・17年63号・18年95号・19年50号・20年41号〕

(分属)

第73条 第14条の規定は、物品の分属についてこれを準用する。

- 2 消耗品及び郵便切手類の分属替えを行う場合には、前項において準用する第14条第1項の規定にかかわらず、適宜軽易な方法によることができる。

一部改正〔平成18年規則95号〕

- 3 第1項の規定による物品の分属は、別記第7号様式から別記第9号様式までによるものとする。

一部改正〔平成11年規則133号・16年53号・18年95号〕

(異なる会計間の所属替え等)

第74条 第15条の規定は、物品の異なる会計間の所属替え又は使用についてこれを準用する。

(取得、管理及び処分の協議)

第75条 次に掲げる場合においては、部局の長(警察本部長を除く。)は、会計管理局長に協議しなければならない。

- (1) 重要物品の取得及び処分をしようとするとき。
- (2) 重要物品を貸し付けするとき。
- (3) 重要物品を譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定しようとするとき。
- (4) 所有権の保存、移転及び抹消について登録をしようとするとき。

一部改正〔平成19年規則50号〕

一部改正〔平成9年規則49号・11年133号・15年62号・16年108号・127号・17年63号・19年50号〕

(関係職員の譲受けを制限しない物品)

第76条 政令第170条の2第2号の規定による関係職員の譲受けを制限しない物品は、県に勤務する公務員に貸付けした被服とし、その他のものについては、必要に応じ、そのつど知事が別に指定するものとする。

第2款 取得

(購入)

第77条 第17条の規定は、物品の購入についてこれを準用する。この場合において、購入する物品が普通物品である場合は、当該部局の長において処理することができる。

(交換)

第78条 第18条の規定は、物品の交換についてこれを準用する。ただし、普通物品については、部局の長において処理することができる。

一部改正〔平成16年規則108号〕

(寄附の受納)

第79条 第19条の規定は、重要物品の寄附の受納についてこれを準用する。ただし、普通物品については、部局の長において処理することができる。

一部改正〔平成3年規則32号〕

（購入、交換又は寄附受納前の処置）

第80条 第23条の規定は、物品の購入、交換又は寄附の受納前の処置についてこれを準用する。

一部改正〔平成3年規則32号〕

（登録）

第81条 第24条本文の規定は、物品の登録についてこれを準用する。

（取得代金の支払）

第82条 第26条の規定は、物品の取得代金の支払についてこれを準用する。

第3款 管理

（貸付け）

第83条 物品は、貸付けを目的とするもの又は貸し付けても県の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2 第34条の規定は、物品の貸付けについてこれを準用する。ただし、普通物品については、部局の長(条例第8条第2号若しくは第4号の規定に該当するもの又は貸付けを目的とするものにあつては、軽易な方法によって、課の長)において処理することができる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成9年規則49号・16年108号・20年41号〕

（部局等間の貸付け）

第84条 前条第2項ただし書の規定は、物品を他の部局若しくは教育委員会若しくは公営企業局又は同一部局の他の課に貸し付ける場合(有償で使用させる場合を除く。)について準用する。

一部改正〔平成18年規則95号・19年50号・20年41号〕

2 有償で物品を使用させる場合については、第32条第1項本文及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条中「総務部長」とあるのは、「会計管理局长」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成18年規則95号・19年50号〕

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・15年62号・16年127号・17年63号・18年95号・19年50号・20年41号〕

（貸付料）

第85条 第37条の規定は、物品の貸付料についてこれを準用する。

（出資及び私権の設定）

第86条 第38条及び第39条の規定は、物品の出資及び私権の設定についてそれぞれこれを準用する。

一部改正〔平成9年規則49号〕

第87条 削除

第88条 削除

削除〔平成11年規則133号〕

（備品の表示）

第89条 備品には、課名又は出先機関名を表示し、台帳番号又は備品管理番号を付して、これを保管しなければならない。ただし、品質形態上これによることができないものは、この限りでない。

一部改正〔平成11年規則133号・20年41号・22年58号〕

第4款 処分

（不用の決定等）

第90条 部局の長は、売払いを目的とする物品以外の物品を譲渡し、又は廃棄しよ

うとする場合は、別記第10号様式による物品不用決定書により不用の決定をしなければならない。

2 部局の長は、前項の規定により、不用の決定をした物品又は不用の決定をしようとする物品のうち売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、別記第10号様式の2による物品不用・廃棄決定書又は別記第10号様式の3による物品廃棄決定書によりこれを廃棄することができる。

一部改正〔平成3年規則32号・9年49号・11年133号〕

（譲与又は減額譲渡）

第91条 第45条の規定は、物品の譲与又は減額譲渡についてこれを準用する。ただし、普通物品については、適宜軽易な方法によって、部局の長(条例第7条第1号に該当するものにあつては、課の長)において処理することができる。

一部改正〔平成16年規則108号・20年41号〕

（売払い）

第92条 第46条の規定は、物品の売払いについてこれを準用する。ただし、普通物品については、部局の長において処理することができる。

全部改正〔昭和41年規則22号〕、一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号・16年108号〕

（売払い代金等の納付）

第93条 物品の売払い代金又は交換差金は、当該物品の引渡し前にこれを納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、県が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品(取得した物品に加工又は修理を加えたものを含む。)を売り払う場合において、取引上の慣行その他売払い代金の納付前に物品の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して、半年(県有の林野から産出する樹木の売払い代金にあつては、1年)以内の延納の特約をすることができる。

3 知事は、前項の場合を除くほか、次に掲げる場合において、買受人が売払い代金を一時に納付することが困難であると認めるときは、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して、1年以内の延納の特約をすることができる。

(1) 国、他の地方公共団体及び法令による公団その他の公法人並びに公益事業を営む法人に物品を売り払うとき。

(2) 災害救助に必要な物又は伝染病予防に必要な薬品等急速に売り払う必要がある物品を売り払うとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上の都合により、急速に売り払う必要がある物品を売り払うとき。

一部改正〔平成9年規則49号〕

（延納利率）

第94条 第48条の規定は、物品の延納利率についてこれを準用する。

（担保の提供免除等）

第95条 知事は、第93条第3項に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないとき認めるとき、又は利息を付することが適當でないとき認めるときは、同項の規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことがある。

一部改正〔平成9年規則49号〕

第5款 雑則

(価格の評定)

第96条 第49条の規定は、物品の価格の評定についてこれを準用する。

(被害報告等)

第97条 第50条の規定は、天災その他の事由により物品を滅失し、又は損傷した場合にこれを準用する。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(災害共済の委託等)

第98条 第51条の規定は、物品の災害共済の委託等についてこれを準用する。

第4節 重要物品台帳及び報告書

一部改正〔平成9年規則49号・22年58号〕

(重要物品台帳)

第99条 会計管理局長は、重要物品について、別記第11号様式から別記第11号様式の4までによる重要物品台帳(以下「重要物品台帳」という。)を備えなければならない。

一部改正〔平成19年規則50号・20年41号・22年58号〕

2 部局の長は、その所属する重要物品について、課又は出先機関ごとに重要物品台帳の副本を備えるとともに、年1回現物との照合を行わなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号・22年58号〕

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・15年25号・62号・16年127号・17年63号・19年50号・20年41号・22年58号〕

(重要物品に係る異動報告及び重要物品台帳への登録)

第100条 第53条の規定は、重要物品に係る異動報告及び重要物品台帳への登録について準用する。この場合において、同条中「総務部長」とあるのは、「会計管理局長」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・15年62号・16年127号・17年63号・19年50号・22年58号〕

(台帳価格)

第101条 第54条及び第56条の規定は、重要物品台帳に登録すべき価格について準用する。

一部改正〔平成9年規則49号・22年58号〕

第102条 削除

削除〔平成3年規則32号〕

(物品出納・管理簿等)

第103条 部局の長は、その所属する普通物品について、物品の整理区分ごとに別記第12号様式から別記第12号様式の3までによる物品出納・管理簿を備えるとともに、適宜現物との照合を行い、その管理状況を明らかにしなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号・22年58号〕

2 前項の規定にかかわらず、遺失物法第37条第1項第1号の規定により県に帰属した物品については、警察本部長が定めるところにより、その管理状況を明らかにすることができる。

一部改正〔平成19年規則127号・22年58号〕

3 次に掲げる物品については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 定期刊行物(図書室に備え付けるものを除く。)
- (2) 各種諸法令追録等(職員録、統計書等の類(たぐい)を含む。)
- (3) 調達又は生産後直ちに処分する物品
- (4) 消耗品(保管を目的とした物品を除く。)

一部改正〔平成22年規則58号〕

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・11年133号・15年25号・19年127号・20年41号・22年58号〕

(物品貸付簿)

第104条 部局の長は、別記第13号様式による物品貸付簿を備え、第83条及び第84条に規定する貸付けをした場合は、これにその状況を記録しなければならない。ただし、第83条第2項ただし書(第84条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき課の長において軽易な方法によって処理することができる普通物品の貸付けについては、適宜の様式によることができる。

一部改正〔平成18年規則95号〕

一部改正〔平成18年規則95号・20年41号〕

第105条 削除

一部改正〔昭和42年規則14号〕

(重要物品増減及び現在高報告書)

第106条 部局の長及び教育委員会は、その所属する重要物品につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在高について、別記第15号様式による重要物品増減及び現在高報告書により、翌年度5月31日までに会計管理局長に報告しなければならない。

全部改正〔昭和41年規則22号〕、一部改正〔平成15年規則62号・16年127号・17年63号・19年50号・22年58号〕

第4章 債権

第1節 通則

(定義)

第107条 この章において「債権の管理に関する事務」とは、県の債権について債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務(訴訟に関する知事の権限、会計規則に規定する歳入徴収者が行うものとされた事務並びに現金、有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事務を除く。)をいう。

2 この章において「債権管理者」とは、会計規則第2条第3号に規定する歳入徴収者をいう。

一部改正〔平成9年規則49号〕

第2節 管理の機構

(委任)

第108条 知事は、債権管理者(知事を除く。)にその所掌事務に属する債権の管理に関する事務の権限を委任する。

(債権の管理事務の総括の補助機関)

第109条 債権の管理に関する事務を総括する補助機関は、総務部長とする。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、各部局の長に対し、その所掌事務に係る債権について、自ら又は関係職員をしてその状況に関する資料の提出若しくは報告を求め、実地監査をし、又は債権の管理に関する事務について必要な処置を求めることができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号〕

(債権の管理事務の補助機関)

第110条 債権の管理に関する事務の補助機関は、当該債権の発生の基因となった事務又は事業を所掌する部局の長(債権管理者としての部局の長を除く。)とする。

(債権の管理事務の分掌)

第111条 課の長(債権管理者としての課の長を除く。)は、その所属する債権について、当該部局の長の事務を分掌する。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 出先機関の長(債権管理者としての出先機関の長を除く。)は、その所属する債権について、当該課の長の事務を分掌する。

一部改正〔平成20年規則41号〕

一部改正〔平成20年規則41号〕

(債権管理主任)

第112条 債権管理者である課(課を置かない部局を含む。以下この条において同じ。)の長及び債権の管理に関する事務を分掌する課の長(債権の管理に関する事務の補助機関である部局の長を含む。)の事務を補助するため、各課にそれぞれ債権管理主任を置く。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 債権管理主任は、当該課の長の庶務に関する事務を補佐する職にある者(課の長の庶務に関する事務を補佐する職を置かない課にあつては、当該部局の長が指定する職にある者)をもって充てる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

3 出先機関の長は、必要があると認めるときは、債権に関する事務を補助させるため、当該部局の長の承認を得て債権管理主任を置くことができる。

一部改正〔平成20年規則41号〕

4 出先機関の長は、債権管理主任を指名したときは、遅滞なくその職名及び氏名並びに指名年月日を当該部局の長に報告しなければならない。債権管理主任を変更したときも、また同様とする。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・20年41号〕

第3節 管理の準則

(管理の基準)

第113条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(発生等の調査確認)

第114条 債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は県に帰属したときは、第121条に規定する場合を除き、直ちに別記第16号様式(知事において別に様式を指定した場合は、当該様式)による債権確認書により次に掲げる事項について調査確認しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

(1) 債務者の住所及び氏名

(2) 債権金額及び履行期限

(3) 債権の発生原因及び発生時期並びに種類

(4) 利率その他利息に関する事項

(5) 延滞金に関する事項

(6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項

(7) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項

(8) 解除条件

(9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号〕

(債権確認書の整理)

第115条 前条の規定による債権確認書は、次の区分により整理するものとする。

(1) 歳入金として債権の総額又は一部が調定されない債権に係るもの

(2) 歳入金として総額を調定する債権に係るもの

(3) 過誤支出、精算残金等戻入金債権に係るもの

(4) 総額が消滅した債権に係るもの

一部改正〔昭和42年規則14号〕

(発生等に関する通知)

第116条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく債権が発生し、又は帰属したことを債権確認書に準じて作成した債権発生通知書により債権管理者に通知しなければならない。既に通知済みの債権について異動を生じたときも、また同様とする。

(1) 法令の規定に基づき県のために債権が発生し、又は県に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基づき、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は県に帰属したとき。)

(2) 会計規則の規定に基づき県のために支出負担行為をする者 当該負担行為の結果、返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。

(3) 法令の規定に基づき県のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は県に帰属したことを知ったとき(前2号に該当する場合を除く。)

(4) 会計管理者、出納員、現金取扱員、資金前渡職員、公有財産管理主任(公有財産管理主任を置かない出先機関にあつては、当該出先機関の長)、物品管理主任又は基金の事務を分掌する課の長 その取扱いに係る事務に関して債権が発生したことを知ったとき(前3号に該当する場合を除く。)

一部改正〔平成19年規則50号・20年41号・21年13号〕

一部改正〔平成19年規則50号・20年41号・21年13号〕

(債権差引簿)

第117条 債権管理者は、第114条の規定により調査確認した債権については、別記第17号様式による債権差引簿を備えて、債権の現在額を明らかにしておかなければならない。ただし、会計規則第93条、第94条第1項、第95条第1項若しくは第96条第1項の規定による税外収入個別表により常に債権の現在額が明らかにされている場合又は電子計算機によって記録されたもので債務者個々の債権の現在額が明らかにされている場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和42年規則14号・平成4年15号・9年49号・21年13号・22年28号〕

(歳入金債権管理簿)

第118条 債権管理者は、第114条の規定により調査確認した債権のうち、歳入金として調定された債権(以下「歳入金債権」という。)については、次に該当するものを除き、別記第18号様式又は別記第18号様式の2による歳入金債権管理簿を備え、必要事項を登載して管理しなければならない。

(1) 証紙収入に係る債権

(2) 直ちに納入される使用料及び手数料に係る債権

(3) 電子計算機によって記録されたもので、債務者個々の現在額が明らかにされている債権

一部改正〔平成20年規則41号・21年13号〕

一部改正〔昭和42年規則14号・平成4年15号・9年49号・15年25号・20年41号・21年13号〕

(繰越歳入金債権管理簿)

第119条 債権管理者は、その所掌に属する歳入金債権について、当該年度の出納閉鎖期日までに消滅しなかった場合(第157条第1項の規定により消滅したものとみなして整理した場合を除く。)においては、別記第19号様式又は別記第19号様式の2による繰越歳入金債権管理簿に当該消滅しなかった歳入金債権に係る必要事項を記載して整理しなければならない。ただし、電子計算機によって記録されたもので、債務者個々の債権の現在額が明らかにされている場合は、これらの様式によらないことができる。

一部改正〔平成4年規則15号・15年25号・20年41号・21年13号・26年20号〕

(歳入金債権整理票)

第120条 債権管理者は、第124条の規定による督促状の納付指定期限までに消滅しない債権については、別記第20号様式又は別記第20号様式の2による歳入金債権整理票を作成して、整理の状況を明らかにしなければならない。ただし、電子計算機によって記録されたもので、債務者個々の債権の整理の状況が明らかにされている場合は、これらの様式によらないことができる。

一部改正〔平成15年規則25号・21年13号〕

(調査確認の時期の特例)

第121条 次の各号に掲げる債権については、当該各号に掲げるときに第114条に規定する発生等の調査確認を行うものとする。

- (1) 利息、県の財産の貸付料若しくは使用料又は県が設置する教育施設の授業料に係る債権 その発生の原因となる契約その他の行為をした日の属する年度の利払い期又は履行期限が到来する債権にあってはその行為をしたとき、当該年度の翌年度以降の各年度に利払い期又は履行期限が到来する債権にあっては当該各年度の開始したとき(当該各年度の4月中に利払い期又は履行期限が到来する債権で納入の通知をしなければならないものについては、前年度の3月)。
- (2) 一定期間内に多数発生することが予想される同一債務者に対する同一種類の債権で、法令又は契約の定めるところによりこれを取りまとめて当該期間経過後に履行させることとなっているもの 当該期間の満了の日の翌日又はこれに近い日
- (3) 法令の定めるところにより県の機関以外の者によってのみその内容が確定される債権 その者が当該債権の内容を確定したとき。
- (4) 延滞金に係る債権 当該延滞金を付することとなっている債権が履行期限の定めのあるものである場合には当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には当該賠償又は返還の請求をするとき。
- (5) 第162条第10号に掲げる事項についての契約の定めをした貸付金に係る債権につきその定めに従って納付させる金額に係る債権その他法令又は契約の定めるところにより一定の期間に応じて付する加算金に係る債権 当該貸付金に係る履行を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他法令又は契約の定めるところにより当該加算金を付することとなったとき。
- (6) 金銭の給付以外の給付を目的とする県の権利についての債務の履行の遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権で債権金額が一定の期間に応じて算定されることとなっているもの 当該権利の履行期限が経過したとき。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(発生年度区分及び種類)

第122条 債権の発生年度区分は、別表第1に定めるところによる。

2 債権の種類は、別表第2に定めるところによる。

(債権確認書の作成等の特例)

第123条 歳入金として総額を調定する債権で当該年度内に納付等により消滅することが見込まれるもの(履行期限までに納付されなかった債権を除く。)その他知事が指定した債権については、第114条の規定による債権確認書の作成及び第116条の規定による債権発生通知書による債権管理者への通知を省略することができる。

全部改正〔平成22年規則28号〕

2 証紙収入に係る債権は、当該証紙収入について歳入の調定を行ったときに発生したものとみなす。

全部改正〔昭和42年規則14号〕、一部改正〔昭和45年規則69号・平成9年49号・22年28号〕

(督促)

第124条 債権管理者は、その所掌に属する債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。)について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者がいるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を交付しなければならない。

2 前項に規定する督促状により難しい場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。

3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない。

一部改正〔昭和47年規則54号〕

(強制徴収債権の強制徴収等)

第125条 知事又はその委任を受けた職員は、法第231条の3第3項に規定された債権及び他の法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされた債権(以下「強制徴収債権」という。)について、前条の規定又はその他の法令の規定により発付した督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者がいるときは、滞納処分を行わなければならない。

一部改正〔平成19年規則50号〕

2 滞納処分の委任は、別記第22号様式による税外収入金滞納処分証の交付をもって行う。

3 滞納処分の委任を受けた職員は、その職務を行う場合は、前項の税外収入金滞納処分証を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

追加〔平成22年規則28号〕

一部改正〔平成9年規則49号・16年53号・19年50号・22年28号〕

(強制徴収債権以外の債権の強制執行等)

第126条 債権管理者は、その所掌に属する強制徴収債権以外の債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。以下同じ。)について、第124条の規定による督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者がいるときは、当該指定期限後1年以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成22年規則28号・26年20号〕

2 債権管理者は、必要があると認めるときは、その事務を補助させるため、徴収

職員を置くことができる。

追加〔平成22年規則28号〕

3 徴収職員は、債権管理者が命ずるものとし、別記第22号様式の2による税外入金徴収職員証の交付をもって行う。

追加〔平成22年規則28号〕

4 徴収職員は、その職務を行う場合は、前項の税外入金徴収職員証を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

追加〔平成22年規則28号〕

一部改正〔平成22年規則28号・26年20号〕

(保証人に対する履行の請求手続)

第127条 債権管理者は、政令第171条の2第1号の規定により保証人に対し、履行の請求をする場合には、次に掲げる事項を明らかにした書類とともに納付書を保証人に送付しなければならない。

- (1) 保証人及び債務者の住所及び氏名
- (2) 履行すべき金額
- (3) 当該履行の請求をすべき理由
- (4) 納付場所及び納付期限
- (5) 弁済充当の順序
- (6) 前各号に掲げるもののほか、履行の請求に必要な事項

一部改正〔平成9年規則49号〕

(履行期限の繰上げ)

第128条 債権管理者は、債務者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、政令第171条の3の規定による履行期限の繰上げの処置をとらなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保をき損し、又はこれを減少したとき。
- (3) 担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 債務者である法人が解散したとき。
- (5) 相続について限定承認があったとき。
- (6) 契約による繰上げ理由が発生したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、繰上げの理由が生じたとき。

2 前項の通知は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記した書類とともに納付書を債務者に送付することにより行わなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号・17年1号〕

(債権の申出等)

第129条 債権管理者は、常に債務者の資産状況等に注意し、次に掲げる事態が発生したことを知った場合においては、政令第171条の4第1項の規定による配当の要求その他債権の申出を行わなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者である法人が解散したこと。
- (6) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(7) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

(8) 第4号から前号までに掲げるもののほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

2 債権管理者は、前項の事実を知ったときは、他の債権管理者に対し、その旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号・17年1号〕

(担保の種類及び提供の手続等)

第130条 債権管理者は、政令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、債務者において、当該担保の提供ができない場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 債権管理者が確実に認める社債その他の有価証券
- (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通財団
- (5) 債権管理者が確実に認める金融機関その他の保証人の保証

2 債権管理者は、有価証券を担保に提供させようとするときにおいて、当該有価証券が登録国債(乙種国債登録簿に登録のあるものを除く。)又は証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第65号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第3条の規定による廃止前の社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録した社債、地方債その他の債券であるときは、担保の提供について登録を受けさせ、その登録済通知書又は登録済証を提出させなければならない。

一部改正〔平成22年規則3号〕

3 債権管理者は、土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産を担保に提供させようとするときは、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を提出させ、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に嘱託しなければならない。

4 債権管理者は、金融機関その他の保証人の保証を担保に提供させようとする場合においては、その保証人の保証を証明する書面を提出させ、遅滞なく当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。

5 指名債権を担保に提供させようとするときは、債務者をして民法(明治29年法律第89号)第364条第1項の処置をとらせた後、その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を提出させるものとする。

6 前各項に規定するもの以外のものの担保としての提供の手続及びこれらのうち担保権の設定について登記又は登録によって第三者に対抗する要件を備えることができるものについてのその登記又は登録の嘱託については、前各項の規定の例による。

一部改正〔平成9年規則49号・11年133号・22年3号〕

(担保の価値)

第131条 前条に規定する担保の価値は、法令又は契約に特別の定めのあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、債権管理者が確実に認める社債、特別の法律により法人の発行する債権及び貸付信託の受益証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額

- 面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の8割以内において債権管理者が決定する価額
一部改正〔平成19年規則103号〕
- (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額(その手形の満期の日が当該担保を付することとなっている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金額)
- (4) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる担保 時価の7割以内において債権管理者が決定する価額
- (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額
一部改正〔平成19年規則103号〕
- 2 前項に規定する担保以外の担保の価値は、法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
- (1) 前項第3号に規定する手形以外の手形及び小切手 手形又は小切手の金額及び当該債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
- (2) 保険に付されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の6割以内において債権管理者が決定する価額
- (3) 動産(無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。) 時価の5割以内において債権管理者が決定する価額
- (4) 前項第5号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証人の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
- (5) 指名債権 指名債権の金額及び第三債務者の資産状況を勘案して債権管理者が決定する金額
一部改正〔平成9年規則49号・19年103号〕
- (担保物等の保存)
- 第132条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、県が債権者として占有すべき担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。)及び債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件(以下「担保物等」という。)を、善良な管理者の注意をもって整理し、かつ、保存しなければならない。
一部改正〔平成9年規則49号〕
- (担保物等の管理簿)
- 第133条 債権管理者は、担保物等を徴したときは、別記第23号様式による担保物等管理簿に所要の事項を記載して整理しなければならない。
(仮差押え処分等)
- 第134条 債権管理者は、債務者(法第240条第4項に規定する債権に係る債務者を除く。次条及び第136条において同じ。)がその所有に係る財産につき、濫費、廉売、隠匿等の行為をなし当該行為により当該財産の状況が不良となるおそれがある場合又は債務者が逃亡のおそれがあり、若しくは頻りに居所を換え住所不明と

なるおそれがある場合その他債権管理上必要があると認めるときは、仮差押え又は仮処分の手続をとらなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(代位権の行使)

第135条 債権管理者は、債務者が権利を行使しないため、その責任財産が減少し、債権の確保が期せられないおそれがある場合において、法令の規定により県が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位してその権利を行使しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(詐害行為の取消し)

第136条 債権管理者は、債務者がその所有に係る財産につき、贈与、債務免除等の行為をなし当該行為により当該財産が減少し、債権の確保が期せられないおそれがある場合において、法令の規定により県が債権者として当該行為の取消しを求めるときは、当該詐害行為の取消しについて必要な措置をとらなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(時効中断の措置)

第137条 債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれあるときは、時効中断のため必要な措置をとらなければならない。

(徴収の停止)

第138条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第171条の5の規定に基づき徴収停止の処分をしようとする場合においては、次に掲げる事項について、特に厳密かつ適正に調査し、確認をしなければならない。

- (1) 事業の休止状況
- (2) 財産の評価
- (3) 隠匿の有無
- (4) 虚偽債務の負担の有無
- (5) 優先債権の額
- (6) 強制執行又は取立費用
- (7) 住所又は居所

2 前項の処分は、別記第24号様式による徴収停止調書により処理し、歳入金債権管理簿(繰越歳入金債権管理簿を含む。以下この項において同じ。)及び歳入金債権整理票にその旨を表示し、歳入金債権管理簿の様式に準じて作成した徴収停止債権簿に転記するものとする。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(徴収停止後の措置)

第139条 債権管理者は、徴収の停止をした債権について、消滅時効が完成するまでは、機会あるごとに当該債務者について調査し、事業の再開、居所の判明等徴収停止の条件が欠けた場合においては、直ちに当該処分を取り消さなければならない。

(相殺等)

第140条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる県の債務があることを知ったときは、直ちに当該債務に係る支出命令者に対し、相殺すべきことを請求し、又は充当の手続をとらなければならない。

2 支出命令者は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があったとき其他法令の規定により当該債務を相殺することができる県の債権があることを知ったときは、遅滞なくその措置をとらなければならない。

3 相殺又は充当することによって公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、前2項の措置はとらないものとする。
(弁済充当順位の特例)

第141条 債権管理者は、次に掲げる債権に係るものであって、利息、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金(以下この条において「延滞金等」という。)が付されるものであるときは、納付された金額が元本債権及び納付された日までに付された延滞金等の金額の合計額に足りないときは、その納付された金額を先ず元本に充当し、次いで延滞金等に充当するものとする。

- (1) 歳入金に属する返納金以外の返納金に係る債権
- (2) 身体障害者に対する補装具の売渡し又は修理に係る債権
- (3) 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権
- (4) 前3号に掲げる債権に類する債権で知事の認めたもの

一部改正〔平成9年規則49号〕

第4節 内容の変更免除等

(履行延期の特約等の手続)

第142条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第171条の6の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)を行う場合においては、債務者から別記第25号様式による履行延期申請書を提出させて行うものとする。

2 債権管理者は、前項の申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、政令第171条の6第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに履行延期の特約等をするものとする。

3 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、直ちに別記第26号様式による履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には、必要に応じ、債権管理者が指定する期限までに担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出がなかったときはその承認を取り消すことがある旨付記するものとする。履行延期を承認しない場合においては、債務者に対し承認できない理由を付してその旨通知しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(履行延期の期間)

第143条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、法令又は契約に特別の定めがある場合を除き履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から5年(政令第171条の6第1項第1号又は第5号に掲げる場合に該当する場合には、10年)以内においてその延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

2 債権管理者は、履行延期の特約等による履行期限が到来する債権については、当該期限前に相当の期間においてその旨を債務者に通知しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(履行延期の特約等に付する条件)

第144条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をす

る場合においては、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。ただし、法令若しくは契約に特別の定めがある場合又は条件を付することが適当でないと認められる場合においては、この限りでない。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

ウ 第129条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき。

エ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約に付された条件に従わないとき。

オ 債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(延納、担保の種類、提供の手続等)

第145条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、担保を提供させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。

(1) 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

(2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満である場合

(3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

(4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めた事由がある場合

2 債権管理者は、既に担保の付されている強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分であると認められないときは、増担保又は保証人の変更その他担保の変更をさせるものとする。

3 第130条から第133条までの規定は、前項の規定による担保の種類、提供の手続等についてこれを準用する。

(担保物の事後提供)

第146条 債権管理者は、前条第1項の規定により担保物を提供させる場合において、その履行延期の特約等をするときまでに債務者が担保物を提供することが著しく困難であると認めるときは、期限を指定して履行延期の特約等をした後においてその提供をさせることができる。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(債務名義の取得)

第147条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため、必要な措置をとらなければならない。

- (1) 履行延期等をする債権に確実な担保が付されている場合
- (2) 第145条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合
- (3) 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- (4) 債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事がその必要がないと認める場合

2 前項の場合において、債権管理者は、債務名義を取得するためになすべき必要な行為及びその期限を指定し、債務者に通知しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(債務証書の徴取)

第148条 債権管理者は、前条第1項各号に掲げる場合に該当するため、債務名義を取得することを要しない場合においては、当該債権についてその所在を証明する書類が存在する場合を除き、期限を指定して債務者をして履行延期の特約等をした後、債務証書を提出させなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(履行延期の特約等の取消しの措置)

第149条 債権管理者は、履行延期の特約等を行った後において、その理由が欠けたとき又は前条の規定による履行延期の特約等をした場合において、債務者の責めに帰すべき事由によりその指定期限までに担保物等の提供がなされなかった場合においては、直ちに当該特約等の取消しを行い、その旨を債務者に通知しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(履行延期の特約等に係る延納利息)

第150条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる場合を除き、当該債権について延納利息を徴しなければならない。

- (1) 履行延期の特約等をする債権が政令第171条の6第1項第1号に掲げる場合に該当する場合
 - (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合
 - (3) 履行延期等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権である場合
 - (4) 履行延期の特約等をする債権が1,000円未満である場合
 - (5) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が100円未満である場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、延納利息を付することが適当でないとして知事が認めた場合
- 2 前項の規定による延納利息の率は、年2.9パーセントとする。ただし、特別の事情があるときは、知事の承認を得てこれと異なる率を定めることができる。

一部改正〔平成25年規則8号・26年20号〕

一部改正〔昭和45年規則69号・平成9年49号・16年53号・25年8号・26年20号〕

(担保の免除等の変更)

第151条 債権管理者は、第145条第1項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は前条第1項各号に掲げるところにより延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付することとする旨の条件を付さなければならない。

一部改正〔平成16年規則53号〕

(免除)

第152条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第171条の7の規定に基づき債権の免除をしようとする場合においては、債務者(破産管理人等債務者に代わって債務者の権利義務を行使する者を含む。第154条において同じ。)から別記第27号様式による債権免除申請書を提出させて行うものとする。ただし、債権免除申請書を提出させることのできないやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(附帯債権の免除)

第153条 延納利息その他の附帯債権は、当該債権の発生原因となった元本債権を免除する場合においては、同時に当該債権についても免除するものとする。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(第三者債務の免除の場合の手続)

第154条 債権管理者は、政令第171条の7第2項の規定による貸付金の免除をする場合においては、法令又は契約に特別の定めがある場合のほか、債務者から債権免除申請書とともに別記第28号様式による債権放棄確約書を提出させ、当該債権が免除された後において、債務者から第三者に対して当該債権を免除する旨文書をもって通知させなければならない。

(消滅時効の完成による処置)

第155条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、消滅時効が完成したと見込まれる場合においては、時効進行始期から完成時までの間の経過を調査し、消滅時効の完成を確認しなければならない。

2 前項の処置を行う場合においては、別記第29号様式による時効完成確認書を作成し、整理しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(収入等による消滅の場合の処置)

第156条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、収入(相殺又は充当を含む。)又は減額若しくは取消し等の処置によりその全部又は一部が消滅したことを知ったときは、債権確認書(歳入金債権管理簿が調製されていない債権に係るものに限る。)又は歳入金債権管理簿(歳入金債権整理票が作成されているときは、これを含む。)にその旨を表示しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

第157条 債権管理者は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたときは、そのことの経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

(1) 債務者である法人が清算を結了したとき(当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について次号及び第3号に掲げる理由がない

場合を除く。)

- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該債権につきその責めを免かれたとき。
- (4) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、知事が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- 2 前項の規定により消滅したものとみなして整理した債権は、当該債権の消滅時期まで、別記第30号様式によるみなす消滅債権整理簿を備えて、記録しなければならない。

一部改正〔平成9年規則49号・16年53号・17年1号〕

(不納欠損)

第158条 債権管理者は、その所掌に属する歳入金債権について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合においては、不納欠損として処理しなければならない。

- (1) 法令の規定により免除されたとき。
- (2) 法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を経て債権を放棄したとき。
追加〔平成26年規則20号〕
- (3) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき(法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。)
一部改正〔平成21年規則13号・26年20号〕
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の例により徴収することができる債権で、滞納処分の執行を停止した後3年を経過したことにより消滅したとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
- (5) 解除条件が付されている債権について、当該解除条件が成就したとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
- (6) 債務者が死亡し、相続人が相続の放棄をした場合又は相続人が不存在である場合であって、死亡時において債務者が無資力で担保(保証人を含む。)も存在せず、かつ、第三者が債務引受けも行っていないとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
- (7) 前条第1項の規定により債権が消滅したものとみなして整理したとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
一部改正〔平成21年規則13号〕
一部改正〔昭和42年規則14号・平成9年49号・21年13号・26年20号〕

(不納欠損の処分の手続等)

第159条 債権管理者は、前条の規定により不納欠損の処分を行う場合においては、別記第31号様式による不納欠損処分調書に、歳入金債権整理票又は不納欠損に至るまでの経過を明らかにした書類を添付して整理するとともに、歳入金債権管理簿(歳入金債権整理票が作成されているときは、これを含む。)にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の処置をしたときは、不納欠損処分調書に準じて作成した不納欠損処分通知書により遅滞なく会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

一部改正〔平成19年規則50号〕

一部改正〔平成9年規則49号・19年50号〕

第5節 債権に関する契約等の内容

(債権に関する契約等の制限)

第160条 法令の規定に基づき県のために契約その他の債権の発生に関する行為をなすべき者(以下「契約等担当者」という。)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法令で定められた事項又は知事が特に必要と認める場合を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定めをしてはならない。(債権に関する契約等に付する条件)

第161条 契約等担当者は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合において、契約書の作成を省略することができる場合その他双務契約に基づく県の債権に係る履行期限が県の債務の履行期限以前とされている場合を除き、次に掲げる事項についての定めをしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合又は知事がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

- (1) 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を県に納付しなければならないこと。
- (2) 分割して弁済させることとなっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができること。
- (3) 担保の付されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、県の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- (4) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (5) 債務者が前号に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(貸付金債権の契約に付する条件)

第162条 前条の場合において、当該債権が県の貸付金(使途の特定しないものを除く。)に係るものであるときは、契約等担当者は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定めをしなければならない。

- (1) 債務者は、当該貸付金を他の用途に使用してはならないこと及び当該貸付金を他の用途に使用する場合には、知事(知事の委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けなければならないこと。
- (2) 債務者は、当該貸付金の貸付けの対象である事務又は事業(以下この条において「貸付事業等」という。)に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの(第8号において「貸付事業等の内容」という。)の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示に従わなければならないこと。

一部改正〔平成25年規則8号〕

- (5) 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付けの契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付けの目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 債務者は、当該貸付けの契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならないこと。
- (7) 債務者は、貸付事業等が完了した場合(貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。)には、当該貸付けの契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を知事に提出しなければならないこと。
- (8) 債務者は、知事が前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付けの目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- (9) 第4号又は前号の規定による指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
ア 債務者が前各号に掲げる事項についての定めに従わないとき。
イ 債務者が当該貸付けの契約で定める期間内に貸付金を貸付けの目的に従って使用しないとき。
ウ ア及びイに掲げる場合のほか、債務者が当該貸付けの契約の定めに従って誠実に貸付事業等を遂行しないとき。
一部改正〔平成25年規則8号〕
一部改正〔平成25年規則8号〕
- (10) 債務者は、第4号若しくは第8号の規定による指示により、又は前号の規定に基づき履行期限を繰り上げられたときは、当該貸付金の貸付けの日の翌日から履行する日までの期間の日数に応じ、当該貸付金の額に対し年2.9パーセントの割合を乗じて得た金額から当該貸付金の利率を乗じて得た金額を控除した額を県に納付しなければならないこと。
一部改正〔平成25年規則8号・26年20号〕
- (11) 前号の年2.9パーセントの率による金額の計算をする場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当たりの割合とすること。
一部改正〔平成25年規則8号・26年20号〕
- (12) 債務者は、県の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の使途に従って第三者に貸付金(使途の特定しないものを除く。)の貸付けを行う場合には、当該貸付けの契約において、第1号から第10号までに掲げる事項に準ずる定めをしなければならないこと。
一部改正〔昭和45年規則69号・平成9年49号・16年53号・25年8号・26年20号〕

第163条 前2条の規定は、契約等担当者がこれらの規定に定めるもののほか、必要な定めをすることを妨げるものではない。

第6節 雑則

(総務部長への協議)

- 第164条 債権管理者(知事を除く。)又は部局の長は、次に掲げる場合においては、総務部長に協議しなければならない。ただし、知事が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 徴収停止又は滞納処分の執行の停止をしようとするとき。
- (2) 履行延期の特約等をしようとするとき。

- (3) 減免をしようとするとき。
- (4) 消滅時効の完成を確認しようとするとき。
- (5) 第157条第1項の規定により債権が消滅したものとみなして整理しようとするとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
- (6) 第158条第6号の規定に該当するものとして不納欠損の処理をしようとするとき。
一部改正〔平成26年規則20号〕
全部改正〔昭和42年規則14号〕、一部改正〔昭和50年規則29号・平成9年49号・26年20号〕

(債権現在額報告書)

第165条 部局の長は、その所掌事務に係る債権で、毎年度出納閉鎖までに消滅しなかったものについては、別記第32号様式から別記第32号様式の4までによる債権現在額報告書により、翌年度6月15日までに、総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号〕

2 部局の長は、その所掌事務に係る債権について、別記第32号様式の2による債権現在額報告書(歳入金債権以外の債権に係るもの)により、当該年度の9月30日の歳入金債権以外の債権の現在高等を当該年度10月15日までに、総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年14号・45年69号・50年29号・平成15年25号・20年41号〕

第5章 基金

(基金の総括の補助機関)

第166条 基金を総括する補助機関は、総務部長とする。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号〕

(基金の設置、管理及び処分の補助機関)

第167条 基金の設置、管理及び処分の補助機関は、当該基金の設置目的に係る事務又は事業を所管する部局の長とする。

- 2 前項の規定により、2以上の部局の長が設置、管理及び処分の補助機関となることとなる場合は、知事が当該部局の長のうちから指定する。
- 3 前項の場合において、指定を受けなかった部局の長は、指定を受けた部局の長の事務を分掌する。
(基金の事務の分掌)

第168条 課の長は、その所属する基金について、当該部局の長の事務を分掌する。

一部改正〔平成20年規則41号〕

(取得、管理及び処分の協議)

第169条 次に掲げる場合においては、部局の長は、総務部長に協議しなければならない。

- (1) 基金を設置しようとするとき。
- (2) 基金の処分をしようとするとき。
一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・13年35号〕

(基金の運用)

第170条 基金の運用については、運用する財産の種類に応じ、歳計現金の運用又は公有財産、物品若しくは債権の取得、管理又は処分の例による。

一部改正〔昭和44年規則67号・平成9年49号〕

(基金台帳)

第171条 総務部長は、別記第33号様式から別記第33号様式の9までによる基金台帳(以下「基金台帳」という。)を備えなければならない。

一部改正〔平成20年規則41号〕

- 2 部局の長は、その所管に属する基金について基金台帳の副本を備えなければならない。
- 3 第52条第4項及び第5項の規定は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金の基金台帳に附属させるべき図面その他の書類についてこれを準用する。

一部改正〔昭和41年規則22号・44年67号・50年29号・平成9年49号・13年35号・15年25号・20年41号〕

(基金台帳の登録及び異動報告)

第172条 第53条の規定は、基金台帳の登録及び基金の異動報告についてこれを準用する。

一部改正〔平成9年規則49号〕

(基金増減及び現在額報告書)

第173条 部局の長は、その所管に属する基金につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額について、別記第34号様式による基金増減及び現在額報告書により、翌年度6月15日までに総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・42年14号・50年29号・平成9年49号・11年133号・15年25号〕

第6章 雑則

(經由)

第174条 この規則において、知事又は総務部長若しくは会計管理局長に承認又は協議若しくは報告をすべき事項については、すべて、当該部局の長を経て、財産の種類に応じ、それぞれ公有財産、物品、債権又は基金の総括に関する事務を主管する課の長を經由しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号・19年50号・20年41号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(他の規則の廃止)
- 2 高知県有財産事務取扱規則(昭和32年高知県規則第44号)は、廃止する。
(経過規定)
- 3 この規則の施行前に発生した債権に係る第114条の規定による調査確認は、昭和39年9月30日までに行なうものとする。
一部改正〔昭和42年規則14号〕
- 4 この規則の施行前に履行期限が到来した債権に係る第124条の規定による督促状の交付は、昭和39年9月30日までに行なうものとする。
一部改正〔昭和42年規則14号〕
- 5 この規則の施行前に履行期限が到来した債権で弁済充当順位について法令その他に特別の定めがなく、かつ、既に行なった納入の通知により弁済充当順位を明らかにしていない債権の弁済充当順位は、まず元本次いで延滞金等とする。
一部改正〔昭和42年規則14号〕

付 則(昭和41年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年4月1日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(他の規則の一部改正)
- 2 高知県会計規則(昭和39年高知県規則第13号)の一部を次のように改正する。
別記第6号様式の一を次のように改める。
(次のよう略)

付 則(昭和44年12月12日規則第67号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年10月15日から適用する。

付 則(昭和45年12月28日規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 この規則による改正後の高知県財産規則第162条第10号の規定にかかわらず、昭和45年12月31日以前の期間に対応する金額の計算については、なお従前の例による。

付 則(昭和47年8月15日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月1日規則第17号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第32号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知県財産規則の規定は、平成4年度以降の歳入金債権について適用し、平成3年度以前の歳入金債権については、なお従前の例による。

附 則(平成4年5月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第23号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県財産規則別記様式(別記第1号様式の1から別記第1号様式の15までを除く。)は、この規則による改正後の高知県財産規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成7年3月31日規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第64条の改正規定中「次の各号に」を「次に」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第49号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県財産規則別記第1号様式の13、別記第3号様式、別記第5号様式から別記第6号様式の4まで、別記第10号様式、別記第12号様式の2から別記第13号様式まで、別記第15号様式から別記第18号様式の1まで、別記第19号様式の2から別記第28号様式まで、別記第31号様式から別記第32号様式の2まで及び別記第33号様式の1から別記第33号様式の3までは、この規則による改正後の高知県財産規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成11年12月10日規則第133号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第99号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第25号)
この規則は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第62号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第53号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知県財産規則第162条第10号の規定にかかわらず、施行の日前の期間に対応する金額の計算については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月22日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第118号)
この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第127号)
この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年1月4日規則第1号)
この規則は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則(平成17年3月11日規則第27号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第63号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月18日規則第87号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月28日規則第94号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月8日規則第95号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第14号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第36号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第50号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 略
- 3 略
(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)
- 4 略
(高知県民居室設置運営規則の一部改正)
- 5 略
(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)
- 6 略
(知事等の期末手当に関する規則の一部改正)
- 7 略
(次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主等を定める規則の

- 一部改正)
- 8 略
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)
- 9 略
(高知県予算規則の一部改正)
- 10 略
(高知県財産規則の一部改正)
- 11 高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 12 略
(高知県庁舎管理規則の一部改正)
- 13 略
(私立学校法等施行細則の一部改正)
- 14 略
(高知県住民基本台帳法施行細則の一部改正)
- 15 略
(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 16 略
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 17 略
(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)
- 18 略
(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)
- 19 略
(高知県漁船法施行細則の一部改正)
- 20 略
(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)
- 21 略
(河川法施行細則の一部改正)
- 22 略
(永瀬ダム操作規則の一部改正)
- 23 略
(鏡ダム操作規則の一部改正)
- 24 略
(下田川水門等操作規則の一部改正)
- 25 略
(桐見ダム操作規則の一部改正)
- 26 略
(坂本ダム操作規則の一部改正)
- 27 略
(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)
- 28 略
(高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正)

- 29 略
(江の口川水門操作規則の一部改正)
- 30 略
(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)
- 31 略
(高知県契約規則の一部改正)
- 32 略
(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)
- 33 略
(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)
- 34 略
(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)
- 35 略
- 附 則(平成19年9月28日規則第103号)
この規則は、平成19年9月30日から施行する。
- 附 則(平成19年11月16日規則第127号)
この規則は、平成19年12月10日から施行する。
- 附 則(平成20年4月1日規則第41号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 略
(高知県公報の発行に関する規則の一部改正)
- 3 略
(高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部改正)
- 4 略
(高知県県民室設置運営規則の一部改正)
- 5 略
(附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正)
- 6 略
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)
- 7 略
(高知県予算規則の一部改正)
- 8 略
(高知県公務員宿舍規則の一部改正)
- 9 略
(高知県財産規則の一部改正)
- 10 高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 11 略
(高知県庁舎管理規則の一部改正)

- 12 略
(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)
- 13 略
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 14 略
(高知県公害審査会規則の一部改正)
- 15 略
(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 16 略
(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 17 略
(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)
- 18 略
(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)
- 19 略
(江の口川水門操作規則の一部改正)
- 20 略
(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)
- 21 略
(高知県海岸管理条例施行規則の一部改正)
- 22 略
(高知県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)
- 23 略
(高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正)
- 24 略
(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)
- 25 略
(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)
- 26 略
(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)
- 27 略

附 則(平成21年3月23日規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月23日規則第3号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月16日規則第58号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県財産規則別記第11号様式から別記第12号様式の3までは、この規則による改正後の高知県財産規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成23年1月11日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則(以下この項において「旧規則」という。)第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

附 則(平成26年3月26日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則(以下この項において「旧規則」という。)第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

別表第1(第122条関係)

債 権 の 区 分	発 生 年 度 の 区 分
1 第121条各号に掲げる債権	同条各号の規定により債権を確認すべき日の属する年度。ただし、同条第1号括弧書きに該当する債権にあつては、当該年度の4月中に到来する利払い期又は履行期限の属する年度
2 第116条第1号に規定する契約その他の行為により発生し、又は県に帰属する債権(前項の債権を除く。)	当該契約の締結をした日又は当該行為をした日の属する年度(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度)
3 不当利得による返還金又は損害賠償金に係る債権	当該請求権の発生の原因となる事実のあつた日の属する年度
4 法令の規定に基づき県のためにした契約に関して発生し、又は県に帰属した債権(前3項の債権を除く。)	当該契約に関して債権が発生し、又は県に帰属した日の属する年度

権を除く。) 5 法令の規定により一定の理由により発生する債権であって前各項の債権以外のもの 一部改正〔平成9年規則49号〕	当該法令において定められた履行期限の初日の属する年度
--	----------------------------

別表第2(第122条関係)

款	項	目
1 地方交付税等	1 地方交付税等	1 地方譲与税
		2 地方交付税
2 分担金使用料等	1 分担金負担金	1 分担金
		2 負担金
	2 使用料等	1 使用料
		2 手数料
		3 過料
3 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫負担金
		2 国庫補助金
		3 国庫委託金
4 財産収入	1 財産売払収入	1 公有財産売払収入
		2 生産物売払収入
		3 物品売払収入
	2 財産運用収入	1 財産貸付収入
		2 利子及び配当金収入
5 寄附金	1 寄附金	1 寄附金
6 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 貸付金収入	1 貸付金利子収入
		2 貸付金元金収入
	3 収益事業収入	1 収益事業収入
	4 受託事業収入	1 受託事業収入
	5 弁償及び賠償金	1 弁償金及び賠償金
2 延滞金及び加算金		
3 違約金		
6 雑収入	1 雑収入	1 雑収入
7 戻金入	1 戻金入	1 過誤支出戻入金
8 県債	1 県債	1 県債

一部改正〔平成4年規則15号・9年49号〕

別記第1号標準
土地図調製標準
[別紙参照]

第2号標準
建物図調製標準

[別紙参照]
一部改正〔昭和41年規則22号・50年29号・平成9年49号〕

別記第1号様式(第52条関係)
公有財産台帳(口座)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の2(第52条関係)
公有財産台帳(土地総括)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の3(第52条関係)
公有財産台帳(土地明細)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の4(第52条関係)
公有財産台帳(建物総括)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の5(第52条関係)
公有財産台帳(建物明細)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の6(第52条関係)
公有財産台帳(工作物総括)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の7(第52条関係)
公有財産台帳(工作物明細)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の8(第52条関係)
公有財産台帳(立木総括)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の9(第52条関係)
公有財産台帳(立木林班総括)

[別紙参照]
全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の10(第52条関係)
公有財産台帳(立木林班明細)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の11(第52条関係)

公有財産台帳(船舶)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の12(第52条関係)

公有財産台帳(航空機)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の13(第52条関係)

公有財産台帳(用益物権総括)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の14(第52条関係)

公有財産台帳(用益物権明細)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の15(第52条関係)

公有財産台帳(無体財産権)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の16(第52条関係)

公有財産台帳(有価証券)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第1号様式の17(第52条関係)

公有財産台帳(出資による権利)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第2号様式(第57条関係)

公有財産修理簿

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・20年41号〕

第3号様式(第58条関係)

庁舎等管理簿

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・20年41号〕

第4号様式(第59条関係)

監守人等居住台帳

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・20年41号〕

第5号様式(第60条関係)

行政財産目的外使用許可状況報告書

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

第6号様式(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(土地)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

第6号様式の2(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(建物)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

第6号様式の3(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(山林)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

第6号様式の4(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(動産)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

第6号様式の5(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(用益物権)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕

第6号様式の6(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(無体財産権)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕

第6号様式の7(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(有価証券)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕

第6号様式の8(第61条関係)

公有財産増減及び現在額報告書(出資による権利)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕

第7号様式(第72条、第73条関係)

物品所属替え協議書・分属決議書

[別紙参照]

全部改正〔平成9年規則49号〕、一部改正〔平成11年規則133号〕

第8号様式(第72条、第73条関係)

物品所属替え・分属書

[別紙参照]

全部改正〔平成9年規則49号〕、一部改正〔平成11年規則133号・22年58号〕

第9号様式(第72条、第73条関係)

所属替え・分属物品受領書

[別紙参照]

全部改正〔平成9年規則49号〕、一部改正〔平成11年規則133号〕

第10号様式(第90条関係)

物品不用決定書

[別紙参照]

全部改正〔平成11年規則133号〕、一部改正〔平成15年規則62号・19年50号〕

第10号様式の2(第90条関係)

物品不用・廃棄決定書

[別紙参照]

追加〔平成11年規則133号〕

第10号様式の3(第90条関係)

物品廃棄決定書

[別紙参照]

追加〔平成11年規則133号〕

第11号様式(第99条関係)

重要物品台帳(自動車)

[別紙参照]

全部改正〔平成7年規則28号・22年58号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第11号様式の2(第99条関係)

重要物品台帳(船舶)

[別紙参照]

全部改正〔平成7年規則28号・22年58号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第11号様式の3(第99条関係)

重要物品台帳(美術工芸品)

[別紙参照]

追加〔平成7年規則28号〕、全部改正〔平成22年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第11号様式の4(第99条関係)

重要物品台帳(機械器具)

[別紙参照]

追加〔平成7年規則28号〕、全部改正〔平成22年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第12号様式(第103条関係)

物品出納・管理簿(1)

[別紙参照]

全部改正〔平成9年規則49号・22年58号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第12号様式の2(第103条関係)

物品出納・管理簿(2)

[別紙参照]

全部改正〔平成22年規則58号〕、一部改正〔昭和45年規則69号・平成6年23号・9年49号・20年41号〕

第12号様式の3(第103条関係)

物品出納・管理簿(3)

[別紙参照]

全部改正〔平成22年規則58号〕、一部改正〔昭和45年規則69号・平成6年23号・9年49号・20年41号〕

第13号様式(第104条関係)

物品貸付簿

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・20年41号〕

第14号様式 削除

一部改正〔平成6年規則23号・20年41号〕

第15号様式(第106条関係)

重要物品増減及び現在高報告書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・20年41号〕

第16号様式(第114条関係)

債権(発生/消滅/異動)確認(通知)書

[別紙参照]

全部改正〔平成6年規則23号〕、一部改正〔昭和42年規則14号・平成6年23号・9年49号・19年50号・20年41号・22年28号〕

第17号様式(第117条関係)

債権差引簿

[別紙参照]

全部改正〔平成6年規則23号〕、一部改正〔平成9年規則49号〕

第18号様式(第118条関係)

歳入金債権管理簿

[別紙参照]

一部改正〔昭和42年規則14号・47年54号・平成6年23号・9年49号・20年41号〕

第18号様式の2(第118条関係)

歳入金債権管理簿

[別紙参照]

全部改正〔平成6年規則23号〕

第19号様式(第119条関係)

繰越歳入金債権管理簿

[別紙参照]

全部改正〔平成6年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第19号様式の2(第119条関係)

繰越歳入金債権管理簿

[別紙参照]

全部改正〔平成6年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則41号〕

第20号様式(第120条関係)
歳入金債権整理票

[別紙参照]

全部改正〔平成4年規則15号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第20号様式の2(第120条関係)
歳入金債権整理票

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第21号様式(第124条関係)
督促状

その1

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

その2

[別紙参照]

全部改正〔平成17年規則27号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

その3

[別紙参照]

全部改正〔平成17年規則27号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

その4

[別紙参照]

全部改正〔平成4年規則15号・17年27号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・17年27号〕

第22号様式(第125条関係)
税外収入金滞納処分証

[別紙参照]

全部改正〔平成16年規則53号・22年28号〕、一部改正〔平成26年規則20号〕

第22号様式の2(第126条関係)
税外収入金徴収職員証

[別紙参照]

追加〔平成22年規則28号〕、一部改正〔平成26年規則20号〕

第23号様式(第133条関係)
担保物等管理簿

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第24号様式(第138条関係)
徴収停止調書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第25号様式(第142条関係)
履行延期申請書

[別紙参照]

一部改正〔昭和45年規則69号・平成6年23号・9年49号・17年1号〕

第26号様式(第142条関係)
履行延期承認通知書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第27号様式(第152条関係)
債権免除申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第28号様式(第154条関係)
債権放棄確約書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号・9年49号〕

第29号様式(第155条関係)
時効完成確認書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号〕

第30号様式(第157条関係)
みなす消滅債権整理簿

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則23号〕

第31号様式(第159条関係)
不納欠損処分調書(通知書)

[別紙参照]

全部改正〔平成4年規則15号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・19年50号〕

第32号様式(第165条関係)
債権現在額報告書(総括)

[別紙参照]

全部改正〔昭和42年規則14号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・15年25号・20年41号〕

第32号様式の2(第165条関係)
債権現在額報告書(歳入金債権以外の債権に係るもの)

[別紙参照]

全部改正〔昭和42年規則14号〕、一部改正〔平成6年規則23号・9年49号・15年25号・20年41号〕

第32号様式の3(第165条関係)
債権現在額報告書(徴収停止等に係るもの)

[別紙参照]

一部改正〔昭和42年規則14号・平成6年23号・15年25号・20年41号〕

第32号様式の4(第165条関係)
債権現在額報告書(消滅に係るもの)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号・20年41号〕

第33号様式(第171条関係)
基金台帳(総括)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の2(第171条関係)
基金台帳(基金)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の3(第171条関係)
基金台帳(土地明細)

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の4(第171条関係)
基金台帳(建物明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の5(第171条関係)
基金台帳(美術品等明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の6(第171条関係)
基金台帳(備蓄物資明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の7(第171条関係)
基金台帳(有価証券明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の8(第171条関係)
基金台帳(貸付金明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第33号様式の9(第171条関係)
基金台帳(現金明細)

[別紙参照]

追加〔平成15年規則25号〕、一部改正〔平成19年規則50号・20年41号〕

第34号様式(第173条関係)
基金増減及び現在額報告書

[別紙参照]

全部改正〔平成15年規則25号〕

資料2

○高知県財産規則の施行について(依命通達)

(昭和55年2月19日54管第109号副知事名)

改正	平成5年9月13日5管第83号	平成6年3月7日5管第153号
	平成7年3月31日6管第233号	平成15年4月1日15高出納第265号
	平成16年3月25日15高管財第746号	平成16年12月28日16高出納第579号
	平成17年2月25日16高出納第685号	平成18年10月4日18高出納第328号
	平成19年4月1日19高事七第13号	平成19年4月1日18高管財第713号
	平成20年4月1日19高管財第695号	平成22年6月25日22高管財第160号副知事名
	平成22年7月16日22高事七第156号	

県の公有財産、物品、債権及び基金(以下「県の財産」という。)に関する事務取扱いの制度を整え、その適正な運用を図るため「高知県財産規則(昭和39年4月1日高知県規則第19号)」(以下「規則」という。)が公布施行されて以来、当該規則の一部改正等もあって依命通達等が数度にわたっているため、このたび、個々の通達を統合整備し、より効率的な運用を期しました。

については、下記事項に留意し財産事務の取扱いに遺漏のないようにせられたく命により通達します。

おって、次の通達は廃止します。

高知県財産規則の施行について(依命通達)

昭和39年8月22日39財第237号副知事名

高知県財産規則の一部を改正する規則の施行について(依命通達)

昭和41年4月15日41考第6号副知事名

高知県財産規則の一部を改正する規則の施行について(依命通達)

昭和42年4月26日42考第8号副知事名

歳入金債権管理簿への登載を省略できる債権の指定について(通達)

昭和43年5月18日43考第18号副知事名

高知県財産規則の一部を改正する規則の施行について(依命通達)

昭和46年2月5日45考第69号副知事名

高知県財産規則の一部を改正する規則の施行について(依命通達)

昭和50年6月24日50管第27号副知事名

記

第1 県の財産の総括について

県の財産の取得、管理及び処分 of 適正を期するため、県の財産に関する制度を整え、その取得、管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその取得、管理及び処分について必要な助言、指導及び調整をするいわゆる県の財産の総括は重要な財務事務に属し、県の予算と密接不可分の関係にあるため、総務部長が補助機関としてその事務を管掌するものであること。ただし、物品については会計管理局長がその事務を管掌する。

したがって、規則第16条、第164条及び第169条において列挙している事項については総務部長に、第75条に列挙している事項については会計管理局長に協議するものとされていること。

なお、この協議については、起案文書による合議又は協議書の提出いづれの方法によってもさしつかえないものであること。

第2 公有財産について

1 通則(第3条、第4条関係)

通則においては、公有財産の所管換え、所属替え及び分属の意義を定めるとと

もに、公園、広場、植物園、図書館、博物館、体育館、宿泊所、待合所及び知事が別に定める公共の用に供する公有財産以外の公共の用に供する公有財産、例えば、道路、河川、岸壁等については、公有財産の章の規定は適用しないものと定められていること。

ここに「公共の用に供する」とは、一般公衆の共同使用の目的に供することをいうものであり、「知事が別に定める公共の用に供する公有財産」については、次に掲げるものが定められているので留意すること。

- (1) 物揚場、野積場その他の港湾用地(岸壁を除く。)
- (2) 上屋
- (3) 土地改良事業に係る用排水施設の用地

2 取得、管理及び処分補助機関(第5条～第9条関係)

(1) 行政財産の取得及び管理の補助機関

その所管に属する行政の用に供する行政財産は、原則として当該行政を所管する各部局長が、知事の取得及び管理(教育財産の管理を除く。)の事務を補助執行するものと定められ、部、議会、教育委員会及び警察の用に供する以外の行政財産については、総務部長が補助執行するものとし、総合庁舎のごとく2以上の部局の用に供するものにあつては、別に知事が補助執行にあたるべき部局長を指定するものとされておりまた知事は、必要があると認めた場合は、別に補助機関となるべき部局長を指定することがあるものとされていること。

ここに、「管理」とは、維持、保存及び運用をさすものであり処分について規定していないのは、行政財産については、処分行為はあり得ないことに基づくものであること。

(2) 普通財産の取得、管理及び処分補助機関

普通財産の取得、管理及び処分は、歳入見積りその他財政的関連事項を管掌し、県の財産の現状を把握している総務部長が集中的にその事務を補助執行することが適当であるため、これを県の財産の総括事務を補助執行する総務部長の専管事項としているが、例外的に次に掲げるものについては、当該部局長にそれぞれ補助執行させるとともに、知事が必要と認めた場合は、別に補助執行にあたるべき部局長を指定するものとされていること。

ア 所管事務に関連する普通財産の取得

イ 特別会計に属する普通財産の管理及び処分

ウ 所管に属する行政財産を取得するため交換に提供するその所管に係る行政財産を、普通財産としたものの管理及び処分

エ 予定価格50万円未満の行政財産を処分するため、普通財産としたものの管理及び処分

(3) 公有財産の事務の分掌

公有財産に関する実務の責任とその系統を明確にするため、課の長はその所属する公有財産について当該部局長の、出先機関の長はその分属する公有財産について当該課の長の公有財産に関する事務をそれぞれ分掌するものと定められていること。

(4) 公有財産管理主任

公有財産の事務の遺漏を防止し、円滑、かつ、適正にその事務を運用させるため、課を置かない部局長を補佐する職にある者、課の長の庶務に関する事

務を補佐する職にある者及び課の長の庶務に関する事務を補佐する職を置かない課にあつては、当該部局長が指定する職にある者は、公有財産管理主任としてその所属長の公有財産に関する事務を補助するものと定め、出先機関においても、当該部局長の長の承認を得て公有財産管理主任を置くことができるものとされていること。

3 取得、管理及び処分

(1) 通則(第10条～第16条関係)

公有財産の取得、管理及び処分に関する共通的な規定として、総括事務の基本、引継ぎ、所管換え、所属替え、分属、異なる会計間の所管換え等並びに取得、管理及び処分の協議が定められているが、特に次の諸点に留意のこと。

ア 引継ぎ

引継ぎとは、総務部長が管理及び処分すべき普通財産を他の部局長又は教育委員会から引受けすることをいい、特に「所管換え」と区別して扱うものとされていること。

引継ぎすべき場合は、行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合であるが、ここに「行政財産の用途を廃止した場合」とは、普通財産にすることであつて、当該行政財産の用途を変更してこれを他の用途に供する行政財産にする場合は含まないものであること。

イ 所管換え及び所属替え等

公有財産は、県全体として効率的な運用を図るべきものであるため、所管換え及び所属替え等の制度を設けたものであるが、所管換えの場合には、特に総括補助機関である総務部長への協議が必要であり、総務部長は協議を受けて所要の調整を行うものであるが、所管換えを生ずる原因としては、次のような場合が考えられること。

(ア) 各部局長の判断によって行われる場合

(イ) 規則第5条の規定により総務部長が総括補助機関として各部局長に対し所管換えを求めめる場合

(ウ) 各部局間の行政事務の移管により、その事務の用に供される財産について当然の結果として行われる場合

ウ 異なる会計間の所管換え等

県の財産は、それぞれの会計に所属しているものであるため、公有財産の管理処分収益も当然にその会計に帰属するものである。したがって会計の独立性をみださないう異なる会計間の取扱いについては、原則として有償で整理するものとされていること。

ここに「有償」とは、適正な対価をさすものであるが、この規定は所属を異にする会計で使用させている公有財産が滅失し損した場合において有償整理を要求しているものではないこと。

なお、有償の原則に対し例外を適用することができる場合は、財産価値が稀薄となる道路、河川等の公共の用に供する場合、所属会計の資産及び経理に対する影響が軽微である場合等が考えられるものであること。

エ 取得、管理及び処分の協議

規則第16条の規定は、公有財産の効率的運用上極めて重要なものであるが、従来往々にしてこの協議が行われなかった例もあるので、特に遺漏のないよう注意すること。

なお、この協議は、各号において「しようとするとき」と規定しておるから、すべて事前になされなければならないものであること。

(2) 取得、移築及び改築等(第17条～第28条関係)

公有財産の取得等の事務を適正に執行するため、取得等の事務手続は、購入、交換、寄付受納、埋立て、新築、増築、移築、改築等の個々の態様に従い明確に規定されているが、取得計画等が継続費等により数年間にわたっている場合あるいは2回以上に分割して実施する場合の1件として取り扱う範囲は、「当該年度における工事又は購入計画で予算措置がとられており、実行の対象となる計画」とするものであること。

ここに、「移築」とは、建物の全部又は一部を取りこわして主としてその古材を使用して異なる位置に建築することで、「改築」とは、建物の全部又は一部を取りこわして主としてその古材を使用し、更に元の位置に再築することをいうものであること。

なお、数筆の土地を取得した場合は、じ後の管理事務を容易にするため、必ず合筆して地番の整理を行うよう定められているので、取得代金の支払等の規定とともに特に留意すること。

(3) 管理(第29条～第43条関係)

管理についても、使用、貸付け、出資、私権の設定、用途変更及び廃止並びに修繕等の手続について、細かく規定が設けられているが、特に行政財産の目的外使用、貸付け、私権の設定、普通財産の貸付け、貸付期間、貸付料、私権の設定の規定については、その運用に留意するとともに行政財産の目的外使用料等に関しては、高知県財産条例(昭和39年3月28日高知県条例第37号。以下「条例」という。)の規定とも照らし適正な取扱いを行うこと。

(4) 処分(第44条～第48条関係)

処分についても、取り壊し、譲与、売払、代金延納の基準及び延納利率について規定されているが、特に譲与については、条例等の根拠規定に十分注意してその処理を行うこと。

また、延納利率については、営利又は収益の目的に供しない場合は、年4.0パーセント、その他の場合は年5.0パーセントと定められているが、知事が特に必要と認める場合は、これを年1.0パーセントまで低減できるものと定められていること。

(5) 雑則(第49条～第51条関係)

雑則においては、価格の評定、被害報告及び災害共済の委託等の規定が設けられているが、委託物件等が取り壊し、改築等によって変動があった場合、総務部長は、共済委託等の変更を行い分担金の払いもどし要求等をする必要があるので、委託物件について取り壊し又は改築等を行うこととなる場合は、当該取り壊し又は改築等が終了する20日前までに災害共済委託等の変更又は取消し要請書を提出するものとされていること。

4 台帳及び報告書

(1) 台帳(第52条関係)

公有財産は、所管の行政等を行う重要手段の一つであり、そのためには公有財産台帳により常にその現況がは握されていなければならないので課及び出先機関にあっても台帳の副本を備えておくものとされていること。

また、整備すべき土地及び建物の図面の作成についても、規則の別記として

「土地図調整標準」及び「建物図調整標準」が定められているので、公有財産の取得、管理及び処分手続等に際しても、これにより調整した図面を整備し、常に正確な管理を行うこと。

(2) 台帳の登録及び異動報告(第53条関係)

部局の長及び教育委員会は、その所管に係る公有財産について異動等を生じたときは、図面その他の書類を整備するとともに、当該公有財産台帳の異動等を当該異動等のあった日から30日以内に当該登録事項を当該図面等とともに総務部長に報告するものとされているが、具体的には、出先機関がまず台帳の副本を調整又は修正してその所属の課に異動を報告し、課においてはこれに基づき所属部局の長の事務として総務部長に報告の手続をするものである。しかしながら、事務の都合によっては、課において総務部長に報告の手続を行うとともに当該出先機関にこれを通知してもさしつかえないものであること。

公有財産の異動の報告は、地方自治法(以下「法」という。)第170条第2項第5号及び高知県会計規則(以下「会計規則」という。)第7条の規定に基づく公有財産の記録管理の基礎をなすもので、特に重要な事務であるから、遺漏のないよう厳重に励行すること。

なお、異動報告の方法は、別途定める「公有財産及び基金台帳の異動報告に関する事務取扱要領」により行うこと。

(3) 台帳価格の改定等(第54条～第56条関係)

公有財産台帳には、その取得時において規則第54条に定めるところにより、その取得価格等を記載しなければならないものとされているのであるが、この価格は、規則第55条第1項ただし書に規定する有価証券等の公有財産の一部を除いて5年ごとに改定するものとされており、この場合の改定要領については、別途通達するところによるものであること。

なお、台帳の登録価格の1円未満の端数は、切り捨てるものであることに注意すること。

(4) その他の帳簿及び報告書(第57条～第61条関係)

公有財産の管理の事務を分掌する末端の課又は出先機関ごとに公有財産修理簿、庁舎管理簿及び監守人等居住台帳を備えるものとされているので、規則に定める様式により作成し正確に記録すること。

また、知事部局及び教育委員会にあっては課ごとに、その他の部局にあっては、当該部局ごとに、行政財産目的外使用許可状況報告書並びに公有財産増減及び現在額報告書を、翌年度4月30日及び5月31日までに、規則に定める様式によりそれぞれ総務部長に報告するものとされているが、公有財産増減及び現在額報告書は、決算を議会の認定に付する際法第233条第3項及び地方自治法施行令(以下「政令」という。)第166条第2項の規定により付属書類として提出すべき財産に関する調書の基礎資料等となるもので決算の内容とも符合するべきものであるから、期限を厳守して報告すること。

なお、公有財産増減及び現在額報告書の内容は、会計年度間の公有財産の異動報告の内容が反映され、その内容と合致するものであるから、異動報告の漏れが生じないよう特に留意すること。

第3 物品について

1 通則(第62条～第64条関係)

通則においては、物品の所属替え及び分属の意義、物品の整理区分並びに重要

物品の規定が設けられていること。

すなわち、物品はその性質にかんがみ、制度簡素化の見地から公有財産における所管換え及び所属替えに該当する場合をすべて所属替えとし、物品を更に類形的に区分して管理を行うため、8項目の整理区分が定められているが、「その他の物品」に属するものとしては、譲与するため調達した物品等が該当するものであり備品(重要物品を除く。)及び消耗品の分類については、別途通達により処理するものであること。また、備品のうち、自動車(道路運送車両法に規定する自動車をいう。)、船舶(総トン数20トン未満の船舶であって調達した価格が1隻につき100万円以上のものに限る。)、美術工芸品(調達した価格が1個又は1組につき、100万円以上のものに限る。))及び機械器具(調達した価格が1個又は1組につき、100万円以上のものに限る。))は公有財産と同じようにその運用をすることが適当であるため、これを重要物品とし、それ以外の物品は普通物品とされていること。

ここで、「調達した価格」とは、物品を購入した場合の当該物品の購入価格及び寄付の受納等に係る物品については、当該物品を購入するとした場合の価格をいうものであること。

なお、機械器具については、すべて規則第64条第4号のいずれかの種目に区分すべきものであるが、該当する種目の不明なものについては、会計管理局長の指示により整理すること。

2 取得、管理及び処分補助機関(第65条～第69条関係)

物品の取得、管理及び処分は、原則として当該物品を供用する部局長が補助執行するものであるが、県に所有権の帰属した遺失物については、警察本部長が取得、管理及び処分の補助機関とされていること。

また、物品の事務の分掌についても、公有財産の場合と同様に規定されているが、物品管理主任の制度については、物品の多様性、耐久性及び個人的供用性等にかんがみ、必ずしも公有財産管理主任と同一の者が物品管理主任となるものではなく、出先機関においても必置することとされていることに留意すること。

更に、使用に供している物品の直接の管理責任は、当該物品の使用職員とされているので、責任の所在を明確にするため、1人の職員が専ら使用する物品については、その職員が、2人以上の職員がともに使用する物品については、これらの職員の主任者が、それぞれ使用職員となるものであること。

3 取得、管理及び処分

(1) 通則(第70条～第76条関係)

取得、管理及び処分に関する共通的な規定として、物品についても、公有財産の場合とほぼ同様に総括事務の基本、所属替え並びに取得、管理及び処分の協議等の規定が定められているが、特に次の諸点に留意すること。

ア 所属替え等

重要物品の所属替えの手続は、知事若しくは公営企業管理者の間又は各部局長の間においては公有財産の所管換え、同一部局内の課の間においては、公有財産の所属替えの手続とそれぞれ同様であり、普通物品の所属替えの手続についても、おおむね公有財産の所属替えと同様であるが、普通物品の所属替えはその事例が多いことにかんがみ、事務処理の能率化を図るため、物品所属替書等の様式が定められていること。

なお、普通物品であっても、知事と公営企業管理者との間の所属替えは、

公有財産の所管換えと同様の手続をするものであること。

また、分属及び異なる会計間の所属替え等についても、公有財産の場合の規定を準用するものと定められていること。

イ 取得、管理及び処分の協議

会計管理局長に協議しなければならないものは、重要物品を取得、処分若しくは貸付けしようとするとき、物品を譲与し、出資の目的とし、若しくは私権を設定しようとするとき又は所有権に関する登録をしようとするときであり、普通物品の取得、処分又は貸付けについては、協議を要しないものとされていること。

ウ 関係職員の譲受けを制限しない物品

物品に関する事務に従事する職員は、法第239条第2項及び政令第170条の2の規定により、証紙その他価格が法令の規定により一定している物品及び売払いを目的とする物品又は不用の決定をした物品で知事の指定するもの以外は譲り受けることができないものである。従って、規則第76条においては、県に勤務する公務員に貸付けしている被服については、譲り受けることができるものと定められているが、これらの物品以外の物品を県が譲渡しようとする場合は、別に知事の指定を受ける必要があること。

(2) 取得(第77条～第82条関係)

取得については、すべて公有財産の場合の規定を準用するものであるが、普通物品の取得については、知事の承認は必要がないものであること。

(3) 管理(第83条～第89条関係)

管理に関しても、貸付け、部局等間の貸付け、貸付料、出資又は私権の設定等については、おおむね公有財産の場合のそれぞれの規定が準用されるものであるが、物品の貸付けは、貸付けを目的とするもの又は貸付けても県の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるもののみについてできるものであり、普通物品については、部局長(条例第8条第2号若しくは第4号に該当するもの又は貸付けを目的とするものにあつては、公有財産の貸付け手続きの準用によらず貸付簿等による軽易な方法によって課の長)において処理できるものとされていること。

また、備品は一品ごとに所定の表示をするものとされているので、常に管理に係る物品の現状は正確には握し、明確な取扱いをすること。

(4) 処分(第90条～第95条関係)

処分についても不用の決定、譲与、売払い、売払代金等の納付、延納利率、担保の提供免除等の規定が定められていること。このうち、不用の決定、譲与、売払及び延納利率については、おおむね公有財産の場合の規定がそれぞれ準用されるものであるが、譲与については、条例等の根拠規定に十分注意して適正にその処理を行うこと。

なお、普通物品の売払いについては、その事務を簡素化するため統一した様式が定められているので別紙「普通物品売払決議書」により処理すること。

物品の売払代金又は交換差金は、当該物品の引渡し前に納付させなければならないものであるが、売払代金については特に次に該当する場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付してアにあつては半年(県有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、1年)以内、イ、ウ及びエにあつては1年以内で延納の特約ができるものとされている。

ア 県が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品を売払う場合において、取引の慣行上その他売払代金納付前に物品の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると知事が認めるとき。

イ 国、他の地方公共団体及び法令による公団その他の公法人並びに公益事業を営む法人に物品を売払う場合において、知事が売払代金を一時に納付することが困難であると認めるとき。

ウ 災害救助に必要な物品又は伝染病予防に必要な薬品等急速に売払う必要がある物品を売払う場合において、知事が売払代金を一時に納付することが困難であると認めるとき。

エ 管理上の都合により、急速に売払う必要がある物品を売払う場合において、知事が売払代金を一時に納付することが困難であると認めるとき。

上記イ、ウ及びエに掲げる場合において、知事が特に担保を提供させることが必要でないと認める場合又は利息を付することが適当でないと認める場合は、担保の提供を免除し、又は利息を付さないこともできるものとされているが、この運用に当たっては、特に慎重を期すること。

(5) 雑則(第96条～第98条関係)

価格の評定、被害報告及び災害共済委託等の規定については、いずれも公有財産の場合の規定を準用するものであること。

4 台帳及び報告書

(1) 台帳及び管理簿(第99条～第103条関係)

重要物品は、公有財産に準じた管理を行うため、重要物品台帳を備えるものとされているが、重要物品台帳の登録及び異動報告、台帳価格はすべて公有財産の規定をそれぞれ準用するものとされていること。

普通物品は、物品の整理区分ごとに物品出納・管理簿により、一括管理状況を明らかにするものとされているが、定期刊行物(図書室に備えるものを除く。)、各種諸法令追録等(職員録、統計書等の類を含む。))及び調達後又は漁獲物、畜産物、農産物、製作物品等の生産物のうち生産後直ちに処分する物品、消耗品(保管を目的とした物品を除く。))は、物品出納・管理簿にも記載する必要はないものであること。

ここに「処分」とは、消費、廃棄及び譲渡を指すものであること。

(2) その他の帳簿及び報告書(第104条～第106条関係)

物品の管理の事務を分掌する課又は出先機関ごとに物品貸付簿を備えてその状況を記録するものとされていること。

重要物品については、決算を議会の認定に付する際に付属書類として提出すべき財産に関する調査の基礎資料とするため、公有財産の場合と同様に増減及び現在高報告書を、翌年度5月31日までに規則で定める様式により会計管理局長に報告するものとされているので特に留意すること。

第4 債権について

1 通則(第107条関係)

通則においては、「債権の管理に関する事務」と「債権管理者」について、それぞれ定義されているが、債権の管理に関する事務から除くものとされている「訴訟に関する知事の権限」のうちには非訟事件の手続も含むものであること。

2 管理の機構(第108条～第112条関係)

債権の管理に関する事務は、当該債権の発生の起因となった事務又は事業を所

掌する部局の長が補助執行するものであるが会計規則第3条第1項の規定による歳入の徴収をする権限の委任を受けた者、すなわち、債権管理者には、債権の管理に関する事務の権限を委任するものとされているほか、債権管理事務の分掌及び債権管理主任についても、おおむね公有財産の場合と同様に規定されていること。

3 管理の準則

ここでは、県の債権の経済的価値の保全を図り、その内容及び目的を実現するために、管理事務の内容を具体的に準則として規制したものであるが、特に次の諸点に留意のこと。

(1) 管理の基準(第113条関係)

債権の保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上もつとも県の利益に適合するよう処理すべきことを明定し、他の行政上の利益ないし他の行政上の配慮に優先して、考慮すべきものとされていること。

(2) 発生等の調査確認(第114条関係)

債権管理者は、その所掌に属すべき債権が発生し又は帰属したときは、直ちにその具体的内容について、調査確認することとされているが、ここに「債権の発生」とは、直接法令の規定、法令の規定により行う行政処分、契約、不法行為、不当利得その他の行為又は事実に基づき県に金銭の給付を受ける権利が生ずることをいうものであり、「県に帰属した」とは、既に存在する県以外の者の債権が法令上又は契約上の原因等に基づいて県に承継された場合をいうものであること。

また、既に確認した事項に変更があった場合は、直ちに当該変更について、調査確認をしなければならないものであること。

なお、この場合の「変更」には、弁済による債権額の変更は含まれないものであること。

おって、債権を他の債権管理者から引き継いだ場合においても、規則第114条の規定に準じて調査確認の処理をすること。

債権確認書は、規則の第16号様式によるものとされているが、例えば、債権の発生の確認と同時に調定しない債権のうち内容が単一で一括して調定できるもの、別の書類で十分に確認の機能を果たすることができるもの等については、事務を簡素化するため、知事が別に様式を指定することができるものとされており、消滅時効の完成による場合における債権消滅確認書については、規則の第29号様式による消滅時効完成確認書が別に指定する様式として定められているものであること。

(3) 債権確認書の整理(第115条関係)

債権確認書は、債権の内容を具体的、かつ、簡明に現わした主要な参考書類であるから、当該債権が消滅するまでは4種に区分して整理保管するものとされていること。

(4) 発生等に関する通知(第116条関係)

債権管理者をしてその所掌に係る債権を完全には握らせるため、行政処分を行った者、私法上の単独行為を行った者、契約担当者、支出負担行為者、会計管理者、出納員、現金取扱員、資金前渡職員、公有財産管理主任(公有財産管理主任を置かない出先機関にあっては、当該出先機関の長)、物品管理主任及

び基金の事務を分掌する課の長は、債権の発生、帰属又は異動を知り得べき職務にあるため、債権管理者に対して債権の発生等の通知をすべき義務が課せられているが、特に契約担当者は、既に締結した債権の発生等を目的としていない契約についても、当該契約の履行の過程等において派生的に債権が発生又は帰属する場合があるので、このような場合にも発生等の通知が漏れることのないよう留意すること。

なお、上記に掲げた債権の発生等を知り得べき職務にある者が債権管理者と同一人であっても、直接の事務担当者は、同一人であるとは限らないので、は握漏れを防ぐため、発生等の通知は必ずこれを行うべきものであるが、規則第123条に規定する管理のいとまのない債権については、債権発生通知書の作成は省略して、口頭による通知でさしつかえないものであること。また弁済によって債権の内容に異動を生じた場合の通知は行う必要がないものであること。

(5) 債権差引簿(第117条関係)

債権の発生、消滅の額及びこれらの経過を明らかにしておくため、債権管理者は、債権差引簿を備えるものとされているが、これは、年度ごとに更新はしないものであること。

また、年度内に発生する債権のすべてが歳入金債権のみであることが予想され、かつ、債権の発生の確認と同時に調定される場合においては、会計規則に定める税外収入個別表により常にその現在額が明らかにされるので、重複記帳を避けるため特に債権差引簿を備える必要がないものとされていること。

ここに、「税外収入個別表により常に債権の現在額が明らかにされる場合」とは、ごく少数の歳入金債権以外の債権が発生した場合でも、これを明らかにした補助簿とあわせてその管理する全体の債権の現在額が明らかにされる場合も含むものであること。

(6) 歳入金債権管理簿及び繰越歳入金債権管理簿(第118条、第119条関係)

歳入金として調定された債権については、原則としてすべて歳入金債権管理簿を備え必要事項を記載して管理するものとされているが、次に掲げる債権については、記載を省略してさしつかえないものであること。

ア 証紙収入に係る債権

イ 入場券又は入園券と引換えに納入することとなっている入場料又は入園料に係る債権等の現金で即納される債権

ウ 電子計算機によって債務者個々の歳入金債権の現在額が記録、管理されている債権

(7) 歳入金債権整理票(第120条関係)

督促状の納付指定期限までに消滅しない債権については、歳入金債権整理票を作成して整理の状況を明らかにするものとされているが、これは、債務者を訪問する際等に直接持参してその交渉経過等を記入するもので、当該債権に対する処理経過が詳細に判明する唯一の文書となるものであるから煩をいとわず記入すること。

(8) 調査確認の時期の特例(第121条関係)

債権の調査確認は、債権の発生又は帰属等と同時に行うことが原則であるが、発生等と同時に調査確認する実益、事務処理上の利便等の考慮から特殊な債権については、調査確認時期の特例が設けられていること。このうち、規則第121条第4号及び第5号に規定する延滞金に係る債権及び加算金に係る債権の

調査確認については、まず、元本債権の調査確認書により行い、当該付帯債権額が確定してから債権確認書を調製して債権差引簿に登載してさしつかえないものであること。

(9) 発生年度区分及び種類(第122条関係)

債権の整理基準とするため、発生年度の区分及び種類が規則の別表において定められているが種類については、恒久的に一貫した整理を必要とするので、歳入歳出予算の款項目の区分にかかわらず分類するものとされていること。

(10) 債権確認書の作成等の特例(第123条関係)

ア 債権が発生し又は帰属したときは、規則第114条の規定による債権確認書による調査確認及び規則第116条の規定による発生等に関する通知をすることとされているが、事務簡素化を図るため、次に該当する場合は、債権確認書の作成及び債権発生通知書による債権管理者への通知を省略することができるものとされていること。

(ア) 歳入金として総額を調定する債権で当該年度内に納付等により消滅することが見込まれるもの

なお、歳入金債権以外の債権については、債権確認書の作成等の省略はできないものであること。

(イ) このほか、知事が指定した債権についても債権確認書の作成を省略することができるものとされているがこれに該当するものとして次の債権が指定されていること。

国庫補助金、国庫負担金及び国庫委託金に係る債権

(ア)に該当する場合であっても、予定された期間内に消滅しなかったときは、改めて確認書の作成をすべきものであること。

なお、債権確認書の作成を省略した場合においても、規則第117条ただし書の規定に該当するものを除き、債権差引簿には、すべて関係事項は記載しなければならないものであることに注意すること。

イ 証紙収入に係る債権は、財源の内訳を明確にする必要から、特に調定を行ったとき発生したものとみなすこととされていること。

(11) 督促(第124条関係)

法第240条第4項に規定された債権以外の債権で、履行期限までに消滅しないものについては、行政処分等による公法上又は売買契約等による私法上の債権であるか否とにかかわらず、すべて履行期限後30日以内に督促状を発付しなければならないものとされていること。

この督促状は、時効中断の効力を有し、かつ、公法上の債権については、延滞金徴収の要件ともなるものであるから発付の有無に関し紛争を生ずる場合も予想されるのでその事跡を明確にしておくこと。

(12) 強制徴収及び強制執行等(第125条～第127条関係)

県が直接滞納処分を執行することのできる公法上の債権については、知事又は税外収入金滞納処分証の交付により知事の委任を受けた職員が、それぞれの法令の規定に基づき滞納処分を行うべきものとされていること。

県が直接滞納処分を執行することのできない公法上又は私法上の債権については、徴収停止、履行延期その他特別の事情があると認める場合を除き、債権管理者は、督促状の指定期限後3か月以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の処置を執るべきものとされていること。すなわち、担保の付されてい

る債権については、その内容に従い、担保物の処分若しくは競売その他の担保権の実行手続又は保証人に対する履行の請求手続を、債務名義のある債権については、強制執行の手続を、債務名義のない債権、担保の付されていない債権又は担保権の実行をしてもなお履行されない債権については、訴訟手続等による履行の請求をそれぞれ行うべきものとされているが、具体的には、規則第127条に規定する保証人に対する履行の請求手続以外の事務は、訴訟に関する事務を担当する法務課に引き継いでこれらの措置を執るべきことを依頼すべきものであること。

(13) 履行期限の繰上げ及び債権の申出等(第128条、第129条関係)

ここではいかなる場合に履行期限の繰上げ又は債権の申出をなすべきかが明示されているが、一の債務者について履行期限の繰上げと債権の申出がともに該当する場合は、まず、履行期限の繰上げの処置を行った後に債権の申出の処置を行うべきものであること。

また、債権の申出は、その時期を失することのないよう特に注意するとともに、債権管理者は、債権の申出をすべき債務者があることを知ったときは、当該債務者に係る債権を有すると予想される他の債権管理者にも遅滞なくその旨を通知すること。

(14) 担保及び仮差押え等(第130条～第134条関係)

債権を保全するため、担保の提供を求める場合の担保の種類、提供の手続、担保の価値、担保及び証拠物件等の保存並びに担保物等の管理簿に関する規定とともに、仮差押え及び仮処分を行うべき場合も定められているが、仮差押え及び仮処分は、訴訟に移行する場合もあることにかんがみ、具体的には、法務課にこれらの措置を執るべきことを依頼すべきものであること。

なお、仮差押え及び仮処分は、期限未到来の債権であってもこれを行うことができることはもちろん、時効中断の事由ともなるものであること。

(15) 代位権の行使及び詐害行為の取消し(第135条、第136条関係)

代位権の行使は、債務者の全財産が債権の完済に満たない場合においてのみ行使できるものであるが、訴訟手続上の行為を代位する場合及び期限未到来の県の債権について裁判上の代位により権利を行使する場合は、具体的には法務課に依頼するものであり、その他の場合は、債権管理者が自ら代位権を行使するものであること。

また、債務者が贈与、債務免除等の行為によって県の債権の確保を害するおそれがある場合の詐害行為の取消しについても、法務課に依頼して所要の措置を求めるべきものであること。

(16) 時効中断の措置(第137条関係)

債権が時効によって消滅するおそれがある場合は、時効中断のための措置、すなわち、請求、差押え、仮差押え、仮処分又は承認がなされなければならないものであるが、請求、差押え、仮差押え又は仮処分はいずれも法務課に依頼すべきものであり、分割払の事実は承認に該当するものとして時効中断の事由となるものであること。

なお、県の債権の時効による消滅については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか時効の援用は必要がなく、また、時効到来の利益も放棄させることはできないものであることに注意すること。

(17) 徴収の停止等(第138条、第139条関係)

強制徴収債権以外の債権についての徴収の停止及び徴収停止後の措置についても規定されているが、徴収停止をした債権は、以後その保全及び取立をしないうことができるものであるから、特にこの措置については慎重に行うとともに、履行期限経過後おおむね6か月程度は原則として徴収停止の措置は行わないこと。

なお、徴収停止をした債権であっても消滅時効が完成するまでは債務者について機会あるごとに調査し、徴収停止の条件が欠けた場合には直ちにその処分を取り消さなければならないものであること。

(18) 相殺等(第140条関係)

相殺及び充当についても規定が設けられているが、「相殺」とは、私法上の債権が対立している場合に現実の弁済に代えて相互の債権を対立額だけ消滅させることであるが、県内部の事務手続としては、会計規則の規定によって県の債務の額を歳出予算から支出する手続をとり、債権の額を歳入金に入金に受入れることとなるものであること。

また、「充当」とは、公法上の債権について超過納付額又は公売代金を精算した場合の余剰金額の還付に代えて、法令の規定によって当該超過額等を未納の公法上の債権に充てるものであって、私法上の相殺に類似した制度である。したがって、公法上の債権と私法上の債権相互間の相殺及び充当はできないものであること。

なお、国税又は地方税の例により超過納付額等を還付又は充当するときは、それぞれ加算金を付加しなければならないものであることに注意すること。

(19) 弁済充当の順位(第141条関係)

納付された金額については、利子先取りが原則であるが、次に掲げる債権について、納付された金額が延滞金等の全部の合計額に不足する場合においては、まず、元本に充当した後残額を延滞金等に充当するものと定められていること。

ア 歳入金に属する返納金以外の返納金に係る債権

イ 身体障害者に対する補装具の売渡し又は修理に係る債権

ウ 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権

エ 前各号に掲げる債権に類する債権で知事の認めたもの

4 内容の変更免除等

(1) 履行延期の特約等の手続(第142条関係)

強制徴収債権以外の債権について、履行期限を延長する特約又は処分を行う場合の手続が定められているがこれは、原則として債務者が一時に履行することを困難とする事由が現実には発生している場合でなければならないものである。したがって、通常履行期限が到来し又はやがて到来しようとしている債権について行われるものであるが、分割して弁済すべき金額の履行期限のほかその後弁済することになっている履行期限の到来していない金額に係る履行期限もあわせて延長することができること。

履行延期の特約等ができる場合については、政令第171条の6第1項に列挙されているところであるが、特に免除の前提となっている同条同項第1号に規定されている無資力の判断については、債務者が生活保護法による生活扶助を受けている場合又はこれに準ずる生活程度にある場合において、その生計を現在以上に圧縮させることが社会通念上苛酷に失する結果となる場合がこれにあつた

り、債務者が個人である場合に限り該当するもので、単なる支払不能や債務超過は、そのみでは直ちに無資力と判定すべきものではないから特に慎重に取り扱うこと。

なお、強制徴収債権については、履行延期の処分はできないものであるが、これに類するものとして滞納処分の手続のなかで徴収の猶予及び換価の猶予の制度があることに注意のこと。

(2) 履行延期の期間(第143条関係)

履行延期の期間は、5年(債務者が無資力若しくはこれに近い状態にあるとき又は第三者に貸付するための貸付金に係る債権で、第三者からの回収が著しく困難であるため当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるときに限って10年)以内とされており、債務者の状態が好転しない場合は、更に履行延期の特約ができるものとされていること。

なお、この履行延期の期間についても、法令又は契約に特別の定めがある場合は、これらの規定に拘束されるものであること。

(3) 履行延期の特約等に付する条件等(第144条～第151条関係)

履行延期の特約は、債権確保のための一手段であって債務者に利益を与えて県の権利を放棄しようとするものではないこと。したがって、履行延期を行う場合に付すべき条件、担保の提供、債務名義の取得、債務証券の徴収、延期の特約の取消し及び延納利息等に関する詳細な規定が設けられているので、取扱いに遺漏のないよう特に注意すること。

なお、債務名義を訴訟によって取得すべき場合は、具体的には法務課に依頼して措置すべきものであること。

(4) 免除等(第152条～第156条関係)

債務者が無資力若しくはこれに近い状態にあること又は第三者に貸付するための貸付金に係る債権で第三者が無資力若しくはこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約等をした債権は、政令第171条の7に規定するところによりこれを免除することができるものであるが、その他の理由により履行延期の特約等がなされ、その後債務者又は貸付金の転貸を受けた第三者が無資力又はこれに近い状態になった場合においては、改めて履行延期の理由を変更して特約等がなされない限り免除はできないものであること。

また、元本債権を免除する場合は、同時に延納利息その他の付帯債権も免除するものとせられ、転貸金に係る債権の免除をする場合は、債務者から第三者に対する当該債権を放棄する旨の文書を提出させることとされていること。

(5) 債権のみならず消滅等(第157条～第159条関係)

適正な財産価値をは握するため、履行がないままに消滅すべきことが確実であり、あるいは履行の確保を図る方法がない等、法的には未だ消滅したものとはいえないが、実質的には経済価値が全く消滅していると認められる債権については、消滅したものとみなして、これをのみならず消滅債権整理簿に記録しておくとともに債権差引簿からは、その額をまっ消するものとされていること。

こののみならず消滅の整理をすべき場合については、規則第157条第1項に列挙されているので、誤りのない処理をすること。

また、不納欠損処分についても規則第158条に列挙されており、この処置をしたときは、不納欠損処分通知書により会計管理者又は出納員に通知するものとされていること。

5 債権に関する契約等の内容(第160条～第163条関係)

債権の発生の原因となる契約についても、高知県契約規則(昭和39年3月31日高知県規則第12号)の適用があることはもちろんであるが、契約内容の定め方いかんが事後の債権の管理に関する事務の適正妥当な執行に重大な影響を及ぼすこととなるので、契約以外の行為も含めてこの規則において更にその内容が規制せられていること。

すなわち、契約等の担当者は、債権の内容を定めようとするときは、原則として、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定めをすることは禁じられているほか、債権に関する契約等に付する条件及び貸付金債権の契約に付する条件が細かく定められているので特に遺漏のないよう留意すること。

6 雑則

(1) 総務部長への協議(第164条関係)

総務部長に協議を要する事項として次の事項が定められていること。

すなわち、徴収の停止、滞納処分の執行の停止、履行延期の特約等及び減免については、債権の内容の重大な変更であり財政運営上にも影響を及ぼすおそれがあること、またその他の事項についても総括部長としてその内容をは握し、適正な指導、助言等を行う必要があることからあらかじめ協議を要するものとされていること。

ア 徴収停止又は滞納処分の執行の停止をしようとするとき。

イ 履行延期の特約等をしようとするとき。

ウ 減免をしようとするとき。

エ 消滅時効の完成を確認しようとするとき。

オ みなす消滅をしようとするとき。

カ 債務者の死亡に係る絶対的消滅の不納欠損処分をしようとするとき。

ただし、事務簡素化の見地から知事が必要ないと認めたものについては、協議を要しないこととされているがこれに該当するものとして次の場合が認められていること。

(ア) 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)第6条に基づき授業料又は受講料の減免をしようとするとき。

(イ) 貸付金の償還金に係る債権について当該貸付を規定した条例又は規則に定められた規定により減免又は履行延期の特約をしようとするとき。

(2) 債権現在額報告書(第165条関係)

債権についても、公有財産の場合と同様の理由により現在額報告書を規則で定める様式により規則で定める期限までに総務部長に報告するものとされていること。

また、当該年度の9月30日現在における歳入金債権以外の債権の状況を把握するため、規則で定める様式により規則で定める期限までに総務部長に報告するものとされていること。

第5 基金について(第166条～第173条関係)

基金についても、おおむね公有財産の場合と同様に規定が設けられているが特に次の事項に留意すること。

1 基金に属する現金及び有価証券の出納及び保管は、会計管理者の行う会計事務に属するものであるから基金の運用として取得又は処分する株券又は債券等の有価証券については、会計規則の定めるところにより会計管理者又は出納員に有価

証券の受入れ又は払出通知を行って現実の受け渡しを行わせるとともに、総務部長に対しては取得又は処分に伴う異動報告を行わなければならないものであること。この場合台帳には有価証券の券面種類、記号番号等の記入が必要であるから、会計管理者又は出納員に連絡してこれを確認のうえ報告することとなるものであるが、出納機関の保管有価証券と基金台帳の内容が相違することのないよう特に異動報告は適確に行うこと。

なお、公有財産に属する有価証券についても同様の取扱いとなるものであるから誤りのないよう留意すること。

また、異動報告の方法は、別途定める「公有財産及び基金台帳の異動報告に関する事務取扱要領」により行うこと。

- 2 基金についても、公有財産及び物品並びに債権と同様増減及び現在額報告書を規則で定める期日までに規則で定める様式により総務部長に報告しなければならないものとされていること。

第6 雑則について(第174条関係)

知事、総務部長又は会計管理局長に承認又は協議若しくは報告すべき事項については、すべて当該部局の長を経て財産の総括に関する事務を主管する課の長を経由すべきものと定められているが、具体的には、公有財産、債権及び基金にあつては管財課、物品にあつては総務事務センターがそれぞれの総括事務を担当しているので必ずこれらの課を経由すること。

附 則(平成5年9月13日5管第83号)
この通達は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月7日5管第153号)
この通達は、平成6年3月7日から適用する。

附 則(平成7年3月31日6管第233号)
この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日15高出納第265号)
この通達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日15高管財第746号)
この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日16高出納第579号)
この通達は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年2月25日16高出納第685号)
この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月4日18高出納第328号)
この通達は、平成18年10月4日から施行する。

附 則(平成19年4月1日19高事セ第13号)
この通達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日18高管財第713号)
この通達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日19高管財第695号)
この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日22高管財第160号副知事名)
この通達は平成22年6月25日から施行し、改正後の規定は同年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月16日22高事セ第156号)
この通達は、平成22年7月20日から施行する。

別紙

普通物品売払決議書

[別紙参照]

資料3

債権管理マニュアル

平成24年5月改訂
高 知 県

■はじめに

はじめに

本県では、依然として厳しい財政状況が続いており、平成20年度決算で約58億円にも及び税外未収金の削減は、財源の確保を図る上で、喫緊の課題となっている。

また、貸付金等を対象とした平成20年度包括外部監査では、基本的な事務ができていないものが多く、担当する職員の意識改革が必要であるなどの厳しい指摘がされているが、公正性に関する県民の信頼を得るためにも、債権管理の適正化を早急に図る必要がある。

こうした状況を受けて平成21年5月に設置された「債権管理・回収適正化検討プロジェクトチーム」では、庁内の債権管理の実態や他県の状況等を調査したうえで、職員の意識・能力の向上、回収困難債権への対応、組織体制の在り方など様々な面から債権管理の適正化に向けての検討を行った。

この検討の中で、債権管理・回収業務には、幅広い知識やノウハウが必要であるにもかかわらず、現状は、担当職員に対する研修が不十分で、取扱要領やマニュアル等もあまり整理されていない状況であることから、関係する規定や手続き等を整理することが、全庁的に債権管理の適正化を図る有効な方法と考えられるため、債権管理マニュアルを策定することになった。

この債権管理マニュアルは、他県等の事例（※特に「東京都債権管理マニュアル」）を参考にしながら、本県の状況に合わせて整理を行い、今回の検討内容についても反映しているが、不十分なところもあると思われるので、今後も必要な見直しを行い、内容を充実させていく予定である。

なお、このマニュアルは、標準的な手続きを整理しているため、債権の種類によっては、不十分なものであることも考えられる。こうした債権については、所管課の判断で、その債権の特性にあった工夫を加えた個別マニュアルの整備を行うようにしてもらいたい。

平成22年2月

債権管理・回収適正化検討プロジェクトチーム

■目次

目次

1	債権管理の事務の流れ	101
2	債権の定義と種類	101
3	債権管理の在り方	107
4	滞納期間等に応じた適切な対応	110
5	調定と納入通知	110
【私債権・非強制徴収公債権関係】		【強制徴収公債権関係】
6	督促	111
7	催告	113
8	交渉	114
9	分割納付、免除	114
10	所在調査	117
11	財産調査	118
12	法的措置	119
13	支払督促・通常訴訟	121
14	強制執行	122
15	徴収停止	124
16	消滅時効	125
17	履行期限の繰上げ	126
18	債権の申出	127
19	遅延損害金・延滞金	128
33	債権放棄（私債権）	151
34	不納欠損	152

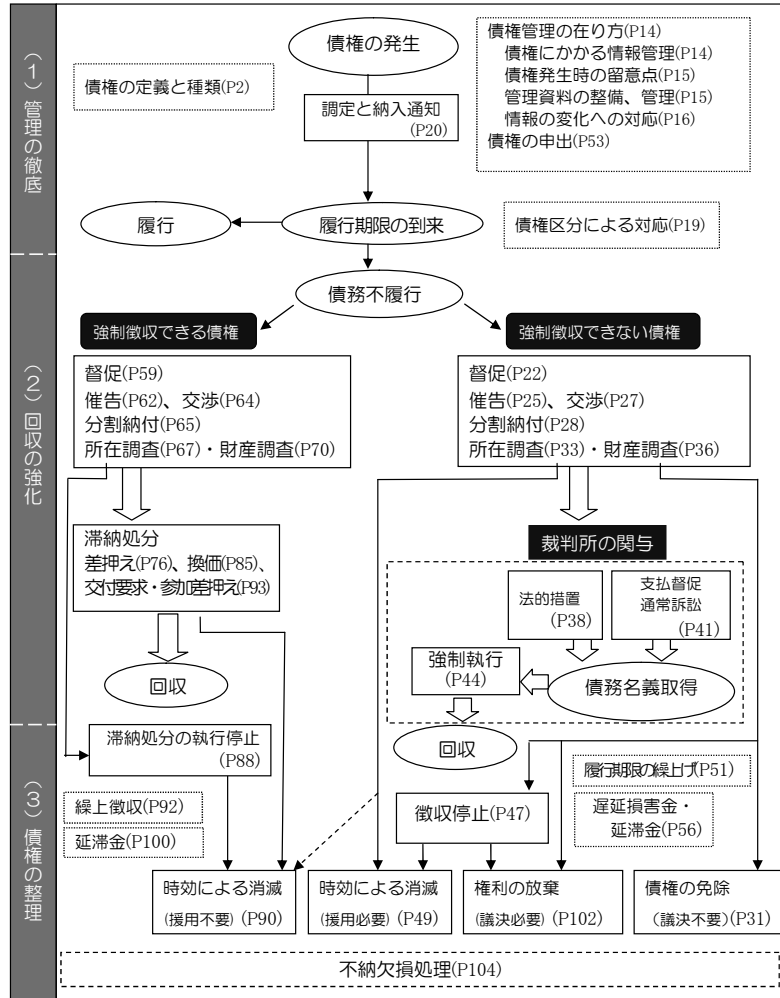
■様式集目次

様式集目次

様式番号	様式内容	本文参照ページ
【私債権・非強制徴収公債権関係】		
1	督促状（私債権用）	112
2	督促状（非強制徴収公債権用）	112
3	催告書	113
4	訪問催告用封筒	113
5	債務承認及び分納誓約書	115
6	住民票写等交付申請書	117
7	外国人登録事項証明書交付申請書	117
8	不動産及び商業登記事項証明書交付申請書	117、119
9	住民税、金融機関、給与等の調査同意書、実情申立書	119
10	金融機関取引状況照会・回答	119
11	住民税等照会・回答	119
12	最終催告書	120
13	弁護士からの債権額の照会・回答同意書	127
【強制徴収公債権関係】		
14	督促状（加入金）	130
15	督促状（加入金以外）	130
16	催告書	131
17	訪問催告用封筒	131
18	債務承認及び分納誓約書	133
19	住民票写等交付申請書	134
20	外国人登録事項証明書交付申請書	134
21	不動産及び商業登記事項証明書交付申請書	135、136
22	住民税等照会・回答	136
23	給料等の支払状況照会・回答	136
24	預金照会について照会・回答（全店照会用）	136
24-2	金融機関取引状況照会・回答（個別照会用）	136
25	差押調書・差押調書謄本・債権差押通知書	140
26	差押解除通知書（第三債務者用・滞納者用）	142
27	配当計算書・配当計算書謄本	143
28	交付要求書・交付要求通知書	147
29	参加差押書・参加差押通知書	149
30	実情回答書（強制公債権個人用）	136

■1 債権管理の事務の流れ

1 債権管理の事務の流れ



■2 債権の定義と種類

2 債権の定義と種類

(1) 債権の定義

地方自治体が有する債権とは、地方自治法上で、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定されており、ある特定の人（債権者）が他の特定の人（債務者）に対して一定の行為（給付）を請求する権利である。

関係法令等

【地方自治法第237条 第1項】

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

- 公有財産…不動産、動産、地上権、特許権、著作権、有価証券等
- 物 品…重要物品、備品、消耗品等
- 債 権
- 基 金…財産の維持、資金の積立、資金の運用

【地方自治法第240条 第1項】

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(2) 債権の区分

県の有する債権は、公法上の債権と私法上の債権の大きく2つに判別され、一般的には公法上の債権は「公債権」と、私法上の債権は「私債権」と呼ばれている。また、公債権は、その債権の性質により、地方自治体が強制徴収できる公債権と強制徴収できない公債権とに区分される。

【債権の区分体系】

- 債権
 - 公債権(公法上の債権)
 - 強制徴収ができる公債権(強制徴収公債権)
 - 強制徴収ができない公債権(非強制徴収公債権)
 - 私債権(私法上の債権)

公法、私法の判別について一定程度の考え方は存在するものの、裁判例、学説ではその定義は定まっていない。しかし、裁判例では、行政行為の法律関係や債権の性質について公法・私法という判別をしている。実務的にはこのような裁判例等の積み重ねから公法・私法関係を判断することが必要である。マニュアルではこうした状況を前提に公法・私法という記述を行う。

※ 公債権と私債権との判別は法令に個別具体的に記されているものではなく、個々の実態を十分に考慮し、判断する必要があるため注意を要する。

■2 債権の定義と種類

(3) 公債権

公債権は、「地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権」及び「地方税法第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権」とされている。

○ 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権には、地方自治体が強制徴収できる公債権（強制徴収公債権）と強制徴収できない公債権（非強制徴収公債権）がある。

強制徴収とは、特定の義務履行を果たすために、債務者に対して義務の履行を強要することである（私債権では、強制執行する場合、裁判所に申立てを行い、裁判所が強制執行を行う。）。

公債権の一部は、行政主体が裁判を経ることなく、自ら強制執行を行うことができる。このように強制徴収が可能な公債権を強制徴収公債権という。

一方、私債権と同様、自力での強制徴収が不可能な公債権を非強制徴収公債権という。

○ 公債権の区分

I 税収入・・・県税（地方税法第1条第1項第4号）

※ 県税及び県税に係る延滞金や加算金を合わせて、地方税法上「地方団体の徴収金」（地方税法第1条第1項第14号）といい、同法に基づいて強制徴収できる。

II 税外収入（地方自治法第231条の3）

ア 強制徴収ができる債権（強制徴収公債権）

地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。滞納処分に関する限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

① 分担金・・・国又は地方公共団体が行う特定の事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対して課する金銭給付義務。特定の事業に要する経費の全部ではなく一部を市町村等に分担させる。

地方自治法第224条・海岸法第28条・道路法第52条など

② 加入金・・・旧慣使用に関する加入金、条例の定め有り（地方自治法第226条）

③ 過料・・・金銭罰、法令違反に対して科す。（地方自治法第228条）

→秩序罰（条例規則違反）、執行罰（砂防法）、懲戒罰（服務違反）

④ 法律で定める使用料等

●地方自治法附則第6条で定めているもの（限定）

- (1) 港湾法に定める入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- (2) 土地改良法に定める土地改良事業の施行に伴い徴収すべき精算金、仮精算金その他の金銭
- (3) 下水道法に定める損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- (4) 漁港法（漁港漁場整備法）に定める漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

■2 債権の定義と種類

●他の法律で定めているものの例

- ・道路法・・・道路復旧費負担金、道路使用料等
- ・河川法・・・原因者負担金、流水占用料等
- ・海岸法・・・海岸保全区域の土砂採取料、占用料等
- ・土地区画整理法・・・精算金等
- ・児童福祉法・・・児童保護者負担金

⑤ 上記①から④までの歳入に係る督促手数料及び延滞金

イ 強制徴収ができない債権（非強制徴収公債権）

① 手数料（地方自治法第227条）

② 県条例、規則で定められている使用料・その他、県の公法上の歳入

行政財産目的外使用料、精神衛生法負担金、生活保護費返還金、公有水面埋立免許料、補助金返還金、恩給の誤受給返還金等（県立病院の診療に関する債権について、かつては非強制徴収公債権に分類されていたが、平成17年11月21日の最高裁判例により、私債権に分類されることとなった）。

関係法令等

【地方税法第1条第1項第4号】

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

4 地方税 道府県税又は市町村税をいう。

【地方自治法第231条の3】

1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は*法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

※ 強制徴収公債権として規定されている債権のうち、「法律で定める使用料その他普通地方公共団体の歳入」には、地方自治法附則第6条（強制徴収できる使用料等）で定められている使用料等と、個別の法律で強制徴収の規定を置くものがある。

【地方自治法附則第6条】

他の法律で定めるもののほか、第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

1 港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

■2 債権の定義と種類

- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 3 下水道法(昭和33年法律第79号)第18条から第20条まで(第25条の10において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 4 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

【個別の法律で強制徴収の規定を置くものの例】

- ・ 国民健康保険料(国民健康保険法第79条の2)
- ・ 道路占有料(道路法第73条)
- ・ 有料道路の料金等(道路整備特別措置法45条)
- ・ 河川使用料(河川法第74条)
- ・ 海岸占用料、土砂採取料(海岸法第35条)
- ・ 土地区画整理事業の清算金等(土地区画整理法第110条)
- ・ 障害者の自立支援給付金の不当利得の徴収金
- ・ (障害者自立支援法第8条)
- ・ 自然環境保全事業の負担金(自然環境保全法第40条)
- ・ 母子保健法に基づく負担金(母子保健法第21条の4)
- ・ 児童福祉法に基づく負担金(児童福祉法第56条)
- ・ 道路交通法に基づく負担金(道路交通法第51条) など

(4) 私債権

民法等によって規律される契約等により発生した債権は、地方自治体の債権であっても私債権とされる。

例：契約に基づく貸付金、地所賃貸料、土地売払収入、契約違約金 等

(5) 公債権、私債権の判別

公債権と私債権との判別について法令等で明示されているものはないため、公債権・私債権の判別には、債権の発生に関係する行政行為の内容により債権の性質を判別する必要がある。

通常、一連の事務の手續きについてその法律関係は、公法か、私法に分けることが可能である。しかし、公法に属する事務の一部分について、私法が適用される場合がある。

このことから、公債権、私債権の判別は、債権が生じる原因についての法律関係を判別する必要がある。

① 公債権・私債権の債権判別の原則

公債権・私債権の判別の方法の原則は以下のとおり。

■2 債権の定義と種類

債権判別の原則

債権が発生した原因となる行政行為について、債権債務が生じた場面の法律関係を、個別具体的に検討して債権の性質を判別する。

【ポイントの整理】

- 債権が発生した原因となる行政行為について、
(判断例) ・ 規律する法令によって行政庁に優越的な地位が与えられているか
・ 対等な立場での契約か など
- 債権債務が生じた場面の法律関係を、
(判断例) ・ 債権債務が生じた場面の法律関係
・ 債権債務に関する法律関係の継続において生ずる派生的な法律関係 など
- 個別具体的に検討して債権の性質を判別する。

② 公債権・私債権の債権判別の着眼点

債権判別の原則に則り、実務上、債権を判別する際の基準として、判別の着眼点を以下のように定める。

公債権、私債権の判断(以下「債権の判別」という。)については、債権の種類(使用料、給付金等の債権の種類を指す。)ごとに記されている着眼点に応じて、個別に判断する。

具体的には、債権の種類ごとに設定されている着眼点を参照し、債権の性質・根拠法令等から見て、どの着眼点に当たるかを判断することが必要である。

【公債権】下記の着眼点に適合する場合は、公債権とする。

- (1) 法令等で公債権と明確に位置付けられている場合
 - ① 地方税法等の公租公課に関するもの
 - ② 地方自治法及び個別法により「地方税の滞納処分の例」及び「国税の滞納処分の例」により債権管理を行うもの
- (2) 行政処分による場合
 - ① 法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により県民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの
 - ② 不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの
- (3) 公法(判例等でその法律関係が公法関係とされているもの)に属する法令によって、ある事実が確定すれば、当然に発生する場合
 - ① 法令によって義務的に行った債務の履行が過大であったなどの理由により生じたもの
 - ② 公法上の契約又は契約に類するものによって生じるもの

■2 債権の定義と種類

- 【私債権】下記の着眼点に適合する場合は、私債権とする。
- (1) 対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの
 - (2) 債権の本質が私法関係にあるもの

【着眼点適用の留意点】

- (1) 公債権、私債権それぞれ複数の着眼点が該当する場合がある。
- (2) 債権の種類により一概に決められるものではなく、同じ債権の種類のものであっても公債権と私債権とに分かれる場合がある。
- (3) 債権の種類によって適用される着眼点が異なる。

③ 債権判別の考え方（例）

※ 公債権か私債権かについては、あくまで一般論としての分類上の可能性というべきもので、個別の事情を踏まえ分類に変更を加えることが必要な場合もある。

ア. 光熱水費 ⇒ 私債権

(例) 行政財産の使用許可による光熱水費 など

(考え方)

行政財産の使用許可による光熱水費は、契約又はその債権の本質が私法関係にあるものと考えられる。

イ. 手数料 ⇒ 公債権（原則）、私債権（例外）

(例) 地方税法で規定する督促手数料など

(考え方)

地方自治体が徴収する手数料は、提供する役務が公の役務であるから、当然、公法的性質を有するものであると考えることができる。

しかし、行政実例上では、私法的な徴収も手数料徴収として認めていることから、例外的ではあるが私法関係によるものを否定しきれない。よって、手数料を徴収する事務の内容により、私債権の着眼点に当てはまると考えられるときは、私債権に分類されることもありうる。

ウ. 使用料

(ア) 許可を受けてする行政財産の使用料・・・行政財産の使用許可によるもの ⇒ 公債権

(例) 行政財産の使用許可による土地使用料 など

(考え方)

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可については、高知県財産規則第31条第4項の規定に基づき使用許可を決定したときに交付する行政財産使用許可書において、使用料の記載があり、優越的な地位によって義務を課すものと考えられ公債権に分類する。

■2 債権の定義と種類

(イ) 公の施設の使用料 ⇒ 公債権か私債権かは個別の内容による

(考え方)

公の施設の使用料については、公の施設の利用関係の法律関係ではなく、債権の発生原因により判断することとする。使用許可により使用料が決定されるもの（又は公法上の契約によるもの）は公債権と、対等な立場での契約等によるものや債権の本質が私法関係にあるものは私債権と判断する。

工. 給付金（補助金、助成金等） ⇒ 公債権か私債権かは個別の内容による

(考え方)

給付金の性質により債権の判別を行う。行政庁が法令によって優越的な地位に基づき行うものは公債権と、実質的には対等の立場で任意に相手方に金銭を贈与する贈与契約と変わらないものについては私債権と判断する。

※ 補助金適正化法適用の補助金について

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象補助については、国と都道府県との補助関係は公法関係である。このため、国と高知県との間で生じる債権は公債権と判断する。

また県と補助対象者との関係については、給付金等の性質により債権の判別を行う。

行政庁が、法令によって、優越的な地位に基づき行うものは公債権であり、実質的には対等の立場で任意に相手方に金銭を贈与する贈与契約と変わらないものについては私債権であると判断する。

才. 貸付金 ⇒ 私債権

(考え方)

各種貸付金の本質は、借入書の提出（契約）や金銭の給付などを受けることから、私法上の消費貸借契約と同様と考えられる。

力. 地所賃貸料、土地売却収入、契約違約金 ⇒ 私債権

(考え方)

私法上の契約によるものと考えられる。

キ. 遅延損害金、延滞金 ⇒ 公債権、私債権

(考え方)

債権の発生原因により公債権、私債権を判別する。

ク. 賠償金 ⇒ 私債権

(考え方)

私法上の契約によるものや、実質的に、民法上の不法行為による損害賠償と性質を同じくするものであると考えられることから私債権と判断する。

※（例外）地方自治法第243条の2に基づく職員への損害賠償請求権は公債権

■2 債権の定義と種類

(6) 消滅時効

公債権・私債権の判別や適用される法律により時効期間は異なる。適正に債権を管理するためには、時効期間や時効の完成時期を正確に把握しておくことが必要である。

時効の管理で特に留意する点は、以下のとおりである。

- 1 債権の判別と時効期間
- 2 時効の起算点
- 3 時効の中断
- 4 時効の停止
- 5 時効の完成と時効の援用

① 債権の判別と時効期間について

時効期間を判別するためには、当該債権の法的性質を判断する必要がある。

公債権の時効期間は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに、5年となっている（地方自治法第236条第1項）。……………※【16、29消滅時効】

私債権の時効期間は一律ではなく、その債権に適用される民法、商法等に定められた期間となるため、時効期間の取扱いには注意する必要がある。

例えば金銭債権については、通常民法上の時効期間は原則10年となっている（民法第167条第1項）が、商法上の時効期間は原則5年となっている（商法第522条）。

なお、民法等では短期消滅時効として、債権により5年、3年、2年、1年などの時効期間が定められている。

このように同じ金銭債権であっても適用される法律によって時効期間が異なるため、十分に留意する必要がある。

関係法令等

【民法第167条 第1項】(債権等の消滅時効)

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

【商法第522条】(商事消滅時効)

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

② 時効の起算点

時効期間が始まる時間的起点を時効の起算点という。時効の起算点は納期の有無など債権の状況により異なる。

・納期が定められた債権

■2 債権の定義と種類

納期が時効の起算点となる。しかし、時効期間の計算には、初日不算入の原則により、その初日である弁済期日は算入せず、納期の翌日から時効期間を計算する。

(例) 納期 平成20年7月10日 ⇒ 平成20年7月11日から時効期間の計算

・納期の定めがない債権

債権が成立した時点が時効の起算点となり、その時点から時効が進行する。

・分割して納付する契約の債権等又は分割納付中の債権

原則は、各納期限の翌日から時効が進行する。

ただし、債権の契約書や分納誓約書にあらかじめ期限の利益の喪失について高知県の請求により一括納付すべき旨を明記している場合、納期未到来分を含む残債務金額を一括納付することを求める告知書（繰上返還告知書）を送付し、当該告知書が相手方に到達した日の翌日から納期未到来分の時効が進行する。

※ 期限の利益の喪失とは、納期限までに返済すればよいという債務者の権利を失わせ即座の返済を求めるものである。期限の利益の喪失についての例としては、上記のほか、分納を一度でも怠った場合、納期未到来分を含む残債務金額を一括で返済することを分納誓約書に明記している場合がある。この場合は、分納を怠った納期限の翌日から納期未到来分を含む残債務の時効が進行する。

③ 時効の中断

時効の中断とは、下記のような中断事由が発生すると、これまでの時効期間経過の効力が失われ、その事由が終了した翌日から再び新たに時効期間が進行することである。

また、地方自治体が行う納入の通知及び督促には、時効中断の効力がある（地方自治法第236条第4項）。このため、地方自治体が督促を行った場合、督促が相手方に到達した日の翌日から、再び時効が進行する。ただし、複数回督促を行った場合は、初回の督促しか時効の中断の効力を有しない。再督促には、時効の中断の効力がないため注意すること。

時効の中断事由(民法147条)

- ・請求(催告・催告後6箇月以内に裁判手続きをした場合のみ中断する。)
- ・差押え、仮差押え又は仮処分
- ・承認
債務承認(債務者が当該債務について承認した場合)
債務の一部納付(債務者が当該債務の一部を弁済した場合)など

④ 時効の停止

時効の停止とは、時効期間の経過を一時的に停止させ、時効の完成を一定期間猶予することという。この時効の停止事由は、民法第158条から第161条までに規定されている。

※ これまで経過した時効期間の効力がなくなり、再び時効期間の経過が始まる時効の中断との

■2 債権の定義と種類

違いに注意

関係法令等

【民法第158条～第161条】

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第158条 時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(天災等による時効の停止)

第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

⑤ 時効の完成と時効の援用

時効の完成とは、法律に規定する時効期間が経過することをいう。時効の完成の効果は、私債権と公債権では異なる。

・私債権の場合

私債権の場合、時効が完成したのみでは債権が消滅せず、時効の援用が必要となる。

時効の援用とは、債務者が時効の完成を主張することであり、私債権の場合、この時効の援用がない場合、債権は消滅しない（民法第145条）。

・公債権の場合

公債権の場合、時効の援用を得ることなく、時効の完成により債権は消滅する（地方自治法第236条第2項）。

■2 債権の定義と種類

私債権・・・時効の完成 + 時効の援用 ⇒ 債権の消滅

公債権・・・時効の完成 ⇒ 債権の消滅

関係法令等

【民法第145条】(時効の援用)

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

【地方自治法第236条】(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

債権の種類

区分 債権の種類	① 強制徴収できる公法上の債権 県税・分担金・加入金・過料・放債違反金・道路法、漁港法、港湾法等の規定による使用料、占用料等（地方自治法第231条の3第3項に定める歳入） 公法上の債権 ○ 地方自治法等の法律に徴収の根拠がある債権 ○ 消滅時効原則15年・催告不要（時効期間が経過→不納欠損処理）	② 強制徴収できない公法上の債権 手数料・①以外の使用料（学校使用料、施設使用料、公有財産目的外使用許可収入など）・負担金・補助金、扶助費等の返還金 公法上の債権 ○ 地方自治法等の法律に徴収の根拠がある債権 ○ 消滅時効原則15年・催告不要（時効期間が経過→不納欠損処理）	③ 私法上の債権 県営住宅使用料、資金貸付収入、普通財産貸付収入など 私法上の債権 ○ 私法上の契約に収入の根拠がある債権 ○ 消滅時効原則10年（各債権ごより期間が異なるものがある）・催告必要（時効期間が経過しても、債務者の費用の申出がなければ不納欠損処理不可）
徴収手法	① 納入通知書等発行 → ② 督促状交付 → ③ 債権 滞納処分 ○ 府の滞納処分の手続きを経て、強制的に徴収が可能 ○ 税則：地方税法、国税徴収法 ○ 執行機関：国税（税務） → 差押 ○ 手続：府税務局（財産管理） → 財産の保佐人・預金代金の配当 強制徴収 ○ 府の滞納処分の適用不可、一般の債権と同様に裁判所の決定・執行を経て、強制徴収が可能。 ○ 税則：民事執行法 ○ 執行機関：裁判所 ○ 手続：差押、競売、競売、不動産引渡・明渡など		
主な主体の未収金	① 県税（税務課） ・個人県民税 ・自動車税 ・不動産取得税など ② 県営住宅費負担金（県営住宅費委員会） ③ 過料（公安委員会） ④ 道路・河川占用料（道路課、河川課） など	① 高等学校使用料【授業料】（高等学校課） ② 生活保護返還金（福祉指導課） ③ 児童扶養手当返還金（児童家庭課） など	① 県営住宅使用料【家賃】（住宅課） ② 教育委員会奨学資金貸付金収入（人権教育課） ③ 母子寡婦福祉資金貸付金収入（児童家庭課） ④ 農業改良資金貸付金収入（圃場組合指導課） ⑤ 設備導入資金収入（経営支援課） ⑥ 高度化資金貸付金収入（経営支援課） など

■3 債権管理の在り方

3 債権管理の在り方

（1）債権管理の在り方について

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない（高知県財産規則第113条）。また、債権の発生から始まって、債務の弁済や免除等により債権が消滅したり、あるいは債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、管理していかなければならない。

高知県財産規則で定める帳票や債権管理簿などの整備は、債権管理の最も基本的な事務であり、適切な事務の実施を徹底していく必要がある。また、債権の種別により、返済が滞り、未収債権が多くなる債権については、その管理の方法、事業の在り方等を検討し、未収債権を減少させる取組が必要である。

（2）債権にかかる情報管理について

適切に債権を管理するためには、高知県財産規則による様式や、債権の種別によっては債権管理台帳等を整備し、債権に関する情報を管理する必要がある。また、債権管理事務を取り扱う過程では債務者の氏名等の個人情報も多く存在することから、情報管理に当たっては特に以下の事項に留意し、その職務に当たる必要がある。

債権にかかる情報管理の留意点

- 債権管理台帳等に記載された個人情報については、「高知県個人情報保護条例」等に基づき適正に取り扱うこと。
- 徴収履歴（徴収時の状況等）は、債権の経過を知る重要な情報となるため、必ず歳入金債権整理票等に記載すること。
- 税外未収金回収に必要な情報を本人以外の者から収集することに関しては、個人情報保護条例第8条第4項第7号により可能であること。（次ページ答申H22、8、4参照）
- 個人情報保護条例第9条（利用の制限）及び第10条（提供の制限）に関しては、税務課（税外未収金対策担当）が当該情報について利用し又は提供を受けることは、当該事務の目的の範囲内であるから可能であること。

関係法令等

【高知県個人情報保護条例第8条】（収集の制限）

実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

■3債権管理の在り方

- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

【高知県個人情報保護条例第9条】(利用の制限)抜粋

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

【高知県個人情報保護条例第10条】(提供の制限)抜粋

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

高知県個人情報保護制度委員会答申一覧表(個人情報の本人収集の原則に関する事項)抜粋

No.	答申日付	個人情報取扱事務の名称	事務担当課(答申当時)	収集する相手	収集する個人情報	本人以外から収集する理由又は必要性	備考
101	H22.8.4	税外未収金の徴収に関する事務	実施機関共通	滞納者の親族、同居者、利害関係人その他の関係者	滞納者等の住所、電話番号、職業、収入等	1 各課事務で発生した税外未収金の滞納債権に係る徴収事務において、当該本人から収集したのでは情報の正確性が確保できない場合に、徴収事務に必要な範囲内で、滞納者に関する個人情報を収集することが必要であるため。 2 滞納者の所在等が不明で当該本人から収集できない場合に、徴収事務の遂行に支障が生じるおそれがあり、関係者から任意の協力により情報を収集することが必要であるため。	

■3 債権管理の在り方

(3) 債権発生時の留意点

① 貸付審査等の厳格化

貸付金等の債権については、貸付審査時点で、申請者の財務状況や資金の必要性等を厳格に審査しなければならない。なお、貸付決定に至る過程を第三者が容易に検証できるよう議事録等を文書化し、完済まで保管すること。

② 連帯保証人等の人的担保の確保

債務者や保証人に対して、「債務不履行となった場合には保証人に対しても請求するとともに、財産調査を実施し強制執行等の手続きに着手する」ことを書面等により周知徹底すること。

特に連帯保証人については十分説明を行った後で職員の前で署名押印させることが望ましい。

③ 物的担保の確保

適切な担保物件の提供を求め、抵当権を設定すること。

(4) 債権管理資料の整備、管理

高知県財産規則では、次のような様式を規定し、記載事項を整理しているが、個々の債権には、公債権と私債権との違いや制度の違いなどがあり、その内容に応じて、様式や記載事項を整理していく必要がある(例えば、貸付金台帳など)。

これらの規定様式や契約書類等の債権管理資料の整理は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟となった場合には重要な証拠資料となることから、高知県財産規則や当該債権の制度内容に応じて、確実に記録整備し、管理しなければならない。

※ 高知県財産規則で規定する様式

- ・ 債務者ごとに整理…債権確認書(16号様式)、歳入金債権整理票(20号様式)
- ・ 帳簿として整理…債権差引簿(17号様式)、(繰越)歳入金債権管理簿(18,19号様式)

① 歳入金債権整理票の記録

督促状の納付指定期限までに消滅しない債権については、歳入金債権整理票を作成し、督促、催告、納付状況、交渉経過等を記録する。歳入金債権整理票は、債権管理の最も基本的な事項であり、その整備は必要不可欠なものである。

② 契約書等の関係書類の整理

金銭消費貸借契約書などの債権証書と各種変更届、保証書ならびに保証意識確認書類については、いつでも最新の届出内容を確認できるように債務者ごとに整理しておく。

■3債権管理の在り方

(5) 債権発生後の情勢の変化への対応

① 債務者の状況の把握

貸付金など、債権発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務者が破産等の状態に陥り、債務履行が困難になることもあるので、債務者の状況を把握することが必要である。

特に、債権が高額なものなどについては、債権の安全性を判断するために、年に1回は、登記簿謄本や財務諸表、税務申告書の写し(付属明細書、勘定科目明細書を含む)等の提出を債務者に求めるなど、情報の収集を行うべきである。

※ 債務者が破産手続開始決定を受けた場合など

⇒【17履行期限の繰上げ】、【18債権の申出】参照

② 債権の保全

債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

※ 必要な措置 増担保の要求、保証人の変更、債権者代位権の行使、詐害行為取消権の行使、時効の中断措置などがある。

関係法令等

【地方自治法施行令第171条の4第2項】

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【高知県財産規則第130条】

(担保の種類及び提供の手続等)

債権管理者は、政令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、債務者において、当該担保の提供ができない場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。

- (1) 国債及び地方債
 - (2) 債権管理者が確実と認める社債その他の有価証券
 - (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通財団
 - (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証
- 2 債権管理者は、有価証券を担保に提供させようとするときにおいて、当該有価証券が登録国債(種国債登録簿に登録のあるものを除く。)又は社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録した社債、地方債その他の債券であるときは、担保の提供について登録を受けさせ、その登録済通知書又は登録済証を提出させなければならない。
- 3 債権管理者は、土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産を担保に提供させようとするときは、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を提出させ、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に囑託しなければならない。

■3 債権管理の在り方

- 4 債権管理者は、金融機関その他の保証人の保証を担保に提供させようとする場合においては、その保証人の保証を証明する書面を提出させ、遅滞なく当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。
- 5 指名債権を担保に提供させようとするときは、債務者をして民法(明治29年法律第89号)第364条第1項の処置をとらせ、その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を提出させるものとする。
- 6 前各項に規定するもの以外のものの担保としての提供の手続及びこれらのうち担保権の設定について登記又は登録によって第三者に対抗する要件を備えることができるものについてのその登記又は登録の囑託については、前各項の規定の例による。

【高知県財産規則第131条】

(担保の価値)

前条に規定する担保の価値は、法令又は契約に特別の定めのあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、債権管理者が確実と認める社債、特別の法律により法人の発行する債権及び貸付信託の受益証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の8割以内において債権管理者が決定する価額
- (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額(その手形の満期の日が当該担保を付することとなっている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割引いた金額)
- (4) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる担保 時価の7割以内において債権管理者が決定する価額
- (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額

2 前項に規定する担保以外の担保の価値は、法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 前項第3号に規定する手形以外の手形及び小切手 手形又は小切手の金額及び当該債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
- (2) 保険に付されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の6割以内において債権管理者が決定する価額
- (3) 動産(無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。) 時価の5割以内において債権管理者が決定する価額
- (4) 前項第5号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証人の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
- (5) 指名債権 指名債権の金額及び第三債務者の資産状況を勘案して債権管理者が決定する金額

【高知県財産規則第132条】

(担保物等の保存)

債権管理者は、その所業に属する債権について、県が債権者として占有すべき担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。)及び債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件(以下「担保物等」という。)を、善良な管理者の注意をもって整理し、かつ、保存しなければならない。

【高知県財産規則第133条】

(担保物等の管理簿)

債権管理者は、担保物等を徴したときは、別記第23号様式による担保物等管理簿に所要の事項を記載して整理しなければならない。

■ 4 滞納期間等に応じた適切な対応

4 滞納期間等に応じた適切な対応

個々の債権の滞納期間や債務者の資力等に応じて、適切な対応をしていく必要があることから、次の表の区分により回収等に取り組むこととする。

なお、債権回収は、滞納発生後の対応が早ければ早いほど効果があるとされており、できるだけ早期に債務者等との交渉や財産調査を行い、滞納原因、支払能力、納付意思等を明らかにしたうえで、適切な対応を行う必要がある。

滞納期間	債務者の状況	主 な 対 応
滞納3箇月以内		督促状送付、 債務者の状態把握（電話、訪問）
滞納3箇月超 1年以内	支払能力あり （無資力又はこれに近い状態以外）	催告（文書、電話、訪問）、 連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 （無資力又はこれに近い状態）	連帯保証人への請求、履行延期、 徴収停止
滞納1年超	支払能力あり （無資力又はこれに近い状態以外）	催告の継続、時効中断措置、 連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 （無資力又はこれに近い状態）	連帯保証人への請求等、履行延期、 徴収停止、消滅時効、債権放棄
回収困難	破産、行方不明、死亡等	連帯保証人への請求、徴収停止、 消滅時効、債権放棄

■ 5 調定と納入通知

5 調定と納入通知

（1）調定

法令又は契約等に基づいて債権が発生し、徴収すべき歳入の金額が確定されたときは、調査決定（調定）を行わなければならない（地方自治法第231条、高知県会計規則第22条第1項）。

調定とは、徴収すべき歳入の内容を調査、決定する内部意思決定の行為であり、歳入が法令又は契約に違反していないか、納入すべき金額等について調査を行う。

債務者に弁済を促す意味からも、調定行為を遅延して、納入者への納入通知書発行から納付期限までが、著しく短期間となり、債務者が弁済をする妨げにならないよう注意しなければならない。

① 分割して納付させる場合

債務者に分割して納付させる場合は、納付期限ごとに、当該納付期限に係る金額について調定を行う必要があるなど、通常と異なる事務手続きへの注意が必要である。ただし、数回分を同時に納入者に通知する必要があるものについては、この限りでない。

関係法令等

【地方自治法】

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

【地方自治法施行令】

（歳入の調定及び納入の通知）

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

【高知県会計規則】

（歳入の調定）

第22条 歳入徴収者が政令第154条第1項の規定による歳入の調定（以下「調定」という。）をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならない。

4 歳入徴収者は、法令の規定により分割して納付させるとき又は分割して納付させる契約に基づく歳入については、当該法令又は契約に基づき納期の到来することに当該納期に係る金額について調定をすることができる。

（2）納入通知

債務者から弁済等により債権を徴収しようとする際には、調定を行い、債務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第231条）。

.....

■5 調定と納入通知

.....

本県会計規則では、調定を行ったときは、直ちに「納入通知書」を作成し、納入者に送付することにより納入の通知をしなければならないとされている(高知県会計規則第27条)。

調定が内部意思決定の行為であるのに対し、納入の通知は、歳入を調定した後、納入者に対し金銭の納付の履行を請求する行為であり、対外的な行為であるとされている。

関係法令等

【地方自治法施行令第154条】(歳入の調定及び納入の通知)

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書よりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる

【高知県会計規則第27条】(文書による納入の通知)

歳入徴収者は、第22条の規定による調定を行ったときは、直ちに別記第11号様式による納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 別記第11号様式又は別記第11号様式の2による納付書により納付させる場合
- (2) 第22条第2項、第3項、第5項又は第7項の規定により調定をした場合
- (3) 第29条の規定に基づき口頭又は掲示による納入の通知をする場合
- (4) 法令の規定に基づき公告による納入の通知をする場合
- (5) 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第2条の規定による証紙による収入

.....

■6 督促(私債権・非強制徴収公債権)

.....

これより以降【6督促】から【19遅延損害金・延滞金】までの項目において、私債権・非強制徴収公債権の滞納整理について述べるものとする。

6 督促

(1) 督促

督促とは、納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。原則として、強制執行等の法的措置を行う前提条件となる。

督促は、原則として書面によることが必要であり、督促状を発行しなければならない。督促状は、原則として納期限経過後30日以内に発行し、その督促状の発付の日から起算して20日以内に納期限を指定する。

ただし、これ以降に発行された督促状も有効であるため、未発行が判明した時点で、直ちに督促状を発行する。

債務者が死亡している場合は、相続人に督促状を発行する(相続放棄している場合を除く。)

関係法令等

【地方自治法第240条第2項(私債権)】

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条(私債権)】

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【高知県財産規則第124条】

債権管理者は、その所掌に属する債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。)について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を発付しなければならない。

- 2 前項に規定する督促状により難い場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。
- 3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない。

【地方自治法第231条の3第1項(非強制徴収公債権)】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2) 督促状の様式

督促状の様式は、高知県財産規則第124条で規定されているが、私債権と非強制徴収公債権とでは、督促状の取扱いにおいて次のような相違点がある。

■6督促(私債権・非強制徴収公債権)

- ① 納期限後に加算する金額の名称の違い・・・私債権は遅延損害金等、非強制徴収公債権は延滞金。詳細は【19遅延損害金・延滞金】を参照。）
- ② 割合の違い・・・私債権は各債権により異なり、非強制徴収公債権は高知県税外収入金の延滞金徴収条例で規定されている。詳細は【19遅延損害金・延滞金】を参照。
- ③ 教示文の有無・・・私債権はなし。非強制徴収公債権はあり。

督促状の記載要領等については、「債権の管理に関する事務処理要領について（通達）」（昭和42年11月30日42考第86号企画管理部長名）第5、6条によること。

【債権の管理に関する事務処理要領について（通達）第5条】

(1) 督促状は、次表に定める歳入の種類によって、規則の各様式を使用して作成すること。

公法・私法の別	歳入の種類	規則様式	本様式集
私法	私法上の歳入	第21号様式その1	様式 1
公法	加入金	第21号様式その2	様式14
	分担金、過料、法律で定める使用料その他普通地方公共団体の歳入につき、地方税の滞納処分の例により処分する場合	第21号様式その3	様式15
	上記以外の公法上の歳入	第21号様式その4	様式 2

(2) 摘要欄には、延滞金の計算方法及び弁済の充当順位等を次により記入すること。

ア 延滞金の計算方法及び納付について

- 1) 地方自治法第231条の3第1項の規定による債権その他高知県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年条例第19号)の規定によって延滞金が徴収される債権については、次のように記載するものとする。

「未納金に対して年 14.6 パーセント(〇年〇月〇日(履行期限)の翌日から督促状に指定した期日までについては、年 7.3 パーセント(平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を記載すること。))の割合をもって計算した額に相当する延滞金を別紙納付書の延滞金等の欄に記入して納付すること。ただし、延滞金の全額が500円に満たない場合は納付を要せず、また100円未満の端数を生じた場合は切り捨てること。

なお、延滞金の計算の基礎となる未納金に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算すること」とすること。

- 2) 一般私法上の債権につき、延滞金等*について契約等で定めのあるものは、当該定めによって計算した延滞金額を別紙納付書の延滞金等の欄に記入して納付すべきことを記載する

■6督促(私債権・非強制徴収公債権)

ものとする。

イ 弁済充当の順位について

弁済充当の順位は、規則第141条に規定された債権その他法令に特別の定めのある債権以外の債権は原則として費用、延滞金、利息、元本の順位で充当する旨記載するものとする。

※ 延滞金等・・・一般的に、公債権では「延滞金」、私債権では「遅延利息」や「遅延損害金」等と表記されることから、別途、通達の記載の見直しをする予定。

(3) 督促状が返戻された場合

直ちに所在調査を行い、判明した転居先に改めて送付する。督促状で指定する納付又は納入期限を経過して返戻された場合は、督促状を再発行する。返戻された督促状及び封筒は、原本又は写しを保管する。

(4) 歳入金債権整理票等への記載

督促状を発行した場合は、発行年月日、納付又は納入期限、送付相手、返戻の有無等を歳入金債権整理票等に記載する。

(5) 督促状の起案文書及び発付簿の保管

督促状を発付する場合は、督促状(納付書)発付簿を作成する。督促状の起案文書及び督促状発付簿は、原則として事案完結後から5年の保存期間を設定する。

【債権の管理に関する事務処理要領について(通達)第6条】(督促状及び納付書の発付簿)

督促状及び納付書を発付するときは、その事跡を明らかにしておくため、別記第1号様式による督促状(納付書)発付簿を備えて処理するものとする。

7 催告

(1) 催告の方法

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時催告を行うことで納付を促す。催告は、主に文書、電話、現地訪問などを通して行う。

納付忘れの未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が困難になることが多く、早期の対応が債権回収での大切なポイントと言われている。納期限までに納付がなかった場合には、これらの催告をうまく組み合わせ早期対応で完納させるよう心がける。

また、電話や訪問により催告する際には、債務者の勤務先などの連絡先を確認するなどできるだけ情報を得るようにすること。

主債務者が納付に応じない場合や破産、行方不明の場合などは、連帯保証人に催告する。債務者が死亡している場合は、相続人に催告する(相続放棄している場合を除く。)

(2) 文書による催告

催告書には、債権名称、債務者の住所及び氏名、債権発生年月日、債権金額、遅延損害金額等、納付又は納入期限等を記載する(様式3)。

文面には、期日までに納付や連絡がなければ、強制執行等の法的措置を行う場合があると明記する。さらに、主債務者に対する催告書においては、未納の場合は連帯保証人に対して催告を行うと明記する。

債務者から反応がない場合は、原則として、文書による催告を繰り返すだけでなく、電話や訪問による催告に移行する。

(3) 電話による催告

個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。交渉と共に、未納原因等を聴取することも重要である。

本人不在の場合は、滞納があることには触れずに、本人から連絡して頂くよう受電者に伝言依頼する。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である(ただし、朝8時以前及び夜9時以降は催告を控える。)

(4) 自宅等への訪問催告

電話催告に効果が見られなかったり、電話番号が判明しない場合は、催告書を持参して、自宅等へ訪問催告する。債務者と対面することは、相手の生活状況や営業実態が把握できると共に、相手への大きな圧力となる。不在の場合も、文書を差し置くことで一定の効果を得られる。差し置きに対応するため、使用する封筒の表面に予め日時等の記入欄を設けておくことよ(様式4)。

訪問に当たっては、住民票、商業登記事項証明書及び住宅地図等により、債務者の所在と交通手段を事前に確認する。個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。可能な限り、複数の職員で交渉する。

本人不在の場合は、催告書を関係者に送達するか、差し置きする。督促状等重要な文書を差置送達する場合は、ポストの表札等を含めた写真をとっておく。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である(ただし、朝8時以前及び夜9時以降は催告を控える。)

訪問時は、住居や事務所の状況(所有か賃貸か、広さ等)、自動車保有の有無(ナンバーを控える、車種等)、営業状況(客数等)を併せて確認する。

なお、電話や訪問による債務者との交渉の中で、債務者が多重債務に苦しんでいるような事情が見られる場合は、消費生活センター等を紹介するなどの支援を行うようにされたい。

(5) 連帯保証人への催告

連帯保証人の場合は、催告の抗弁権(債務者にまず催告するよう請求できる権利)と検索の抗弁権(債務者の財産を先に執行するよう主張できる権利)がないため、滞納が発生した場合、主債務者と連帯保証人のどちらに対して請求してもよい。

早期に債権を回収するためには、まず主債務者と催告交渉を行い、「支払がない場合は連帯保証人に催告する」と伝えると効果的である。

関係法令等

【地方自治法施行令第171条の2第1号】

担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

【高知県財産規則第127条】

債権管理者は、政令第171条の2第1号の規定により保証人に対し、履行の請求をする場合には、次に掲げる事項を明らかにした書類とともに納付書を保証人に送付しなければならない。

- (1) 保証人及び債務者の住所及び氏名
- (2) 履行すべき金額
- (3) 当該履行の請求をすべき理由
- (4) 納付場所及び納付期限
- (5) 弁済充当の順序
- (6) 前各号に掲げるもののほか、履行の請求に必要な事項

(6) 歳入金債権整理票等への記載

催告を行った場合は、催告年月日、催告方法、催告相手、催告結果、内容を歳入金債権整理票等に記載する。

8 交渉

(1) 交渉のポイント

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難になるため、納期限経過後は早急に催告交渉する。(※滞納後3箇月以内の取組が大切と言われている。)

主債務者との交渉時は、支払が遅れれば遅延損害金等が増加すること、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人に催告すること等を話し、早期納付を伝える。

連帯保証人との交渉時は、主債務者の支払がないこと、支払が遅れれば遅延損害金等が増加すること、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人は催告の抗弁権も検索の抗弁権もないこと等を話し、早期納付を伝える。

(2) 交渉の手順

督促状の送付や各種催告の結果、債務者と交渉できた場合は、下記のとおり行う。

- ① 交渉に当たっては、住所、氏名を聴取し、債務者本人かを確認する。
- ② 債務の存在の有無、滞納額を確認する(確認した旨を記録に残す。)
- ③ 指定期限までに納付又は納入するよう交渉する。
- ④ 指定期限までの納付又は納入が困難な場合には、納付できない理由を必ず聞き、今後の納付計画をたてる。
- ⑤ 今後の連絡方法(携帯電話、勤務先など)を確認する。
- ⑥ 交渉経過を必ず歳入金債権整理票等に記録する。

9 分割納付、免除

(1) 分割納付

原則は一括納付である。しかし、債務者や連帯保証人の生活状況や資産を調査した結果、やむを得ないと認められる場合には、分割納付も認めている。この場合、債務者から高知県財産規則別記第25号様式による履行延期申請書を提出させて行うものとする。

(2) 分割納付の期間

分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納に至る納付計画を立てる。分割納付の期間は、長期の分納を認めると、延納利息の増大により、かえって債務者の負担が増えることや回収困難となる恐れが大きくなることから、1年以内が基本であり、2年目以降は再度協議することを約束する。再度協議する際は、債務者の生活状況を改めて聴取したうえで、できる限り分割納付額の増額を試みる。

ただし、1回当たりの返済額が少額であっても返済の努力を重視する必要もあるため、一定の場合には5年以内、やむを得ない場合にはより長期間での分納を認める。

なお、次の(5)延納利息及び【19 遅延損害金、延滞金】の内容についても説明をしておくこと。

関係法令等

【民事訴訟法第275条の2第1項】(抜粋)

金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第3項の期間の経過時から5年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、…

【地方自治法施行令第171条の6】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該

■9分割納付、免除(私債権・非強制徴収公債権)

第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

【高知県財産規則第 142 条～第 144 条】

(履行延期の特約等の手続)

第 142 条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第 171 条の 6 の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)を行う場合においては、債務者から別記第 25 号様式による履行延期申請書を提出させて行うものとする。

2 債権管理者は、前項の申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、政令第 171 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、直ちに履行延期の特約等をするものとする。

3 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、直ちに別記第 26 号様式による履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には、必要に応じ、債権管理者が指定する期限までに担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出がなかったときはその承認を取り消すことがある旨付記するものとする。履行延期を承認しない場合においては、債務者に対し承認できない理由を付してその旨通知しなければならない。

(履行延期の期間)

第 143 条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、法令又は契約に特別の定めがある場合を除き履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から 5 年(政令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 5 号に掲げる場合に該当する場合には、10 年)以内においてその延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等することを妨げない。

2 債権管理者は、履行延期の特約等による履行期限が到来する債権については、当該期限前に相当の期間においてその旨を債務者に通知しなければならない。

(履行延期の特約等に付する条件)

第 144 条 債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。ただし、法令若しくは契約に特別の定めがある場合又は条件を付することが適当でないと思われる場合においては、この限りでない。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めると。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

ウ 第 129 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき。

エ 債務者が第 1 号の条件その他の当該履行延期の特約に付された条件に従わないとき。

オ 債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

■9分割納付、免除(私債権・非強制徴収公債権)

(3) 証拠資料の提出

分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力又は資産の状況が分かる資料を提出してもらう。この資料は、分割納付の履行に対する圧力となる。必要な資料は、源泉徴収票、給与明細書、税申告書、決算資料、課税証明書、借入金資料、調査同意書等である。

(4) 債務承認及び分納誓約書

分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書(様式 5)を徴することとし、併せて、高知県財産規則別記第 26 号様式による履行延期承認通知書を作成して債務者に送付する。

債務承認及び分納誓約書の文面には、分割納付が 2 回以上不履行になった場合は、期限の利益を喪失し、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる文面とし、債務者に承認させる。

なお、債務承認書を徴取することで、消滅時効の中断事由である民法第 147 条の承認となり、消滅時効の中断を図る効果もある。

関係法令等

【民法第 147 条】(時効の中断事由)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(5) 延納利息

履行延期の特約等をする場合においては、高知県財産規則第 150 条第 1 項の各号に該当する場合を除き、当該債権について年 5.0 パーセントの延納利息を徴しなければならない。

関係法令等

【高知県財産規則第 150 条】(履行延期の特約等に係る延納利息)

債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる場合を除き、当該債権について延納利息を徴しなければならない。

- (1) 履行延期の特約等をする債権が政令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当する場合
- (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合
- (3) 履行延期等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権である場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権が 1,000 円未満である場合
- (5) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が 100 円未満である場合

■9分割納付、免除(私債権・非強制徴収公債権)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、延納利息を付することが適当でないとき知事が認めた場合
2 前項の規定による延納利息の率は、年 5.0 パーセントとする。ただし、特別の事情があるときは、知事の承認を得てこれと異なる率を定めることができる。

(6) 履行監視、履行延期の取消し

分割納付の履行管理は定期的に行い、納付が滞った場合は、直ちに催告等を行う。
また、履行延期を認めた理由が欠けた場合等には、直ちに当該特約等の取消しを行い、その旨を債務者に通知しなければならない(高知県財産規則第 149 条)。

関係法令等

【高知県財産規則第 149 条】(履行延期の特約等の取消しの措置)

債権管理者は、履行延期の特約等を行った後において、その理由が欠けたとき又は前条の規定による履行延期の特約等をした場合において、債務者の責めに帰すべき事由によりその指定期限までに担保物等の提供がなされなかった場合においては、直ちに当該特約等の取消しを行い、その旨を債務者に通知しなければならない。

(7) 免除

地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号に基づき、履行期限を延長する特約又は処分を行った債権については、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項及び第 3 項)。

この場合、債務者(破産管理人等債務者に代わって債務者の権利義務を行使する者を含む。第 154 条において同じ。)から高知県財産規則別記第 27 号様式による債権免除申請書を提出させて行うものとする。ただし、債権免除申請書を提出させることのできないやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない(高知県財産規則第 152 条)。

関係法令等

【地方自治法施行令第 171 条の 7】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。…

- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

【高知県財産規則第 152 条】(免除)

■9分割納付、免除(私債権・非強制徴収公債権)

債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第 171 条の 7 の規定に基づき債権の免除をしようとする場合においては、債務者(破産管理人等債務者に代わって債務者の権利義務を行使する者を含む。第 154 条において同じ。)から別記第 27 号様式による債権免除申請書を提出させて行うものとする。ただし、債権免除申請書を提出させることのできないやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

10 所在調査

(1) 所在調査

債務者への送付文書が返戻された場合、連絡先の電話番号が使用されなくなった場合や変更された場合、現地調査で居住が確認できなかった場合など、債務者の所在が不明となったときは、市町村に住民票の交付を申請するなどの所在調査を行い、債務者の所在を確認する。

(2) 調査の方法

住民票等の申請書に記載するポイントは、以下のとおりである。

- ① 請求事由は「県債権回収事務」、参考法令は「地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条（私債権）、地方自治法第231条の3第1項（非強制徴収公債権）」を記載する。
- ② 申請先（市町村等）から、担当職員の身分証明書の写しを請求された場合は、写しを送付する。
- ③ 申請先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行政目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼する。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第1項】(非強制徴収公債権)

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【地方自治法第240条第2項】(私債権)

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条】(私債権)

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(3) 調査手数料

調査にかかる手数料については、原則として無料であるが、市町村によっては私債権等の一部について有料とする場合がある。有料の場合は、役務費等で支出する。

関係法令等

【各市町村における事務手数料条例等】

【登記手数料令第19条】(抜粋) *商業・不動産登記事項証明書に適用

国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料(一部を除く。)を納めることを要しない。

(4) 個人の債務者

個人の債務者は、最後に居住が確認された市町村に、住民票の交付を申請する(様式6)か、又は、住民基本台帳ネットワークを用いて、住民票を確認する。必要な場合は、戸籍謄本又は抄本及び戸籍の附票も申請する。

それでも所在が判明しない場合は、最後の居住地を現地訪問することで、情報が得られる場合もある。文書が返戻とならない場合でも、住民票等により転居又は姓が変更したことが明らかになった場合は、新たに催告書を送付する。

なお、債務者が死亡した場合は、相続人がその債務を継承することになる(民法第920条)ため、戸籍を調査し、法定相続人を確認する。法定相続人を特定後、その相続人に法定相続分の割合に応じて催告を行う。

(5) 外国人の債務者

外国人の債務者は、最後に居住が確認された市町村に、外国人登録事項証明書の交付を申請する(様式7)。

(6) 法人の債務者

法人の債務者は、法務局に商業登記事項証明書の交付を申請する(様式8)。登記事項証明書からは、業務内容、役員の氏名及び住所、解散の有無等を確認できる。また、法人所在地に所在が確認できない場合は、代表取締役の住民票を確認する。

(7) 現地調査

住民票調査等で所在が判明しない場合は、居住地を現地調査することで、情報が得られる場合がある。また、債務者の主張の信憑性を計る上で財産調査と併せて行うこと、さらに文書や電話による催告に進展が見られない場合等に行うことも有効である。訪問催告の際は、納付交渉と併せて周辺の環境を観察しておくことよい。

現地調査する際に見ておいた方がよい点は、以下のとおりである。

- ① 住居の状態
持ち家が賃貸、広いか狭い、新しいか古いかなどで債務者の資力がある程度判断できる。法務局にて不動産登記事項証明書の交付を受けることで、所有者を確認することができる。
- ② 電気、ガスメーター
メーターの回転状況で債務者の居住を確認することができる。

■10所在調査(私債権・非強制徴収公債権)

- ③ ポストの中の滞留郵便物
不在となっている期間や転居しているかどうかなどがわかる。ただし、覗き込むと、私権の侵害になるので注意すること(※搜索なら可能)。
- ④ 自動車
自動車のナンバーを控え、運輸支局自動車検査登録事務所にて現在登録証明書の交付を受け
ることで、自動車の保有者を確認することができる。
※平成19年の法改正で、悪用を防ぐため、ナンバーに加え、車体番号を示さなければ交付
が受けられなくなっている。
- ⑤ 営業状況
店構えや客の出入りなどをみることで営業状況が判断できる。
- ⑥ マンション名、部屋番号、氏名表示の有無
後日、再び訪問する際に速やかに目的地に到着できる。ポストに氏名表示がない場合にマン
ションの管理人から居住確認したときは、必ず記録しておく。

(8) 歳入金債権整理票等への記載

所在調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を歳入金債権整理票等に記載する。

■11財産調査(私債権・非強制徴収公債権)

11 財産調査

(1) 財産調査

督促状の送付及び催告を行っても支払がなく、かつ、努力を講じても債務者の財産状況が不明
である場合は、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産把握のため、債務者の財産の有無
及び財産の換価価値等について調査を行う。

また、財産調査は、債務者の言いなりになることなく、催告交渉を優位に進めるためにも重要
である。財産状況などの実情につき、滞納者本人から申立書を徴することが有効である。調査の
同意をとるに求める場合は、簡素化のため、調査同意書と実情申立書を併せて1枚とした様式に
より行うことが適当である(様式9)。

(2) 根拠法令

調査をするための根拠法令はないため、任意調査として行う。

調査依頼書には、調査目的として「県債権回収事務」と記載する。

調査先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行
政目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼する。

参考法令として、地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条の2において、債権回
収のために強制執行等の手続をとらなければならないと規定があること(そのために財産把握の
必要性があること)、また、地方自治法第242条の2第1項第3号において、手続を怠った場
合に職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる規定があることを併せて説明する。

関係法令等

【地方自治法第240条第2項】

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取
立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条の2】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、督促をした後相当の期間を経
過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める
場合は除く。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

【地方自治法第242条の2第1項第3号】(抜粋)

普通地方公共団体の住民は、裁判所に対し、違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をす
ることができる。

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

【高知県財産規則第126条】

■11 財産調査(私債権・非強制徴収公債権)

債権管理者は、その所掌に属する強制徴収債権以外の債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。以下同じ。)について、第124条の規定による督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、当該指定期限後3月以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の処置をとらなければならない。

(3) 調査同意書

債務者が自ら財産がないことを主張しながら、資料の提出に非協力的な場合は、調査に同意する旨の文書の提出を求める。守秘義務を課せられた調査依頼先に、本人の同意があり、守秘義務違反のおそれがないことを示すため、財産調査の際には、原則的に、調査同意書の写し(原本と相違ない旨の証明のあるもの)を添付すること(様式9)。

なお、高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく答申(平成22年8月4日)を得ているので、債権者本人の同意がなくても任意の調査を実施することは可能です。

(4) 主な財産調査**① 金融機関に対する取引状況の照会(様式10)**

手数料は原則として無料だが、複写代実費相当として代金を請求されることがある。その際は、役務費等で支出する。

※参考 県税では、主な金融機関と契約を結び、一定額を負担している。

② 法務局に対する不動産登記事項証明書の申請(様式8)

法務局(出張所)に備え付けの地番表示付住宅地図(通称ブルーマップ)で該当不動産の地番を確認してから申請する。登記手数料令第19条により、手数料は無料である。

※参考 法務省で有料化が検討されていると報道されている。

③ 市町村に対する住民税及び固定資産税の照会(様式11)

本人の調査同意書を添付することが望ましい。

(5) 歳入金債権整理票等への記載

財産調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を歳入金債権整理票等に記載する。

■12 法的措置(私債権・非強制徴収公債権)

1 2 法的措置**(1) 法的措置の種類**

法的措置は、大きく3つに分けられる。

① 担保権の実行

貸付時において、不動産に抵当権を設定するなど物的担保を有している場合は、支払がないとき、原則として担保権の実行により担保物件を競売等しなければならない。

なお、担保不動産競売の申立てに当たっては、予納金が必要となる。予納金の金額は内容により異なるが、例えば、高知地裁では物件4筆(棟)までは60万円である。

このための予算措置が必要となる場合があり、あらかじめ次年度の担保権実行事案の数を予測し、予算見積時より前に、担保権実行手続きの依頼先と調整する必要がある。

② 債務名義のある債権についての強制執行

強制執行とは、支払がない債務者の財産を裁判所が差し押さえ、金銭に換えて強制的に回収することである。強制執行を申し立てるためには、必ず債務名義が必要である。債務名義がある債権で、支払がない場合は、原則として強制執行の手続をとらなければならない。

債務名義とは、債権の存在を明確にして、法律的に執行力を認めた文書のことである。具体的には、訴訟によって得られる「(仮執行宣言付)判決」、和解によって得られる「和解調書」、支払督促によって得られる「(仮執行宣言付支払督促)、貸付時に取り交しておく「強制執行認諾付公正証書(執行証書)」などがある。

③ 債務名義がない債権についての訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)

債務名義がない債権について、債務者から任意の履行が期待できない場合には、原則として訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)を行わなければならない。また、そうした手続によって得られた債務名義は、強制執行を申し立てるための前提条件となる。

関係法令等**【地方自治法施行令第171条の2】(抜粋)**

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

- 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

■12法的措置(私債権・非強制徴収公債権)

【高知県財産規則第126条】(強制徴収債権以外の債権の強制執行等)

債権管理者は、その所掌に属する強制徴収債権以外の債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。以下同じ。)について、第124条の規定による督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、当該指定期限後3月以内に政令第171条の2の規定による強制執行等の処置をとらなければならない。

【高知県財産規則第147条】(債務名義の取得)

債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため、必要な措置をとらなければならない。

- (1) 履行延期等をする債権に確実な担保が付されている場合
 - (2) 第145条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合
 - (3) 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
 - (4) 債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認められる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事がその必要がないと認める場合
- 2 前項の場合において、債権管理者は、債務名義を取得するためになすべき必要な行為及びその期限を指定し、債務者に通知しなければならない。

(2) 対象者

督促後、催告交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、支払能力があると予想される者は、原則として法的措置の対象者とする。

また、債務承認及び分納誓約書を提出しているながら、分納が2回以上不履行となった者も対象となる。

(3) 対象外の者

個人である債務者が破産している場合で、免責を受けている債務については、法的措置の申立てはできない。破産及び免責については、官報情報検索サービス等を利用して、確認する。

(4) 適当でない場合

時効が完成している債権及び債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権は、法的措置を行うことは適当でない。

(5) 最終催告書

法的措置候補事案に対して、法的措置を予告する最終催告書を送付する(様式12)。

■12法的措置(私債権・非強制徴収公債権)

(6) 事前相談

最終催告書に対して、誠意が見られず、支払がなかった場合、原則として、総務部法務課(以下「法務課」という。)と法的措置の対応について事前相談を行う。

■13支払督促・通常訴訟(私債権・非強制徴収公債権)

13 支払督促・通常訴訟

(1) 支払督促・通常訴訟

債務名義がない債権についての訴訟手続は、原則として、支払督促の申立て又は通常訴訟の提起を行う。

① 支払督促(民事訴訟法第382条～第396条)

支払督促は、裁判所書記官による形式的な審査だけで、債権者の申立てにより一方的に発付される。申立費用は通常訴訟の半額であり、債務者に支払督促が送達されてから2週間以内に異議を申し出なければ、仮執行宣言付支払督促を申し立てることができ、その送達後は強制執行ができる。

申し立てする裁判所は、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所である。

なお、支払督促の申立は議会の議決を要しないが、支払督促の申立に対して債務者から督促異議の申立があり、民事訴訟法の規定により、訴えの提起があったものとみなされる場合においては、通常訴訟に移行するため、議会の議決が必要となる。なお、議会の議決を得るための時間的余裕がない場合は、専決処分を行い、次の議会に専決処分報告を行う必要がある。

② 通常訴訟

通常訴訟は、債務者が県外に住んでいる場合や債権の存在自体が争われることが予想される場合、さらに、複数の債務者がいる場合で住所地を管轄する簡易裁判所が複数に及び場合などに提起する。

提起する裁判所は、債権債務の契約履行地である高知県を所管する高知簡易裁判所(請求債権額が140万円以下)又は高知地方裁判所(請求債権額が140万円を超える場合)である。

(2) 支払督促正本・訴状副本の送達

支払督促・通常訴訟を裁判所に申し立てると、裁判所は債務者に対して支払督促正本・訴状副本を特別送達にて発付する。

不送達の場合は、休日送達又は勤務先送達となり、それでも不送達の場合は、債権所管部署職員が調査報告書を作成し、付郵便送達を行う。

特別送達とは、郵便法第49条に規定されている送達方法であり、原則として郵便職員が名宛人に直接郵便物を手渡し、郵便送達報告書を作成するものである。

付郵便送達とは、民事訴訟法第107条に規定されている書留郵便等に付する送達のことであり、郵便物を発送した時に送達されたときみなすものである。

■13支払督促・通常訴訟(私債権・非強制徴収公債権)

(3) 調査報告書

訴訟手続を進めるために必要となる調査報告書の作成に当たっては、まず住民票又は商業登記事項証明書等入手し、異動を確認する。さらに、債務者に居住又は所在地を電話等で聴取する。

異動が確認できなかった場合は、現地調査を行う。現地調査の際は、①不在時における第三者の証言、②具体的な証言を得よう心がける。本人や家族が不在の場合は、第三者の証言が必要であるが、マンションの管理人、管理会社、近隣住民(できれば2名以上)等から居住又は所在していることを聴取する。また、単に「住んでいる」、「見かけたことがある」という証言でなく、「毎朝〇時ごろ出勤している」、「毎夕〇時ごろ帰宅する」、「〇曜日は営業している様子」といった具体的な証言を得ようとする。

(4) 支払督促・通常訴訟の申立後における債務者との交渉

① 一括納付の申出があった場合

申立後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、納付日を約束する。領収証書のコピーを提出させて納付を確認した後、支払督促・通常訴訟を取り下げる。

② 支払督促に異議の申出があった場合

支払督促の正本が送達された後、債務者から裁判所に督促異議申立書が提出されることが多い。その場合は、自動的に通常訴訟に移行し、通常訴訟の訴状副本が債務者へ送達される。

督促異議申立書には、債務者の電話番号のほか、支払方法として分割を希望する旨などが記載されており、督促異議申立書の写しが、裁判所から債権者に送付されてくる。

③ 支払督促に異議の申出がなかった場合

支払督促の正本が送達された後、債務者から督促異議申立書の提出がなく、2週間が経過した場合は、仮執行宣言付支払督促を申し立て、債務名義を取得する。

④ 通常訴訟で答弁書が提出された場合

通常訴訟の訴状副本が送達された後、債務者から裁判所に答弁書が提出されることが多い。

答弁書には、債務者の電話番号のほか、支払方法として分割を希望する旨などが記載されており、答弁書の写しが、裁判所から債権者に送付されてくる。

⑤ 債務者との納付交渉

督促異議申立書・答弁書の提出があった場合は、裁判所の手続と平行して債務者と納付交渉を行う。

交渉では、判決となれば強制執行が可能となる債務名義が与えられることを強調し、できるだけ短期間で分納する内容の和解を促す。また、分納交渉の際は、必ず源泉徴収票や給与明細書、法人決算書等、財産状況が分かる資料を提出させる。

■13支払督促・通常訴訟(私債権・非強制徴収公債権)

提出された資料に基づき、県としての和解案を作成し、債務者と内容を合意しておく。なお、請求債権の遅延損害金等は、和解予定日（口頭弁論日）当日までの分を算出する。

⑥ 口頭弁論への出席

通常訴訟では、必ず口頭弁論が開かれ、原則として法務課及び債権所管課職員が出廷する。

債務者には、必ず出廷するよう促すが、どうしても債務者が出廷できない場合は、簡易裁判所においては、事前に債務者が裁判所に、「和解に代わる決定の上申書」を提出すれば、口頭弁論において和解に代わる決定（和解）が成立する。

⑦ 判決

口頭弁論前若しくは当日に債務者と和解の合意ができなかった場合や地方裁判所の口頭弁論に債務者が出廷しなかった場合は、判決となる。

債権者が仮執行宣言を付し、裁判所が認めた場合は、仮執行宣言付判決となる。

■14強制執行(私債権・非強制徴収公債権)

1 4 強制執行

(1) 強制執行

支払督促や通常訴訟を申立後に裁判所において和解が成立したにもかかわらず、その後の分納が不履行となった案件や和解とならずに判決となった案件、さらに、貸付時に執行証書を作成していたが度重なる催告に応じない案件などで、債務者に差し押さえることができる財産がある場合は、強制執行を申し立てることとなる。

(2) 申立てを行う裁判所

強制執行は、対象の財産が給与などの債権の場合は、債務者の居住又は所在地を管轄する地方裁判所に、不動産の場合は、該当不動産の所在地を管轄する地方裁判所に申し立てる。

(3) 主に申立てに必要なもの

① 債務名義

次のうち、いずれか一つが必要である。

- ア 確定判決（仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されてから2週間以内に異議の申立
がなかった場合も含む。）
- イ 仮執行宣言付判決
- ウ 仮執行宣言付支払督促
- エ 和解、調停調書（執行文の付与されたもの）
- オ 執行証書

② 執行文

執行文とは、債権者と債務者の間に債権が現存することを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。債務名義取得後に裁判所又は公証役場に申請して入手する。ただし、仮執行宣言付支払督促の債務名義については、原則として執行文は不要である。

③ 送達証明

送達証明とは、債務名義が債務者に確かに送達されたことを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。債務名義取得後に裁判所又は公証役場に申請して入手する。

④ 第三債務者の代表者事項証明書

給与を差し押さえるときは、勤務先の代表者事項証明書（第三債務者が国又は地方自治体の場合は不要）、預貯金を差し押さえるときは、金融機関の代表者事項証明書が必要である。

■14強制執行(私債権・非強制徴収公債権)

(4) 請求債権額

強制執行における請求債権額は、残元金、差押命令申立日までの遅延損害金等、訴訟費用、執行費用である。

(5) 給与の差押え

① 差押禁止額

債務者の勤務先が判明している場合は、勤務先を第三債務者として、給与を差し押さえる。ただし、全額を差し押さえることはできず、原則として給与の4分の3、又はその金額が月44万円を超えるときは33万円について、差押えが禁止されている。

関係法令等

【民事執行法第152条第1項第2号】

次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。
二 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

【民事執行法施行令第2条第1項】(抜粋)

政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 支払期が毎月と定められている場合 33万円

② 第三債務者に対する陳述催告の申立て

給与差押えの申立てに併せて、裁判所に第三債務者に対する陳述催告を申し立てる。
第三債務者は、債権者の陳述催告に対して、債務者を雇用しているか、差し押さえられた給与を支払うかについて、回答しなければならない。なお、第三債務者は、差し押さえられた給与を法務局に供託することが認められている。

③ 給与の取立て

差押命令書が債務者に送達された後、1週間が経過したら、当該債権を取り立てることができる。給与は一度差し押さえると、債務者が勤務している限り、債権額に充つるまで、毎月給与の一部について配当を受けられる。

給与が供託された場合は、裁判所から6箇月ごと又は債権額全額に至った後に交付される。供託されない場合は、給与の支払のたびに納付書で納付してもらおうか、取立てに行く。

請求債権額の取立てが完了した場合は、裁判所に取立完了届を提出する。

(6) 預貯金の差押え

① 預貯金の差押え

■14強制執行(私債権・非強制徴収公債権)

債務者と取引のある金融機関が判明している場合は、金融機関を第三債務者として、預貯金を差し押さえる。

② 第三債務者に対する陳述催告の申立て

預貯金差押えの申立てに併せて、裁判所に第三債務者に対する陳述催告を申し立てる。
第三債務者は、債権者の陳述催告に対して、預貯金の有無について回答しなければならない。

③ 預貯金の取立て

差押命令書が債務者に送達された後、1週間が経過したら、当該債権を取り立てることができる。

債権者は、第三債務者に連絡し、取立時期や方法について協議する。
請求債権額の取立てが完了した場合は、裁判所に取立完了届を提出する。

(7) 一括納付による取下げ

強制執行の申立後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、納付日を約束する。領収証書のコピーを提出させて納付を確認した後、強制執行を取り下げる。

■15徴収停止(私債権・非強制徴収公債権)

15 徴収停止

(1) 徴収停止

履行期限後、相当の期間を経過しても、なお完全に履行されないものについて、以下に該当する者には徴収停止の処理を行い、その後の保全及び取立てをしないこととする（地方自治法施行令第171条の5）。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

なお、徴収停止の処分をしようとする時は、実態調査等により高知県財産規則第138条で定める事項の確認を行わなければならない。

関係法令等

【地方自治法施行令第171条の5】

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

【高知県財産規則第138条】

債権管理者は、強制徴収債権以外の債権について、政令第171条の5の規定に基づき徴収停止の処分をしようとする場合においては、次に掲げる事項について、特に厳密かつ適正に調査し、確認をしなければならない。

- (1) 事業の休止状況
 - (2) 財産の評価
 - (3) 隠匿の有無
 - (4) 虚偽債務の負担の有無
 - (5) 優先債権の額
 - (6) 強制執行又は取立費用
 - (7) 住所又は居所
- 2 前項の処分は、別記第24号様式による徴収停止調書により処理し、歳入金債権管理簿(繰越歳入金債権管理簿を含む。以下この項において同じ。)及び歳入金債権整理票にその旨を表示し、歳入金債権管理簿の様式に基づいて作成した徴収停止債権簿に転記するものとする。

■15徴収停止(私債権・非強制徴収公債権)

※ 地方自治法 175 条の 5 第 1 項の運用について

- ① 本文の「履行期限後相当の期間」とは、高知県財産規則第126条の規定を踏まえ、督促状の指定納付期限後3月以内とする。
- ② 第1号、第2号の「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえ可能な財産がない場合のほか、差し押さえ可能な財産価額から優先債権(ある場合)を控除した残額と強制執行の費用を比較して、経済的合理性を判断することになる。なお、この場合、金額の多寡は問わない。(※松本英昭著 自治法逐条解説)
- ③ 第3号事由について
 - ・この場合は、資産内容の悪化度合いは問わない。
 - ・「取立てに要する費用」とは、県の負担すべき費用となる弁護士費用や訴訟費用等(印紙代、切手代)で、強制執行費用は含まない。(※松本英昭著 自治法逐条解説)

(2) 徴収停止後の措置

徴収停止は、単に地方自治体の内部の整理に過ぎず、債務者との関係に影響するものではないため、債務者に通知する必要はない。

時効には、影響を及ぼさない。

徴収停止後も、債務者による自主的な納付は、受領できる。

徴収停止後に、事情が変更し、債務者の資産状況が好転した場合は、徴収停止の措置を取り消さなければならない。

関係法令等

【高知県財産規則第139条】

債権管理者は、徴収の停止をした債権について、消滅時効が完成するまでは、機会あるごとに当該債務者について調査し、事業の再開、居所の判明等徴収停止の条件が欠けた場合においては、直ちに当該処分を取り消さなければならない。

(3) 歳入金債権整理票等への記載

徴収停止を行った場合は、停止年月日、内容を歳入金債権整理票等に記載する。

16 消滅時効

(1) 時効の中断

滞納整理における時効の中断は、主に督促、債務承認、一部納付、法的措置が対象となる。

関係法令等

【高知県財産規則第137条】(時効中断の措置)

債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれのあるときは、時効中断のため必要な措置をとらなければならない。

(2) 督促による中断

地方自治体で行う納入通知や督促は、無条件で時効が中断する。ただし、督促をした後、再び督促（催告）をしても時効を中断することはできない（判例）。

関係法令等

【地方自治法第236条第4項】

法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(3) 承認による中断

債務承認書の受領や一部納付は、債務の承認となり、時効が中断する。

単に分割納付の金額だけを約束した分割納付計画書の場合だけでは、時効を中断する承認の効果は発生しない。債務の承認により時効を中断させるためには、徴収金を承認する文言が入った「債務承認及び分割納付誓約書」(様式5)のような書面で債務を承認させることが必要である。口頭による承認は証拠力を欠くため、書面で債務者の署名及び押印をもらう。

支払を猶予して欲しい旨の申込みは、承認となる（判例）から、履行延期の特約等のための履行延期申請書の提出も時効を中断する。

関係法令等

【民法第147条第1項第3号】

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

三 承認

(4) 繰上償還請求による時効の中断

分割して納付する契約の債権等の場合、弁済期ごとに時効が進行する。期限の利益を喪失させた場合は、納期未到来分を含む残債務全額の繰上償還を請求する通知が債務者に送達した日の翌日から納期未到来分の時効が進行する。

(5) 破産手続に伴う時効の中断

破産手続の開始後、届け出た債権が債権表に記載されると、確定判決と同一の効力を有することになり、時効が10年となる（破産法第124条第3項、民法第174条の2）。

債権を届け出た時点で時効が中断し、手続終了時から時効が新たに進行を始める。また、破産手続が同時廃止となった場合は、時効の年数に変更はない。

なお、主債務者の債務が免責されても、連帯保証債務は消滅せず、上記の時効が適用される。

関係法令等

【破産法第124条第3項】(抜粋)

破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかったときは、確定する。

3 第1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

【民法第174条の2】

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

(6) 連帯保証債務と時効

連帯保証人の債務承認は、主債務に効力を及ぼさないため、連帯保証人の一部納付や債務承認による時効中断は、主債務者の時効に影響を与えない。

主債務者の債務が時効の援用等で消滅した場合は、連帯保証債務も附従性により消滅する。

■17 履行期限の繰上げ(私債権・非強制徴収公債権)

17 履行期限の繰上げ

(1) 履行期限の繰上げ

履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、債務者が破産手続開始決定を受けるなど一定の事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとること。

また、分割して納付する契約で、期限の利益喪失の取り決めをしていた場合等は、原則として2回支払が滞った時点で、納期未到来分も含めた未納分を一括納付することを求める告知書を送付する。

債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を申し立てる場合は、あらかじめ履行期限を繰上げ、納期未到来分も含めたすべての未納分を請求債権とする。そのため、債権の契約書等に、あらかじめ期限の利益の喪失について明記しておくことが必要である。

※関連⇒【9 分割納付、免除】

関係法令等

【地方自治法施行令第171条の3】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

【高知県財産規則第128条】(履行期限の繰上げ)

債権管理者は、債務者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、政令第171条の3の規定による履行期限の繰上げの処置をとらなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保をき損し、又はこれを減少したとき。
- (3) 担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 債務者である法人が解散したとき。
- (5) 相続について限定承認があったとき。
- (6) 契約による繰上げ理由が発生したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、繰上げの理由が生じたとき。

2 前項の通知は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記した書類とともに納付書を債務者に送付することにより行わなければならない。

(2) 法律により規定されている履行期限の繰上げ

法律により、履行期限の繰上げが規定されているものは、主に次のものがある。

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法第137条）。
- ② 債務者の相続について相続人から限定承認があったとき（民法第930条）。

■17 履行期限の繰上げ(私債権・非強制徴収公債権)

- ③ 債務者が関係する会社が解散したとき（会社法第501条第1項）。

関係法令等

【民法第137条第1号】

- 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。
- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

【民法第930条第1項】

限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

【会社法第501条第1項】(抜粋)

清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。

■18債権の申出(私債権・非強制徴収公債権)

18 債権の申出

(1) 債権の(届出)申出

債務者が第三者による強制執行又は破産手続開始決定を受けたこと等を知った場合において、法令により、県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとり、債権の確保に努めなければならない。

なお、会社が解散等の事由によって清算される場合は、官報に一定期間内に債権を申し出るべき旨の公告が掲載されるが、この期間内に申し出なければ清算から除斥され、手続きに参加できなくなるので注意が必要である。

関係法令等

【地方自治法施行令第171条の4】

普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【高知県財産規則第129条】(債権の申出等)

債権管理者は、常に債務者の資産状況等に注意し、次に掲げる事態が発生したことを知った場合においては、政令第171条の4第1項の規定による配当の要求その他債権の申出を行わなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者である法人が解散したこと。
- (6) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (7) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (8) 第4号から前号までに掲げるもののほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

2 債権管理者は、前項の事実を知ったときは、他の債権管理者に対し、その旨を通知しなければならない

(2) 法律により規定されている債権届出

法律により、債権届出が規定されているものは、主に次のものがある。

- ① 債務者の財産に強制執行の開始決定あるいは差押えがあった場合（民事執行法第51条第1項）
- ② 債務者の財産に担保権の実行としての競売等があった場合（民事執行法第50条第1項及び第188条）

■18債権の申出(私債権・非強制徴収公債権)

- ③ 債務者が破産手続開始決定を受けたとき（破産法第111条第1項）。
- ④ 債務者が民事再生手続開始決定を受けたとき（民事再生法第94条第1項）。
- ⑤ 債務者である法人が解散したとき（民法第79条第1項）。
- ⑥ 債務者の相続人が限定承認したとき（民法第927条第1項）。
- ⑦ 会社更生手続開始の決定があったとき（会社更生法第138条第1項）。

関係法令等

【民事執行法第51条第1項】(抜粋)

強制執行を実施することができる債務名義の正本を有する債権者等は、配当要求をすることができる。

【民事執行法第50条第1項】(抜粋)

配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

【民事執行法第188条】(抜粋)

前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、準用する。

【破産法第111条第1項】(抜粋)

破産手続に参加しようとする破産債権者は、債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各破産債権の額及び原因 …

【民事再生法第94条第1項】(抜粋)

再生手続に参加しようとする再生債権者は、債権届出期間内に、各債権について、その内容及び原因等を裁判所に届け出なければならない。

【民法第79条第1項】(抜粋)

清算人は、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。

【民法第927条第1項】(抜粋)

限定承認者は、すべての相続財産に属する債務の債権者等に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。

【会社更生法第138条第1項】(抜粋)

更生手続に参加しようとする更生債権者は、債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権の内容及び原因 …

(3) 弁護士からの債権額の照会

債務者から債務整理の依頼を受けた弁護士から、滞納額等について任意の照会があった場合は、高知県個人情報保護条例第10条により取り扱うこと（様式13）。

関係法令等

■18債権の申出(私債権・非強制徴収公債権)

【高知県個人情報保護条例第10条】(抜粋)

実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。

■19遅延損害金・延滞金(私債権・非強制徴収公債権)

19 遅延損害金・延滞金

(1) 遅延損害金の徴収

私債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に規定の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。

契約書や法令、規定等に遅延損害金(違約金、延滞利子等)の定めがない場合は、原則として、民法第404条及び第419条第1項による年利5%又は商法第514条による年利6%を遅延損害金として徴収する。

関係法令等

【民法第419条第1項】

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

【民法第404条】(法定利率)

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

【商法第514条】

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年6分とする。

(2) 延滞金の徴収

非強制徴収公債権は、法第231条の3第1項の規定により督促をした場合は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント(納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する(地方自治法第231条の3第2項、県税外収入金の延滞金徴収条例第2条)。

なお、督促状に指定する期限までの期間についての延滞金年7.3%の割合は、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする(県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項)。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第2項】

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

■19 遅延損害金・延滞金(私債権・非強制徴収公債権)

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条】

法第231条の3第1項の規定により、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入を督促した場合においては、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント(納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

- 2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその延滞金の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。分担金等について前条の規定による督促をした場合においては、当該分担金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項】

4 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

※ なお、毎年末に次の総務部長通知を施行しているので参照のこと。
「高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項に規定する延滞金の特例の割合について(通知)」

(3) 遅延損害金の減免

遅延損害金は、法令又は条例により、減額又は免除することができる。

(4) 延滞金の減免

延滞金は、災害その他特別の事情によりやむを得ず延滞したのものについては、延滞金を減免することができる(高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条)。

関係法令等

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条】(延滞金の減免)

知事は、災害その他特別の事情によりやむを得ず延滞したのものについては、延滞金を減免することができる。

(5) 遅延損害金の時効

遅延損害金の時効年数は、元金と同じ時効年数である。

■19 遅延損害金・延滞金(私債権・非強制徴収公債権)

関係法令等

【昭和8年11月15日大審院判決】

債務不履行による損害賠償債権(遅延賠償)は、本来の債権と同一性を有し、時効期間は本来の債権の性質によって定まる。

(6) 延滞金の時効

延滞金の消滅時効は、5年である(地方自治法第236条第1項)。

関係法令等

【地方自治法第236条第1項】(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これをを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

■20督促(強制徴収公債権)

これより以降【20督促】から【32延滞金】までの項目において、強制徴収公債権の滞納整理について述べるものとする。

20 督促

(1) 督促

督促とは、納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。原則として、差押え等の滞納処分を行う前提条件となる。

督促は、原則として書面によることが必要であり、督促状を発行しなければならない。債務者が死亡している場合は、相続人に督促状を発行する(相続放棄している場合を除く。)

(2) 督促状の発行

督促状の発行に際しては、次の点に留意する。

- ① 督促状は、納期限までに納付しない者に対して、納期限経過後30日以内に高知県財産規則に定める様式、又は告示で別に定める様式により発行する(高知県財産規則第124条第1項、第2項)。やむを得ない理由により30日以内に督促状を発行できなかった場合は、未発行が判明した時点で直ちに督促状を発行すべきである。
- ② 督促状の発行の日から20日以内の期間で納付すべき期間を指定する(高知県財産規則第124条第3項)。
- ③ 督促状は、債務者の氏名及び住所、債権名、債権発生日、債権額、納期限、納入場所等を記載した書面により行う(様式14、15：高知県財産規則別記第21号様式その2、3)。
- ④ 督促状には教示文を入れる。督促状の書面には、督促について不服申立てをすることができること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間を記載しなければならない(行政不服審査法第57条、地方自治法第231条の3第6項)。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第1項】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【高知県財産規則第124条】(督促)

- 債権管理者は、その所掌に属する債権(法第240条第4項に規定する債権を除く。)について、その全部又は一部を履行期限までに納付しない者があるときは、履行期限後30日以内に期限を指定して別記第21号様式による督促状を発行しなければならない。
- 2 前項に規定する督促状により難い場合は、別に知事が告示で定めるものを当該督促状に代えるものとする。
 - 3 前2項の督促状の指定期限は、発付の日から起算して20日以内においてこれを定めなければならない

■20督促(強制徴収公債権)

【地方税法第19条の4】(不服申立期間の特例)

滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由とする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

- 一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して30日を経過した日

(3) 督促状が返戻された場合

直ちに所在調査を行い、判明した転居先に改めて送付する。督促状で指定する納付又は納入期限を経過して返戻された場合は、督促状を再発行する。返戻された督促状及び封筒は、原本又は写しを保管する。

(4) 督促状の公示送達

所在調査等を行うも督促状を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、又は外国ですべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、督促状は送達に代えて公示送達で行うことができる(地方自治法第231条の3第4項、地方税法第20条の2第1項)。

公示送達に当たっては、いつでも督促状の送達を受けるべき者に交付する旨を掲示して行う。公示送達の効力は掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに督促状の送達があつたとみなされる(地方税法第20条の2第3項)。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第4項】(督促、滞納処分等)

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

【地方税法第20条の2】(公示送達)

- 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。
- 2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。
 - 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(5) 歳入金債権整理票等への記載

督促状を発行した場合は、発行年月日、納付又は納入期限、送付相手、返戻の有無等を歳入金債権整理票等に記載する。

■20督促(強制徴収公債権)

(6) 督促状の起案文書及び発付簿の保管

督促状を発付する場合は、督促状(納付書)発付簿を作成する。督促状の起案文書及び督促状発付簿は、原則として事案完結後から5年の保存期間を設定する。

■関係法令等

【債権の管理に関する事務処理要領について(通達)第6条】(督促状及び納付書の発付簿)

督促状及び納付書を発付するときは、その事跡を明らかにしておくため、別記第1号様式による督促状(納付書)発付簿を備えて処理するものとする。

■21催告(強制徴収公債権)

2 1 催告

(1) 催告の方法

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時催告を行うことで納付を促す。催告は、主に文書、電話、現地訪問などを通して行う。

納付忘れの未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が困難になることが多い。納期限までに納付がなかった場合には、これらの催告をうまく組み合わせて早期対応で完納させるよう心がける。

また、電話や訪問により催告する際には、債務者の勤務先などの連絡先を確認するなどできるだけ情報を得るようにすること。

債務者が死亡している場合は、相続人に催告する(相続放棄している場合を除く。)

(2) 文書による催告

催告書には、債務者の氏名及び住所、債権名、債権発生年月日、債権額、延滞金額、納付又は納入期限等を記載する(様式16)。

未納状況や滞納期間に応じ、催告書・最終催告書・差押予告通知書といった文面や使用する用紙の色を変更するとよい。また、発送時期などの工夫(ボーナス支給時期等)を加えると効果的である。

債務者から反応がない場合は、原則として、文書による催告を繰り返すのではなく、電話や訪問による催告に移行する。

(3) 電話による催告

個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。交渉と共に、未納原因等を聴取することも重要である。

本人不在の場合は、滞納があることには触れずに、本人から連絡して頂くよう受電者に伝言依頼する。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である(ただし、朝8時以前及び夜9時以降は催告を控える。)

(4) 自宅等への訪問催告

電話催告に効果が見られなかったり、電話番号が判明しない場合は、催告書を持参して、自宅等へ訪問催告する。債務者と対面することは、相手の生活状況や営業実態が把握できると共に、相手への大きな圧力となる。不在の場合も、文書を差し置くことで一定の効果が得られる。差し置きに対応するため、使用する封筒の表面に予め日時等の記入欄を設けておく(様式17)。

訪問に当たっては、住民票、商業登記事項証明書及び住所地図等により、債務者の所在と交通

■21催告(強制徴収公債権)

手段を事前に確認する。個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。可能な限り、複数の職員で交渉する。

本人不在の場合は、催告書を関係者に送達するか、差置きする。督促状など重要な文書を差置送達する場合は、ポストの表札等を含めた写真をとっておく。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である（ただし、朝8時以前及び夜9時以降は催告を控える。）。

訪問時は、住居や事務所の状況（所有か賃貸か、広さ等）、自動車保有の有無（ナンバーを控える、車種等）、営業状況（客数等）を併せて確認する。

なお、電話や訪問による債務者との交渉の中で、債務者が多重債務に苦しんでいるような事情が見られる場合は、消費生活センター等を紹介するなどの支援を行うようにされたい。

（5）歳入金債権整理票等への記載

催告を行った場合は、催告年月日、催告方法、催告相手、催告結果、内容を歳入金債権整理票等に記載する。

■21催告(強制徴収公債権)

2 2 交渉**（1）交渉のポイント**

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難になるため、納期限経過後は早急に催告交渉する。

債務者との交渉時は、支払が遅れば延滞金が増加すること、差押えへ着手する可能性があること等を話し、早期納付を伝える。

（2）交渉の手順

督促状の送付や各種催告の結果、債務者と交渉できた場合は、下記のとおり行う。

- ① 交渉に当たっては、住所、氏名を聴取し、債務者本人かを確認する。
- ② 債務の存在の有無、滞納額を確認する（確認した旨を記録に残す。）。
- ③ 指定期限までに納付又は納入するよう交渉する。
- ④ 指定期限までの納付又は納入が困難な場合には、納付できない理由を必ず聞き、今後の納付計画をたてる。
- ⑤ 今後の連絡方法を確認する。
- ⑥ 交渉経過を必ず記録する。

■23分割納付(強制徴収公債権)

23 分割納付

(1) 分割納付

原則は一括納付である。しかし、一括納付できない債務者に対しては分割納付を認める場合がある。

(2) 分割納付の期間

分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納に至る納付計画を立てる。分割納付の期間は1年以内が基本であり、2年目以降は再度協議することを約束する。

再度協議する際は、債務者の生活状況を改めて聴取した上で、できる限り分割納付額の増額を試みる。

延滞金は、分納期間中も発生することを説明する。

関係法令等

【地方税法第15条】(徴収猶予の要件等)

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかつたとき。
 - 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。
 - 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 - 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 - 五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。
- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日)から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。
- 4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないときも、また同様とする。

■23分割納付(強制徴収公債権)

(3) 証拠資料の提出

分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力又は資産の状況が分かる資料を提出してもらう。この資料は、分割納付の履行に対する圧力となる。必要な資料は、源泉徴収票、給与明細書、税申告書、決算資料、課税証明書、借入金資料等である。

(4) 納付能力調査

資力又は資産の状況が分かる資料を提出しない場合などは、納付能力を調査しておくことよい(詳細は【25財産調査】を参照)。納付能力調査をしておくことで、分割納付の不履行の際や、増額交渉の際に優位に交渉を進めることができる。

(5) 債務承認及び分納誓約書

分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する(様式18)。

債務承認及び分納誓約書の文面には、分割納付が2回以上不履行になった場合は、差押えを受けても異議はないことを約束させる文面とし、債務者に承認させる。

なお、債務承認書を徴取することで、消滅時効の中断事由である民法第147条の承認となり、消滅時効の中断を図る効果もある。

関係法令等

【民法第147条】(時効の中断事由)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(6) 履行監視

分割納付の履行管理を行い、納付が滞った場合は、直ちに催告等を行う。

分割納付が履行されている場合でも、不履行や倒産を想定し、財産調査も並行して行うことが望ましい。

■24所在調査(強制徴収公債権)

24 所在調査

(1) 所在調査

下記の例のように、滞納者の所在が不明となったときは、地方税法第20条の11により、所在調査を行い、滞納者の所在を確認する。

- 1 滞納者への送付文書が返戻された場合
- 2 連絡先の電話番号が使用中止もしくは変更された場合
- 3 現地調査で居住が確認できなかった場合

など

ところで、強制徴収公債権は、地方自治法第231条の3第3項において、「地方税の滞納処分
の例により処分することができる」と規定されているが、地方税法第331条第6項等に、「地方
税の滞納処分は、地方税法に規定するもののほか、国税徴収法に規定する滞納処分の例によ
る。」と規定されているため、強制徴収公債権の滞納処分は、地方税法に規定するもののほか、
国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

また、国税徴収法第2条第9号において、納税者で納付すべき国税を納期限までに納付しない
ものを「滞納者」と規定しているため、本章以下、納期限までに強制徴収公債権を納付しないも
のを「滞納者」という。

なお、滞納者に対しては、「知事又はその委任を受けた職員」が滞納処分を行わなければなら
ない（高知県財産規則第125条第1項）と規定されており、滞納処分の職員への委任は、税外
収入金滞納処分証（同規則第22号様式）の交付をもって行うことになっている（高知県財産規
則第125条第2項）。この滞納処分を行う職員は、地方税法第1条第1項第3号に規定されて
いる「徴税吏員」又は国税徴収法第2条第11号に規定されている「徴収職員（国税の徴収に関
する事務に従事する職員）」と同様である。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第3項】(督促、滞納処分等)(抜粋)

督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前
項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

【地方税法第20条の11】(官公署等への協力要請)

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は
政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の開覧又は提供その他の協力を求めることができ
る。

【国税徴収法第146条の2】

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参
考となるべき帳簿書類その他の物件の開覧又は提供その他の協力を求めることができる。

【地方税法第331条第6項】

■24所在調査(強制徴収公債権)

前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞
納処分の例による。

【高知県財産規則第125条】(強制徴収債権の強制徴収等)

知事又はその委任を受けた職員は、法第231条の3第3項に規定された債権及び他の法令の規定に基づき国税又
は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされた債権(以下「強制徴収債権」という。)について、前条
の規定又はその他の法令の規定により発付した督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があると
きは、滞納処分を行わなければならない。

- 2 滞納処分の委任は、別記第22号様式による税外収入金滞納処分証の交付をもって行う。

(2) 調査の方法

申請書に記載するポイントは、以下のとおりである。

- ① 請求事由は「県債権回収事務」、根拠法令は「地方自治法第231条の3第3項の規定によ
り準用する地方税法第20条の11」を記載する。
- ② 申請先（市町村等）から、担当職員の身分証明書の写しを請求された場合は、写しを送付
する。

(3) 個人の滞納者

個人の滞納者は、最後に居住が確認された市町村に、住民票の交付を申請する（様式19）か、
又は、住民基本台帳ネットワークを用いて、住民票を確認する。必要な場合は、戸籍謄本又は抄
本及び戸籍の附票も申請する。

それでも所在が判明しない場合は、最後の居住地を現地訪問することで、情報が得られる場合
もある。文書が返戻とならない場合でも、住民票等により転居又は姓が変更したことが明らかにな
った場合は、新たに催告書を送付する。

なお、債務者が死亡した場合は、相続人がその債務を継承することになる（民法第920条）
ため、戸籍を調査し、法定相続人を確認する。法定相続人を特定後、その相続人に法定相続分の
割合に応じて催告を行う。

関係法令等

【民法第920条】(単純承認の効力)

相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

(4) 外国人の滞納者

外国人の滞納者は、最後に居住が確認された市町村に、外国人登録事項証明書の交付を申請す
る（様式20）。

■24所在調査(強制徴収公債権)

(5) 法人の滞納者

法人の滞納者は、法務局に商業登記事項証明書の交付を申請する(様式21)。登記事項証明書からは、業務内容、役員の氏名及び住所、解散の有無等を確認できる。また、法人所在地に所在が確認できない場合は、代表取締役の住民票を確認する。

(6) 現地調査

住民票調査等で所在が判明しない場合は、居住又は所在地を現地調査することで、情報が得られる場合がある。また、滞納者の主張の信憑性を計る上で財産調査と併せて行うこと、さらに催告交渉に進展が見られない場合等に行うことも有効である。訪問催告の際は、納付交渉と併せて周辺の環境を観察しておくことよい。

現地調査する際に見ておいた方がよい点は、以下のとおりである。

- ① 住居の状態
持ち家か賃貸、広いか狭い、新しいか古いかで滞納者の資力が判断できる。法務局にて不動産登記事項証明書の交付を受けることで、所有者を確認することができる。
- ② 電気、ガスメーター
メーターの回転状況で滞納者の居住を確認することができる。
- ③ ポストの中の滞留郵便物
不在にしている時間が多いことがわかる。ただし、覗き込むと、私権の侵害になるので注意すること(※捜索なら可能)。
- ④ 自動車
自動車のナンバーを控え、運輸支局自動車検査登録事務所にて現在登録証明書の交付を受けることで、自動車の保有者を確認することができる。
※平成19年の法改正で、悪用を防ぐため、ナンバーに加え、車体番号を示さなければ交付が受けられなくなっている。
- ⑤ 営業状況
店構えや客の出入りなどをみることで営業状況が判断できる。
- ⑥ マンション名、部屋番号、氏名表示の有無
後日、再び訪問する際に速やかに目的地に到着できる。ポストに氏名表示がない場合にマンションの管理人から居住確認したときは、必ず記録しておく。

(7) 歳入金債権整理票等への記載

所在調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を歳入金債権整理票等に記載する。

■25財産調査(強制徴収公債権)

25 財産調査

(1) 財産調査

財産調査とは、滞納処分の執行のために、滞納者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査することをいう。

滞納者の納付能力を調査するために、近隣への聞き込み(任意調査)や、勤務先や取引先などの滞納者の関係先に対して、調査を行うことができる(国税徴収法第141条)。また、市町村や税務署といった徴税機関に対して、資料の閲覧又は提供を求めることができる(地方税法第20条の11)。さらに、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見する捜索も財産調査の一種である(国税徴収法第142条)。

財産調査は、納付交渉を優位に進める点においても重要である。滞納者の言動や、家屋の外観・身なり等に惑わされず、実際の生活状況・財産の保有状況の正確な把握に努め、差押え又は滞納処分の執行停止という滞納整理方針を決定していく。そうした意味でも滞納整理において、財産調査は不可欠である。

また、財産状況などの実情について回答を求めることが適当である(様式30)。

関係法令等

【地方税法第20条の11】(官公署等への協力要請)

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

【国税徴収法第141条】(質問及び検査)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

【国税徴収法第142条】(捜索の権限及び方法)

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

- 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
- 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

■25財産調査(強制徴収公債権)

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

【国税徴収法第146条の2】(官公署等への協力要請)

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(2) 質問・検査

滞納処分のために、滞納者の財産の有無、所在、種類、価額、利用状況、第三者の権利の有無等を調査する必要があるときに、滞納者などに対して質問又は検査を行うことができる(国税徴収法第141条)。

質問の相手方は、滞納者、滞納者の財産を占有する第三者、滞納者に対し債権又は債務があると認めるに足りる相当の理由がある者等である。

質問は、口頭又は書面で行う(様式30)。

関係法令等

【国税徴収法第141条】(質問及び検査)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(3) 官公庁等調査

官公庁は、行政上の必要又は権利状況を明らかにするために帳簿、書類を備えている。特に市町村や税務署は課税資料を備えているので、これらの資料の閲覧又は提供を求めるとよい(地方税法第20条の11)。課税資料から滞納者の収入や財産の保有を確認することができる。例えば、市町村の課税資料からは滞納者の所得及び収入、滞納者の所有する物件が判明する。

ただし、この調査は法令の規定による調査であるが、強制力がない規定であるため、税務情報に係る守秘義務を理由に回答されない場合がある。

関係法令等

【地方税法第20条の11】(官公署等への協力要請)

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

■25財産調査(強制徴収公債権)

(4) 主な財産調査先

照会先	根拠条文	内 容
市町村 (様式22)	国税徴収法第146条の2	滞納者の住民税課税資料等で電話番号、勤務先、所有不動産等を把握することができる。
法務局 (様式21)	不動産登記法第121条	管轄する登記所で、不動産登記簿閲覧又は登記事項証明書により、所有不動産を捕捉する。
運輸支局自動車 検査登録事務所	道路運送車両法第22条	登録事項等証明書にて、所有者の住所、氏名、抵当権の有無が判明する。 ※車体番号が分からなければ入手困難
勤務先 (様式23)	国税徴収法第141条	給料等の支払状況が判明する。
金融機関 (様式24):全店照会用 (様式24-2): :個店照会用	国税徴収法第141条	預金・郵便貯金の債権調査を行うことで、滞納者の預貯金口座が判明する。
税務署	地方税法第20条の11	法人税の確定申告書を閲覧することで財産を補足する。
電話会社	国税徴収法第141条	NTTに対して電話加入権の有無を調査することができる。電話料金の引き落とし先の口座が判明する場合がある。

関係法令等

【国税徴収法第141条】(質問及び検査)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

【国税徴収法第146条の2】(官公署等への協力要請)

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

■25財産調査(強制徴収公債権)

(5) 搜索

搜索は、質問又は検査に応じないために財産の状況を明らかにできない場合や、質問又は検査は行ったが財産を発見できない場合などに、滞納者等の物又は住居その他の場所において、差し押さえるべき財産の発見等のために行う。

① 搜索ができる場合

滞納処分のために必要があるとき、滞納者自身の住居又は事務所等を搜索することができる(国税徴収法第142条第1項)。また、滞納者の財産を所持する第三者が引き渡さない、又は滞納者の財産を所持すると認められる親族等の関係者が引き渡さないときに限り、第三者の住居その他の場所についてそれぞれ搜索することができる(国税徴収法第142条第2項)。

関係法令等

【国税徴収法第142条】(搜索の権限及び方法)

- 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
- 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認められるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
 - 三 徴収職員は、前2項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

② 搜索の方法

搜索に際し必要があるときは、閉鎖してある戸、金庫などを開かせ、又はこれを開くために必要な処分をすることができる(国税徴収法第142条第3項)。

関係法令等

【国税徴収法第142条第3項】(搜索の権限及び方法)

- 3 徴収職員は、前2項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

③ 搜索の時間制限

搜索は、旅館等夜間(日没から日の出前)に公衆が出入りする場所でやむを得ない場合以外は、夜間に行うことはできない。ただし、日没前に着手した搜索は日没後も継続することができる(国税徴収法第143条第1項)。

■25財産調査(強制徴収公債権)

関係法令等

【国税徴収法第143条】(搜索の時間制限)

- 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後も継続することができる。
- 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後も、公開した時間内は、搜索することができる。

④ 搜索の立会人

搜索する場合には、立会人をおかななければならない(国税徴収法第144条)。

関係法令等

【国税徴収法第144条】(搜索の立会人)

徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわかまえのあるものを立ち会わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官を立ち会わせなければならない。

⑤ 出入禁止の処分

搜索する場合、その執行に支障があると認められるときは搜索をする間、出入りを禁止することができる。ただし、滞納者、その親族等を除く(国税徴収法第145条)。

関係法令等

【国税徴収法第145条】(出入禁止)

- 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出することを禁止することができる。
- 一 滞納者
 - 二 差押に係る財産を保管する第三者及び第142条第2項(第三者に対する搜索)の規定により搜索を受けた第三者
 - 三 前二号に掲げる者の同居の親族
 - 四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

⑥ 搜索調書

搜索をした場合には、搜索調書を作成しなければならない(国税徴収法第146条第1項)。

関係法令等

【国税徴収法第146条】(搜索調書の作成)

■25財産調査(強制徴収公債権)

徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成しなければならない。

- 2 徴収職員は、捜索調書を作成した場合には、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第54条(差押調書)の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

【国税徴収法第147条】(身分証明書の呈示等)

徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 2 この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(6) 歳入金債権整理票等への記載

財産調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を歳入金債権整理票等に記載する。

■26差押え(強制徴収公債権)

26 差押え

(1) 差押え

差押えとは、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におく強制処分のことをいう。

差押えから始まり、換価、配当に終わる一連の手続のことを滞納処分といい、徴収の早期確保を目的としている。

督促状で定めた指定納期限までにその債務が完納されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項等)。

また、高知県財産規則第125条第1項では、督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、滞納処分を行わなければならないと規定している。

法律上は、督促期限を過ぎても完納しない者に対して滞納処分(差押え)を行うとしているが、実務では滞納者が交渉に応じない、又は交渉の進展が見込めない場合や、分割納付の不履行が続く場合に、財産の差押えに着手する。財産が差し押さえられると、滞納者は差押財産の処分に制限を受けることになるので、度重なる催告にも反応がなかった滞納者が納付交渉に応じる場合が多い。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第3項】(督促、滞納処分等)(抜粋)

督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

【高知県財産規則第125条第1項】(強制徴収債権の強制徴収等)

知事又はその委任を受けた職員は、法第231条の3第3項に規定された債権及び他の法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされた債権(以下「強制徴収債権」という。)について、前条の規定又はその他の法令の規定により発付した督促状の指定期限までにその全部又は一部を納付しない者があるときは、滞納処分を行わなければならない。

(2) 差押えの手続

差押えは、動産及び有価証券、債権、不動産、船舶及び航空機、自動車、建設機械及び小型船舶、第三債務者等のある無体財産権等、第三債務者等のない無体財産権等、振替社債等の8つの区分に分けられる。

区分間で共通の手続は、以下のとおりである。

① 差押調書

財産を差し押さえたときは、差押調書を作成する(国税徴収法第54条)。

差押調書には、次の事項を記載して署名押印する(国税徴収法施行令第21条)。

- ・滞納者の氏名及び住所又は居所

■26差押え(強制徴収公債権)

- ・差押えに係る債権の年度、種類、期別、納期限及び金額
- ・差押財産の名称、数量、性質及び所在

関係法令等

【国税徴収法第54条】(差押調書)

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

- 一 動産又は有価証券
- 二 債権(電話加入権、賃借権、第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)
- 三 第73条(電話加入権等の差押え)又は第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産

【国税徴収法施行令第21条】(差押調書の記載事項)

差押調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印(記名押印を含む。以下同じ。)をしなければならない。

- 一 滞納者の氏名及び住所又は居所
- 二 差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額
- 三 差押財産の名称、数量、性質及び所在
- 四 作成年月日

② 差押調書謄本

差押財産が、動産又は有価証券、債権、電話加入権その他第三債務者のある無体財産権等であるときは、その差押調書の謄本を滞納者に交付する(国税徴収法第54条)。

関係法令等

【国税徴収法施行令第54条】(差押調書)

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

- 一 動産又は有価証券
- 二 債権(電話加入権、賃借権、第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)
- 三 第73条(電話加入権等の差押え)又は第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産

③ 差押通知書

質権や抵当権等の第三者の権利の目的となっている財産を差し押さえたときは、質権者や抵当権者等に対して、書面により差し押さえた旨等を通知する(国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条)。

関係法令等

【国税徴収法第55条】(質権者等に対する差押えの通知)

■26差押え(強制徴収公債権)

次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

- 一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利(担保のための仮登記に係る権利を除く。)の目的となっている財産 これらの権利を有する者
- 二 仮登記がある財産 仮登記の権利者
- 三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

【国税徴収法施行令第21条】(質権者等に対する差押通知書)

法第55条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による通知は、次に掲げる事項(第3号に規定する担保のための仮登記の権利者以外の者に対する通知にあつては、同号に掲げる事項を除く。)を記載した書面で行わなければならない。…以下省略

(3) 差押えの効力

差押えの効力としては以下の二点が挙げられる。

① 処分禁止の効力

差押えは、差押財産の法律上の処分(売買等)又は事実上の処分(毀損等)を禁止する効力をもつ。しかし、この処分禁止の効力は、差押債権者との関係における相対的効力にとどまり、処分を絶対的に禁止するものではない。つまり、滞納者が差押財産を第三者へ譲渡することは、当事者間で有効であるが、差押債権者に対しては無効で、差押債権者は権利移転がなかったものとして差押財産を換価することになる。

② 時効中断の効力

差押えの効力が生じた時に時効が中断し、差押中は時効中断の効力が継続する(地方税法第18条第3項、民法第147条)。

関係法令等

【地方税法第18条第3項】(地方税の消滅時効)

3 地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

【民法第147条】(時効の中断事由)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

..... ■26差押え(強制徴収公債権)

(4) 主な財産の差押え

① 債権(預貯金・給与等)差押えの共通事項

差押調書、差押調書謄本、債権差押通知書を作成する(様式25)。

債権差押通知書には、差押債権を特定できるよう、滞納者、債権の数、額、給付の内容等を具体的に記載し、第三債務者に送達又は持参する。また、第三債務者に対する債権差押通知書の送達が差押えの効力要件のため(国税徴収法第62条)、交付送達又は配達証明郵便により送達し、到達時間を明らかにする。

差押調書謄本は、滞納者に交付し、債権の取立て、譲渡、債務免除を禁止する旨を付記する(国税徴収法第54条、国税徴収法施行令第21条第3項)。

債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならないが、その必要がないと認めるときは、徴収すべき滞納額に相当する額を差し押さえることができる(国税徴収法第63条)。

関係法令等

【国税徴収法第62条】(差押えの手続及び効力発生時期)

債権(電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

- 2 徴収職員は、債権を差し押さえるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分を禁じなければならない。
- 3 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

【国税徴収法第54条】(差押調書)

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

- 一 動産又は有価証券
- 二 債権(電話加入権、質借権、第七十三條の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)
- 三 第73条(電話加入権等の差押え)又は第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産

【国税徴収法第63条】(差し押える債権の範囲)

徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押さえなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

② 預貯金の差押え

預貯金の差押えは、差押通知書を第三債務者である銀行等に送達することで行う(国税徴収法第62条)。差押通知書の第三債務者欄は本店の所在地及び名称を記載するが、送付先は取扱支店である。

③ 給与の差押え

..... ■26差押え(強制徴収公債権)

勤務先への給与支払状況に関する調査や給与の差押えは、滞納者の社内での信用を落としかねないため、誠意のない滞納者に対して行うべきである。

給与を差し押さえる場合は、事前に給与の支給額等を確認するため、支給状況の照会文書を勤務先へ送付する(国税徴収法第141条第3号)。

回答書に基づき、給与の差押禁止額を計算し、差押可能金額がある場合は、給与支払者に対して差押えを行う。

関係法令等

【国税徴収法第141条第3号】(質問及び検査)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。)を検査することができる。

- 3 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

④ 自動車の差押え

自動車の差押えは、差押書を滞納者に送達することで行う(国税徴収法第71条第1項)。自動車を差し押さえたときは、第三者への対抗要件を備えるために、地方運輸局陸運支局又は自動車検査登録事務所へ登録を囑託する(国税徴収法第71条第1項)。

差押後も完納とならない場合は、換価のために自動車本体を引き揚げ、公売することになるが、引き揚げや公売は、費用と労力の負担が大きい。そこで、換価の前に、車体が動かないようタイヤにロックをすることができる。このタイヤロックの措置は国税徴収法に規定されている保管命令の一種であり、生活に必要な自動車の運行が禁止されることで速やかな納付につながるとともに、自動車の隠蔽及び価値の減少を阻止することができる。手順としては、自動車の差押後、引渡命令により占有権を徴収職員に移した後(国税徴収法第71条第3項)、保管命令の一環としてタイヤロックを行い、公示書をミラーに取り付ける(国税徴収法第71条第5項)。

関係法令等

【国税徴収法第70条第1項】(船舶又は航空機の差押)

登記される船舶(以下「船舶」という。)又は航空法(昭和27年法律第231号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(以下「航空機」という。)の差押については、第68条第1項から第4項まで(不動産の差押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。

【国税徴収法第71条】(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により登録を受けた自動車(以下「自動車」という。)、建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)の規定により登記を受けた建設機械(以下「建設機械」という。)又は小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)の規定により登録を受けた小型船舶(以下「小型船舶」という。)の差押えについては、第68条第1項から第4項まで(不動産の差押えの手続及び効力発生時期)の規定を準用

■26差押え(強制徴収公債権)

する。

- 3 税務署長は、自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合には、滞納者に対し、これらの引渡しを命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。
- 5 徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車、建設機械又は小型船舶が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行、建設機械の使用又は小型船舶の航行を許可する場合を除き、これらの運行、使用又は航行をさせないための適当な措置を講じなければならない。

⑤ 不動産の差押え

不動産の差押えは、差押書を滞納者に送達することで行う（国税徴収法第68条第1項）。不動産を差し押さえたときは、第三者への對抗要件を備えるために、当該財産を管轄する法務局へ差押えの登記を嘱託する必要がある（国税徴収法第68条第3項）。

関係法令等

【国税徴収法第68条】(不動産の差押の手続及び効力発生時期)

- 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。
- 2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。
 - 3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

⑥ 動産の差押え

国税徴収法上の動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産（民法第86条第2項及び第3項）のうち、国税徴収法上の船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶、無記名債権を除いたものをいう。

動産の差押えは、動産を徴収職員が占有した後（国税徴収法第56条第1項）、差押調書を作成し、差押調書の謄本を滞納者に交付して行う（国税徴収法第54条第1項第1号）。差押えの効力は、徴収職員が動産を占有したときに生じる。動産を差し押さえた場合は、原則としては徴収職員がその動産を引き揚げることとしているが、必要と認める場合は滞納者に保管させることができる（国税徴収法第60条）。

関係法令等

【民法第86条】(不動産及び動産)

- 土地及びその定着物は、不動産とする。
- 2 不動産以外の物は、すべて動産とする。
- 3 無記名債権は、動産とみなす。

【国税徴収法第54条第1項第1号】(差押調書)

■26差押え(強制徴収公債権)

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

- 一 動産又は有価証券

【国税徴収法第56条第1項】(差押の手続及び効力発生時期等)

動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

【国税徴収法第60条】(差し押えた動産等の保管)

徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

- 2 前項の規定により滞納者又は第三者に保管させたときは、第56条第2項(動産等の差押の効力発生時期)の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

(5) 差押えの解除

差押えの解除は、差押えによる処分禁止の効力を将来に向かって失わせるものであり、差押えによって既に生じた効力を失わせるものではない。従って、差押えによって既に生じた効果（一部取立てとその充当、時効中断の効果等）には影響を及ぼさない。

差押えの解除には、解除しなければならない場合と、解除することができる場合とがある。

① 差押えを解除しなければならない場合…主なもの

納付、充当、更正の取消しその他の理由により、差押えに係る徴収金の全額が消滅したとき（国税徴収法第79条第1項第1号）。

差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る徴収金に先だつ国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなったとき（国税徴収法第79条第1項第2号）

第三者の権利の目的となっている財産等の差押替を認めたとき（国税徴収法第50条第2項、第4項、第51条第3項）

滞納処分の停止をしたとき（地方税法第15条の7第3項）。

関係法令等

【国税徴収法第79条第1項第1号】(差押の解除の要件)

徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。

- 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。
- 二 差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなったとき。

【地方税法第15条の7第3項】(滞納処分の停止の要件等)

- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

■26差押え(強制徴収公債権)

② 差押えを解除することができる場合…主なもの

差押えに係る地方団体の徴収金の一部の納付、充当、更正の一部取消し、差押財産の値上がりその他の理由により、その価格が差押えに係る地方団体の徴収金及びこれに先立つ他の租税、債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき(国税徴収法第79条第2項第1号)。

滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき(国税徴収法第79条第2項第2号)。

徴収を猶予した滞納者から差押え解除の申請があったとき(地方税法第15条の2第2項)

換価を猶予する場合において、事業の継続又は生活の維持のため必要があると認めるとき(地方税法第15条の5第2項)。

関係法令等

【国税徴収法第79条第2項】(差押の解除の要件)

- 2 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押を解除することができる。
- 一 差押に係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。
 - 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき。

(6) 差押えの解除の手続

差押えの解除は、その旨を滞納者に書面で通知することで行う。ただし、債権と第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者に通知する(国税徴収法第80条第1項)(様式26)。債権等の差押えを解除した場合は、滞納者へ通知する(国税徴収法第80条第2項第2号)(様式26)。

また、質権者等及び交付要求(参加差押えを含む。)をしている者に、差押えを解除した旨等を通知する(国税徴収法第81条)。占有している財産があるときは、その財産を返還する。不動産その他の差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に囑託する。

関係法令等

【国税徴収法第80条】(差押えの解除の手続)

差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

- 2 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。
- 一 動産又は有価証券 その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

■26差押え(強制徴収公債権)

二 債権又は第三債務者等がある無体財産権等 滞納者への通知

【国税徴収法第81条】(質権者等への差押解除の通知)

税務署長は、差押を解除した場合において、第55条各号(質権者等に対する差押の通知)に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない。

27 換価

(1) 換価

差押財産は、金銭を除いて、換価した代金を滞納債権の徴収金に充てるが、この差押財産を金銭に換える強制的な手続を総称して「換価」という。

換価処分は、債権の取立てと財産の売却に分類することができる。

(2) 債権の取立て

債権の換価処分(電話加入権は除く。)は、取立てが原則である(国税徴収法第67条)。

ここでいう債権には、主に預貯金、給与、売掛金、家賃等がある。

差し押さえた債権を取り立てたとき、滞納者からその差押えに係る徴収金を徴収したとみなす(国税徴収法第67条第3項)。

履行期限が到来しても第三債務者が履行しないときは、速やかに文書等により履行を請求する。請求に応じないときには、支払命令の申立て、給付の訴えの提起などの債権取立てに必要な方法をとるようにする。

関係法令等

【国税徴収法第67条】(差し押えた債権の取立)

徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

3 徴収職員が第1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(3) 財産の売却

債権以外の財産の換価処分は、売却が原則であり、売却の原則は公売である(国税徴収法第89条第1項及び第94条)。

関係法令等

【国税徴収法第89条】(換価する財産の範囲)

差押財産(金銭、債権及び第57条(有価証券に係る債権の取立)の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。)は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

【国税徴収法第94条】(公売)

税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又はせり売の方法により行われなければならない。

(4) 配当手続

債権の取立て及び財産の売却による金銭は、配当を受けるべき債権の配当額を決め、配当計算書を作成する。そして、債権現在額申立書を提出した者、債権額を確認した債権者及び滞納者に謄本を発送する(様式27)。

また、換価財産の代金納付の日から3日以内、換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立てから3日以内に発送しなければならない(国税徴収法第131条、国税徴収法施行令第49条)。

発送した日から起算して7日を経過した日を換価代金等の交付期日と定め、配当計算書の謄本に交付期日を付記して告知する(国税徴収法第132条第1項)。

交付期日に、配当計算書に従って換価代金を交付する(国税徴収法第133条第1項)。

関係法令等

【国税徴収法第131条】(配当計算書)

税務署長は、第129条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

- 1 債権現在額申立書を提出した者
- 2 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 3 滞納者

【国税徴収法施行令第49条】(配当計算書の記載事項等)

2 法第131条(配当計算書)の規定による配当計算書の謄本の発送は、その配当計算書に係る換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立ての日から3日以内に行なければならない。

【国税徴収法第132条】(換価代金等の交付期日)

税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

【国税徴収法第133条】(換価代金等の交付)

税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従って換価代金等を交付するものとする。

(5) 徴収順位

租税債権を除く強制徴収公債権は、公課として位置付けられ(国税徴収法第2条第5号)、地方税及び国税に次ぐものとされている(地方自治法第231条の3第3項)。また、地方税優先の原則(地方税法第14条)及び国税優先の原則(国税徴収法第8条)から、差押えを執行しても租税が交付要求(先行の差押手続に参加して配当を受ける制度。詳細は【30】交付要求・参加差押えを参照。)を行うと、その他の強制徴収公債権の配当順位は、租税債権に劣後する。

■27換価(強制徴収公債権)

関係法令等

【国税徴収法第2条】(定義)

5 公課 滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税(その滞納処分費を含む。以下同じ。)及び地方税以外のものをいう。

【地方自治法第231条の3第3項】(抜粋)

地方税の滞納処分の例により処分することができる徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【地方税法第14条】(抜粋)

地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

【国税徴収法第8条】(国税優先の原則)

国税は、納税者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

■28執行停止(強制徴収公債権)

28 執行停止**(1) 滞納処分の執行停止**

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を停止することができる(地方税法第15条の7、国税徴収法第153条)。

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の停止をすることができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ② 滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

これらの判断は、滞納者から源泉徴収票、給与明細書、税の確定申告書の写し、法人決算書、課税証明書、金銭消費貸借契約書、預金通帳、医療費支出の領収書等の資料を提出させた上、事情聴取した内容と、所在調査及び財産調査等の結果を照らし合わせて行う。

滞納処分の執行停止後も、滞納者による自主的な納付は受領できる。

関係法令等

【地方税法第15条の7】(抜粋)

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

【国税徴収法第153条】(抜粋)

税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

(2) 滞納処分の執行停止後の措置

滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、債権が消滅するため、不納欠損処理を行う。原則として、執行停止から2年経過の後(不納欠損前)に、改めて財産調査等を行い、資力が回復しているようであれば執行停止を取り消す必要がある。

関係法令等

■28執行停止(強制徴収公債権)

【地方税法第15条の7第4項】(抜粋)

滞納処分を執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

【地方税法第15条の8第1項】

地方団体の長は、前条第1項各号の規定により滞納処分を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

(3) 歳入金債権整理票等への記載

滞納処分を執行停止を行った場合は、停止年月日、内容を歳入金債権整理票等に記載する。

■29消滅時効(強制徴収公債権)

2 9 消滅時効

(1) 時効の中断

滞納整理における時効の中断は、主に督促、債務承認、一部納付、差押えが対象となる。

関係法令等

【高知県財産規則第137条】(時効中断の措置)

債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれのあるときは、時効中断のため必要な措置をとらなければならない。

(2) 督促による中断

地方自治体で行う納入通知や督促は、無条件で時効が中断する。ただし、督促をした後、再び督促（催告）をしても時効を中断することはできない（判例）。

関係法令等

【地方自治法第236条第4項】

法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(3) 承認による中断

債務承認書の受領や一部納付は、債務の承認となり、時効が中断する。

単に分割納付の金額だけを約束した分割納付計画書の場合だけでは、時効を中断する承認の効果は発生しない。債務の承認により時効を中断させるためには、徴収金を承認する文言が入った「債務承認及び分割納付誓約書」（様式18）のような書面で債務を承認させることが必要である。

口頭による承認は証拠力を欠くため、書面で滞納者の署名及び押印をもらう。

関係法令等

【民法第147条第1項第3号】

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

三 承認

(4) 繰上償還請求による時効の中断

分割して納付する債権等の場合、各弁済期ごとに時効が進行する。期限の利益を喪失させた場

■29消滅時効(強制徴収公債権)

合は、納期未到来分を含む残債務全額を請求する通知が滞納者に到達した日の翌日から納期未到来分の時効が進行する。

(5) 破産手続に伴う時効の中断

破産手続が開始された場合は、交付要求書が送達された日が時効の中断日となる。当該交付要求に係る配当期日まで時効は中断され、その翌日から新たな時効が起算される。

関係法令等**【国税通則法第73条第1項第5号】(抜粋)**

国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

- 5 交付要求 その交付要求がされている期間

【地方税法第18条の2第1項第3号】(抜粋)

地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 3 交付要求 その交付要求がされている期間

■30繰上徴収(強制徴収公債権)

30 繰上徴収**(1) 繰上徴収**

債務者の財産について滞納処分が開始されたときなど、納期限後では徴収金を徴収できないと認められる場合には、納期限を待たずに徴収手続をとることができる(地方税法第13条の2)。

繰上徴収は、主に以下のような場合に行う。

- ① 債務者の財産につき、滞納処分、強制執行、担保権の実行、企業担保権の実行手続又は破産手続（これらを強制換価手続という。）が開始されたとき。
- ② 債務者につき相続があった場合に、相続人が限定承認したとき。
- ③ 法人が解散したとき。

関係法令等**【地方税法第13条の2第1項】(抜粋)**

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

【高知県財産規則第128条】(履行期限の繰上げ)

債権管理者は、債務者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、政令第171条の3の規定による履行期限の繰上げの処置をとらなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 債務者が自ら担保をき損し、又はこれを減少したとき。
 - (3) 担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
 - (4) 債務者である法人が解散したとき。
 - (5) 相続について限定承認があつたとき。
 - (6) 契約による繰上げ理由が発生したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、繰上げの理由が生じたとき。
- 2 前項の通知は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記した書類とともに納付書を債務者に送付することにより行わなければならない。

(2) 通知

繰上徴収をしようとするときは、債務者に告知しなければならない。この場合、すでに納付の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない(地方税法第13条の2第3項)。

■31 交付要求・参加差押え（強制徴収公債権）

3 1 交付要求・参加差押え

（1）交付要求

交付要求は、滞納者の財産に対して、滞納処分などの強制換価手続が先行して開始されている場合、その手続に参加して配当を受ける制度であり、滞納処分の一環である。

参加差押えは、交付要求の一環である。

① 交付要求の要件

交付要求の要件は、滞納となっている債権があること（督促の有無を問わない。）と滞納者の財産について強制換価手続が行われたことである。

ただし、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産により滞納額の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしなくてもその財産を差し押さえる（国税徴収法第83条）。

関係法令等

【国税徴収法第83条】（交付要求の制限）

税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしなくてもする。

② 交付要求の方法

強制換価手続の執行機関に、交付要求書を交付することによって行う（国税徴収法第82条第1項（様式28））。また、滞納者及び原則として交付要求に係る財産上の質権者等に、交付要求通知書により通知する（国税徴収法第82条第2項及び第3項（様式28））。

関係法令等

【国税徴収法第82条】（交付要求の手続）

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成16年法律第75号）第114条第1号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

- 2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 第55条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

③ 交付要求の効力

先行する強制換価手続から配当を受けることができる（国税徴収法第129条第1項第2号）。また、交付要求書が執行機関に送達されたときに、その交付要求に係る徴収金の時効が中

■31 交付要求・参加差押え（強制徴収公債権）

断し、交付要求がされている期間は時効が進行しない（地方税法第18条の2第1項第3号）。

関係法令等

【国税徴収法第129条】（配当の原則）

前条第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

- 一 差押えに係る国税
- 二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課

【地方税法第18条の2】（時効の中断及び停止）

地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第82条第2項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

④ 交付要求の解除

交付要求に係る徴収金が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない（国税徴収法第84条第1項）。

交付要求の解除は、交付要求をした機関に、交付要求解除通知書により通知する（国税徴収法第84条第2項）。また、滞納者及び質権者等に、交付要求解除通知書により通知する（国税徴収法第84条第3項）。

関係法令等

【国税徴収法第84条】（交付要求の解除）

税務署長は、納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

- 2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによって行う。
- 3 第55条（質権者等に対する差押の通知）及び第82条第2項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

⑤ 交付要求先着手

交付要求の事務手続については、破産手続以外は交付要求先着手が適用されるため（国税徴収法第13条、地方税法第14条の7）、早期に行う事が重要であり、最優先で行う。

ただし、租税債権以外の強制徴収公債権は、地方税優先の原則（地方税法第14条）及び国税優先の原則（国税徴収法第8条）により、常に租税債権に劣後する。

関係法令等

【地方税法第14条】（抜粋）

地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

■31 交付要求・参加差押え(強制徴収公債権)

【地方税法第14条の7】

納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続(破産手続を除く。)が行われた場合において、地方団体の徴収金及び国税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に次いで徴収する。

【国税徴収法第8条】(抜粋)

国税は、納税者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

【国税徴収法第13条】

納税者の財産につき強制換価手続(破産手続を除く。)が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

◎ 破産手続

破産手続の開始を確認した場合は、まず、滞納債権を債権の発生時期・納期限・徴収金の種別により、財団債権・優先的破産債権・劣後的破産債権に区分する。次に、財団債権に該当するものは破産管財人に、優先的・劣後的破産債権に該当するものは所管する裁判所に対して、債権の届出をする。

破産財団(破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産)に対する滞納処分は禁止されるが、既に滞納処分がされているものについてはそのまま続行できる(破産法第34条及び第43条)。

財団債権・優先的破産債権・劣後的破産債権の区分は、以下のとおりである。

なお、破産法における「租税等の請求権」には、強制徴収公債権も含まれる(破産法第97条第4号)。

ア 財団債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権(延滞金を含む)であつて、破産手続開始時点で納期限が到来していないもの又は納期限から1年を経過していないもの(破産法第148条第1項第3号)

イ 優先的破産債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権であつて、財団債権及び劣後的破産債権以外のもの(破産法第98条)

ウ 劣後的破産債権

破産手続開始後に生じた延滞金(破産法第97条第3号)及び租税等の請求権であつて、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの(破産法第97条第4号)

関係法令等

■31 交付要求・参加差押え(強制徴収公債権)

【破産法第34条】(破産財団の範囲)

破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産(日本国内にあるかどうかを問わない。)は、破産財団とする。
2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

【破産法第43条】(国税滞納処分等の取扱い)

破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分は、することができない。
2 破産財団に属する財産に対して国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

【破産法第97条】(破産債権に含まれる請求権)

次に掲げる債権(財団債権であるものを除く。)は、破産債権に含まれるものとする。
三 破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金の請求権
四 国税徴収法(昭和34年法律第147号)又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権(以下「租税等の請求権」という。)であつて、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

【破産法第148条】(財団債権となる請求権)

次に掲げる請求権は、財団債権とする。
三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権(第97条第5号に掲げる請求権を除く。)であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から1年(その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。)を経過していないもの

【破産法第98条】(優先的破産債権)

破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権(次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。)は、他の破産債権に優先する。

⑦ 破産手続の弁済・配当順位

破産債権は財団債権の弁済後に配当の原資がある場合に、破産債権内の各債権の優先順位ごと、それぞれの債権額の割合に応じて配当が行われる。

ア 財団債権

破産管財人が破産財団を換価した金銭より、破産法第148条第1号及び第2号にかかる費用を差し引いた後に弁済が受けられる。

なお、破産財団をもって財団債権全額を弁済することが不可能な場合には、財団債権額の割合により弁済することとし、弁済をもって当該破産事件は異時廃止され、破産債権への配当は行われない。

イ 優先的・劣後的破産債権

財団債権の弁済後に配当の原資が存する場合、破産法第194条により、破産債権内の各債権の優先順位ごと、それぞれの債権額の割合に応じて配当が行われることとなるが、配当原資が無くなった段階で破産の終結となる。

■31 交付要求・参加差押え（強制徴収公債権）

関係法令等

【破産法第148条】（財団債権となる請求権）

次に掲げる請求権は、財団債権とする。

- 一 破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
- 二 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権

【破産法第194条】（配当の順位等）

配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第98条第二項に規定する優先順位による。

- 一 優先的破産債権
- 二 前号、次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権
- 三 劣後的破産債権
- 四 約定劣後破産債権

2 同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

（2）参加差押え

参加差押えは、国税徴収法第86条第1項に定める財産につき、既に先行する行政機関の滞納処分により差押えがされている場合で、滞納となっている強制徴収公債権が差押えの要件を充たしているときに行うことができる（地方税法第331条第5項、国税徴収法第86条第1項）。

国税徴収法第86条第1項に定める財産とは、動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電話加入権である。

関係法令等

【地方税法第331条】（市町村民税に係る滞納処分）

5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

① 参加差押えの方法

先行して差押えをした行政機関等に、参加差押書を交付する（国税徴収法第86条第1項）（様式29）。また、滞納者及び質権者等の利害関係人に、参加差押通知書により通知する（国税徴収法第86条第2項及び第4項）（様式29）。

参加差押えをした財産が電話加入権である場合は、第三債務者に対して参加差押通知書により通知する（国税徴収法第86条第2項）。また、参加差押えした財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶である場合には、参加差押えの登記（登録）を関係機関に嘱託する（国税徴収法第86条第3項）。

■31 交付要求・参加差押え（強制徴収公債権）

また、参加差押えは、先行の滞納処分による売却決定の日の前日までにしなければならない。

関係法令等

【国税徴収法第86条】（参加差押えの手続）

税務署長は、第四十七条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

- 一 動産及び有価証券
- 二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶
- 三 電話加入権
- 2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押をした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。
- 3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。
- 4 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、参加差押をした場合について準用する。

② 参加差押えの効力

参加差押えは、基本的に交付要求と同等の効力を有する。

交付要求との相違点としては、参加差押えに先行する差押えが解除又は取り消された場合は、差押えの効力が生じる（国税徴収法第87条第1項）。また、先行する滞納処分による差押財産が相当期間内に換価されないときは、先行の差押えをした行政機関等に催告することができる（国税徴収法第87条第3項）。

関係法令等

【国税徴収法第87条】（参加差押えの効力）

参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る財産につきされていた滞納処分による差押えが解除されたときは、その参加差押え（前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先にされたものとする。）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼって差押えの効力を生ずる。

- 一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時
- 二 不動産（次号に掲げる財産を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押えの登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）
- 三 鉱業権 参加差押えの登録がされた時
- 四 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時
- 3 参加差押をした税務署長は、その参加差押に係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、すみやかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

③ 参加差押えの解除

参加差押えの解除ができる場合と解除の手続は、交付要求の場合と同じである。

■31交付要求・参加差押え(強制徴収公債権)

ただし、参加差押えに特有な手続として、参加差押えの登記の抹消を囑託すること(国税徴収法第88条第2項)及び電話加入権の参加差押えの解除を第三債務者に通知すること(国税徴収法第88条第3項)がある。

関係法令等

【国税徴収法第88条】(参加差押の制限、解除等)

- 2 税務署長は、参加差押の登記をした財産の参加差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に囑託しなければならない。
- 3 税務署長は、電話加入権の参加差押を解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

■32延滞金(強制徴収公債権)

3 2 延滞金**(1) 延滞金の徴収**

強制徴収公債権は、法第231条の3第1項の規定により督促をした場合は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント(納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する(地方自治法第231条の3第2項、県税外収入金の延滞金徴収条例第2条)。

なお、督促状に指定する期限までの期間についての延滞金年7.3%の割合は、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする(県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項)。

関係法令等

【地方自治法第231条の3第2項】

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例第2条】

- 法第231条の3第1項の規定により、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入を督促した場合においては、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント(納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 3 第1項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその延滞金の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。分担金等について前条の規定による督促をした場合においては、当該分担金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項】

- 4 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

■32延滞金(強制徴収公債権)

※ なお、毎年末に次の総務部長通知を施行しているので参照のこと。
「高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項に規定する延滞金の特例の割合について(通知)」

(2) 延滞金の減免

延滞金は、災害その他特別の事情によりやむを得ず延滞したのものについては、延滞金を減免することができる(高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条)。

関係法令等

【高知県税外収入金の延滞金徴収条例第3条】(延滞金の減免)

知事は、災害その他特別の事情によりやむを得ず延滞したのものについては、延滞金を減免することができる。

(3) 延滞金の時効

延滞金の消滅時効は、5年である(地方自治法第236条第1項)。

関係法令等

【地方自治法第236条】(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

■33債権放棄(私債権)

3 3 債権放棄(私債権)

(1) 私債権を放棄することとは

私債権については、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者の時効の援用が得られなければ債権は消滅しない。よって、債務者が行方不明等により援用できない場合は、債権者である県が債権の放棄を行わない限り、原則としてその債権は消滅しない。

地方自治体が債権放棄を行うためには、一般的には、地方自治法第96条第1項10号の規定による議会議決が必要となる。

関係法令等

【地方自治法第96条第1項第10号】

(議決事件)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(2) 私債権放棄の要件

地方自治体における権利の放棄は、議会の議決を要する重要案件であり、その取扱いについては慎重を期して安易に放棄するものではないことを踏まえ、私債権を放棄するに当たっては、次の①から⑤までの要件を満たしているかを厳密に判断して対応することが必要である。また、債権を放棄する際は、財源確保を図る面から適切に運用することが重要であるとともに、きちんと債務を履行している大多数の県民が不公平感を感じて信頼を損なうことがないように十分に配慮する必要がある。

① 徴収努力

相当程度の徴収努力が行われているもの

- ・ 督促、催告、交渉、調査(所在調査、現地調査、財産調査など)、相当程度の徴収努力を行い、その記録があるもの
- ・ 債務者が行方不明であるなど、徴収を行うことが困難な案件においては、可能な限りの所在調査等を行い、その記録があるもの

② 他の法令等との関係

他の法令等の手続きにより債権の消滅等に至ることがないもの

- ・ 地方自治法及び地方自治法施行令に定める手続き(履行延期の特約、免除)や、民法及び商法等に定める手続き(時効に係る債務者の援用により債権が消滅するもの)、また、破産法などの手続きにより債権の消滅等に至る案件以外のもの

■33債権放棄(私債権)

③ 時効期間の完成

既に民法及び商法等に定める消滅時効の期間が経過しているもの

④ 援用の見込み

徴収努力の状況を踏まえ、実質的に回収不能であり、債務者が債務を履行しない（債務者が時効の完成を主張して援用をすると見込まれる）と考えられるもの

⑤ 債務者から援用の確認が得られない

行方不明など特段の事情等により援用の確認を得ることができないもの

※ 債務者等が行方不明、会社倒産等により実体が存在せずに登記上のみ存続している法人など、その他特段の事情等により、事実上援用の確認ができないもの。

ただし、保証人から納付を受ける可能性がある場合は、放棄できない。放棄できるのは、保証人も放棄の要件を満たしている場合だけである。また、債務者が支払猶予を求めている場合で、それが時効の放棄若しくは時効援用権の喪失に当たるときは、適用対象外である。

【債務者の行方不明等の判断の着眼点】

- 法人のとき。
 - ・ 商業登記簿謄本を照会し、商業登記簿謄本の所在地・代表者の住所地の現地調査において不明
- 法人でないとき。
 - ・ 住民票・戸籍謄本・外国人登録原票を照会し、住所地の現地調査において不明
 - ・ 債務者の死亡（相続人があることが明らかでないとき。）

■34不納欠損

3 4 不納欠損

(1) 不納欠損とは

地方自治体の歳入は、財務会計上、調定によって債権が確定し、納期限を指定した納入通知書を送付するなどの方法で徴収されるが、何らかの事情によって年度内に収入されなかった場合は収入未済額として翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年度、滞納繰越収入未済額として管理される。

不納欠損処分は、この収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための決算上の処理である。

不納欠損処分が許される条件としては、通常次のような場合がある。ただし、下記のような場合に加え、保証人から納付を受ける可能性も検討し、納付を受ける可能性がない場合のみ不納欠損処分を行うこと。

【行政実例 昭 27.6.12 地自行発 161 行政課長回答】

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

① 消滅時効の完成

時効の援用を要しない公債権は当該消滅時効が完成したとき、また、私債権は、当該消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき。

※ 本マニュアル【16】又は【29】参照。

② 債権の放棄

地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決によって権利の放棄がなされた債権。

※ 本マニュアル【33】参照。

③ 債権の免除

地方自治法第240条に基づく同法施行令第171条の7（債務者が長期にわたり無資力の場合など）及び個別条例の定めによって免除された債権

※ 本マニュアル【9】参照。

④ 徴収権の消滅

地方自治法第231条の3第3項の規定による地方税の滞納処分等の例によって強制徴収ができる債権及び道路法、河川法等特別法に基づく債権で、地方税法又は国税徴収法に定める事由によりその徴収権が消滅した債権（参考：地方税法第15条の7、国税徴収法第153条）

⑤ 債権の消滅

■34不納欠損

個別法の規定により消滅した債権。例えば、会社の清算終了(破産法)や相続における限定承認(民法)のように、徴収できないことが明らかである場合は直ちに納入義務を消滅させることができる。

関係法令等

【地方自治法第240条】(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

【地方自治法施行令第171条の7】(免除)

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

【地方自治法第231条の3】(督促、滞納処分等)

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【地方税法第15条の7】(滞納処分の停止の要件等)

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

【国税徴収法第153条】(滞納処分の停止の要件等)

税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

■34不納欠損

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。
- 2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

【高知県財産規則第158条】(不納欠損)

債権管理者は、その所掌に属する歳入金債権について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合においては、不納欠損として処理しなければならない。

- (1) 法令の規定により免除されたとき。
- (2) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき(法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあつては、その消滅時効が完成したとき)。
- (3) 国税又は地方税の滞納処分の例により徴収できる債権で、滞納処分の執行を停止した後3年を経過したことににより消滅したとき。
- (4) 解除条件が付されている債権について、当該解除条件が成就したとき。
- (5) 債務者が死亡し、相続人が相続の放棄をした場合又は相続人が不存在である場合のいずれかに該当する場合であつて、死亡時において債務者が無資力で担保(保証人を含む。)も存在せず、かつ、第三者が債務引受けも行っていないとき。
- (6) 前条第1項の規定により債権が消滅したものとみなして処理をしたとき。

【高知県財産規則第157条】(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

債権管理者は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたときは、そのことの経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 債務者である法人が清算を結了したとき(当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について次号及び第3号に掲げる理由がない場合を除く。)
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該債権につきその責めを免かれたとき。
- (4) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、知事が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- 2 前項の規定により消滅したものとみなして整理した債権は、当該債権の消滅時期まで、別記第30号様式によるみなす消滅債権整理簿を備えて、記録しなければならない。

(2) 不納欠損の手続き

不納欠損の処分を行う場合は、不納欠損処分調書(財産規則 別記第31号様式)に、歳入金債権整理票又は不納欠損に至るまでの経過を明らかにした書類を添付して整理するとともに、歳入金債権管理簿(歳入金債権整理票が作成されているときは、これを含む。)にその旨を表示しな

■34不納欠損

なければならないことになっている。

また、この処置をしたときは、不納欠損処分調書に準じて作成した不納欠損処分通知書により遅滞なく会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

なお、高知県財産規則第157条第2項の規定により消滅したものとみなして整理した債権は、当該債権の消滅時期まで、同規則別記第30号様式によるみならず消滅債権整理簿を備えて、記録しなければならないものであること。

関係法令等

【高知県財産規則第159条】(不納欠損の処分の手続等)

債権管理者は、前条の規定により不納欠損の処分を行う場合においては、別記第31号様式による不納欠損処分調書に、歳入金債権整理票又は不納欠損に至るまでの経過を明らかにした書類を添付して整理するとともに、歳入金債権管理簿(歳入金債権整理票が作成されているときは、これを含む。)にその旨を表示しなければならない。

2 前項の処置をしたときは、不納欠損処分調書に準じて作成した不納欠損処分通知書により遅滞なく会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

【高知県会計事務処理要領第3章 第7節 収入未済及び不納欠損】

債権管理者は、不納欠損の処分を行う場合においては、不納欠損処分調書(財産規則第31号様式)により行い、不納欠損処分通知書(財産規則第31号様式)に収入調定書及び内訳書の写しを添付して、会計管理者又は出納員に通知してください。

会計管理者及び出納員は、当該通知に基づき、歳入表及び税外収入個別表へ不納欠損の整理を行います。

様式集目次

【私債権・非強制徴収公債権関係】

様式番号	様式内容	本文参照ページ
1	督促状(私債権用)	112
2	督促状(非強制徴収公債権用)	112
3	催告書	113
4	訪問催告用封筒	113
5	債務承認及び分納誓約書	115
6	住民票写等交付申請書	117
7	外国人登録事項証明書交付申請書	117
8	不動産及び商業登記事項証明書交付申請書	117、119
9	住民税、金融機関、給与等の調査同意書、実情申立書	119
10	金融機関取引状況照会・回答	119
11	住民税等照会・回答	119
12	最終催告書	120
13	弁護士からの債権額の照会・回答同意書	127

【強制徴収公債権関係】

14	督促状(加入金)	130
15	督促状(加入金以外)	130
16	催告書	131
17	訪問催告用封筒	131
18	債務承認及び分納誓約書	133
19	住民票写等交付申請書	134
20	外国人登録事項証明書交付申請書	134
21	不動産及び商業登記事項証明書交付申請書	135、136
22	住民税等照会・回答	136
23	給料等の支払状況照会・回答	136
24	預金照会について照会・回答(全店照会用)	136
24-2	金融機関取引状況照会・回答(個店照会用)	136
25	差押調書・差押調書謄本・債権差押通知書	140
26	差押解除通知書(第三債務者用・滞納者用)	142
27	配当計算書・配当計算書謄本	143
28	交付要求書・交付要求通知書	147
29	参加差押書・参加差押通知書	149
30	実情回答書(強制公債権個人用)	136

様式1

財産規則第21号様式(第124条関係)その1:私債権用

督 促 状			
		平成	年 月 日
様			
		年度	第 号
金額	円		
納付目的			
指定納期限	年 月 日		
<p>上記の金額は、納期限(年 月 日)までに完納されていないので、上記指定納期限までに納付してください。 なお、遅延利息等について契約等で定めるものについては、その定めによって計算した遅延利息等を納めていただくことになります。</p>			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; min-height: 100px;"> 摘要 </div>			
<p>※ この督促状到着の際、既に納付済みの場合は、御了承ください。</p>			
債権管理者*			
発行元			

※ 参考: 債権管理者について

財産規則 第107条第2項 この章において「債権管理者」とは、会計規則第2条第3号に規定する歳入徴収者をいう。
(委任)

第108条 知事は、債権管理者(知事を除く。)にその所掌事務に属する債権の管理に関する事務の権限を委任する。

会計規則 第2条(3) 歳入徴収者 知事(委任を受けた者を含む。)又は次条第1項の規定による歳入の徴収をする権限の委任を受けた者をいう。

(知事の事務委任)

第3条第1項 (1) 議会 事務局長 (2) 教育委員会 教育長 (3) 人事委員会 事務局長 (4) 監査委員 事務局長 (5) 公安委員会 警察本部長 (6) 労働委員会 事務局長

様式2

財産規則第21号様式(第124条関係)その4:非強制徴収公債権用

督 促 状			
		年 月 日	
様			
		年度	第 号
金額	円		
納付目的			
指定納期限	年 月 日		
<p>上記の金額は、納期限(年 月 日)までに完納されていないので、上記指定納期限までに納付してください。 なお、納期限(年 月 日)の翌日から納付された日までの日数に応じ、延滞金を納めていただくことになります。</p>			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; min-height: 100px;"> 摘要 </div>			
<p>※ この督促状到着の際、既に納付済みの場合は、御了承ください。</p>			
債権管理者			
発行元			
<p>(教示) この督促に不服がある場合は、この督促を受けた日の翌日から起算して30日以内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。 また、この督促の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、督促の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

様式3
〇〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年 〇月 〇日

催 告 書

住所

氏名 _____ 様

債権管理者 職名 氏名 印

下記の〇〇〇金及びこれにかかる遅延損害金等のお支払がありません。

つきましては、平成〇〇年〇月〇日(〇)までに下記未納金額をお支払いくださるようお願いいたします。

期限までにお支払いいただけない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置の手續に着
手することがあります。また、連帯保証人に対して催告をいたしますのであらかじめご了承ください。

また、当方で納付の確認ができるまでに期間を要するため、お支払いいただきましたら、その旨ご連絡させていただきますようお願いいたします。

記

1 未納となっている〇〇〇金

_____ 円 (内訳・詳細は別紙のとおり)

2 納付方法

お持ちの納付書又は納入通知書により、指定の金融機関で納付してください。なお、納付書等をなくされた、又は、お持ちでない場合は、下記担当者までご連絡ください。

高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県〇〇部〇〇課
担当
電話 088-△△△-△△△△

様式4



親 展 重 要

注意
これは郵便物ではありません

高知県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇 〇〇 様

平成 年 月 日
午前・午後 時 分に
お伺いしましたが、不在の
ため差し置きます。

高知県〇〇部〇〇課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
電話 088-△△△-△△△△
担当

様式5

平成 年 月 日

高知県知事 様

住所 _____
氏名 _____ 印

債務承認及び分納誓約書

私は、高知県に対して下記〇〇〇金の未納金額があることを承認します。
本件未納金額については、今後、下記納入計画のとおり誠意をもって、これを履行することを誓約します。
なお、下記納入計画において、その納入を2回怠ったときは、期限の利益を喪失したうえで、強制執行等の法的措置の手続を受けても異議ありません。

記

1 借受人 〇〇〇〇

2 未納金額 金 120,000 円
内訳は別紙のとおり。上記金額とは別に遅延損害金等あり。
(分割納付の履行中も元金に対して延納利息等が発生します。)

3 納入計画

1	平成〇〇年5月31日	30,000円	7		
2	平成〇〇年6月30日	30,000円	8		
3	平成〇〇年7月31日	30,000円	9		
4	平成〇〇年8月31日	30,000円	10		
5			11		
6			12		
			合計	120,000円	
			残額	0円	

様式6

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇 市町村長 様

債権管理者 職名 氏名 印

住民票の写し[住民票記載事項証明書] の請求について
戸籍の附票の写し・戸籍謄本等

住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づき、住民票の写し
住民基本台帳法第20条第2項の規定に基づき、戸籍の附票の写し } の交付を下記のとおり請求します。
戸籍法第10条の2第2項の規定に基づき、戸籍謄本等 }
住民票の写し
なお、除票 されている場合には、除かれた 戸籍の附票の写し を交付願います。
除籍 戸籍謄本等

請求機関の名	高知県〇〇部〇〇課		
現に請求の任に当たっている	職名		氏名 △△△△
請求に係る者	戸籍筆頭者 世帯主 氏名		
	交付を受けたい者の氏名		
	本 籍		
請求部数	住 所		
		■謄本 □抄本	部
		□謄本 □抄本 □改製原	部
基礎証明事項以外の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍地及び筆頭者 <input type="checkbox"/> その他()		
請求を必要とする事務の内容	高知県の債権の回収に関する事務		
参 考 法 令	地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条(私債権) 地方自治法第231条の3第1項(非強制徴収公債権)		
住民票(戸籍の附票)の写しの請求事由を明らかにすることが困難な理由	債権の回収という事務の性質上、請求に係る住民の名誉・プライバシーに対する配慮が必要であるため		
戸籍の記載事項の利用目的	<input type="checkbox"/> 氏名の変更を確認するため <input type="checkbox"/> 親族関係を確認するため <input type="checkbox"/> 相続人を特定するため <input type="checkbox"/> その他()		
送付先(機関の所在地)	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県〇〇部〇〇課 担当 □□		

様式7

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇 市町村長 様

債権管理者 職名 氏名 印

外国人登録事項証明書交付申請書

下記のとおり申請します。
なお、除票されている場合には、除かれた証明書の写しを交付願います。

記

住 所	
交付を受けたい者の氏名	
部 数	部
請 求 理 由	高知県債権回収事務
参 考 法 令	地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条(私債権) 地方自治法第231条の3第1項(非強制徴収公債権)
連絡先	高知県〇〇部〇〇課
担 当	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電話 088-△△△-△△△△

様式8

交 付 申 請 書

■登記事項証明書 登記事項要約書 謄本 閉鎖謄本 閉鎖抄本
閲覧(登記簿・切図・建物図面・測量図) 写し(測量図)

種 別	市・郡	大字	字	地番	家屋番号又は所有者名	
						■土地 <input type="checkbox"/> 建物
■土地 <input type="checkbox"/> 建物			二丁目			
■土地 <input type="checkbox"/> 建物			二丁目			
■土地 <input type="checkbox"/> 建物			二丁目			
■土地 <input type="checkbox"/> 建物			二丁目			
■土地 <input type="checkbox"/> 建物			二丁目			
不 動 産	請 求 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項 <input type="checkbox"/> 現に効力のある部分の事項 <input type="checkbox"/> 所有者の住所氏名 <input type="checkbox"/> 年 月 日の登記事項 <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 公図 マイラーNo.				請求の通数 1 通
		商号(名称) 本店(事務所) <input type="checkbox"/> 全部事項証明書・履歴事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書 <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書				
手数料 登記手数料令第19条により納付しない。 県有債権の回収のため、下記職員により上記のとおり交付(閲覧)申請します。 平成〇年〇月〇日 高知県〇〇部 〇〇課長 印 申請人 〇〇課 職 名 氏 名 印 〇〇地方務局 〇〇支局 御中						
受 付	交付枚数	交 付 年 月 日	確 認 印			

様式9

調査同意書(私債権・非強制公債権用)

平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
氏 名印*
電話番号
(生年月日 昭和・平成 年 月 日)

私は、〇〇〇金に関して、高知県が行う次の調査について、同意します

- (1)市町村における課税及び徴収状況に関する調査
- (2)金融機関における取引状況に関する調査
- (3)給料・営業等の収入状況に関する調査
- (4)生命保険・損害保険の加入状況に関する調査

また、生活実態、返済計画などについて次のとおり申立てます。

実情申立書(個人用)

調査項目	回 答 欄			
ご家族に関すること	氏名	続柄	年齢	職業・健否など
収入状況	昨年1年間の収入合計 円			
	□給料月額 円		□賃料収入月額 円	
	□営業収入月額 円		□その他収入月額 円	
	勤務先 または 事業所	名 称		
	所在地			
	電話番号			
不動産	□不動産の所有なし □自宅以外に所有なし □自宅以外に所有あり 所在地			
預貯金	金融機関名	支店名	口座番号	
生命保険 損害保険	会社名	保険の種類	証券番号	
生活実態と 今後の返済計画				

裏面もお使いください。

調査同意書(私債権・非強制公債権用)について

- 効果・メリット
 - 第三者からの情報が得にくい場合に、生活状況などを直接把握できる。
 - 任意の調査であるが、債権者は誠実に債務を履行すべき義務があり、履行できない事情がある場合に債務者は債権者にその事情を申告すべきと考えられる(民法第1条第2項参照)。
 - 財産調査結果などと併用して、徴収停止の根拠資料となる。
 - 履行延期特約や分割納付を認めるか、などの判断材料になる。
- 使用方法の例
 - 催告書に同封し申立てさせる。
 - 電話で相談があった場合に、返信用封筒とともに郵送し申立てさせる。
 - 来庁での相談の際、感情的になったり、長時間に及ぶ場合に、返信用封筒とともに手渡し、相談を打ち切る。
 - 常備し、相談記録として使用する。
- その他
 - 催告書に同封し申立てさせる。
 - 来庁しての提出の場合に、今後の対応について、分割納付を認めるなどの即答は避ける。
※支払督促などの法的措置の実施もあり得る。
 - 印鑑を持参していない場合は、署名のみでも可。
 - 非強制徴収債権の場合には、調査同意書とともに提出させることが望ましく、簡素化のためそれらを一枚の様式にしたもの。調査同意書が既に提出済みなど、調査同意書の提出を要しない場合は、調査同意に係る部分を除いて使用するなどの適宜修正のうえ本様式を使用すること。
 - 市町村、金融機関など関係機関に調査照会する場合には、原則として調査同意書(写し)を添付する(P37参照)。本様式の場合には、細線以下は調査照会先には示すべきでない個人情報であるため、マスクングしたうえで写しをとること。

【記載例】

調査同意書(私債権・非強制公債権用)

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名
電話番号 () ㊞
(生年月日 年 月 日)

私は、〇〇金に関して、高知県が行う次の調査について、同意します。

- (1)市町村における課税及び徴収状況に関する調査
- (2)金融機関における取引状況に関する調査
- (3)給料・営業等の収入状況に関する調査
- (4)生命保険・損害保険の加入状況に関する調査

この写しは、原本の調査同意書の部分と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

債権管理者 : 職名 氏名 ㊞

様式10

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇銀行 御中
(取扱店:〇〇支店)

債権管理者 職名 氏名 印

取引状況照会

お忙しいところ恐れ入りますが、高知県の債権の徴収上必要がありますので、下記の者について、別紙の事項を調査の上、ご回答願います。

記

住所(所在) _____
氏名(名称) _____
生年月日 _____
前住所 _____

御回答により、関係職員が知り得た事項については、地方公務員法による守秘義務が課せられています。

お問い合わせ先
高知県〇〇部〇〇課
〇〇〇〇担当
電話番号 088-xxxx-xxxx

様式10

(別紙)

平成〇〇年〇月〇日

債権管理者 あて
(担当:〇〇課)

_____ 印
(取扱者 電話 _____)

取引状況回答

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

氏名(名称) _____
住所(所在) _____
前住所 _____

調 査 事 項					
預 金	種 類	口座・証券番号	満 期 日	金 額	摘 要
	普通預金				
	定期預金				
	当座預金				
	通知預金 そ の 他				
保預 護り	品(銘柄)名	番 号 等	数(株数)量	摘 要	
					有・無
出 資 金				口 円	
貸 権	債権の種類	弁 済 期	金 額	質権・抵当権の別	設定年月日
	手形貸付				
	証書貸付				
担 保	担保物の種類	数量・面積	所有者名	所 在 地	
	土 地 建 物				
貸し金庫の有無		有・無			
現在取引の有無		有・無		取引停止年月日	平成 年 年 日
その他	(なお、取引を有する場合には、直近3箇月分の取引明細書をご送付願います。)				

紙面が不足の場合は、恐縮ですが、別紙添付の上御記載願います。
他支店に口座を有する場合は、その他の欄に支店名のみ記入お願いします。

様式11

〇〇 市町村長 様

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

債権管理者 職名 氏名 印

照 会

高知県の債権の徴収上必要がありますので、ご多忙中恐縮ですが、下記の者について別紙の事項をご調査の上、ご回答願います。

記

住 所 (所在地)			
フリガナ 氏 名 (名 称)		生 年 月 日	

連絡先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県〇〇部〇〇課 担 当
電話 088-△△△-△△△△

様式11

(別紙)

平成〇〇年〇月〇日

債権管理者 職名 あて
(担当:〇〇課)

(取扱者 電話) 印

回 答

平成 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

住 所 (所在地)					
フリガナ 氏 名 (名 称)				生 年 月 日	
所 得	所得の種類	事業・給与・不動産・その他()		総所得金額	年度 円
	扶養家族数	人	職業	電話	生活保護 年 月から
	勤 務 先	名 称 住 所 連絡先			
課 税	住 民 税	有・無	年度 所得割 円、均等割 円		
	口振金融機関				
滞 納	総 滞 納 額	円	徴 収 見 込	有 ・ 無	
	滞 納 税 目	住民税、		滞 納 年 度	年度 ~ 年度
	滞納処分状況				
財 産	不 動 産	所 在 地	家 屋 番 号	地 目・種 類	地 積・床 面 積
	<input type="checkbox"/> 土地・ <input type="checkbox"/> 家屋				
	<input type="checkbox"/> 土地・ <input type="checkbox"/> 家屋				
※ 課税資料等明細の分かるものがありましたら添付してください。					
備 考	その他参考になる事項(転出先等)				

様式12

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日住所
氏名 _____ 様債権管理者 職名 氏名

最 終 催 告 書

これまで度重なる催告にもかかわらず、下記の〇〇〇金及びこれにかかる遅延損害金等のお支払いがありません。

つきましては、平成〇〇年〇月〇日(〇)までに下記未納金額をお支払いくださるようお願いいたします。

期限までにお支払いいただけない場合は、債務名義の取得、強制執行の申立てなど法的措置の手續に着手いたしますのであらかじめご了承ください。

また、当方で納付の確認ができるまでに期間を要するため、お支払いいただきましたら、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 未納となっている〇〇〇金

_____ 円(内訳・詳細は別紙のとおり)

2 納付方法

お持ちの納付書又は納入通知書により、指定の金融機関で納付してください。なお、納付書等をなくされた、又は、お持ちでない場合は、下記担当者までご連絡ください。

高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県〇〇部〇〇課
担当
電話 088-△△△-△△△△

様式13

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日(住所)
(氏名) _____ 様債権管理者 職名 氏名

弁護士からの債権額の照会について

〇〇法律事務所弁護士 △△△△ から、あなたの債務整理のため、〇〇〇〇〇金の債権額についての照会がありました。

依頼内容があなたの個人情報に関するものですから、回答に当たって、あなたの開示意思を確認させていただきます。

お手数ですが、別紙により、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに回答願います。
なお、本通知が到着した際に、お電話をいただければ幸いです。

高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県〇〇部〇〇課
担当
電話 088-△△△-△△△△

様式13

別紙

平成〇〇年〇月〇日

高知県知事 へて
(担当:〇〇課)

平成〇〇年 〇月 〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号の件について、私自身の〇〇〇〇〇金の
債務額に関して、〇〇法律事務所 △△△△ 弁護士に回答することに

同意します。

同意しません。

(いずれか不要な方を _____ で抹消してください。)

住所 _____

氏名 _____ 印

様式14

財産規則第21号様式(第124条関係)その2:強制徴収公債権(加入金)

督 促 状

年 月 日

様

年度

第 号

金額 円

納付目的
指定納期限 年 月 日

上記の金額は、納期限(年 月 日)までに完納されていないので、上記指定納期
限までに納付してください。
指定納期限までに納付されませんと地方税滞納処分の例により差押えを行う場合があります
ので御承知ください。

摘要

* この督促状到着の際、既に納付済みの場合は、御了承ください。

債権管理者

発行元

(教示)

この督促に不服がある場合は、この督促を受けた日の翌日から起算して30日以内に、高知県知事に対して不服申立て
をすることができます。

また、この督促の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判
等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高
知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起
算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの督促の取消し
の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する
裁判等を経ないで、督促の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式15

財産規則第21号様式(第124条関係)その3:強制徴収公債権(加入金以外)

督 促 状

年 月 日

様

年度

第 号

金額 円
納付目的
指定納期限 年 月 日

上記の金額は、納期限(年 月 日)までに完納されていないので、上記指定納期限までに納付してください。

指定納期限までに納付されませんと地方税滞納処分の例により差押えを行う場合がありますので御承知ください。

なお、納期限(年 月 日)の翌日から納付された日までの日数に応じ、延滞金を納めていただくことになります。

摘要

* この督促状到着の際、既に納付済みの場合は、御了承ください。

債権管理者

発行元

(告示)

この督促に不服がある場合は、この督促を受けた日の翌日から起算して30日以内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。

また、この督促の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、督促の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式16

〇〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

催 告 書

住所

氏名 _____ 様

債権管理者 職名 氏名

下記の〇〇〇金及びこれにかかる延滞金のお支払がありません。

つきましては、平成〇〇年〇月〇日(〇)までに下記未納金額をお支払いただくようお願いいたします。期限までにお支払いいただけない場合は、やむを得ず「**地方税法(又は国税徴収法)**」*に規定する滞納処分の例により差押えに着手することがありますのであらかじめご了承ください。

また、当方で納付の確認ができるまでに期間を要するため、お支払いいただきましたら、その旨ご連絡させていただきますようお願いいたします。

記

1 未納となっている〇〇〇金

_____ 円(内訳・詳細は別紙のとおり)

2 納付方法

お持ちの納付書又は納入通知書により、指定の金融機関で納付してください。なお、納付書等をなくされた、又は、お持ちでない場合は、下記担当者までご連絡ください。

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県〇〇部〇〇課

担当

電話 088-△△△-△△△△

※注 滞納処分の根拠法令によっては国税徴収法の場合があるので書き分けが必要。

様式17

親 展

重 要

注意
これは郵便物ではありません

高知県〇〇市〇〇 〇-〇

〇〇 〇〇 様

平成 年 月 日
午前・午後 時 分
にお伺いしましたが、不在の
ため差し置きます。

高知県〇〇部〇〇課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話 088-△△△-△△△△

担当 □□

様式18

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印

債務承認及び分納誓約書

私は、高知県に対して下記〇〇〇金の未納金額があることを承認します。
本件未納金額については、今後、下記納入計画のとおり誠意をもって、これを履行することを誓約します。
なお、下記納入計画において、その納入を2回怠ったときは、地方税法（又は国税徴収法）※に規定する滞納処分
の例により処分を受けても異議ありません。

記

- 1 借受人 〇〇 〇〇
- 2 未納金額 金 120,000 円
内訳は別紙のとおり。上記金額とは別に延滞金あり。
（分割納付の場合も元金に対して延滞金が発生します。）
- 3 納入計画

1	平成〇〇年5月31日	30,000円	7		
2	平成〇〇年6月30日	30,000円	8		
3	平成〇〇年7月31日	30,000円	9		
4	平成〇〇年8月31日	30,000円	10		
5			11		
6			12		
				合 計	120,000円
				残 額	0円

※注 滞納処分の根拠法令によっては国税徴収法の場合があるので書き分けが必要。

様式19

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇 市町村長 様

職名 氏名 印
(※ 財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

住民票の写し[住民票記載事項証明書] の請求について
戸籍の附票の写し・戸籍謄本等

住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づき、住民票の写し
住民基本台帳法第20条第2項の規定に基づき、戸籍の附票の写し } の交付を下記のとおり請求します。
戸籍法第10条の2第2項の規定に基づき、戸籍謄本等 }
なお、除票 されている場合には、除かれた 住民票の写し を交付願います。
除籍 されている場合には、除かれた 戸籍の附票の写し
戸籍謄本等

請求機関の名	高知県〇〇部〇〇課		
現に請求の任に当たっている	職名		氏名
請求に係る者	戸籍筆頭者 世帯主 氏名		
	交付を受けたい者の氏名		
	本 籍		
	住 所		
請求部数	<input checked="" type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	部	
	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 複製原	部	
	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 複製原	部	
基礎証明事項以外の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍地及び筆頭者 <input type="checkbox"/> その他()		
請求を必要とする事務の内容	高知県の債権の回収に関する事務		
根拠法令	地方自治法第231条の3第3項により準用される地方税法第20条の11		
住民票(戸籍の附票)の写しの請求事由を明らかにすることが困難な理由	債権の回収という事務の性質上、請求に係る住民の名誉・プライバシーに対する配慮が必要であるため		
戸籍の記載事項の利用目的	<input type="checkbox"/> 氏名の変更を確認するため <input type="checkbox"/> 親族関係を確認するため <input type="checkbox"/> 相続人を特定するため <input type="checkbox"/> その他()		
送付先(機関の所在地)	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県〇〇部〇〇課 担当 □□		

様式20

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇 市町村長 様

職名 氏名 印
(※ 財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

外国人登録事項証明書交付申請書

下記のとおり申請します。
なお、除票されている場合には、除かれた証明書の写しを交付願います。

記

住 所	
交付を受けたい者の氏名	
部 数	部
請 求 理 由	高知県債権回収事務
根 拠 法 令	地方自治法第231条の3第3項により準用される地方税法第20条の11
連絡先	高知県〇〇部〇〇課
担 当	□□ 電話 088-△△△-△△△△

交付申請書

■登記事項証明書 □登記事項要約書 □謄本 □閉鎖謄本 □閉鎖抄本
□閲覧(登記簿・切図・建物図面・測量図) □写し(測量図)

不動産	種別	市・郡	大字	字	地番	家屋番号又は所有者名
	■土地 □建物					
■土地 □建物						
■土地 □建物						
■土地 □建物						
■土地 □建物						
■土地 □建物						
産	請求事項	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項 <input type="checkbox"/> 現に効力のある部分の事項 <input type="checkbox"/> 所有者の住所氏名 <input type="checkbox"/> 年 月 日の登記事項 <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 公図 マイラーNo.				請求の通数 1 通
		商号(名称) 本店(事務所)				
商業法人	請求事項	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書・履歴事項証明書(謄本) <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書 <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書				請求の通数 通
		手数料 登記手数料令第19条により納付しない。				
県有債権の回収のため、下記職員により上記のとおり交付(閲覧)申請します。 平成〇年〇月〇日 <div style="text-align: right;">高知県〇〇部 〇〇課長 〇〇 〇〇 印</div> 申請人 〇〇課 職 名 <div style="text-align: right;">氏 名 印</div> 〇〇地方務局 〇〇支局 御中						
受 付		交付枚数	交 付 年 月 日	確 認 印		

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇 市町村長 様

職名 氏名 印
(※ 財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

照 会

高知県の債権の徴収上必要がありますので、ご多忙中恐縮ですが、下記の者について以下の事項をご調査の上、別紙によりご回答願います。
なお、本件調査は、〇〇〇〇法第〇〇〇条の〇第〇項により準用される国税徴収法第146条の2の規定に基づくものです。

記

住 所 (所在地)			
フリガナ 氏 名 (名 称)		生 年 月 日	

連絡先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県〇〇部〇〇課 担 当 □□
電話 088-△△△-△△△△

様式22

(別紙)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
(担当:〇〇課)

(取扱者 電話)

回 答

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

住 所 (所在地)					
フリガナ 氏 名 (名 称)				生 年 月 日	
所 得	所 得 の 種 類	事業・給与・不動産・その他()		総 所 得 金 額	年 度 円
	扶 養 家 族 数	人	職 業	電 話	生 活 保 護 年 月 から
	勤 務 先	名 称 _____ 住 所 _____ 連 絡 先 _____			
課 税	住 民 税	有・無	年 度 所 得 割		円、均等割 円
	口振金融機関				
滞 納	総 滞 納 額	円		徴 収 見 込	有・無
	滞 納 税 目	住民税、		滞 納 年 度	年 度 ~ 年 度
	滞納処分状況				
財 産	不 動 産	所 在 地	家 屋 番 号	地 目・種 類	地 積・床 面 積
	□土地・□家屋				
	□土地・□家屋				
※ 課税資料等明細の分かるものがありましたら添付してください。					
備 考	その他参考になる事項(転出先等)				

様式23

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

給 料 等 照 会

高知県の債権の徴収上必要がありますので、ご多忙中恐縮ですが、下記の者に対する給料等の支払状況について、別紙によりご回答願います。

なお、本件調査は、地方自治法第231条の3第3項、国税徴収法第141条に基づくものです。

記

住 所 (所在地)			
フリガナ 氏 名 (名 称)		生 年 月 日	

<p>連絡先 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県〇〇部〇〇課 担 当 □□ 電話 088-△△△-△△△△</p>

様式23

平成 年 月 日

〇〇〇〇 あて
(担当:〇〇課)

印

(取扱者 電話)

給料等照会について(回答)

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

※ 住 所				
※ 氏 名				
上記のうち訂正すべき事項				
1 調査事項(直近に支払われた給与、賞与等を参考に記入してください。)				
	月支払給与	月支払給与	月支払給与	月支払賞与
給料(賞与)額				
時間外勤務手当				
通 勤 手 当				
手 当				
所 得 税				
住 民 税				
社 会 保 険 料				
差引支給額				

2 対象者と生計を一にする親族数 _____人
(注) 生計を一にする親族とは事実上の生計を一にする親族をいい、所得の制限がない事実上の婚姻関係(内縁)にある配偶者を含む。また、所得税法上の他の扶養家族になっているものも含まれる。

3 支給日 給与 _____日
賞与(前回) _____月 日(前々回) _____月 日

4 給料等を振り込みしている(いた)場合の金融機関名
_____銀行・信用金庫 _____本店・支店・出張所
預金種別：普通・当座 口座名義人：_____ 口座番号：_____

5 他の執行機関による差押の有無(複数ある場合はすべて記載してください。) 有・無
執行機関名 _____
(執行機関が裁判所の場合は債権者の住所、氏名等も併せて記載してください。)
差押金額 _____ (直近3箇月分を記載してください。)
差押日時 _____

6 その他特記事項 _____

※ 照会担当者	高知県〇〇部〇〇課 担当 □□ 電話 088-823-0000
---------	---------------------------------

注 1 ※印欄は、照会担当者において記入します。
2 回答書に資料を添付していただいたときは、その項目の記載は必要ありません。

様式24

平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行 〇〇部 御中

職名 氏名 _____
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

預 金 照 会 に つ い て

日頃は県行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、ご多忙中恐縮ですが、本県の債権徴収上必要ですので、下記の調査対象者に係る照会事項を調査の上、御回答くださいますようお願いいたします。
なお、本調査は、地方自治法第231条の3第3項(※)で強制徴収が規定されている債権に関するものであり、国税徴収法第141条に基づくものです。

記

1. 調査対象者 別紙のとおり
2. 照会事項
 - (1) 預金の有無・・・支店名・預金種別・口座番号・残高
 - (2) 取引履歴・・・直近3箇月
 - (3) 貸付金の状況・・・種別・残高・担保の有無等
3. 回答方法
 - ・全店を調査対象としてください。
 - ・登録住所と照会住所が異なっている場合でも、住所変更が明らかな場合や生年月日が一致する場合は御回答ください。
 - ・御回答は、貴社所定の様式を使用いただいて結構です。

御回答により、関係職員が知り得た事項につきましては、地方公務員法による守秘義務が課せられています。また、滞納処分を行う場合には、住所等の調査の上、県が同一人物であると判断したものに対して行います。

お問い合わせ先:高知県〇〇部〇〇課 〇〇担当 (氏名 _____)
電話番号 088-xxxx-xxxx

※地方自治法第231条の3第3項 → 個別法に根拠がある場合は、その条項

様式24

【別紙】調査対象者一覧

	氏名	フリガナ	生年月日	住所
1	高知 一郎	コウチ イチロウ	S24.9.30	高知市大津丁 1820-1
2	高知 二郎	コウチ シロウ	S51.4.16	高知市大津丁 1820-2
3	高知 三郎	コウチ サブロウ	S56.12.25	高知市大津丁 1820-3
4	高知 十郎	コウチ ジュウロウ	S46.6.17	高知市大津丁 1820-4
5	(株)高知県庁	カコウチケンチョウ		高知市大津丁 1820-5
6	高知県庁 株式会社	コウチケンチョウカ		高知市大津丁 1820-6
7				
8				
9				
10				

※生年月日は和暦表示

※紙ベースでの照会 (FD は不要)

※一部の金融機関に対象者多数の預金照会をする場合に、事務の便宜のため、FDにて照会することとなる。この場合には、「調査対象者一覧」の様式が異なるので留意すること。

様式24-2

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇銀行 御中
(取扱店:〇〇支店)

職名 氏名 印
(※財産規則第 125 条:知事又はその委任を受けた職員)

取引状況照会

お忙しいところ恐れ入りますが、高知県の債権の徴収上必要がありますので、下記の者について、次の事項を調査の上、ご回答願います。

なお、本件調査は、地方自治法第231条の3第3項、国税徴収法第141条に基づくものです。

記

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

生年月日 _____

前住所 _____

御回答により、関係職員が知り得た事項につきましては、地方公務員法による守秘義務が課せられています。また、滞納処分を行う場合には、住所等の調査の上、県が同一人物と判断したものに対して行います。

お問い合わせ先
高知県〇〇部〇〇課
担当〇〇〇〇
電話番号 088-×××-××××

様式24-2

(別紙)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 あて
(担当:〇〇課)

印
(取扱者 電話)

取引状況回答

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

氏名(名称) _____

住所(所在) _____

前住所 _____

調査事項					
預金	種類	口座・証券番号	満期日	金額	摘要
	普通預金				
	定期預金				
	当座預金				
	通知預金				
	その他				
保預 護り	品(銘柄)名	番号等	数(株数)量	摘要	
					有・無
出資金				円	有・無
債 権	債権の種類	弁済期	金額	質権・抵当権の別	設定年月日
	手形貸付				
	証書貸付				
担 保	担保物の種類	数量・面積	所有者名	所在地	
	土地				
	建物				
貸し金庫の有無		有・無			
現在取引の有無		有・無		取引停止年月日 平成 年 年 日	
その他 (なお、取引を有する場合には、直近3箇月分の取引明細書をご送付願います。)					

紙面が不足の場合は、恐縮ですが、別紙添付の上、御記載願います。
他支店に口座を有する場合は、その他の欄に支店名のみ記入をお願いします。

様式25

債権差押調書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によるとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。

記

滞納者 (債権者)	住(居)所								
	氏名								
滞 納 金 額	年 度	期別等 徴収番号等	科目 納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納 処分費	備 考	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
			合計				県条例による金額	円	
差 押 債 権	第三 債務者	住(居)所 金融機関本店の住所			氏名	株式会社 ○○銀行			
	滞納者が債務者に対して有する△△店の普通預金(口座番号××××××)金 円の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権。								
	履行期限 即時								
	債権差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 () ㊟								
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 () ㊟									

様式25

債権差押調査(謄本)

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例にとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調査を作成します。

記

滞 納 金 額	滞納者(債権者)	住(居)所						
		氏名						
滞 納 金 額	年度	期別等 徴収番号等	科目 納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納 処分費	備考
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
			合計			県条例による金額	円	

差 押 債 権	第三債務者	住(居)所	金融機関本店の住所	氏名	株式会社 〇〇銀行
		滞納者が債務者に対して有する△△店の普通預金(口座番号××××××)金 円の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権。			
		履行期限	即時		

債権差押調査謄本(滞納者あて)を受領しました。
平成 年 月 日 () ㊟

債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。
平成 年 月 日 () ㊟

(告示) この処分不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内又は地方税法第19条の4*に規定する期間のいずれか早く経過する期間内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※地方税法第19条の4→国税徴収法の例による場合は「国税徴収法第171条」となる。

様式25

債権差押通知書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

株式会社 〇〇銀行 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分等の例により差押えをします。この差押債権については、債権者に対して支払うことなく、履行期限までに本職に支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払われても、その支払は無効です。

記

滞 納 金 額	滞納者(債権者)	住(居)所						
		氏名						
滞 納 金 額	年度	期別等 徴収番号等	科目 納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納 処分費	備考
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
			合計			県条例による金額	円	

差 押 債 権	第三債務者	住(居)所	金融機関本店の住所	氏名	株式会社 〇〇銀行
		滞納者が債務者に対して有する△△店の普通預金(口座番号××××××)金 円の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権。			
		履行期限	即時		

(告示) この処分不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内又は地方税法第19条の4*に規定する期間のいずれか早く経過する期間内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(告示) この処分不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内又は地方税法第19条の4*に規定する期間のいずれか早く経過する期間内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※地方税法第19条の4→国税徴収法の例による場合は「国税徴収法第171条」となる。

様式26

差 押 解 除 通 知 書

株式会社 ○○銀行 様

○○○○第○○○号
平成 年 月 日

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記財産の差押えを解除しましたので、地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によつてされる国税徴収法第80条第1項の規定により通知します。

記

滞納者	住(居)所	
	氏 名	

差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在その他				年 月 日	
	第 三 債務者	住(居)所	金融機関本店の住所	氏 名		株式会社 ○○銀行
	滞納者が債務者に対して有する△△店の普通預金(口座番号××××××)					平成○○年○月○日
金	円の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権。					

備 考	

(第二債務者用)

様式26

差 押 解 除 通 知 書

○○ ○○ 様

○○○○第○○○号
平成 年 月 日

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記財産の差押えを解除しましたので、地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によつてされる国税徴収法第80条第1項の規定により通知します。

記

滞納者	住(居)所	
	氏 名	

差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在その他				年 月 日	
	第 三 債務者	住(居)所	金融機関本店の住所	氏 名		株式会社 ○○銀行
	滞納者が債務者に対して有する△△店の普通預金(口座番号××××××)					平成○○年○月○日
金	円の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権。					

備 考	

(滞納者用)

様式27

配 当 計 算 書					
〇〇〇〇第〇〇〇号 平成 年 月 日					
職名 氏名 印 (※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)					
以下のとおり換価代金等を配当する。 地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によるとされる国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。					
滞 納 者	住(居)所				
	氏 名				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額
	平成〇〇年〇月〇日付 20□□□□第△△△号で差し押さえた債権の 取立代金(△△支店、〇〇預金、口座番号××××)。 第三債務者 株式会社 〇〇銀行 取立日 平成20年 5月 1日				150,000 円
支 払	債権者の住(居)所及び氏名	債権金額	配当 順位	配当金額	備 考
	高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県知事 (〇〇課)	150,000円	1	130,000円	詳細は別紙 のとおり
残余金		20,000円			
換価代金等の交付		期日・時間	場 所		
		平成〇〇年 〇月 〇日 午前・午後 〇時	高知県〇〇部〇〇課		
<p>(教示) この処分に不服がある場合は、上記換価代金等の交付期日*までに、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

※注 根拠は、地方税法第19条の4第4号(国税徴収法の例による場合は、国税徴収法第171条第1項第4号)

様式27

配 当 計 算 書(謄本)					
〇〇〇〇第〇〇〇号 平成 年 月 日					
〇〇 〇〇 様 職名 氏名 印 (※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)					
以下のとおり換価代金等を配当する。 地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によるとされる国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。					
滞 納 者	住(居)所				
	氏 名				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額	
	平成〇〇年〇月〇日付 20□□□□第△△△号で差し押さえた債権の 取立代金(△△支店、〇〇預金、口座番号××××)。 第三債務者 株式会社 〇〇銀行 取立日 平成20年 5月 1日			150,000円	
支 払	債権者の住(居)所及び氏名	債権金額	配当 順位	配当金額	備 考
	高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県知事 (〇〇課)	150,000円	1	130,000円	詳細は別紙 のとおり
残余金		20,000円			
換価代金等の交付		期日・時間	場 所		
		平成〇〇年 〇月 〇日 午前・午後 〇時	高知県〇〇部〇〇課		
<p>(教示) この処分に不服がある場合は、上記換価代金等の交付期日*までに、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

※注 根拠は、地方税法第19条の4第4号(国税徴収法の例による場合は、国税徴収法第171条第1項第4号)

様式28

交 付 要 求 書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

高知地方裁判所民事第〇部 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により交付要求をします。
記

滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年 度	期別等 徴収番号等	科 目 納期限	滞 納 額	加 算 金 額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	備 考	
						県条例による金額	円		
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
		合 計					県条例による金額	円	
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	高知地方裁判所 不動産競売事件								
	事件番号 平成〇〇年(ケ)第〇〇〇〇号								
	執行機関名	高知地方裁判所民事第〇部	差 押 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日					
	連 絡 先	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 〇〇部〇〇課 担当:□□ 電話〇〇-〇〇〇〇							

※ 延滞金額欄には、元金が未納のため延滞金の額が未確定である場合には、「県条例による金額」の下部に「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において元金が完納となったと仮定して計算した延滞金の金額を括弧書きする。

また、欄外に「延滞金額欄の「要す」の記載は、高知県税外収入金の延滞金徴収条例所定全延滞金額の交付を求めているものである。また、()内の金額は、便宜、交付要求書作成日までの延滞金額を概算したものである。」旨を記載する。…以下の交付要求通知書、参加差押書、参加差押通知書についても同様

様式28

交 付 要 求 通 知 書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、交付要求をしましたので、地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によるとされる国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。
記

滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年 度	期別等 徴収番号等	科 目 納期限	滞 納 額	加 算 金 額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	備 考	
						別紙滞納金額内訳書のとおり	県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
							県条例による金額	円	
		合 計					県条例による金額	円	
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	高知地方裁判所 不動産競売事件								
	事件番号 平成〇〇年(ケ)第〇〇〇〇号								
	執行機関名	高知地方裁判所民事第〇部	差 押 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日					
	連 絡 先	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 〇〇部〇〇課 担当:□□ 電話〇〇-〇〇〇〇							

(教示)
この処分に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁判等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁判等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁判等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁判等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判等がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式29

参加差押書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 税務署長 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により参加差押えをします。

記

滞納者 (債権者)	住(居)所							
	氏 名							
滞納金額	年度	期別等 徴収番号等	科目 納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納 処分費	備考
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
	合計					県条例による金額	円	
参加差押財産	所在 〇〇市〇〇 〇丁目〇番地							
	家屋番号 〇番地〇号							
	種類 店舗							
	構造 木造瓦葺〇階建							
	床面積 1階〇㎡ 2階〇㎡							
執行機関名		〇〇 税務署長		差押年月日		平成〇〇年〇月〇日		
連絡先		〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 〇〇部〇〇課 担当:□□ 電話〇〇-〇〇〇〇						

※注 延滞金額欄の記載方法については、様式28の下欄参照のこと。

様式29

参加差押通知書

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

職名 氏名 印
(※財産規則第125条:知事又はその委任を受けた職員)

下記のとおり、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により参加差押えをします。

記

滞納者 (債権者)	住(居)所							
	氏 名							
滞納金額	年度	期別等 徴収番号等	科目 納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納 処分費	備考
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
						県条例による金額	円	
		合計					県条例による金額	円
参加差押財産	所在 〇〇市〇〇 〇丁目〇番地							
	家屋番号 〇番地〇号							
	種類 店舗							
	構造 木造瓦葺〇階建							
	床面積 1階〇㎡ 2階〇㎡							
執行機関名		〇〇 税務署長		差押年月日		平成〇〇年〇月〇日		
連絡先		〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 〇〇部〇〇課 担当:□□ 電話〇〇-〇〇〇〇						

(教示)
この処分に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内又は地方税法第19条の4*に規定する期間のいずれか早く経過する期間内に、高知県知事に対して不服申立てをすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、当該不服申立てに対する裁決等を経た場合に限り、当該不服申立てに対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、当該不服申立てに対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該不服申立てに対する裁決等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、不服申立てに対する裁決等を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 不服申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決等がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決等を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※ 地方税法第19条の4→国税徴収法の例による場合は、「国税徴収法第171条」となる。

様式30

債権管理上 必要がありますので、次の項目につき、平成 年 月 日までにご回答ください。
（根拠：地方自治法第231条の3第3項により準用される国税徴収法第141条（質問・検査））

実情回答書（強制公債権個人用）

平成 年 月 日

高知県知事 様

氏名 _____ ㊟

照会の件について、以下のとおり回答します。

調査項目	回 答 欄			
ご本人に関すること	現住所			
	生年月日 年 月 日 生まれ 電話番号 () 携帯電話			
ご家族に関すること	氏名	続柄	年齢	職業・健否など
収入状況	昨年1年間の収入合計 円			
	□給料月額 円		□賃料収入月額 円	
	□営業収入月額 円		□その他収入月額 円	
	勤務先 または 事業所	名 称		
	所在地			
	電話番号			
不動産	□不動産の所有なし □自宅以外に所有なし			
	□自宅以外に所有あり 所在地			
預貯金	金融機関名	支店名	口座番号	
生命保険 損害保険	会社名	保険の種類	証券番号	
生活実態と 今後の返済計画				

裏面もお使いください。

実情回答書（強制公債権個人用について）

- 効果・メリット
 - 第三者からの情報が得にくい場合に、生活状況などを直接把握できる。
 - 準用される国税徴収法を根拠とする調査なので、回答義務がある。
→第三者への調査や不意の調査などに苦情が言えない。
 - 財産調査結果などと併用して、執行停止の根拠資料となる。
 - 分割納付を認めるか、などの判断材料になる。
- 使用方法の例
 - 催告書に同封し回答を求める。
 - 電話で相談があった場合に、返信用封筒とともに郵送し回答を求める。
 - 来庁での相談の際、感情的になったり、長時間に及ぶ場合に、返信用封筒とともに手渡し、相談を打ち切る。
 - 常備し、相談記録として使用する。
- その他
 - 必要に応じ調査項目を変更する。
 - 来庁しての提出の場合に、分割納付を認めるなどの即答は避ける。
※滞納処分執行もあり得る。
 - 印鑑を持参していない場合は、署名のみでも可。

資料4

税外未収金の整理方針

税外未収金対策幹事会

税外債権を保有する所属は、次の基本姿勢及び債権回収方針に基づき、税外債権の回収に取り組む。

1. 基本姿勢

(1) 大多数の善良な債務履行者に説明責任が果たせるよう、適正かつ公平な債権管理が求められていることを回収業務を担当する職員は自覚しなければならない。

(2) 各課の業務は融資実施から事業実施後の債権回収まで行ってはじめて完結すること、融資等の原資には県民の税金が使われていることを意識して取り組む。

(3) 法令等に基づく厳格かつ適正な債権回収を行うことを基本とし、債務者個々の事情にも配慮しながら未収金額の縮減を図る。

2. 債権回収方針

(1) 催告

催告は督促後早期に実施する。催告文書は、段階的に効果的なものとする。

(2) 調査

所在調査 権限に基づき早期に関係機関への調査を実施する。
財産調査 非強制等は債務者から調査同意書を取得し調査を実施する。
その他調査 官報情報などを十分活用する。

(3) 徴収停止等

生活困窮などの事情のある債務者については、私債権等は徴収停止を、強制債権は執行停止を積極的に検討する。

(4) 債務名義の取得

誠実な納付意思を有しない債務者に対しては、法令に基づき支払督促、少額訴訟又は簡易裁判所での通常訴訟などにより債務名義の取得を行う。
債務名義取得後も不誠実な債務者に対しては強制執行を実施する。

(5) 分納管理

分納履行状況を適切に管理し、分納約束を反故にする不誠実な債務者に対しては、早期に法的措置を含めた対応を行う。

(6) 時効管理

時効消滅とならないよう、時効に関する知識習得に努めるとともに、早期から計画的な債権管理を実施する。

資料5

県が保有する債権の放棄に関する条例

昭和39年3月31日

条例第10号

改正	昭和40年4月1日条例第23号	昭和42年10月17日条例第38号
	昭和43年4月1日条例第35号	昭和43年12月19日条例第60号
	昭和44年6月10日条例第31号	昭和44年10月13日条例第41号
	昭和49年9月26日条例第49号	昭和49年12月20日条例第60号
	昭和57年9月23日条例第32号	昭和58年6月10日条例第21号
	昭和62年6月9日条例第24号	昭和62年10月8日条例第26号
	平成2年3月28日条例第12号	平成5年3月29日条例第13号
	平成5年6月8日条例第25号	平成7年10月11日条例第36号
	平成11年3月3日条例第4号	平成12年6月13日条例第46号
	平成14年3月11日条例第2号	平成14年12月20日条例第55号
	平成15年7月1日条例第46号	平成17年6月13日条例第54号
	平成19年3月16日条例第23号	平成22年3月3日条例第2号
	平成22年6月14日条例第30号	平成25年3月5日条例第3号

保母修学資金等の返還の免除に関する条例をここに公布する。

県が保有する債権の放棄に関する条例

題名改正〔昭和44年条例41号・平成25年条例3号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、県が保有する債権（金銭の給付を目的とする権利をいう。以下同じ。）について、知事が放棄することができる場合を定めるものとする。

追加〔平成25年条例3号〕

(放棄)

第2条 知事は、次に掲げる貸付金に係る債権が規則その他の規程に定める事由に該当するときは、当該債権を放棄し、当該貸付金の返還を免除することができる。

(1) 介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の区域内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金

(2) 大学の医学又は歯学の学部 に在学する者で、県の保健所その他の機関又は県の区域内の医療希薄地域の医療機関において医師又は歯科医師の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金

(3) 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において看護師等の業務に従事しようとするもの及び大学院の看護学を専攻分野とする修士課程に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において保健師、助産師又は看護師の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金

- (4) 理学療法士又は作業療法士（以下「理学療法士等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の病院その他の機関又は県の区域内の理学療法士等の確保が困難な施設等において理学療法士等の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金
- (5) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する勤労生徒又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労生徒（県の区域内に住所を有する者に限る。）に対して貸与した奨学資金
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校若しくは特別支援学校の高等部又は教育長が指定する専修学校の高等課程に在学する者で、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難なものに対して貸与した奨学資金

- (7) 配偶者のない女子等に対して貸与した福祉資金
- (8) 地場産業に係る事業を営む等の小規模企業者に対して貸与した設備の近代化又は労働環境の改善に必要な資金
- (9) 公益財団法人ひょうご産業活性化センターに対して貸与した中小企業者の先進的な機器等の導入に必要な資金及び地場産業に係る事業を営む等の小規模企業者の設備の近代化又は労働環境の改善に必要な資金
- (10) 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）第1条第26号に規定するところにより高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する者に対して貸与した奨学金並びにそれらの者に対して貸与した入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金

- (11) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に対して貸与した阪神・淡路大震災により被害を受けた低所得者等の生活の支援を図るための生活福祉資金の貸付事業に必要な資金
一部改正〔平成25年条例3号〕

第3条 知事は、県が保有する債権（時効による消滅について、時効の援用を要しないものを除く。以下「私債権」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該私債権を放棄することができる。

- (1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みがないとき。
- (2) 債務者が死亡し、債務者の相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が強制執行に要する費用の額及び私債権に優先して弁済を受ける他の債権の額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。

追加〔平成25年条例3号〕

（報告）

第4条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、その旨を議会に報告するものとする。

追加〔平成25年条例3号〕

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年10月17日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に貸与した改正前の保母修学資金の返還の免除に関する条例第3号に掲げる修学資金の返還の免除については、改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政基金条例の一部改正）

- 3 財政基金条例（昭和36年兵庫条例第16号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第6号中「英才教育及び」を削り、同項に次の1号を加え、同条第2項中「前項第6号」の右に「及び第7号」を加える。

- (7) 勤労生徒奨学資金及び教員育成奨学資金に要する経費で知事が特に必要があると認めるものの財源に充てるとき。

（財政基金条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 昭和48年度までの間の英才教育に要する経費の財源については、改正後の財政基金条例第4条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和43年12月19日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年6月10日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月13日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月20日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月23日条例第32号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月10日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月9日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に、失効前の地域改善対策特別措置法施行令（昭和57年政令第78号）第1条第34号に規定するところにより短期大学又は大学に在学する者に対して貸与した奨学金並びにそれらの者に対して貸与した入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金の返還の免除については、改正後の貸付金の返還の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年10月8日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月3日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則第1号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月13日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月11日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月13日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の貸付金の返還の免除に関する条例の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月16日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月14日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。